

核兵器： 人類が払う代償

巻頭言：大きすぎる犠牲：人類が払う代償に照らした核兵器の再考
ビンセント・バーナード（編集長）

原爆が投下されて：被ばく者の声
朝長万左男、山本定男、山脇佳朗

きご雲の下で見た光景：中国新聞とヒロシマ平和メディアセンター
宮崎智三

フォトギャラリー：爆心地ナガサキ
中村明俊

広島・長崎から70年：核爆発の影響に関する考察
近衛忠輝、ベーター・マウラー

核軍縮に関する「効果的な措置」の確立に向けて：
法的義務を実現する手段
テレサ・ダンワース

国際人道法における核兵器の人道上の代償と法的帰結
ルイス・マレスカ、エレノア・ミッチェル

化学・生物・放射線・原子核を用いた事象：
赤十字国際委員会の人道対応の枠組み
グレゴール・マリヒ、ロビン・クープランド、ステイブ・ドネリー、
ジョニー・ネーメ

核兵器の使用と人権
スチュアート・ケイシー＝マスレン

核兵器の人道上の影響に関する国際的なイニシアチブの発展と
核兵器を巡る議論への影響
アレクサンダー・クメント

核兵器を巡る議論の見直し：人道イニシアチブ
エリザベス・マイナー

非国家主体によるCBRN兵器の模索：
その動機と危惧される人道上の被害
ステファニー・ミュレンベルト、マートン・ニューエンホワイゼン

広島への原爆投下に関するICRCのリポート
フリッツ・ビルフィンガー 1945年10月24日

核兵器の時代に終止符を
ヤコブ・ケレンベルガー 2010年4月20日

核兵器：人類に対する脅威に終焉を
ベーター・マウラー 2015年2月18日

核兵器禁止の歴史的合意「人類のための勝利」
赤十字国際委員会および国際赤十字・赤新月社連盟による共同声明
2017年7月7日

被爆75年イベント：
核兵器が存在することは人類にとって何を意味するのか
～コロナ危機の最中に考える
長崎県、長崎市、赤十字国際委員会主催
日本発オンラインイベント 2020年8月9日

核兵器の時代の終わりの始まり
ベーター・マウラー 2020年10月25日



ICRC

www.icrc.org/eng/review

ISBN978-2-940396-87-0

原版：第97巻(899号)2015年秋発行
／日本語版：2021年1月発行

INTERNATIONAL
REVIEW
of the Red Cross

核兵器：人類が払う代償

ICRC

第97巻(899号)日本語版

原版：第97巻(899号)2015年秋発行
／日本語版：2021年1月発行

INTERNATIONAL
REVIEW
of the Red Cross

赤十字国際レビュー

核兵器：
人類が払う代償



ICRC

発行の目的と意義

「赤十字国際レビュー」は、1869年にICRCが創刊した定期刊行物で、現在は英国ケンブリッジ大学出版局とともに発行しています。

本書は、人道法、武力紛争やその他集団的暴力の伴う状況下における政策や行動についての考察を促すことを目的としています。人道法に特化したジャーナルとして、人道法の知識や重要な分析、法の発展を促すと同時に、基本的な権利と価値を保証する規則に背くことのないよう、将来的な違反防止に貢献することが狙いです。

本書は、現代の人道支援の形や、紛争の原因と性質の分析について議論する場を提供し、それぞれの紛争の特性に端を発する人道問題に明快な洞察を与えます。

最後に、読者諸賢には本書を通じて、国際赤十字・赤新月運動の抱える課題、特にICRCの活動と政策についての情報もお届けしています。

赤十字国際委員会とは

赤十字国際委員会(ICRC)は、公平で中立、かつ独立した組織で、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し、必要な援助を提供することをその人道的使命としています。

ICRCは、国際人道法および世界共通の人道の諸原則を普及させ、また強化することによって人々に苦しみ及ばないよう尽力しています。

1863年に設立されたICRCはジュネーブ諸条約および国際赤十字・赤新月運動の創設者でもあります。武力紛争およびその他暴力の伴う事態において、国際赤十字・赤新月運動による国際活動の指揮・調整にあたります。

表紙の写真：
平和記念式典後の灯籠流し（広島、2011年）
© David Clumpner

おわりに

本書は、ビンセント・バーナード率いるInternational Review of the Red Cross編集チームが発刊した「The human cost of nuclear weapons」, Volume 97, Number 899（以下、原版）から記事をえり抜き、日本語に翻訳したものです。

本書に掲載されている2017年以降の記事に関しては、核兵器禁止条約の成立や批准の流れを汲んで、赤十字国際委員会(ICRC)駐日代表部が独自に追加しました。

日本語版の発行にあたり、以下の方々に改めて謝意を表します。

- ・赤十字国際レビューの日本語版編集作業に携わっていただいた岩田佑美氏、二村卓秀氏、森下友香子氏、神谷知佳子氏、田本さら菜氏、また、初期の作業チームを率いていただいた山浦元気氏
- ・本書発行・印刷にあたり、長きにわたり関与および貢献していただいた佐野是氏（株式会社アトミ）
- ・原版および日本語版の制作に貢献してくれたICRC駐日事務所当時のスタッフ、本間仁美氏、斉藤華佳子氏、鈴木明日香氏、有川滋男氏、柴崎大輔氏

最後に、京都大学大学院法学研究科教授の瀧本正太郎氏の指揮・監督のもと、赤十字国際レビューの日本語版を法的見地から監修していただいた河合慶一郎氏、栗木駿氏、小宮士門氏、前田原作氏に、心よりの感謝を申し上げます。

なお、原版（英語）については、以下のサイトからPDF版が無料でダウンロードできます。
<https://international-review.icrc.org/reviews/irrc-no-899-human-cost-nuclear-weapons>

免責

本書の見解は、必ずしもICRCの見解や立場を代表するものではありません。

原版編集チーム

Editor-in-Chief: Vincent Bernard
Editor: Mariya Nikolova
Thematic Editor: Ellen Policinski
Book review editor: Jamie A. Williamson
Special thanks: Kathleen Lawand, Louis Maresca

日本語版発行者

赤十字国際委員会(ICRC) 駐日代表部

日本語版編集人

眞壁仁美 / ICRC 駐日代表部 広報統括官

本書に関するご意見、ご感想については tok_tokyo@icrc.org までお寄せください。

原版：第97卷(899号)2015年秋発行

／日本語版：2021年1月発行

INTERNATIONAL REVIEW of the Red Cross

人道にまつわる議論：法律、政策、実施の観点から

核兵器： 人類が払う代償

本書に掲載している寄稿文については、あくまでも筆者の見解であり、必ずしもICRCおよび赤十字国際レビューの見解を代表するものではありません。レポートや声明など、ICRCの名の下に作成されているもののみ、ICRCに帰属します。

目次

核兵器：人類が払う代償

- 005 **巻頭言：大きすぎる犠牲：人類が払う代償に照らした核兵器の再考**
ビンセント・バーナード／編集長

意見と視点：広島と長崎

- 013 **原爆が投下されて：被ばく者の声**
朝長万左男、山本定男、山脇佳朗
- 031 **きのご雲の下で見た光景：中国新聞とヒロシマ平和メディアセンター**
宮崎智三
- 047 **フォトギャラリー：爆心地ナガサキ**
中村明俊
- 057 **インタビュー：広島・長崎から70年：核爆発の影響に関する考察**
近衛忠輝／国際赤十字・赤新月社連盟会長および日本赤十字社社長
(※2015年原版発行当時)
ペーター・マウラー／赤十字国際委員会(ICRC)総裁

核軍縮の議論

- 069 **核軍縮に関する「効果的な措置」の確立に向けて：法的義務を実現する手段**
テレサ・ダンワース

核兵器：法律・政策面からの考察

- 089 **国際人道法における核兵器の人道上の代償と法的帰結**
ルイス・マレスカ、エレノア・ミッチェル
- 115 **化学・生物・放射線・原子核を用いた事象：
赤十字国際委員会の人道対応の枠組み**
グレゴール・マリヒ、ロビン・クープランド、スティーブ・ドネリー、
ジョニー・ネーム
- 131 **核兵器の使用と人権**
スチュアート・ケイシー＝マスレン

「人道上の影響」が論点に：国際・国内レベルで議論をけん引

- 149 **核兵器の人道上の影響に関する国際的なイニシアチブの発展と
核兵器を巡る議論への影響**
アレクサンダー・クメント
- 179 **核兵器を巡る議論の見直し：人道イニシアチブ**
エリザベス・マイナー

厳選記事

- 199 **非国家主体によるCBRN兵器の模索：その動機と危惧される人道上の被害**
ステファニー・ミュレンベルト、マートン・ニューエンホワイゼン

原版：第97巻 (899号) 2015年秋発行

／日本語版：2021年1月発行

本書に掲載している寄稿文については、あくまでも筆者の見解であり、必ずしも ICRC および赤十字国際レビューの見解を代表するものではありません。レポートや声明など、ICRC の名の下に作成されているもののみ、ICRC に帰属します。

レポートと書簡

- 229 広島への原爆投下に関する ICRC のレポート
フリッツ・ビルフィンガー 1945年10月24日
- 261 核兵器の時代に終止符を
ヤコブ・ケレンベルガー 2010年4月20日
- 267 核兵器：人類に対する脅威に終焉を
ペーター・マウラー 2015年2月18日

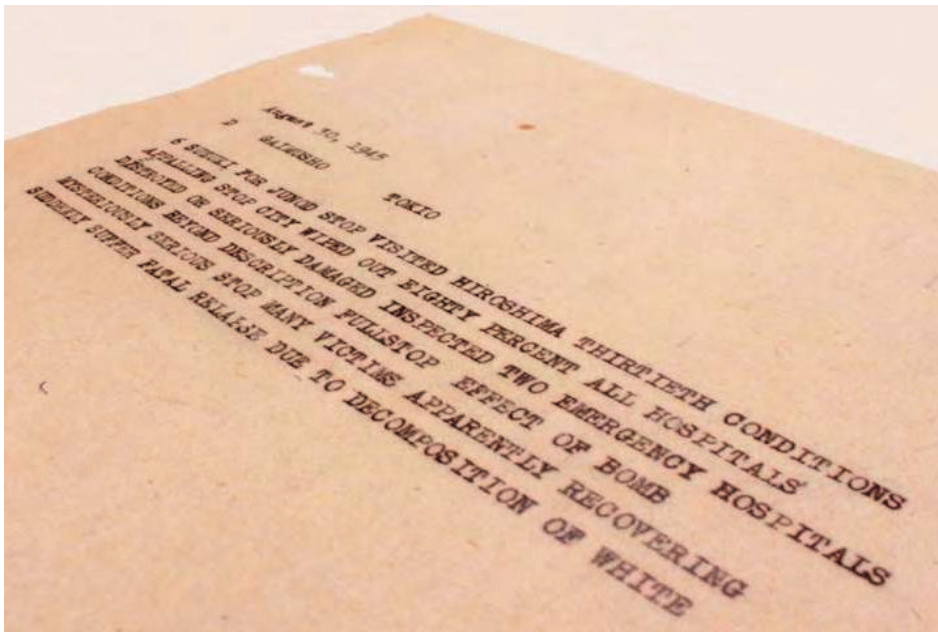
日本語版付録

- 273 核兵器禁止の歴史的合意「人類のための勝利」
赤十字国際委員会および国際赤十字・赤新月社連盟による
共同声明 2017年7月7日
- 277 被爆 75 年イベント：核兵器が存在することは人類にとって
何を意味するのか～コロナ危機の最中に考える
長崎県、長崎市、赤十字国際委員会が主催した
日本発オンラインイベント 2020年8月9日
- 305 核兵器の時代の終わりの始まり
ペーター・マウラー 2020年10月25日

巻頭言

大きすぎる犠牲： 人類が払う代償に照らした核兵器の再考

ビンセント・バーナード(編集長)／2015年に執筆



30日に広島訪問、状況はひどく、街は壊滅状態、病院の8割は全壊または甚だしく損壊。救急病院を2カ所視察したが、筆舌に尽くしがたい惨状。爆弾の威力は信じがたいほど破壊的。回復に向かっているかにみえた患者の多くが白血球の減少などの体内の異常により突然危篤状態に陥り、膨大な数の人々が生死の境をさまよっている。周辺の病院には現在も10万人以上の負傷者がいると推定されるが、不幸にも薬や包帯が足りず。

ICRCのフリッツ・ビルフィンガーが1945年8月30日に打った電報より¹

広島には1945年8月6日に、そして同9日に長崎に原子爆弾が投下された。投下直後から5年の間に死亡した人の数は約34万人と推計されている²。国際赤十字・

赤新月運動（赤十字運動）は、原爆投下から今日に至るまで、被ばく者のニーズに応え続けるとともに、一貫して核兵器の使用に反対の意思を表明し続けている。

赤十字と赤新月：被害者のための継続的な活動

世界で初めて原爆が投下されたその翌日から、広島には周辺地域から日本赤十字社の医療班が到着した。現地の日本赤十字病院の職員を手助けし、同病院は甚大な被害を受けていたものの稼働。壊滅した街のさまざまな場所でテントを設営して、急造の治療施設としてその役割を果たしていた。

赤十字の外国人職員で最初に広島入りしたのは、赤十字国際委員会（ICRC）のフリッツ・ビルフィンガーだった。彼は8月29日に広島に到着し、前出の電報を東京のICRC代表部に送った。その数日後には、代表部からマルセル・ジュノーが広島入りし、「ここには静寂と廃墟しかない」³と表現した。彼が出会った原爆の目撃者は、爆発後の数秒間について次のように描写した。

市の中心部では、通りや公園にいた多くの人々が、焼けつくような熱波に襲われ、次々と死んでいきました。死を免れた人は目を背けたくなるほどひどい火傷を負って、虫のように這いつくばってもだえ苦しんでいました。民家も、倉庫も、何もかもがすべて、この世のものとは思えない力でなぎ倒されたかのように、跡形もなく消えてしまいました。路面電車はまるで重さがないかのように浮き上がり、数ヤードも遠くに放り出され、車両も線路から吹き飛ばされました。あらゆる生き物が、激痛に苦しむ姿のまま石のように固まってしまったのです。⁴

仮設の診療所は火傷を負ったり放射線を浴びたりした重病人で溢れかえった。器具や薬はもちろん、医療従事者も全体的に不足していた。医療従事者の多くは、原爆によって命を奪われていた。生き残った数少ない医師や看護師は、これまでに見たこともない創傷に直面し、効果的な治療方法も全く見当たらなかった⁵。

日本赤十字病院は現在も、1945年に広島と長崎を襲った原爆に起因するがんなどの病気を抱える、何千人という被ばく者の治療を継続している。2014年4月から2015年3月の間に、被ばく者として公式に認定された人で治療を受けたのは、広島赤十字・原爆病院では4657人、日本赤十字社長崎原爆病院では7297人にのぼった⁶。核兵器によってもたらされる苦難の深刻さや規模に私たちの関心を引き起こす被ばく者の声は、何よりも説得力がある⁷。

世界で初めて原爆が使用されてからほどなく、ICRCは核兵器に対する明確な姿勢を表明した。広島に原爆が投下されてから1カ月もしないうちに、ICRCは各国の赤十字・赤新月社に対して、核兵器は廃絶すべきであるという見解を伝えた⁸。ICRCの立場は後に次のように要約される。

軍事目標と民用物の区別なく、その影響を受けた人々に残虐な被害を与え、それが引き起こす破壊の犠牲者に対して支援をもたらす可能性をも完全に奪う核兵器は、戦時国際法および赤十字が指揮する支援活動の根幹に疑問を投げかけた⁹。

広島と長崎に原爆が投下されてから70年が経過しても、核兵器の禁止と廃絶は今なお国際社会において実質的な進展のみられない、困難な課題として残されている。しかしながら、国際赤十字・赤新月運動は、「人間を守るために立ち上がり」¹⁰、核兵器の使用がもたらす容認することのできない人道上の被害に関心を寄せるための声を提供し、核兵器の国際人道法上の示唆を強調し、そして各国政府に対して可及的速やかに核兵器を禁止し撤廃するよう求めるという大きな責任を果たしていく必要がある。核兵器に対するICRCの一貫した姿勢に照らし、その使用の人道上の被害という観点から核兵器の問題を再考するという近年のイニシアチブの見解を踏まえて、核兵器に関する号として本書を出版することを決定した。

今なお人類最大の脅威

1945年に最初の核兵器が使用されてから、その壊滅的な影響は世界に知れ渡った。40年にわたる冷戦時代には、常に核攻撃の危険が存在していた。一部の国では、核攻撃を想定して、防災訓練が定期的に行われたり、核シェルターが整備されたりした。また、核兵器反対運動も起こった。ところが現在は、核兵器に対する認識の度合いが大きく変容している。冷戦後に生まれた世代の大半を中心に、多くの人々が、核兵器が人類に突き付ける継続的なリスクや、核兵器が使用された場合にもたらされるであろう深刻な人道上の被害を認識していない。

核の脅威はもはや存在しないかのようにみえる。しかしその一方で、逆説的に、現在は以前よりも、限定的な核戦争ですら人間の環境や健康に影響を及ぼすこと¹¹や、1996年に国際司法裁判所（ICJ）が核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見（核兵器に関する勧告的意見）の中で強調した「その破壊力は空間的にも時間的にも制限されるものではない」¹²ことがよく知られるようになった。

核兵器は武力紛争において1945年以来使用されてこなかったが、核実験は実験地周辺の住民の生活と、一部の軍関係者に深刻な影響を及ぼしてきた。実験地付近には、少数民族や島の住民も含まれ、環境にも深刻なダメージを与えてきた¹³。

こうした現実がありながらも、一部の国家は依然として核兵器を安全保障政策の根幹として位置づけており、他方で核兵器の保有は邪悪な地位の象徴になっている。核武装国が保有する核兵器の総数は冷戦のピーク時よりも減少しているが、核兵器国は保有に加えて近代化も進めている。今日、14カ国に1万6,000発ほどの核兵器が備蓄されており、その多くが直ちに使用できる状態にある¹⁴。米国とロシアでは、およそ1,800発の核弾頭が高度の警戒態勢にあり、わずか数分で発射できるように準備され

ている¹⁵。これらの核兵器の大多数が、広島と長崎で使用された原爆よりもはるかに破壊力大きい。これらの事実を考慮すると、意図的であれ偶発的であれ核兵器が爆発する危険は一層恐ろしいものとなる。

長崎を最後に核攻撃は一度も起こっていないという現実があるゆえに、世間では差し迫った危機感が薄い。しかし、人類は、核兵器の意図的または偶発的な爆発を将来的に回避できないかもしれない。70年以上核兵器が使用されていないという事実は、二度と使用されることがないことを保証するものではない。核兵器が存在し続けるほど、そしてより多くの国で核兵器が開発され、非国家主体までも核兵器を手にするような事態が現実味を帯びるほど、核兵器が再び爆発する危険はますます高まるのである。

法の範囲外ではない

人道上深刻な問題があるその他の兵器¹⁶とは異なり、国際人道法（IHL）は明示的に核兵器の使用を禁止してはいない。これは、法が沈黙していることを意味するわけではない。IHLは、核兵器の合法性の評価に関連する、敵対行為を規律する一連の一般的規則を規定している。これらの一般的規則には、区別の原則、均衡性の原則、無差別攻撃の禁止、過度の傷害や不必要な苦痛を与える性質を持つ兵器の使用の禁止、自然環境の保護の規則が含まれる。これらの規則の中核には、文民たる住民および個々の文民は軍事作戦から生じる危険から一般的保護を受けるものとする基本原則がある。

重要な軍事目標の破壊に加えて、核兵器は都市部とその地域の文民たる住民に対しても使用され得ることは忘れてならない。広島と長崎への原爆投下は、スペイン内戦から第二次世界大戦にかけて主要都市部の爆撃がエスカレートしていった末に生じた、最悪の結末だった。広島と長崎での原爆の使用については、当時適用され得る規則に照らした場合に合法であるか否かが盛んに議論されてきたが、仮に今日そのような攻撃が行われたとすると、現行のIHLの規則の下ではさまざまな深刻な問題や懸念を突き付けるだろう。

1996年、ICJは核兵器に関する勧告的意見を発表し、核兵器の使用は「武力紛争に適用され得る国際法の諸規則、特に人道法の原則と規則には一般的に違反する」であろうという判断を下した。その一方で、「国家の存亡そのものが危ぶまれる自衛の極限状況において」核兵器の使用が合法となり得るか否かについては結論を下さず¹⁷、判断の一部は広く批判を浴びている¹⁸。本誌はその当時、主にこの勧告的意見の観点から核兵器の問題を特集した号を発行した¹⁹。その後も定期的にこの問題を取り上げている²⁰。今日、核兵器の使用がもたらす人道上の結末への注目が高まりつつあるが、この機に乗じてこの問題を再び取り上げて徹底的に再検討していくのは、まさに時宜に適しているといえるだろう。

核兵器に関する勧告的意見から20年近くが経過したが、核兵器が人道的観点から

深刻な懸念を生じさせているのは今も変わっておらず、核兵器の使用が既存のIHLの規則と整合する可能性について重大な疑問を提起することは明白だ。ICRCは1996年に、核兵器に関する勧告的意見を受けて、「どのように解釈すれば核兵器の使用が国際人道法の規則に照らして合法であるとみなすことができるのか理解に苦しむ」²¹と述べている。本書では、ルイス・マレスカとエレノア・ミッチェルが、人口密集地での核兵器の使用は無差別攻撃に相当し、さらに、人口密集地以外の場所での核兵器の使用も国際法に違反するとみなすべきであると結論付けた²²。

論点の見直し：人道の視点

核兵器に関する議論は、より一般的には、最近まで、抑止、自衛、軍事ドクトリンにおける役割に第一義的に注目していた。「抑止（deterrence）」は語源的に「恐怖（terror）」に関連し、潜在的な敵への攻撃に対して核兵器で報復されることから着想される恐怖を意味する。その理論によれば、ある国が核兵器を保有すれば、復讐の恐怖から他国が同様の兵器を使用するのを抑止する。

1945年の原爆の惨劇の目撃者として、赤十字運動の役割は、特定の兵器の保有の背後にある政治的な思惑の是非を問うのではなく、核兵器がもたらす人道上の被害と、IHLの原則や規則に照らした場合の核兵器の解釈を明確にしていくことである。近年、二つの特筆すべきICRCのイニシアチブが、人類が払う代償という視点から核兵器に関する議論を再検討することに貢献している。

第一に、2007年と2009年にICRCが実施した調査では、核爆発の犠牲者を効果的に支援する能力が国家レベルでも国際的なレベルでも存在しないことが明らかになった。「このような犠牲者を救う国際的な能力が明らかに存在しないことは、核兵器、放射能兵器、生物兵器、化学兵器の使用を絶対に阻止しなければならないという疑いのような事実を強調する」と、ドミニク・ロイとロビン・クープランドは結論付けた²³。

第二に、2010年のヤコブ・ケレンベルガー ICRC 総裁（当時）は、のちに将来の議論に影響を与えることになる声明を発表。組織の信条として次のように述べた。

核兵器に関する議論が、軍事ドクトリンや武力外交だけを基軸に進められるべきではないと固く信じています……（中略）……究極的には人類について、国際人道法の基本的規則について、また、人類が共有する未来について議論がなされなければなりません。²⁴

ICRCのこの声明に続いて、赤十字運動は、核兵器に対する以前からの一貫した見解を繰り返し、廃絶に向けた取り組みを各国に訴えかけるとした決議を、核兵器廃絶を目指す4カ年の行動計画とともに採択した²⁵。

これらの進展に加え、2010年に開催された核兵器不拡散条約（NPT）の運用検討会議の最終宣言でも、締約国が初めて「いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに深い懸念」を表明。核兵器を巡る議論においてその人道上の影響が主要テーマとなることにつながった。その後、核兵器の人道的影響に関する会議が、オスロ（2013年）、ナジャリット（2014年）、ウィーン（2015年）と計3回開催された。これらは、核兵器の問題を専ら人道的な側面から議論する初の多国間会議だった。そこで発せられたメッセージは、2015年のNPT運用検討会議と、その後の国連総会の会議において、数多くの参加国の議論や見解に影響を与えた。そして最終的には、各国やその他の利害関係者に核兵器を非難し、禁止し、廃絶する取り組みを求める「人道の誓約」として結実し、決議（A/RES/70/48）として国連総会で採択された。決議には139カ国が賛成票を投じた²⁶。ICRC総裁のペーター・マウラーは、2015年にジュネーブで外交団に対して行ったスピーチの中で、核兵器には偶発的または意図的でない爆発のリスクがあることが見逃されがちである点を指摘し²⁷、核兵器を廃絶する必要を改めて強調した。

私たちが知り得た、核兵器の使用が招く恐ろしい結末を考慮すると、国際社会は禁止条約等の手段で全面的な核軍縮を実現する方法を何としてでも見出さなければならぬことが、今まで以上に明白になっている²⁸。核兵器が存在し続ける限り、それが爆発する可能性はなくなる。そして、それが爆発するような事態は、もう決して起こしてはならないのである。

本特集号の編集に際して、広島や長崎で原爆の被害を受けながらも生き延びた「被ばく者」の方数名に取材を行った。また、日本赤十字社長崎原爆病院長、長崎原爆資料館長、また、広島県の地方紙で、原爆に関する教育キャンペーンを展開している中国新聞の編集者にも取材を行った。さらに、ICRCのペーター・マウラー総裁と、国際赤十字・赤新月社連盟会長および日本赤十字社長の近衛忠輝氏にも、両氏が広島と長崎を訪問した直後にインタビューを行った。その他にも、ジャーナリスト、ライター、法律家、人道分野における実務家、2013年のオスロにおける核兵器の人道的影響に関する会議に詳しい専門家にも話を伺った。これらの取材の結果は本書の以降のページに記載されている。

本書の編集にご協力いただいた方々に謝意を述べたい。また、自身の体験や家族と友人の喪失について証言し続ける被ばく者の方々の強さに敬意を表したい。広島と長崎への原爆投下は、被ばく者の方々個人にとっての悲劇というだけではなく、ましてや第二次世界大戦の歴史の1ページというだけでもない。人類の頭上に吊るされたダモクレスの剣のごとく、核兵器は今なお存在し続けている。

* 著者は、本誌編集者のエレン・ポリチンスキに対し、本書への貢献を感謝する。

- 1 Fritz Bilfinger, telegram dated 30 August 1945, ICRC Archives, File No. G. 8/76. オリジナルの電報のコピーは——広島原爆の影響に関するビルフィンガーの報告と写真とともに——ICRCのウェブサイトにて入手可能である。available at: <http://icrchistory.tumblr.com/post/125827746385/rapport-de-fritz-bilfinger-délegué-du-cicr-au>. (インターネット上の参考文献はすべて2015年11月にアクセス) 電報そのもののコピーも含む、ビルフィンガーの詳細な報告は、本書の「リポートと書簡」のセクションにおいて読むことができる。
- 2 原爆投下から70年に際するICRCの特設ウェブサイトを参照。“Hiroshima and Nagasaki: 70 Years On, Survivors and Their Families Still Gravely Affected”, available at: www.icrc.org/en/hiroshima-nagasaki.
- 3 François Bugnion, “Remembering Hiroshima”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 77, No. 813, 1995, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/misc/57jmge.htm.
- 4 Marcel Junod, “The Hiroshima Disaster – a Doctor’s Account”, 12 September 2005, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/misc/hiroshima-junod-120905.htm.
- 5 次を参照。Marcel Junod, “The Hiroshima Disaster”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 64, No. 737, 1982; Marcel Junod, “The Hiroshima Disaster (Continued)”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 64, No. 738, 1982. 広島での原爆投下直後から後の数十年間のICRCの事業の説明については次を参照。F. Bugnion, above note 3, pp. 307–313.
- 6 ICRC and Japanese Red Cross Society, “Long-Term Health Consequences of Nuclear Weapons: 70 Years On, Red Cross Hospitals Still Treat Thousands of Atomic Bomb Survivors”, Information Note No. 5, July 2015.
- 7 本書の「意見と視点」セクションの被ばく者の証言を参照。
- 8 *Ibid.*; “The End of Hostilities and the Future Tasks of the Red Cross”, Circular Letter No. 370 to the Central Committees of the Red Cross Societies, 5 September 1945, in *Report of the International Committee of the Red Cross on Its Activities during the Second World War*, Vol. 1, ICRC, Geneva, May 1948, pp. 688–690. 以降、ICRCの立場は一貫している。たとえば、本書に掲載しているヤコブ・ケレンベルガー前総裁とペーター・マウラー現総裁のスピーチを参照。また、次も参照。Statement of the ICRC at the UN General Assembly, 51st Session, 19 October 1996, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/misc/57jncx.htm; Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement, Resolution 1, “Working Towards the Elimination of Nuclear Weapons”, 26 November 2011, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm; Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement, Resolution 1, “Working Towards the Elimination of Nuclear Weapons: Four-Year Action Plan”, 17–18 November 2013, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p1140.htm.
- 9 François Bugnion, “The International Committee of the Red Cross and Nuclear Weapons: From Hiroshima to the Dawn of the 21st Century”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 87, No. 859, 2005, p. 512, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/article/review/review-859-p511.htm.
- 10 *Ibid.*
- 11 たとえば、次を参照。Ira Helfand, *Nuclear Famine: Two Billion People At Risk? Global Impacts of Limited Nuclear War on Agriculture, Food Supplies and Human Nutrition*, 2nd ed., International Physicians for the Prevention of Nuclear War and Physicians for Social Responsibility, November 2013, available at: www.ippnw.org/nuclear-famine.html.
- 12 ICJ, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, 8 July 1996, *ICJ Reports 1996* (Nuclear Weapons Advisory Opinion), para. 35.
- 13 住民および環境への影響を含む、特に太平洋地域における核実験に関する説明については、本書原版（英語版）のティルマン・ラフによる論文を参照。
- 14 *Ibid.* 次も参照。Hans Kristensen and Robert Norris, “Worldwide Deployments of Nuclear Weapons, 2014”, *Bulletin of the Atomic Scientists*, 28 August 2014, available at: <http://bos.sagepub.com/content/early/2014/08/26/0096340214547619.full>.
- 15 Hans Kristensen and Matthew McKinzie, “De-alerting Nuclear Forces”, *Bulletin of the Atomic Scientists*, 19 June 2013, available at: <http://thebulletin.org/de-alerting-nuclear-forces>.
- 16 For example, chemical and biological weapons, anti-personnel landmines, cluster munitions, and blinding laser weapons.
- 17 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 12.
- 18 たとえば、次を参照。Hisakazu Fujita, “The Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of Nuclear Weapons”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 79, No. 823, 1997; Daniel Thurer, “The Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons: The ICJ Advisory Opinion Reconsidered”, in *Volkerrecht und die Dynamik der Menschenrechte: Liber Amicorum Wolfram Karl*, Wien, 2012.

- 19 Thematic issue on “Nuclear Weapons”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 79, No. 823, 1997, available at: www.icrc.org/eng/resources/international-review/review-316-nuclear-weapons/index.jsp.
- 20 Including Nobuko Margaret Kosuge, “Prompt and Utter Destruction: The Nagasaki Disaster and the Initial Medical Relief”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 866, 2007, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/article/review/review-866-p279.htm; Thomas Fisher, “The ICRC and the 1962 Cuban Missile Crisis”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 83, No. 842, 2001, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/article/other/57jr5k.htm.
- 21 Statement of the ICRC to the United Nations General Assembly, 51st Session, 18 October 1996, as published in the *International Review of the Red Cross*, Vol. 78, No. 822, 1996, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/misc/57jncx.htm.
- 22 本書のルイス・マレスカおよびエレノア・ミッチェルによる論文を参照。
- 23 Robin Coupland and Dominique Loye, “Who Will Assist the Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological or Chemical weapons – and How?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 866, 2007, p. 344. 次も参照。Robin Coupland and Dominique Loye, “International Assistance for Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological or Chemical Weapons: Time for a Reality Check?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 91, No. 874, 2009. ICRC の対応の枠組みに関する最新情報については、本書のグレゴール・マリヒ、ロビン・クーブランド、ステイブ・ドネリーおよびジョニー・ネーメによる論文を参照。
- 24 本号「リポートと書簡」に掲載のヤコブ・ケレンベルガー声明“核兵器の時代に終止符を”参照。
- 25 Council of Delegates, Resolution 1 and Four-Year Action Plan, above note 8.
- 26 International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, “Humanitarian Pledge: Stigmatize, Prohibit and Eliminate Nuclear Weapons”, available at: www.icanw.org/pledge/; UNGA Res. 70/48, 11 December 2015, available at: www.icanw.org/wp-content/uploads/2015/03/N1541140.pdf.
- 27 本書に掲載されているペーター・マウラーの 2015年 2月のスピーチを参照。
- 28 本書のテレサ・ダンワースによる論文を参照。

意見と視点

原爆が投下されて： 被ばく者の声

原爆から生き残った被ばく者の証言です。ここに紹介する3人の被ばく者は、読者に核兵器の恐怖を理解してもらいたい、と自らの体験を語ってくれました。それぞれが被ばくし、被ばくに伴う耐え難い苦痛に苦しむ人々を目の当たりにしてきました。さらに子孫が何らかの健康被害を受け継ぐ可能性も考えられます。3人全員が、二度と核兵器が使用されないことを訴えます。三者三様の物語がそこにはあります。ご一読ください。

*これらのインタビューは、2015年2月10日、11日、12日に東京、広島、長崎で編集長のビンセント・バーナード、ICRC駐日事務所広報担当の本間仁美（当時）によって行われました。

.....



朝長万左男：長崎生まれ、1945年8月9日に2発目の原爆で被ばく。長崎大学医学部を卒業し、長崎大学原爆後障害研究所の内科に入局し、血液内科学を専攻、原爆放射線による後障害の研究に従事。その後、日本赤十字社長崎原爆病院長を務め、現在、核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員長および原爆被ばく者養護施設の診療所長。

.....

長崎に原爆が投下された当時、朝長さんはまだ小さな子どもだったそうですね。原爆投下の瞬間とその直後にどのような体験をされたのですか。

私は1943年の6月5日に生まれました。原爆が落とされたときは2歳と2カ月でした。あの日の午前中、私は木造の日本家屋の自宅の2階で布団で寝ていましたが、突然、原爆の爆風で家が破壊されました。幸いにも私は怪我をしなかったのですが、それは恐らく、布団に守られ、また、家の天井も直撃しなかったからだと思います。

爆風の後、食事の用意をしていた母が私の寝室だった瓦礫の中を探しにやってきて、布団の中でまだ眠っていた私を見つけました。母は私を自宅の残骸から連れ出しましたが、家は爆風を受けてから10～15分後に焼け落ちました。原爆には二つの物理的影響があって、まず爆風に襲われ、続いて火事になります。爆風の後、私の家があった地区では大規模な火災が発生しました。母と私は近くの神社に避難し、そこで一晩を過ごしました。私はとても幼かったためこれらの記憶がありませんが、大きくなると母は私にこの話を聞かせてくれました。

当時、私の父は旧陸軍の航空隊に所属していて、台湾に駐屯していました。父は台湾で、2発の新型の原爆によってまず広島が、次いで長崎が壊滅状態になったと知りました。それから約1カ月後に母から手紙を受け取り、私たちが活着していることを知るまで、自分の家族は長崎で死んでしまったと思っていました。

父は戦争中に台湾で拘束されて捕虜となっていたので、私たちが活着していると知った後でも、すぐに長崎に帰ってくることはできませんでした。父は軍医だったため、拘束されていた空軍基地の近隣の人びとを診療することを許されていました。父は台湾で1年半を過ごしてから、長崎に戻ることが許されました。帰国後、父は母校の医大の助教授になりました。診療を再開したとき、父は被ばく者の中に、特に子どもに、白血病を発症する人が急増していることに気がきました。その後長崎で医者として治療を行っているうちに、必然的に被ばく者治療の専門家になったのです。

今のお話を伺うと、朝長さんはお父様のお仕事の後を継がれたように思えます。朝長さんが原爆放射線の影響を専門にされたのは、お父様の影響でしょうか。

はい。高校生のとき、父と同じように医者になろうと考え始めました。医者になろうと決心したのは、白血病を発症する子どもの被ばく者があまりにも急激に増えていることを知ったときです。原爆が健康に及ぼす影響を医学的に研究する専門家になろうと思いました。

放射線の影響に関心があったのは、自分も原爆の影響を受けているかもしれないと気になったからです。医学部に入るために勉強していたとき、白血病患者が急増していたので、自分の身体への放射線の影響について少し不安になりました。医学部に進学した後、さらに原爆の影響について学び始めました。

私自身は原爆の影響で苦しむことはなく、杞憂に終わりましたが、それは恐らく私の家が爆心地から2.5キロメートル以上離れていたからでしょう。幸いにも、その地区はわずか20ミリシーベルトという非常に低い放射線量だったと推定されました。

いつ長崎の赤十字病院で働き始めたのですか。また、そこではどのようなお仕事をされていたのですか。

広島には、原爆が落とされた1945年当時既に赤十字病院がありました。長崎には、当時赤十字病院はありませんでしたが、1958年に特に原爆被ばく者のために長崎赤十字病院が設立されました。当時長崎に住んでいた被ばく者が、白血病の発症が続いていたことに強い不安を抱いていたからです。

その病院は（当時はとても小さかったのですが）日本政府と長崎県、そして長崎市によって共同で設立され、日本赤十字社に移管されました。赤十字病院で働いたのは、長崎大学を退官してからで、5年間働きました。病院の規模は設立時の2倍まで拡大しました。約15年間続いた白血病発症率の増加という第一波の後、がん性の固形腫瘍という第二波が始まりました。これらががんの発症は今も増え続けていて、原爆被ばく者とその家族に大変な苦痛を与えています。

調査では、爆心地から15キロメートル圏内にいた「近距離での被ばく者」は、遠距離での被ばく者よりも白血病の平均発症率が約50倍高いことが明らかになっています。原爆放射線が引き起こす病気として最初に判明した病気、それが白血病です。

こうしたがんの発症率の増加の主たる被害者は誰なのでしょう。

原爆被ばく者自身が、がん発症率増加の主たる被害者です。被ばく二世、つまり被ばく者の子どもへの影響は、未だ明らかではありません。現在のところ、原爆放射線の遺伝的な影響、つまり被ばく二世への影響に関する調査では、原爆被ばく者の子どもに白血病、あるいは他のがんの増加はみられませんが、結論を下すには慎重にならなければなりません。二世の方々はまだかなり若く、大部分が50代です。間もなく、彼らは60代や70代というがんにかかりやすい年齢になり、がんになる確率が上がる可能性があります。私たちは、被ばく者の子どもの間でがんが発症する確率が高くなるかどうかを、今も徹底して調査しています。しかし、ラットやマウスを使った動物実験では、放射線を照射した親とその子に現れるがん性腫瘍に加え、先天性異常との間に明白な因果関係がみられることが既に分かっています。

被ばく者においては、白血病の最初のピークは15年ほどで収まりましたが、驚いたことに今になって被ばくした当時10歳未満の子どもだった被ばく者の間で、第2のピークが現れ始めています。現在の年齢で85歳前後の人たちです。こうした被ばく者は、高齢者に現れるMDS¹という特殊な白血病を発病しています。

原爆放射線は被ばく者の DNA にまで影響を及ぼしており、原爆が人間の身体に一生影響を与えていることは疑いありません。DNA 二本鎖は人体を構成する細胞を制御しています。原爆放射線はこの DNA 二本鎖を損傷させます。そして放射線の影響を受けたまま、損傷した DNA は誤って修復され、悪性の遺伝子や白血病の第二類型である MDS を含むさまざまながんを引き起こす異常な融合遺伝子を生み出します。

話を原爆の爆発に戻します。それは壊滅的な被害をもたらしましたが、朝長さんは生存者であり、お母様からそのお話をお聞きになっています。原爆被ばく者にとって、その直後の影響と短期的影響、そして長期的影響はどのようなものだったのでしょうか。

長崎医科大学は原爆によって瓦礫の山と化しました。爆心地からわずか 600 メートルの場所でした。900 人の教員と学生はほぼ即死で、長崎で最も大きなその附属病院は原爆によって完全に破壊されました。そのため、原爆投下直後は生き残った被ばく者に効果のある医療を施すことができませんでした。

さらに悪いことに、その後も数日間は医療救援を被害者に届けられませんでした。効果的な治療が全くなく、抗生物質や輸血さえなかったのに加え、病院や薬局を含むインフラが完全に破壊されたために、大量の放射線を浴びた被ばく者は 1～2 カ月以内に全員亡くなりました。爆心地から 1.5 キロメートル以内で放射線を浴びた被ばく者は、その状況下でできる限りの治療を受けましたが、本当に多くの被ばく者が原爆投下からほどなくして亡くなりました。

爆心地から 1.5 キロメートル圏内では、数カ月間にわたり、骨髄あるいは結腸の表面の粘膜で出血や感染症を引き起こすような破壊が生じるなど、深刻で短期的な健康影響がありました。

放射線によって引き起こされる短期的影響と長期的影響のほかにも、爆風にあった被ばく者は、火傷や骨折などの怪我を負いました。長崎は日本の他の都市に比べ、障がいのある人の割合は高いのでしょうか。

広島、長崎の原爆の人体影響は、空爆を受けた日本の他の都市には見られない特異なものでした。大抵の被ばく者が火傷を負いました。私が個人的に知り合い、高齢者福祉施設で数カ月前に亡くなったある女性は顔中にひどい火傷を負い、それが治ると顔全体に癬痕組織とケロイドが広がりました。そのせいで、彼女は非常に若いときに結婚の機会を失ってしまったのです²。

重度の火傷や骨折、割れたガラスの破片などによる怪我などの深刻な健康影響は、原爆の爆風の典型的な例です。中には、大量の割れたガラスの破片が当たり、その一部が身体の中に残ったままになってしまった人もいます。

爆心地の近くにいた人は火傷を負いました。爆発したときに爆心地から遠く離れた場所にいた人は、また違う被害を受けました。英国海軍のある調査チームは長崎にやってきて、被ばく者の調査を行いました。一人の将校は、被ばく者は、最初は爆風で、次に熱線で、最後に放射線で、3度殺されたと記述しました。爆心地のすぐそばにいた人は、身体全体が黒焦げの炭になってしまいました。このようなひどい火傷を負った被ばく者は、致死量の放射線と熱線を浴び、さらに骨折もしました。

高齢の被ばく者は世話をしてくれる身内がない場合もあるでしょうし、また、傷のせいである女性は結婚ができなかったというお話もされました。原爆がもたらす健康以外への影響は、他にどのようなものがありますか。

原爆投下から 50 年の節目となった 1995 年、長崎大学の医師は大規模な心理学的調査を実施しました。50 年経ったその当時でも、約 7000 人の被ばく者がかなり高い確率でうつ病や外傷後ストレス障害を発症しており、非常に広範にわたる心理的影響があることが明らかになりました。原爆の記憶がよみがえるフラッシュバックに襲われて、心の健康が損なわれています。これは心理学的な研究に関する最初のデータとなりました。私はこのデータを、2013 年にオスロで開かれた、1 回目の核兵器の人道的影響に関する会議で発表しました³。

健康以外への影響は他にもあります。第一に、財政的または経済的な問題があります。大部分の被ばく者は住む家も身の回りの品も失い、貧困状態に陥ってしまいました。最初の 5 年から 10 年くらいは、日本政府からの経済的支援は一切ありませんでした。そのため、被ばく者は団結して政府に抗議し、病院や医療に加え、経済的支援を求めました。これが被ばく者の抗議運動の始まりであり、その抗議の長い歴史は今日も続いています。被ばく者は、自分たちの現在の身体的、精神的、および社会的な状況は原爆が原因であると政府が認めることを望んでいます。

1958 年に長崎原爆病院が設立されたとき、日本政府は被ばく者全員のための医療体制を主導しました。医療費は、歯の治療に至るまでほぼ全てが補償されました。医療を無料で受けられることが認定されると、被ばく者には病院で提示できる手帳が交付されます。さらに、被ばく者は追加的な医療費を賄うための約 270 ドル相当の手当を毎月受け取ります。

がんを発症した被ばく者で、中程度以上の放射線に晒された爆心地から 2 キロメートル圏内にいた人びとは、追加的な金銭的支援として月々約 1000 ドルが支給されます。これらの制度で支援を受けている被ばく者は現在でも、広島と長崎を合わせて 20 万人ほどいます。この数は月日が経つに連れて減少しており、存命中の被ばく者の人数も少なくなってきています。そのうち約 90% が毎月医療手当を受け取っていて、おそらく全被ばく者の約 10% が毎月追加的な金銭的支援を受け取っています。この追加的な金銭的支援を受け取るには、とても厳しい条件を満たさなければならず、

まだ多くの被ばく者が追加的財政支援を求めて政府と厚生労働省を相手に訴訟を起こしています。

被ばく者は、日本の他の人たちからどのように見られてきたのでしょうか。原爆が投下されたときに広島や長崎にいたことで、偏見を持たれることはあるのでしょうか。

いくつかの社会的な偏見がありました。1950年代から1960年代の初め、戦後復興の初期には、結婚できなかった人たちもいました。原爆を直接体験しなかった人の多くが、自分の息子や娘が被ばく者と結婚するのを許すのをためらいました。ある種の社会的差別でした。しかし、次第にこの差別はなくなり、多くの被ばく者が一般的な家庭生活を送ることができました。原爆の影響が理解されるまでに10年近くかかりました。爆心地の近くにいた人は深刻な影響を受けましたが、ある程度離れた場所にいた人は大丈夫だったようです。一度このことが広く理解されると、被ばく者との結婚を認めることについてそのような差別はなくなりました。

私自身は社会的な偏見を受けたことは全くありませんでしたが、先ほどお話しした顔に深刻な火傷を負った女性は、結婚もできず、普通の仕事を見つけることもできませんでした。最終的には大学病院の清掃係の職に就きました。彼女の給料はとても低いものでした。65歳になり養護施設に移るまで、来る日も来る日も病院の全ての廊下を掃除して回りました。とても孤独な人生だったのですが、彼女が50歳くらいの頃、原爆について自らの体験を語ることを決意しました。彼女は、とても有名な原爆の抗議者になりました。彼女は招待されて、ローマで法王に謁見したことさえあります。それは彼女の人生でとても幸せな瞬間でした。しかし、自らの体験を話しても良いと思えるようになるまでに40年以上かかっており、彼女がそうしたのは、自分が語らなければ世界から核兵器は絶対になくならないと思ったからにほかなりません。

朝長さんは原爆により影響を受けた長崎の人々、特に原爆被ばく者を治療する仕事を続けてこられました。今でも治療を行っているのでしょうか。

私は大学病院で専門家として40年近く働きました。大学病院を6年前に退職した後、日本赤十字社長崎原爆病院の院長を拝命しました。私はそこで5年働き、今年の3月に退職しました。現在は、被ばく者養護施設の診療所長で、原爆で多くの家族を亡くされたために、世話をしてくれる身寄りのない約400人の高齢の原爆被ばく者のお世話をしています。この診療所では今でも、私が原爆病院で働いていたときに行っていたのと同様の治療を、こうした高齢の被ばく者のために行っています。

長崎とその周辺で70年以上にわたり、被ばく者を治療し、交流されてきた経験から、主にどのようなことを学ばれたのでしょうか。伝えることのできる教訓はありますか。

原爆投下から70年が経ち、私は原爆が人体に与える健康影響の専門家になりました。科学者として、原子放射線が人体、DNA、そして遺伝子に与える影響が生涯続くことを知りました。

私には、被ばく者と、DNAレベルで影響を診ることのできる医師ないし科学者という、独自の二つの視点があります。この二つの視点を組み合わせると、私たち人類は核技術についてとても深刻な問題に直面しているように思います。

人類の文明は核分裂技術を開発し、それが一方では核兵器に使われ、他方では原子力発電所に使われました。この革新的な技術は、非常に有益なエネルギー源になったと同時に、人体に恐ろしい影響を及ぼす非常に破壊的で非人道的な兵器をもたらしました。核技術には二面性があるのです。70年にわたる私の観察の結論とは、日本人は世界の他の市民と同様に、核兵器のない平和な世界を実現するための方法を探さなければならないということです。

- 1 骨髄異形成症候群。
- 2 朝長医師はこの女性について彼のプレゼンテーションの中でより詳細に話している。“The Lifelong Health Effects of Atomic Bombs by Immediate DNA Damage”, Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Oslo, 4–5 March 2013, available at: www.regjeringen.no/globalassets/upload/ud/vedlegg/hum/hum_tomonaga.pdf.
- 3 *Ibid.*

.....



©Jeff Cooke/ICRC

山本定男：1931年生まれで、1945年8月6日、広島に原爆が投下されたときは14歳だった。原爆が爆発したとき、爆心地から約2.5キロメートルの場所にいた。以来、自らの体験の証言を通じて核兵器廃絶を主張してきた。1970年、広島に投下された原爆で命を失った母校の1年生に捧げる鎮魂曲「男声合唱のためのレクイエム『碑』」を、自身の指揮で初演。以後、同曲は毎年歌い継がれており、2015年には広島に原爆が投下されてから70年の節目に合わせて、初演に参加したメンバーも加わってレクイエムを演奏した¹。

.....

広島に原爆が投下されたとき、山本さんは旧制中学の生徒だったそうですね。原爆が投下される前の広島をどのように記憶していますか。どのような毎日を送っていたのですか。原爆が投下される前はどんな出来事がありましたか。

広島では、原爆が投下される以前には大きな空襲はありませんでした。小さな空襲は2回あり、戦闘機が市の上空に飛んできて小さな爆弾を落として行ったときと、B-29がやってきて市の中心部に10発ほどの爆弾を落としていったときです。その他には大きな空襲はなく、不思議なくらい平穏な毎日でした。夜は時々空襲警報が出され、電灯に黒い布をかけて防空壕に逃げ込まなければなりません。昼間は何事もなく、普通に暮らしていました。

原爆が投下されたとき、私は旧制中学の2年生でした。原爆では、当時の私のような生徒も含めて14万人が亡くなりました。当時広島市の人口は、駐留していた軍関係者や市外から来ていた人も含め35万人ほどでした。つまり、全人口の4割の人が原爆で亡くなりました。

当時、小学校の3年生から6年生は、空襲から逃れるために地方に疎開させられていました。1年生と2年生は、家族と離れて暮らすには小さすぎると考えられていました。市内には、3種類の学校がありました。一つ目は2年制の国民学校高等科、二つ目は旧制中学校、三つ目は高等女学校です。旧制中学の生徒は、学校がないときには軍需工場や他の軍施設に駆り出されて働いていました。旧制中学の3年生から5年生は、大概軍需工場で働いていました。市内には多くの小さな軍需工場があり、大きな工場は爆心地から比較的離れた位置にありました。私のような旧制中学の1年生と2年生は市の中心部で建物疎開に従事していました。私たちは、空襲のあと火災が広がるのを防ぐための防火帯を作るために建物を取り壊していました。きつい仕事でした。大人が建物を取り壊して、生徒が瓦礫を撤去していました。

建物疎開は広島市の中心部で行われていて、市内のほぼ全域から生徒が駆り出されてきました。つまり、爆心地のすぐ近くの区域で働いていたために、多くの旧制中学の1年生と2年生が原爆の犠牲になりました。具体的には、市内35の学校から教員176人とともに、生徒8,187人が建物疎開に動員されていました。これらのうち、生徒約6,295人と教員約132人が原爆で亡くなりました。駆り出された全生徒の約77%、つまり4分の3が亡くなったこととなります。爆心地の近くで作業に動員されていた2年生は、全員亡くなりました。

平和記念公園の平和大通り沿いには今、原爆の犠牲になった生徒を偲ぶ慰霊碑が3つあります。そのうちの一つは、私の母校である旧制中学のためのものであり、もう一つは造船工業学校のためのもの、そして三つ目は高等女学校のためのものです。犠牲者の数がいちばん多かったのは高等女学校であり、7人の教員とともに1年生と2年生の全544人が亡くなりました。私の母校では、4人の教員とともに1年生321人が亡くなりました。

私の母校では、1年生と2年生が、授業への参加と建物疎開への従事を一日おきに交代していました。原爆が落とされる前の日、8月5日は、私たち2年生が作業に向かい、1年生が学校に行きました。運命の日の朝、私たちは授業に出席することになっていましたが、前の日に先生は、明日は学校には来なくていいから、学校に来る

代わりに東練兵場に集合して、そこにあるいも畑の草取りをするようにと言ったのです。それが運命の分かれ目でした。

1年生が作業をしていたのは川岸で、爆心地から約600メートルの建物の裏側でした。2年生が集合した先の東練兵場は、爆心地からは約2.5キロメートルの場所で、広島駅の近くでした。この爆心地からの距離の差が生死を分けたのです。1年生321人は全員亡くなりました。2年生は、体に火傷を負いましたが、命を落とした人はいませんでした。

広島に原爆が投下されたとき、どちらにいらっしやったのですか。原爆投下の瞬間とその直後にはどのような個人的な体験をされたのでしょうか。

1945年8月6日の午前8時15分、原爆が投下されたその時間は、私は東練兵場において、あのとき、北東の方角からB-29爆撃機が3機飛んでくるのに気が付きました。警戒警報は解除されていて、3機だけだったので、偵察しているに違いないと思いました。

私たちが空を見上げると、市内の上空にさしかかった頃、飛行機が急に方向転換して去って行ったので、不思議に思いました。その瞬間、爆発音がとどろき、とてつもない熱風で誰もが草地の上に吹き飛ばされました。私は意識を失ってしまいました。気が付いて立ち上がると、広島駅の方角に巨大な火柱が立ち上がっているのを見ました。駅に爆弾が落とされたのだと思いました。

私たちはみな、顔の左側に火傷を負いました。当時、天ぷら油を塗ると細菌が体内に入るのを防ぐとされていたので、火傷に天ぷら油を塗って処置しました。処置を受けたあと、再び爆弾が落とされるのではないかと怖かったので、友達と一緒に近くの山にあった神社に避難しました。神社には既に大人たちが逃げてきていて、危険だから外に出るなと私たちに言ったので、級友の何人かと一緒に谷間に隠れていました。爆弾がもう一度落とされる兆しがなくなってから、街の様子を見ようと外に出ましたが、見渡すかぎり白い煙に覆われていました。次第に、小学校をはじめ家々や建物が焼け落ちているのが見えてきました。

午後3時から4時くらいまでに、火災は収まっていた。私は家に帰ることにしました。避難していた場所から自宅までは1キロメートルほどでした。その地区では爆風でかなり被害を受けていました。私の家も少し傾いていました。床を覆う畳は持ち上がっていて、全くめちゃくちゃの状態でした。幸いにも家族は全員無事でした。作業に駆り出されていた姉も帰ってきました。父は原爆が落とされたとき、爆心地から約680メートルしか離れていない建物の中で仕事をしていたのですが、建物の中の厚いコンクリートの壁の内側にいたおかげで怪我をせず幸運でした。その建物はその後、火事になって焼け落ちてしまったそうです。父はその数少ない生存者の一人でした。

母校の1年生はどうなりましたか。そのことをどのように受け止めて、核兵器をなくそうという声を上げようと思われたのですか。

1年生は爆心地から500メートルちょっとの場所で建物疎開作業に従事していました。原爆は地上から高さ600メートルの位置で爆発し、爆心地の周辺の地上の温度は、一瞬にして3,000から4,000度という想像もつかないほどの高温に達したと言われていました。1年生全員にとって生き地獄だったに違いありません。私はその場所にいた者は誰もが即死だったと思っていたのですが、原爆から24年後の1969年の秋、原爆投下後にあの1年生に起きたことの話をもとにした「いしぶみ」というドラマが地元テレビ局により放送されました。日本語で「いしぶみ」とは、広島にある犠牲者の名前が刻まれた石碑のように、碑文が刻まれた石碑のことです。その翌年、1年生に起こったことについて書かれた同じタイトルの本が出版されました²。

321人の1年生のうち、約3分の1は即死し、何人かは川で溺れて亡くなったようですが、体中にひどい火傷を負った子も含め残りの生徒は父母に会いたい一心で数キロメートルを歩いて家に帰ろうとしたというのを聞いて驚きました。20数人は、先生に連れられて学校に向かったそうです。途中で亡くなった子もいました。励ましのために軍歌を歌いながら川に飛び込んだ子らもいました。

そのテレビ番組を観たあと、母校の1年生を襲った悲劇を、音楽というかたちで次の世代と共有することが必要だと決心しました。そこで、母校を卒業した先輩方に作詞と作曲をお願いしました。その曲は「レクイエム『碑』」といいます。当時、私は男声合唱団の指揮者でした。1970年10月2日、当時あった広島市公会堂という場所で「レクイエム『碑』」を演奏しました。母校の犠牲者の慰霊碑が川岸の近くにあるので、川岸側のドアを開けて、慰霊碑のもとに眠る魂に私たちの歌を捧げました。今、この歌は毎年、私の母校の合唱団によって演奏されています。2015年には、原爆投下から70年の節目を迎えるにあたって、初演に参加したメンバーも加わって初演した合唱団がその曲を歌います。

山本さんや他の生徒の1945年8月6日の経験についてお話ししていただきました。原爆投下直後の様子はどうでしたか。お互いに助け合う人たちがたくさんいたのでしょうか。

原爆が落とされた直後、私は爆風と熱線で地面に叩きつけられました。2年生は全員散り散りになってしまい、友人がどこに行ったのかは覚えていません。先生は何も言いませんでしたし、先ほどお話ししたように、私たちは山の中腹にある神社に行きました。そこは木々に囲まれた場所で、友人と私はより安全だと思ったからです。

広島港の近くには陸軍の運輸部隊が駐屯していて、原爆が落とされた直後に生存者を救助する指令を受けました。しかし、広島を中心部は大規模な火災が発生していた

ので、救助に向かうのは困難でした。市の中心部から逃げた人たちに救いの手を差し伸べることはできなかつたと私は聞いています。市の近くには似島と呼ばれる島があり、そこには陸軍の検疫所がありました。似島の施設には、多くの被ばく者が運び込まれました。周辺地域からはたくさんの人が自分の家族を探しに似島にやって来ました。最終的には救護隊が市の中心部に入って救護活動をしました。

原爆投下後の数日間や数週間は、山本さんはどのようなことを体験されたのでしょうか。広島を離れましたか、それとも広島にとどまり親戚を探されたのでしょうか。

原爆が落とされた後、逃げられる人はみな逃げました。逃げるのでできなかった人の多くは、炎に包まれた市内で命を落としました。母の妹の叔母は、爆心地から約400メートルの本通りにいました。原爆が落とされた翌日、母は私に叔母の家族がどうなっているのか見に行くよう言いました。叔母の家はまだ燃えていました。人がいたので、そのときそこにあったのは、黒焦げになった人の骨だけでした。私が見たある人は骨だけになっていて、その骨は炎に包まれていました。

叔母は見つかりませんでした。ようやく私は、いとこの叔母の息子を見つけ、叔母の家族に何があったかを聞きました。叔母の夫は、見たところ怪我はありませんでしたが、広島湾にある金輪島という島にある施設に収容されていました。私は叔父に会いに行きました。叔父はどこも怪我しているようには見えませんが、その後聞いた話によると、別の施設に送られて、その6日後に亡くなったそうです。私が叔父に会ったときは大丈夫そうでしたが、大量の放射線を浴びたのが原因でした。叔母は原爆が爆発したとき、爆心地から400メートルの場所にいて、同じように放射線を浴びました。叔母は1945年の8月14日に亡くなりました。

山本さんは生まれてからずっと広島で暮らしているそうですね。原爆がもたらす長期的な影響とは、どのようなものなのでしょうか。ご自身も放射線を浴びたことについて不安になったことはありませんか。

1945年には既に、私たちはあの爆弾が原爆だったことについて、新聞で読んで知っていました。日本の新聞は、日本がポツダム宣言を受け入れて降伏した後の恐らく8月15日か16日になって初めて、その爆弾が原子爆弾であると伝えましたが、私は当時、放射線については知る由もありませんでした。私が唯一知っていたことは、原爆が大きな爆弾だということだけでした。後年、放射線が人間の身体に与える影響を知ってからは、放射線のせいですががんになるかもしれないと心配しました。私が最も恐れていたのは白血病でした。

原爆がもたらす想像を絶する苦しみから、どのような教訓が得られるのでしょうか。

どのようなメッセージを未来に託したいとお考えですか。

今回お話した若い生徒を含めて、たくさんの人が原爆により命を奪われました。あの悲劇は絶対に繰り返してはなりません。私の願いは、戦争も核兵器もない平和な世界になることであり、こうした証言を通じてその願いを実現できるように、できる限りのことをしています。

- 1 山本は広島平和文化センターに証言を寄稿しており、次のウェブサイトで読むことができる。Sadao Yamamoto, "1st and 2nd Year Students at Hiroshima Second Middle School – A Difference of Life or Death", Peace Culture English Newsletter, No. 72, January 2015, available at: www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/heiwabunka/pce72/English/08E.html.
- 2 "Monument", Wikipedia, available at: <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%81%84%E3%81%97%E3%81%B6%E3%81%BF> (in Japanese).

.....



山脇佳朗：長崎に原爆が投下された当時、わずか11歳。双子の弟とともに爆心地から約2.2キロメートルの場所で被ばく。以後、核兵器廃絶を訴え続けており、自らの体験を共有することで、人びとが核兵器の影響に苦しむまいと望んでいる。2010年、日本政府から核兵器のない世界のための非核特使に任命された¹。

.....

長崎で育った山脇さんは、原爆投下の日も長崎にいらしたそうですね。そのときの体験を聞かせてください。原爆が投下される数日前や数週間前の長崎の様子も教えてください。

日本が太平洋戦争を始めたとき、私は小学校2年生でした。アメリカやイギリスと戦争をすることになったと新聞やラジオが伝えていたとき、日本は神の国だと小さいときから教え込まれていたもので、日本国民の多くが日本の勝利を信じていました。しかし、戦争が進むにつれて、日本の敗北が避けられないことが明らかになりました。私が6年生になってもまだ戦争が続いていて、長崎に原爆が落とされたのはその年の夏休みでした。私は、爆心地から大体2.2キロメートルと少しのところにある自宅で原爆に晒されました。

まず、私の当時の家族についてお話しさせてください。私の父は47歳で、三菱電

機でエンジニアとして働いていました。母は37歳で、子どもは私を含めて7人いました。私の一番上の兄は14歳で、中学校3年生でした。私と双子の弟は11歳で小学校6年生でした。他に、妹が二人と弟が二人いました。しかし、私の家族の中で、原爆が落とされた日に長崎にいて、その影響を受けたのは、父と、兄と私たち双子だけでした。

長崎では原爆が落とされた日の2週間前、アメリカ空軍のロッキード戦闘機やグラマン戦闘機が3度、長崎を攻撃していました。その最後の爆撃のときに、私の家の近くの稲佐国際墓地に爆弾が落とされました。その爆発で、大きな墓石が屋根を突き破って家の中に落ちてきました。その出来事に母はショックを受けました。母は、原爆が投下される前日、下の弟と妹を連れて母の実家がある佐賀に疎開していきました。

長崎に原爆が投下された当日はどうでしたか。その日はどこにいて、どのような体験をされたのでしょうか。

原爆が落とされた日の朝は、父と兄と弟と一緒に、自宅で目を覚ましました。母は弟と妹の4人を連れて田舎に疎開していました。朝食の後、父はいつものように仕事に出かけました。中学生だった兄は、学徒動員の一人として軍需工場に働きに行きました。双子の弟と私は、夏休みで学校がなかったのも、家にいました。

午前11時になる直前まで、私たちは縁側にいました。それから、お腹が空いたので、奥にあった茶の間に行きました。それで、ちゃぶ台の前に座っていたら、青白い閃光が部屋の中を走りました。そして、家全体を揺るがすような轟音が響きました。私たちは教えられていたとおりに、畳の上に伏せて、目と耳と鼻を指でふさぎました。そこに、壁土や破片が降りかかってきたので、爆弾が家を直撃し、生き埋めになってしまうだろうと思ったのを覚えています。

しかし、壁土や破片が落ちてくるのは、しばらくすると収まりました。それから少し経つと、近所から叫び声や泣き声が聞こえてきました。畳に伏せたまま顔だけ上げて辺りを見回すと、全てが一変していました。家具はめちゃめちゃになり、散乱していました。壁は崩れ落ちて、どの部屋も畳が土や破片で覆われていました。双子の弟と私が5分前に縁側から茶の間に行っていなかったら、爆風と熱線で大怪我を負っていたでしょう。

屋根は吹き飛ばされていて、見上げれば空がのぞいていました。柱と壁には、割れたガラスのどがった破片がたくさん突き刺さっていました。近所の家はどこも似たようなひどい有様でした。港の向こうの市の中心部は土煙に覆われていました。

双子の弟と私は、庭にあった防空壕に逃げ込み、父と兄の帰りを待つことにしました。1時間くらいすると、兄が工場から戻ってきました。兄は、庭の小さな防空壕では危険すぎるから、近くにある大きな防空壕に移ろうと言いました。

崖にトンネルを掘ったような大きな防空壕は、子ども連れの母親でいっぱいでした。

原爆が爆発したときに外にいた子どもたちは熱線を浴びていて、露出していた肌という肌に火傷を負っていました。爆風で飛んできたガラス片や破片が刺さって泣き叫んでいる子どももいました。私たちはその夜、一晩中、不安の中で父の帰りを待っていました。しかし、父は朝になっても帰ってきませんでした。そこで、私たち3人は父を探しに行くことにしました。

意を決して出かけて行かれたと思いますが、街はどのような状態でしたか。原爆投下の直後に人びとが求めていたものは何ですか。

被ばく者がいちばん心配していたのは、自分の家族の安否でした。原爆が落とされたすぐ後から、みな自分の身内を探し始めました。怪我の治療については、ご想像のとおり病院は破壊されていましたが、小学校に救護所が設けられました。医療関係者も怪我をしていましたし、薬もなかったので、海から水を汲んできて沸かして、それを傷口に塗っていました。それ以外やりようがありませんでした。もったきちんとした治療はできませんでした。8月9日の夕方には、軍によって病院が設置され、治療を施せる人も薬も、わずかながら揃っていましたが、充実していたとは言い難いものでした。

被ばく者が次に心配していたのは、食べ物の不足です。国からの配給はなかったので、被ばく者は、とにかく家にあったものを何でも食べ、また親戚から食べ物を送ってもらっていました。

住むところがなくなってしまったのも問題でした。自宅が壊れてしまい、行く当てもなく途方に暮れていたのです。長崎市の北部は壊滅状態でした。中には、地下の防空壕で生活していた人もいます。また、地面に散らばっている木材をかき集めて、仮設の家を作った人もいました。

お父様を探しに出かけたときは、ご兄弟と一緒にどのような体験をされたのでしょうか。お父様を見つけたときの様子も教えてください。

父を探し続けるにつれ、目の前の被害はひどくなる一方でした。道端の家は一つ残らず焼け落ちていました。倒れずに残っていた木や電柱も焼け焦げていました。川の向こう側にあった工場は針金をぐちゃぐちゃにしたみたいの有様で、大きい柱が1本立っているだけでした。

道路には瓦礫が散らばっていて、その中に死体がたくさん混じっていました。その死体は、顔も、腕も、足も、変色して膨れ上がっていて、黒いゴム人形のようなものでした。靴で死体を踏むと、熟れた桃のように皮膚がべろんとむけてしまい、白い脂肪がむき出しになりました。

川にもたくさん死体が浮かんでいました。その中に、18歳か19歳くらいの若い女

性の死体があって、そこから白くて長い帯みたいなのが後ろにつながって浮いているのが目に留まりました。近付いてみたら、それは女性の脇腹から出ていた腸でした。気分が悪くなって、目を背けて父の仕事場に向かって急ぎました。

父が働いていた工場まで約100メートル以内の場所に来たとき、突然兄が悲鳴を上げて立ちすくんでしまいました。私は、兄の肩越しに、6歳か7歳の男の子が口から何か白いものを出して死んでいるのを見ました。最初は、うどんを吐きながら死んでしまったのだと思いました。しかし、近付いて見てみると、彼が亡くなって体の中に寄生していた回虫が死体からはい出てきているのだと気づきました。私たちは吐き気をこらえながら、その場から走り去りました。

父の工場は、焼け焦げた鉄骨が残るだけの無残な姿に変わり果てていました。崩れ落ちた壁の間からは、3人の男性がスコップで作業をしているのが見えました。私たちは、「山脇といいます。父はどこにいますか」と大声で呼びました。一人の男性がこっちを向いて、「お父さんなら、あっちだよ」と言いました。彼は、壊れた事務所の方角を指差しました。

私たち3人は、男性が指差した方角に向かって駆け出しました。そこで目にしたのは、他の遺体と同じように、膨れ上がり、焦げた父の遺体でした。呆然と立ち尽くしていると、スコップを持った男性たちが私たちに、父を連れて帰るなら、まずそこで火葬したほうがいいと言いました。火葬場も爆撃で壊されていて、使えない状態でした。他にすることも分からず、私たちは工場の黒焦げになった瓦礫のところに行き、自分たちで火葬するために燃えさしの木片を拾い集めました。まず、焼けた柱を土台にして、その上に父を寝かせてから、集めた木片をその上に積み上げました。火を点けると、炎が空高く燃え上がりました。私たちは手を合わせて父のために祈りました。祈み終えて顔を上げると、父の両足が炎の中から突き出ているのが見えました。とても見るに堪えませんでした。私たちの気持ちが見て取れたのか、工場から男性がやってきて、今日は家に帰って、明日骨を拾いに来たらいいと言ってくれました。

次の日の朝、私たちは父の骨を入れるためのつぼを探して、壊れた家の台所を見て回りました。つぼを見つけ、それを持って3人で父の遺骨を拾いに行きました。とても不思議なことに、私たちは死体を見てももう怖くありませんでした。行く道をふさぐ障害物くらいにしか思わなくなっていました。

しかし、父の遺体を焼いた場所に着いたときは、衝撃が待ち受けていました。遺体は前日と同じような状態で残っており、半焼けのままに灰に埋もれていたのです。まわりには工場の人は誰もいませんでした。私たち兄弟3人は、父の遺骨だけを拾おうと思っていたのに、遺体は半焼けのままに残されていたのです。焼けていたのは手と足の先、それとお腹の一部だけでした。拾えた骨はほんのわずかでした。

灰まみれの骸骨のような半焼けの父の遺体は、普通の死体よりもはるかに気味が悪く感じられました。これが、いつも一緒に話をしたりご飯を食べたりしたあの父だと思えば、なおのこといやな気分になりました。もうそれ以上父の遺体を見ていられな

くなって、私は兄に、「さあ家に帰ろう、お父さんの遺体はここに置いて行こう」と言いました。

今思い返すと、それは正しいことではなかったと思います。兄はしばらく父の遺体を見つめてから、仕方ないから、あと頭の骨だけでも持って帰ろうと言いました。兄は火箸を持ち、父の頭蓋骨に触れたとき、頭骸骨が石膏細工のように割れて、中から半焼けの脳が流れ出てきました。兄は悲鳴を上げて、火箸を放り投げて逃げ出しました。双子の弟と私も、兄を追って走り出しました。私たちは父の遺体を見捨ててしまいました。原爆で家族や親しい人を亡くした誰もが、これと似たような体験をしたと思います。あのたった1発の原爆が、およそ7万4000人の命を一瞬にして奪い去ったのです。

こうした原爆投下後の光景は、脳裏に焼きついて決して離れることはないでしょう。原爆が落とされた日、弟と妹を連れて田舎に疎開していた母は、8年前に97歳で亡くなりました。父の遺骨を拾いに行ったときの顛末について、私たち3人は詳しいことを母に話していません。私たちが母に話さなかった理由の一つは、実はその母は私の本当の母ではなかったからで、双子の弟と私が2歳のときに実の母が亡くなって以来、私たちを育ててくれました。

原爆投下後に体験されたことが原因で、今も苦しみを感じますか。今回のように体験を証言することが、その苦しみを乗り越えるのに役立つでしょうか。

今でもあのとき見た場面や光景がよみがえることがありますし、苦しみを覚えます。頭蓋骨の画像などを見ると父の遺体の頭を思い出しますし、長くて白い布のようなものを見ると川に浮かんで死んでいたあの女性が目に浮かびます。証言すること自体は、苦しみや、あの光景を思い出すことを克服するには役に立ちませんが、先生や学生たちが、後から手紙を送ってくれます。それが励ましになっています。そのおかげで頑張っています。

被ばくしてから年月が経つにつれて、ご自身やご兄弟の健康面で何か原爆の影響は現れましたか。何らかの治療は受けられましたか。

放射線の影響について知ったのは、原爆が落とされてから何年も経ったあとではありませんでした。それまでは、放射線とその影響については全く知りませんでした。長崎の人の大部分が放射線とは何かを知らなかったと思います。

原爆投下のあと、アメリカの原爆傷害調査委員会（ABCC）が放射線の影響を集中的に調査しました。ABCCの目的は、健康状態を調べることではありませんでした。個々人の健康診断をするよりも、放射線によってもたらされる影響を調査してデータを集めるためにやって来ました。ABCCはひどい怪我を負った被ばく者の調査をし

ましたが、日本政府が医療面での支援を実施したのは原爆投下の12年後でした。被ばく者には特別な治療が必要と認められるまでにこれほどの時間を要しました。

私自身は、35歳のときに肝臓と腎臓が悪くなり始めました。こうした健康上の問題から、長崎原爆病院に15回入院しました。インターフェロンの投与や他の治療を行い、治療は今も続いています。

被爆者健康手帳をもらい、医療手当を支給される資格を与えられましたが、今度は胃がんと診断されてしまいました。それで、2008年と2010年に長崎大学病院でがんを治療するために手術を受けました。手術のあと、今も原爆病院に通って病気の治療を続けています。兄と双子の弟もがんと診断されました。

山脇さんは被ばく者の代弁者として活動する、核兵器のない世界のための非核特使に任命されました。代弁者として主に伝えたいメッセージはどのようなことですか。特に若い人たちに伝えたいメッセージは何でしょうか。

2010年9月、当時の菅直人首相は私を非核特使に任命しました。私が予想していませんでした。この任務で、私はイギリスの中高生と国連フェローシップ・プログラムの参加者に自分の原爆体験をお話ししてきました。

私が伝えたい最も大事なことは、核兵器の使用に伴う悲惨な影響という現実です。その影響は被ばく者の子どもや孫の世代にまで及び、核兵器使用の恐ろしさが続くのです。私には娘が4人いますが、いちばん上の娘は白血病に似た病気を抱えています。2番目の娘は乳がんになりました。

戦争が終わった今、あの原爆をどう思いますか。長崎に原爆を投下したアメリカ人について考えてみますと、許そうというお気持ちはありますか、それとも許すことは不可能でしょうか。

長崎の人びとは最初、どんな爆弾が落とされたのか、またどうしてあれほど広い範囲に被害が広がったのか、知りませんでした。新聞で「原子」という言葉が使われましたが、これは新型の爆弾であり、その被害や苦しみは限定的なものであると報道されました。一部の新聞がこう書いたのは、治安の問題を生じさせ、日本人が進駐軍に敵対心を抱くことを恐れた联合国最高司令官総司令部が、原爆について公表するのを厳しく統制していたからです。

原爆が落とされてから月日が経つにつれて、次第に原爆が開発された経緯を知るようになりました。この爆弾がどのように開発されて、どのように使用されたのかを知ってからは、アメリカ人一般に対する憎しみは全く感じなくなりました。なぜなら、当時のアメリカ人の大部分が原爆の存在を知らなかったと知ったからです。原爆について知っていたのは、ごくわずかの科学者と、トルーマン大統領だけでした。原爆を落

とすことを決定したごく一部のアメリカ人に対しては激しい感情を持っていましたが、アメリカ人全体を憎んではいません。例えば、戦後に東京にやって来たアイゼンハワー最高司令官やマッカーサー最高司令官でさえ、広島と長崎に原爆を落とすことには反対だったということを知っています。

将来に目を向けますと、今後、世界にはどのような未来が待っているとお考えですか。ご自身の経験から世界はどのようなことを学んでほしいとお考えですか。

私が11歳で体験したような、あの残酷で悲惨な出来事を、もう誰も体験することがないように切に願っていますが、現在世界には1万5700発ほどの核弾頭が存在していて²、それらは全部、長崎と広島で使用された原爆よりもはるかに強力だといわれています。

核兵器がいかに恐ろしくむごたらしいものか知らない人が世界にはまだたくさんいます。これに加え、9.11同時多発テロ事件以降、世界ではますます緊張が高まっていて、まだ内戦や国際紛争があります。

これらがなくならない限り、核兵器が大惨事を招く未来は避けられないでしょう。地球上から核兵器を完全になくし、原爆で苦しむのは長崎が最後であることを確実にするために力を貸してください。全員で一致団結して、平和な世界、つまり戦争のない世界をつくりましょう。原爆は普通の兵器ではないので、いかなる戦争であっても、その使用は許されるべきではありません。ご存知のように、戦争にも制約があるのです。

- 1 山脇は長崎原爆資料館で証言を行った。長崎原爆資料館のウェブサイトにおいて別の証言を読むことができる。Yoshiro Yamawaki, "The Unforgettable Experience of the Atomic Bombing", available at: http://nagasakipeace.jp/english/survivors/yoshiro_yamawaki.html.
- 2 核軍備に関する現在の状況については、次を参照。Hans Kristensen and Matthew McKinzie's article in this issue of the Review.

意見と視点

きのご雲の下で見た光景： 中国新聞とヒロシマ平和 メディアセンター

宮崎 智三

宮崎智三：中国新聞社ヒロシマ平和メディアセンター長。ヒロシマ平和メディアセンターのウェブサイトは、原爆や核問題、平和問題に関連する情報を5言語で発信している。(原版発行当時)

キーワード：広島、原爆、核兵器、メディア

.....

中国新聞は、人類史上初めて核兵器の攻撃を受けた都市、広島に拠点を置く日刊紙である。1892年に創刊し、現在62万部が発行されている。中国新聞は、日本で有数の地方紙である¹。1945年8月6日、広島市とその住民の上で原爆が爆発した。爆弾の凄まじい爆風、熱線、そして放射線によって街は全滅し、原爆による怪我や病気で亡くなった人を含めると死者の数は1945年末までに10万人以上に上った。何とか生き延びた人々は、身近な者はもちろん自宅や学校、そして職場も失った。被爆者は戦後の混乱を耐え忍び、広島のを復興させた。中国新聞社も、悲劇を耐え忍んだ一新聞社として常に広島の人々に寄り添い、原爆後の街の復興を支えるために懸命に努力してきた。さらに、戦争と核兵器のない世界を実現するため、長年にわたって独自の活動を幅広く展開してきた。

本稿では、当時中国新聞社の写真部員だった松重美人が撮った写真と共に、広島に原爆が投下された日に中国新聞社の社員が体験したことの実態を伝える。特に、写真



図1：御幸橋西詰めで撮影した写真。爆心地から2.2キロメートル。千田町派出所の前までやってきて警察官に助けを求めている人々。松重美人撮影 ©中国新聞社

部員の松重美人、記者の天下春男、そして速記部長の山本安男の3人の社員の体験談を取り上げる。また、特にヒロシマ平和メディアセンターの設立を通じた、中国新聞社の広島市民の体験を記録するという取り組みと、核兵器のない未来に向けた活動について記す。

中国新聞社の社員が語った原爆投下の日

中国新聞社は、従業員の約3分の1にあたる100人以上を原爆で失った。爆心地から約900メートル東に位置していた本社の社屋は全壊した。新聞印刷設備も壊滅的な打撃を受け、輪転機2台が火事で失われ、通信機器も破壊された。生き残った社員も怪我を負い、多くが家族を失った。

以下に記すのは、1945年に中国新聞社の社員だった3人の証言である。松重美人は、原爆投下の当日に、歴史に残る貴重な数枚の写真を撮影したカメラマンである。天下春男は、中国新聞本社に徒歩で向かう途中、地獄絵のように街



図2：御幸橋西詰めで撮影した写真。爆心地から2.2キロメートル。火傷を負った人々が油を塗ってもらっている様子。近くの陸軍糧秣支廠にあった食用油や、広島電鉄の変圧器に使用されていた油を塗った。松重美人撮影 ©中国新聞社

が焼野原となっているのを目の当たりにした。山本安男は、当時13歳だった一人息子を原爆で失った。彼はその後、中国新聞の復活を心に誓い、その目標に向かってただひたすら歩み続けた。

松重美人

核兵器のない世界の実現に向けた取り組みの一環として、中国新聞は原爆や平和問題を報道しているが、その原点は、同社のカメラマンだった松重美人（1913～2005年）が原爆投下の当日に撮影した5枚の写真だった。原爆投下の日にきのご雲を遠くから撮影した写真は数多くあるが、原爆の雲の下で人類に何が起きたのかを捉えた写真は、松重が撮影したたった5枚しか存在していない。大怪我を負った人や爆発の衝撃で意識を失った人、崩れ落ちてきた建物の下敷きになった人がいれば、服も体も焼け、皮膚が細長くむけて垂れ下がっていた人もいた。それでも、助かった人々はやっとの思いで市中心部から被害の少ない地域に逃れていった。

5枚の写真の中で最も有名なのは、爆発のわずか3時間後に爆心地から2.2キロメートルの場所で撮影された2枚である。そこには、爆心地の近くから御幸橋西詰めに



図3：原爆投下時の広島市内の地図 ©中国新聞社

逃げてきた人々が写っている。松重は後に、彼が見た光景を次のように語った。

赤い瓦礫に死体が累々と転がっている都心部を2時間半あまり歩いて、1度もシャッターが切れませんでした。撮影したのは原爆投下約3時間後、御幸橋西詰の2枚。午後市内に入る前自宅で2枚。夕方、皆実町で罹災証明を書く警察官の姿の合計5枚に終わりました。

二枚目を撮ろうとした時、ファインダーが曇った。怒りというより、アメリカのやつひどいことしやがったなあ。かわいそう、むごいなあと涙が出た。

派出所の方からも撮ろうとした。治療の様子や顔も見えた。あんまりむごいけえファインダーものぞけんかった。近づいたものの、どうしても撮れん。ばつが悪いけえだれとはなしに「ひどいことになりましたねー」と声をかけたんです。

撮ってって良かったと思う。これだけで、原爆の惨禍が全部分かるわけじゃないけど、これでもない、まったく分かん。新聞社のもんでも結局撮とらん。²

目に涙を浮かべながら、松重は原爆投下後の惨状を何とか写真に収めた。数多くの人々が原爆体験を伝えようとしてきたが、松重もその一人だった。

大下春男

8月6日の朝、当時42歳だった大下春男は、中国新聞本社に出勤するために広島市の西約8キロメートルにあった五日市町の自宅を出ると、広島市の上空に黒い煙の柱が立ち上るのを目にした。廿日市警察署で救援トラックに乗ったが、広島デルタに入るための橋が崩落していて、広島市内に向かうことができなかった。爆心地から約2.3キロメートル離れた電車専用の己斐鉄橋を渡った。線路では枕木が燃えていた。



図4：松重美人の自宅兼理髪店。爆心地から2.7キロメートル。理髪店は松重の妻と妹が営んでいた。爆風により、店内には物が散乱して割れたガラスが飛び散った。奥に写っているのは松重の妻で、当時妊娠中だった。松重美人撮影 ©中国新聞社

行く手を阻む凄まじい勢いの炎をかいくぐって、道路を進んだ。「あるのはただ死体だけ」³だった。ようやく本社にたどり着いたものの、「輪転機は既に真（っ）赤になっている。巻取（まきとり）紙の倉庫も紅蓮（ぐれん）の焰（ほのお）だ」⁴という有様で、口も利けなくなり座り込んだ⁵。

山本安男

原爆が落とされた日から、中国新聞社で生き残った従業員とその家族の大半が、自分たちの家族の死に直面することになった。また、他の人が無事であるのか確かめるのに必死だった…。

当時42歳だった山本安男は、爆心地から約2.5キロメートルの場所にあった段原中町（現南区段原南）の自宅から自転車で出勤する途中に、原爆の爆風で吹き飛ばされた。広島県第一中学校の1年生で13歳だった息子の真澄は、原爆投下時は建物疎開に動員されていて、市役所近くで作業していた。彼は火傷で顔を膨れ上がらせて自宅に帰った。

山本は後に、息子と死の間際に交わした会話を次のように綴っている。「その夜の十一時ごろであった。子供はかすかな息の中から、『ほんとうにお浄土はあるの?』と妙な質問を發した(略)『そこには羊羹(ようかん)もある?』『羊羹でも何でも…』声をくもらせて、やっとそれだけ妻が答えると『ほうそんなら僕は死のう』といった。』⁶

山本は遺体を手押し車に載せて火葬場へ運んだ。その翌日の8月8日、中国新聞社に出勤した。そのときの心境を、自身が主宰した短歌誌「真樹」の1965年8月号で次



図5：理髪店の窓越しに撮影した写真で、その日撮影した4枚目の写真。爆心地からは2.7キロメートル。奥の瓦礫の山は、爆風で倒壊した、2階建てだった消防署の出張所。その前には歩く男性の姿が写っている。松重美人撮影 ©中国新聞社

のように語った。「子供は死んで、人間の意思などあり得るはずもないのに、私はその瞬間から中国新聞社の復興を一つの任務と思い込み、心をかき立てられはじめていた。」⁷

社員は放射線の急性障害にも襲われた。速記部長を務めていた山本は次のように記した。

二十日も立つと火傷を負った部分の私の毛髪が抜けはじめた（略）新聞発行整備は一日も休むわけにはゆかないので白い包帯のまま長距離の自転車往復をくりかえした⁸

幸い難をのがれた人たちも出勤しはじめてから白血病にかかって死んで行くものがあり、果たしてここで新聞を出せるようになるものか、暗澹（あんたん）たる気持ちであった⁹

きのご雲の後の広島記録：ヒロシマ平和メディアセンター

中国新聞社の他の多くの記者も、きのご雲の下の街や人々がその後歩んだ道を記録する取り組みにおいて、長年にわたり記事を書き、写真を撮影してきた。原爆投下以前、広島市の人口は約35万人で、そのうち約14万人が1945年末までに死亡したと推計されている¹⁰。生き残った人々も、身近な者を失って悲しみに打ちひしがれるだけでなく、助けを求める人々を置き去りにして自分の命のために逃げたことへの罪悪感に苛まれた。その後も、原爆が放出した放射線を浴びた影響で多くの人が亡くなった。生き残った人もまた、原爆投下から数十年経った後でさえ、被爆していない人に比べて高い確率でがんを発症するリスクに直面し続けている¹¹。

被爆者が抱える身体的、心理的な苦しみは、生涯消えることはないだろう。1945年8月6日に起きた出来事は過去の惨劇には留まらない。人々は70年後の今も痛みや苦しみから逃れられずにいる。世界には現在、1万6000発近い核兵器が存在する¹²。冷戦時と比較すると大幅に減少したが、それでも世界を何度も滅ぼすことができるほどの数が残されている。核兵器は非人道的な兵器であるため、核戦争が勃発すればそこに勝者などは生まれるはずもなく、地球が破壊され人類が滅亡する結末があるのみである。核兵器が存在し続ける限りそれが使用される可能性は残されており、核兵器や戦争のない世界の実現に向けて行動しなければ、人類に未来はないだろう。つまり、人類と核兵器は共存することはできない。これが、中国新聞が広島市民と共に世界に発信し続けているメッセージである。

しかし、一地方紙の影響力には限界があり、東京の大手メディアほど日本の世論を動かすことはできない。メッセージをより広く世界に向けて発信するとなればなおのことハードルは高くなる。新聞社としてニュースを報道することは最優先だ。しか

し、原爆の影響に苦しんできた都市に拠点を置く新聞社として、中国新聞は、核兵器に関する情報や見解を発信することを通じて、世界中が核兵器の非人道性の理解を深める一助となることを望んでいる。そのような活動により、ひいては核兵器のない世界の実現に貢献できる。

中国新聞は、情報や見解をより広範に発信する取り組みをこれまでいろいろと行ってきた。一例として、1989年5月から1990年5月まで連載した「世界のヒバクシャ」では、旧ソ連、ブラジル、米国、フランス領ポリネシア、インド、ナミビア、そして韓国など世界15カ国、21地域で放射線被曝の被害者について伝えた。この連載は1990年には日本新聞協会賞を受賞し、書籍としても出版された¹³。しかし、当然ながらこの取り組みにも限界があった。米国の主要な書店で販売されるまでには至らなかったのだ¹⁴。

インターネットの普及が進み、新聞が日本国外の読者に対してより効率的に情報を届けることができるようになった。2008年、中国新聞は、ヒロシマ平和メディアセンターを編集局内に設置し、原爆、核問題、そして平和問題に関連する情報を専ら発信するウェブサイトを立ち上げた¹⁵。中国新聞の記者や論説委員が紙面用に執筆したこれらのテーマの記事や社説、コラムの全文がこのウェブサイトに掲載されている。また、一部のコンテンツは英語に翻訳しており、日本語の読者以外もアクセスして読めるようにした。

原爆から70年の節目を翌年に控えた2014年、広島大学などの協力を得て、ヒロシマ平和メディアセンターのウェブサイトでは、中国語とフランス語、ロシア語に翻訳されたコンテンツの提供を開始した。この取り組みは、原爆から70年の節目を踏まえてのもので、プロジェクトはこれからも引き続き進めていく。これらの3言語に翻訳されているコンテンツの数は英語ほど充実してはいないが、今や紙面のコンテンツの一部が計5つの言語で世界に向けて発信されている。英語、中国語、フランス語およびロシア語を選択したのは、これらの言語がいずれも核兵器保有国で話されているからだ。核兵器が使用されれば、そのきのご雲の下の人々や街に何が起こるのか、こ



図6：御幸橋東詰めで撮影した写真。爆心地から2.3キロメートル。被災者が食糧などの配給を受けるための罹災証明書を書く藤田徳夫巡査。割れたガラスで切った額に包帯を巻いている。藤田巡査は原爆投下時、爆心地から4.7キロメートル離れた宇品署にいた。松重美人撮影 ©中国新聞社

これらの言語を話す国で生活する人々に知ってもらいたいという願いが込められている。

核兵器のない未来に向けて

ヒロシマ平和メディアセンターのウェブサイトでは現在、2万3000点以上〔编者注：執筆時（2015年）〕の記事が公開されており、そこでは原爆がもたらした被害や世界の核兵器の現状を扱っているだけでなく、福島第1原発事故¹⁶などの核エネルギー問題、さらには過去に日本が他国の人々に与えた苦痛についても取り上げている¹⁷。また、世界中の核問題の専門家から寄稿された記事を掲載しているほか、広島の実験と関連する写真も多数特集している。ウェブサイトには、これまでに200の国と地域から年に100万件以上のアクセスがあった。そのうち約10%が日本国外からのアクセスである。

中国新聞は被爆体験を若い世代に伝えていく活動にも重点を置いている。その中核をなすのが、広島の小中学校6年生から高校3年生までの生徒に中国新聞の「ジュニアライター」になってもらうという取り組みだ¹⁸。日本の新聞社では学生の記者を育成するのは珍しいことではないが、平和に関する問題に特化した学生の記者がいるのは、おそらく日本では唯一の新聞社だろう。

ジュニアライターが担当する重要な側面の一つが、連載中の企画「記憶を受け継ぐ」¹⁹だ。被爆者の多くはジュニアライターの祖父母にあたる世代で、平均年齢は80歳を超えている。ジュニアライターは自分たちが被爆者の証言を直接聞くことができる最後の世代だと考えている。彼らがこの活動に熱心に取り組んでいるのは心強い。

2015年に開始した月2回の1ページ連載企画「ピース・シーズ」²⁰も、ジュニアライターの重要な活動の一つだ。ジュニアライターのメンバーは通常、45人程度で、5つのグループに分かれる。各グループは原爆や平和に関連したテーマを選び、情報を集めて記事を執筆する。過去の連載では、「被爆100年 2045年の広島」²¹、「『私たちの平和宣言』 廃絶の願い そして決意」²²、「平和を知らない子どもたち 当たり前の生活 遠く」²³などの記事を手掛けた。

こうした活動を通じて、若き記者たちは原爆の記憶が風化するのを防いでいる。この独自の取り組みは好意的に受け入れられていて、潘基文国連事務総長（当時）²⁴、河野洋平衆議院議長（当時）²⁵、そして著名な日本のアニメ映画監督である宮崎駿²⁶など多くの著名人へのインタビューを実現してきた。

また、被爆体験を次の世代に伝えていく取り組みの一環として、中国新聞は中学生と高校生を対象とした「学ぼうヒロシマ」という平和学習のための新聞を配布している。2013年から毎年広島県内の中学生と高校生の全員がこの新聞を手に入れている。この新聞は、被爆者の証言や原爆がもたらした被害の基本的な知識を特集している。原爆投下と第二次世界大戦の終結から70年を迎えた2015年には、ジュニアライターは数多くの挑戦的な新しい活動に取り組んだ。ホロコースト——ナチス・ドイツによ



図7：平和学習新聞「学ぼうヒロシマ」の2015年版。中国新聞社が広島国際文化財団の協賛を得て制作した。©中国新聞社

るユダヤ人虐殺——を学ぶ欧州スタディーツアーに参加した生徒もいれば、5年に1度開催される核拡散防止条約（NPT）再検討会議の今年の会議を取材するためニューヨークの国連本部に行った生徒もいた。

スタディーツアーでは、広島の8人の学生が3月下旬にポーランドとオランダを訪問し、原爆と共に第二次世界大戦の惨禍の象徴とされるホロコーストについて学んだ。100万人以上が殺害されたアウシュビッツ強制収容所跡や、アンネ・フランクとその家族がナチスの迫害から逃れるために身を隠していたオランダ・アムステルダムにある家（アンネ・フランク・ハウス）を見学した。ホロコーストの生存者の証言を聞き、地元の若者と意見を交換した。参加した8人の内訳は、大学生6人と高校生のジュニアライター2人だった。大学生の参加者は、県内の5つの大学から小論文と面接による審査を経て各大学が選んだ。

参加者は訪れた国の若者と意見を交換し、現地の若者がどのようにしてホロコーストの記憶を伝えているのかを学び、歴史を継承する取り組みの共通点を模索した。5月末、日本人の学生はツアーの成果を報告した。自分たちが学んだ教訓を「ヒロシマユースアピール2015」²⁷という形でまとめた。



図8：原爆投下前の中国新聞本社。左奥の3階建ての鉄筋コンクリートの建物が本館。その右の7階建ての建物が新館。©中国新聞社（増井竹代さん提供）

別のジュニアライター2人（いずれも高校生）は、ニューヨークで開催された2015年NPT再検討会議取材のために派遣された。彼らは広島市と広島県が主催した行事を取材したほか、会議の議事を取材した²⁸。また、岸田文雄外務大臣（当時）へのインタビューも行った²⁹。平和首長会議が主催したユースフォーラムでは、国際社会に向けてスピーチを行った³⁰。平和首長会議は松井一實広島市長が会長を務めて

おり、現在6990以上の都市で構成される³¹。

これらの活動は、ジュニアライターが取材のために海外に渡航した初めての機会だった。これらに二つのプロジェクトは、原爆の投下と戦後70年の節目を迎えるにあたり、広島若き世代に自分たちがどのような役目と責任を担っているかを考えてもらう機会を提供するという意図で企画された。広島をはじめ、戦争の悲劇に見舞われた場所で暮らす人々は、自分たちの苦悩に目を向けがちだ。こうした若者が、世界の他の場所で起こった悲劇に対しても理解を深め、他の人々の痛みを知り、共通点を見つけようと努めたことで、自らの意見を発信してこれら悲劇の記憶を継承する能力を高めた。

核兵器廃絶と世界平和を目指すという広島メッセージを日本のその他の地域や他国に発信することは、世界に想いを訴えていくというヨコ方向の取り組みである。同時に、原爆の記憶を次の世代へ継承していくことは、時を越えて過去を伝えていくというタテ方向の取り組みである。二つの取り組みは、地球上で誰一人、同じ悲劇を味わい同じ苦しみに耐えてはいけないという被爆者の願いを世界の人々と共有する試みである。一地方紙にとって、これらは異例かつ意欲的な仕事である。

中国新聞はなぜこの活動にそこまで精力的に取り組むのか、という質問をよく受ける。その答えは非常に単純で、広島の人々と同じように、中国新聞社も原爆で大きな痛みを受け、つまり「被爆者」と言えるからだ。中国新聞社の旧本社は爆心地から東へ約900メートルの場所にあり、当時の従業員の3分の1にあたる114人の命が奪われた。原爆の記事を書いていた記者たちは、同時に被爆者でもあった。

米国の平和運動家で広島市の特別名誉市民でもあるバーバラ・レイノルズは、広島市の願いを世界中に伝える上で多大な貢献をした。彼女は次のように語った。「私もまた被爆者です」³²、「私の心はいつもヒバクシャヒロシマとともにあります」³³。被爆者のメッセージを理解し、伝えるために力を尽くす人は、たとえその人自身や両親や祖父母が原爆を直接体験していなくても、その人自身も被爆者だとするレイノルズに、中国新聞の記者も心から共感する。

1945年8月6日の惨劇を生き抜いた人々の体験を聞くことにより、人々は核兵器がいかに非人道的であるかを理解し、自分自身も被爆者であると自覚し始める。被爆者は、人類の代表として、核兵器のない世界をつくり、1945年に幕を開けた核の時



図9：原爆投下後の中国新聞社の本館。奥に見えるのは新館。スタンレー・トラウトマン撮影 ©中国新聞社（米国議会図書館蔵）



図10：春の広島平和記念公園。左が原爆ドーム、その奥に見えるのが広島平和記念資料館。右上に写っている白い建物が中国新聞社本社。©中国新聞社

代に終止符を打つ責任があると考えている。ヒロシマの精神が、人々にその責任を自覚させる³⁴。

この責任ゆえに、中国新聞社の従業員は「きのご雲の下から」世界を眺めることができ、被爆者や広島の人々の心情を理解することができる。このようなきわめて重大な責任を担うことは、荣誉であり義務である。社是には「世界平和の確立」が謳われているが、この社是は我々の義務であり使命として受け止めている。

「原爆は威力として知られたか。人間的悲惨さとして知られたか」³⁵ 1971年から1974年に亡くなるまで中国新聞の論説主幹を務めた金井利博が発したこの問いを、我々中国新聞社は国際社会に問いかけている。我々は人間としての視点を保たねばならず、原爆投下後の実情を国家の視点のようにきのご雲の上や遠く離れた場所からのみ捉えるべきではない。これが、原爆、そして核問題や平和問題を報道する際の中国新聞の姿勢である。

本稿で説明した取り組みは、原爆から70年を迎えた今後も根気強く継続していく。原爆が投下された後、「75年間、広島には何も育たないだろう」³⁶とされたが、その荒廃した土地は、広島の子民と支援者の努力により、樹々に囲まれた緑の街として復活を遂げた。その広島に根差した中国新聞は、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指して、現在展開している活動を今後も続けていく。

- 1 Jiro Yamamoto, "Message", *Hiroshima Peace Media Center*, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?page_id=25636. [日本語: http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?page_id=25613] (参考資料のうち、ウェブサイトのアドレスが示されているものは、日本語版を除き、すべて2015年11月にアクセス。)
- 2 Yoshito Matsushige, "I Couldn't Press the Shutter in Hell", *Eyewitness Testimonies: Appeals from the A Bomb Survivors*, 3rd ed., Hiroshima Peace Culture Foundation, 2003, pp. 71, 80, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=22987. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=20590>] 次も参照。"Messages from A-bomb Survivors: Yoshito Matsushige, Part 1", 7 December 2010, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=53026. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=52950>]
- 3 Masami Nishimoto, *Special 120th Anniversary Series: The A-bombing and the Chugoku Shimbum, Part 3*, 7 April 2012, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=24045. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=21878>]
- 4 *Ibid.*
- 5 *Ibid.*
- 6 この話は、広島一中原爆死没者遺族会が1954年に出版した『星は見ている』に収録されている。[日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=21878>]
- 7 M. Nishimoto, above note 3.
- 8 Masami Nishimoto, "Printing in Nukushina", in M. Nishimoto, *Special 120th Anniversary Series: The A-bombing and the Chugoku Shimbum, Part 5*, 21 April 2012, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=24053. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=21899>]
- 9 *Ibid.*
- 10 "Q. How many people died because of the atomic bombing?", City of Hiroshima website, available at: www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1319174554447/index.html.
- 11 さらに詳しい情報は、たとえば次を参照。"Frequently Asked Questions", Radiation Effects Research Foundation, available at: www.refr.jp/general/qa_e/qa5.html. 放射線影響研究所は、原子爆弾による放射線の健康影響を研究するための日米科学機関である。
- 12 本書原稿(英語版)のハンス・M・クリステンセン及びマシュー・マッキンジーを参照。
- 13 *Sekai no hibakusha*, Kodansha, Tokyo, 1991. 英語版はKodansha Internationalから1992年に出版された。
- 14 "Exposure - Victims of Radiation Speak Out", *Hiroshima Peace Media Center*, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?post_type=exposure&lang=en. [日本語: http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?post_type=exposure&lang=ja]
- 15 Available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?lang=en. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?lang=ja>]
- 16 福島における原子力事故は特集テーマとなった。"Fukushima and Hiroshima", *Hiroshima Peace Media Center*, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?cat=3942. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?cat=3937>] この連載が始まってから、ヒロシマ平和メディアセンターは、ウェブサイトでの事故に関する700以上の記事を追加で掲載している。これらの記事は、「Fukushima(福島)」というキーワードでウェブサイト検索をすると入手できる。
- 17 ヒロシマ平和メディアセンターのウェブサイトは第二次世界大戦時の日本の侵略行為に関して特別なセクションを現時点で設けていないが、中国新聞はしばしば、ヒロシマ平和メディアセンターにも投稿されたニュース記事や社説でこのテーマに触れてきた。該当記事は、「suffering Japan inflicted(日本が与えた苦難)」等の語句でウェブサイト検索をすると入手できる。
- 18 ジュニアライターが関与した記事は次で見ることができる。available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?post_type=junior. ジュニアライターが原爆や平和問題に関するテーマを選択し、情報を収集し、執筆した1ページの特集記事である「ピース・シーズ」の記事は、次で見ることができる。available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?post_type=seeds&lang=en. [日本語: http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?post_type=seeds&lang=ja]
- 19 ヒロシマ平和メディアセンターのウェブサイトは多く「被爆証言」を掲載している。たとえば、次を参照。Sakiko Masuda, "His Mother Told Him: 'Don't Give Up'", *Survivors' Stories*, 15 January 2013, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26985. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26766>] 本記事は、原爆孤児であり、両親と兄弟を含む家族6人を原爆で亡くした川本省三について語っている。Rie Nii, "Hawaiian-Born, A-bombed in Hiroshima", *Survivors' Stories*, 10 August 2012, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26953. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26733>] 本記事は、ハワイで生まれ育ち、14歳のときに父の故郷である広島に移り、22歳のときに被爆した藤岡小夜

- 子について語っている。Sakiko Masuda, "Crawling to Safety, Hovering between Life and Death", *Survivors' Stories*, 8 August 2012, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26936. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26717>] 本記事は、330メートルの距離で原爆を経験し、現在も体内にガラス片の残る徳清広子について語っている。Daisuke Yamamoto, "Affected by Chromosomal Abnormalities: Telling of A-bomb Experiences", *Survivors' Stories*, 3 July 2014, available at: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=32818>. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=31393>] 本記事は、爆心地から870メートルの場所で被爆し、染色体異常に苦しむ児玉光雄について語っている。
- 20 「ピース・シーズ」の記事の例としては、次を参照。Tokitsuna Kawagishi, "Okunoshima Island, Peaceful Tourist Destination, Reveals Japan's History of Aggression", *Peace Seeds: Teens in Hiroshima Sow Seeds of Peace*, 22 May 2015, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44665. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=43312>] Arata Kouno, "Mobilized Students Worked Hard, Unable to Study or Dream", *Peace Seeds: Teens in Hiroshima Sow Seeds of Peace*, 4 June 2015, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=45238. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44815>]
- 21 Kana Fukushima, "Hiroshima in 2045: 100 Years after the Atomic Bombing", *Peace Seeds: Teens in Hiroshima Sow Seeds of Peace*, 2 February 2015, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?seeds=peace-seeds-teens-in-hiroshima-sow-seeds-of-peace-part-1-part-1-hiroshima-in-2045-100-years-after-the-atomic-bombing&query=hiroshima+in+2045. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?seeds=peaceseed201501>]
- 22 Shiho Fujii, "Peace Declarations Convey Desire and Determination for Nuclear Abolition", *Peace Seeds: Teens in Hiroshima Sow Seeds of Peace*, 16 March 2015, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=41986&query=peace+declarations+convey+desire+and+determination+for+nuclear+abolition. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=41149>]
- 23 Nana Kawaichi, "Children in Conflict Areas Struggle to Live Normal, Peaceful Lives", *Peace Seeds: Teens in Hiroshima Sow Seeds of Peace*, 13 April 2015, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=43031. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=42293>]
- 24 Masahiro Mikoshi, Minako Iwata, Seira Furukawa and Masaya Obayashi, "A Visit to Hiroshima on August 6: Interview with UN Secretary-General Ban Ki-moon", *Peace Seeds*, 2010, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/hiroshima-koku/en/special/index_2010082302.html.
- 25 Risa Kushioka, Ryota Matsuda, Miyu Sakata, Minako Iwata and Moeko Takaki, "The 7th G8 Speakers' Meeting in Hiroshima: Interview with Lower House Speaker Yohei Kono", *Peace Seeds*, 2008, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/hiroshima-koku/en/special/index_20080428.html.
- 26 Nao Tatsugawa, Masahiro Mikoshi and Chisa Nishida, "Interview with Hayao Miyazaki, Animation Film Director: Children Can Raise the Spirits of Adults and Change Society", *Peace Seeds*, 2009, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/hiroshima-koku/en/special/20090511_1.html.
- 27 次を参照。Yuji Yamamoto, "Session on 'Hiroshima and the Holocaust' Appeals for Young People to Take Action for Peace", *Junior Writers Reporting*, 3 June 2015. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?junior=session-on-hiroshima-and-the-holocaust-appeals-for-young-people-to-take-action-for-peace. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?junior=%E5%B9%B3%E5%92%8C%E6%A7%8B%E7%AF%89%E3%80%80%E8%8B%A5%E8%80%85%E3%81%AF%E8%A1%8C%E5%8B%95%E3%82%92%E3%80%80%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%BC%E3%83%84%E3%82%A2%E3%83%BC>]
- 28 次を参照。"Junior Writers Cover NPT Review Conference: Future Without Nuclear Weapons Not a Dream", *Peace Seeds: Teens in Hiroshima Sow Seeds of Peace*, 10 May 2012. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44902. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44063>]
- 29 次を参照。"Junior Writers from Hiroshima Interview Japanese Foreign Minister in New York", *Hiroshima Peace Media Center*, 10 May 2012. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44055. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=43734>]
- 30 次を参照。"Students from Japan Convey A-bomb Survivors' Suffering at Youth Forum in New York", *Hiroshima Peace Media Center*, 10 May 2012. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44152. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=43841>] 平和首長会議が主催したユースフォーラムについては、2015年6月28日の平和首長会議のFacebookの投稿を参照。available at: www.facebook.com/mayorsforpeace.
- 31 平和首長会議のウェブサイトは次の通り。available at: www.mayorsforpeace.org/english/index.html. [日本語: <http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html>]
- 32 次を参照。"Memorial Monument for Barbara Reynolds". available at: www.pcf.city.hiroshima.jp/virtual/VirtualMuseum_e/tour_e/ireihi/tour_57_e.html. [日本語: http://www.pcf.city.hiroshima.jp/virtual/VirtualMuseum_j/tour/ireihi/tour_57.html] バーバラ・レイノルズはウィルミントン・カレッジに平和資料センターを創設し、そこには彼女の論考が保存されている。ウェブサイトは次の通り。available at: www.wilmington.edu/the-wilmington-difference/prcl/. 次も参照。Tanya Maus, "The World Friendship Center's 50th Anniversary", November 2014, available at: www.wilmington.edu/wp-content/uploads/2014/11/IHF_Tanya-Maus-Trip.pdf; Charlotte Pack, "Peace Resource Center at Wilmington College (U.S.)", *Peace Museums of the World*, 9 December 2008, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/mediacenter_d/w_museum/20081209115331627_en.html. [日本語: http://www.hiroshimapeacemedia.jp/mediacenter_d/w_museum/20081209115331627_ja.html]; Yoshifumi Fukushima, "NGO Activities and the Legacy of Barbara Reynolds", *History of Hiroshima: 1945-1995*, 1995, available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=27592. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=27325>]
- 33 "Memorial Monument for Barbara Reynolds", above note 32.
- 34 *Ibid.*
- 35 次を参照。Masami Nishimoto, "Relative of the Late Toshihiro Kanai Donates 8,000 Documents to Hiroshima University", *Hiroshima Peace Media Center*, 10 March 2010. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=15007. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=2345>]
- 36 次を参照。Masami Nishimoto, "Fumbling Efforts to Convey A-bombing's Effects", *Hiroshima Peace Media Center*, 10 May 2012. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=24059. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=21913>] さらに詳しい情報は、平和首長会議のウェブサイトを参照。available at: www.mayorsforpeace.org/english/index.html [日本語: <http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html>] 次も参照。Michiko Tanaka, "Students from Japan Convey A-bomb Survivors' Suffering at Youth Forum in New York", *Hiroshima Peace Media Center*, 12 May 2015. available at: www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=44152. [日本語: <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=43841>]

意見と視点

フォトギャラリー： 爆心地ナガサキ

中村 明俊

中村明俊：長崎原爆資料館長。長崎を舞台とした「聖水」で2001年芥川賞。これを筆頭に、青来有一のペンネームで数々の日本文学賞を受賞。

概要

この写真選集は1945年8月9日の長崎への原爆投下を記憶にとどめるため、長崎原爆資料館からの訴えとして掲載される。本稿は、長崎原爆資料館¹の所蔵品に基づいて、中村明俊館長によって編纂された。読者は、ぜひ長崎原爆資料館を訪れ、1000枚を超える写真や当時の街の残骸をしばし見学することで、70年前の夏に原爆の前後で起こったことを、そして原爆の破壊力がどれほどのものかを感じとっていただきたい。

.....

下の写真1と2はそれぞれ原爆投下の2日前と投下の1カ月後、長崎北部にある爆心地周辺を示している。

それぞれの写真を上方から下方へ斜めに分断している蛇行した黒い線は、爆心地を北から南に流れる浦上川である。中心近くの楕円は陸上競技場のトラックだ。

2枚目の写真では、以前見られた所狭しと並んだ建物の凹凸がほとんど消えてしまったのが見てとれる。わずかに残っているのは、学校などの強固なコンクリートの建物の残骸だけだ。爆心地一帯は月面のように荒涼としていた。記録はその被害を以下のように描写している。



写真1. 1945年8月7日、長崎への原爆投下2日前の爆心地。米国人パイロットが上空から撮影。米国公文書館蔵、RG 77-MDH



写真2. 長崎に原爆が投下されてから1カ月後の爆心地。米国公文書館蔵、RG 77-MDH



写真3. 爆心地から約800メートルの民家で発見された、11時2分を指して止まった柱時計。

警報は昨夜から連発されていた。(中略) 長崎市中では空襲警報の解除と同時に、人も機械も電車もすべてのものがいっせいに活発に動き始めた。たとえば市中では、ある町の配給所の前には早くも行列ができ、ある町では野菜の配給に隣組の人々が集ってきた。医大では講義が始められ、診療が行われた²。

1945年8月9日午前11時2分、米軍機が長崎市北部の浦上地区に原子爆弾を投下した。長崎は広島に続いて、原子爆弾による攻撃を受けた人類史上第二の都市となった。

長崎型原子爆弾はプルトニウムを原料とする兵器で TNT (トリニトロトルエン) 火薬 21 キロトンに相当する爆発力を有し、ウランを原料とし TNT 火薬 15 キロトンに相当する爆発力である広島型原子爆弾より破壊力は大きい³。ただ、都市の規模や周囲を山に囲まれた地形的な要因等により、長崎における被害は、22万人が死傷した広島ほどではなかった。それでも1発の爆弾で約7万4000人が亡くなり、7万5000人ほどが負傷した。当時24万人の住民の60%以上にあたる約15万人が死傷し



写真4. 浜口町の火の見やぐら

ただ⁴。生き残った人々も、がんをはじめ放射線により引き起こされる病気の恐怖に生涯怯えて暮らさなければならなかった。原子爆弾はかつて人間が経験したことがない全く新しい恐怖をこの世界にもたらした。

原子爆弾の破壊力には、放射線、熱線、爆風の3つの要素がある。これに伴って起きる火災がさらに被害を大きくする。長崎で投下された原子爆弾の爆発エネルギーのおよそ50%は爆風となり、35%が熱線、15%は放射線として放出されたと推測されている⁵。

原子爆弾の爆発によって最初に人々を襲ったのは、中性子線などの膨大な量の放射線だった。続いて、爆発直下の地面を3000度から4000度の高熱にした熱線が襲った。最後に1キロメートル離れたところでも秒速160メートルにも達した爆風であった。実際には、白閃光が走った直後から3秒数える間に、放射線、熱線、爆風によって街は壊滅していた。その後、火災が一昼夜続き、広範囲を荒廃させ、写真2に見られるような劇的で月面のような廃墟が広がった。

原爆を耐え抜いた多くの人工遺物の中で、ひときわ目を引くものが長崎原爆資料館に展示されている。その柱時計は爆心地から1キロメートルほど離れた場所で発見された。時計は11時2分で止まったままだ。



写真5. 大橋橋塔

久保忠八から寄贈されたこの時計は、爆心地から800メートルほど離れた山王神社近くの民家の残骸で見つかった。時計は、家全体を破壊した爆風のせいで11時2分で止まったものと推察される。

また、資料館を訪ねる人々は、繰り返し放映される、きのご雲が空に湧き上がっていく動画を観ることになるだろう。原子爆弾を投下した米軍機から撮影された映像だ。雲の下に広がる暗闇では炎が上がり、生き残った人々は逃げ惑い、瓦礫の下敷きになった人々は焼け死んだ。撮影した搭乗員は、1万メートル以上の高さまで噴き上がっていきそのきのご雲の下で何が起きているのか、想像できたのだろうか。

資料館の最初の展示室には被爆遺構が置かれている。そこには、爆心地から250メートルの場所に位置していた浜口町の火の見やぐらの折れ曲がった鉄骨がある。やぐらは10メートルの高さがあった。それが爆風の衝撃を直接受け、脚は爆風の方向に曲がってしまっていた。このやぐらは長崎消防署の指揮下にあり、通常の火災だけでなく空襲警報時や退避中にも出火状況を把握するために署員によって利用されていた。

同じ展示室には、大橋橋塔がある。元々は爆心地から500メートル北にある橋の南端に設置されていた。4トンもの重さでありながら、原子爆弾が引き起こした爆風で川に吹き飛ばされた。これらの様に、爆風の威力を示す実物が展示されており、きの



写真6. 浦上天主堂のレプリカ。長崎原爆資料館内に所蔵。

こ雲の下で起きたことを今も静かに物語っている。

展示室の壁面いっぱいに復元された煉瓦の壁は、浦上天主堂の破壊された側壁だ。原子爆弾で壊滅した長崎市北部の浦上地区は、日本がキリスト教の禁教政策をとっていた時代にも、約250年にわたってひそかにカトリックの信仰を守る隠れキリシタン



写真7. 生存者を苦しめる傷跡の展示

が暮らしていた地域である。

日本では、厳しい弾圧と迫害によってキリスト教の信徒は滅びたと思われていたが、150年前の1865年に発見された。当時、信徒発見のニュースは世界を駆け巡り、大きな感動が広がった。浦上天主堂は、苦難の歴史の中でカトリックの信仰を守り通した人々が煉瓦を一つひとつ積んで20年をかけて建てた教会であり、彼らの心のよりどころであった⁶。

1945年8月9日、原子爆弾は天主堂からわずか500メートルの空中で爆発し、天主堂は壊滅した。迫害の時代を乗り越えてきた浦上教区では、1万2000人の信徒のうち8500人が亡くなった⁷。原子爆弾は人々の命を奪い、建物を破壊するだけでなく、苦難の中で浦上に形作られてきた共同体や歴史、地域の人々のつながりをも消し去ってしまった。

資料館は原子爆弾によって傷ついた人々の衝撃的な写真も展示している。写っている人々は、自らに起こったことをできる限り多くの人に見せることで、原子爆弾の恐ろしい影響に対する認識を高めたいという思いであった。

医師と看護師は速やかに負傷者への手当てを始めたが、設備も医薬品も、応急処置を施すのにさえ足りなかった。負傷者を爆心地から長崎県内外の医療施設へ搬送するため、臨時の救援列車が仕立て上げられた⁸。原爆以前、長崎市の人口はおよそ24万人だった。原爆傷害調査委員会によって



写真8. 今日の長崎

1950年10月1日に行われた調査によると、原爆直後の市の人口は13万934人であった⁹。

写真7の、血だらけの背中であつぶせになっている少年は、谷口稜暉氏である。上半身がケロイドでひどく傷つけられているのは山口仙二氏である。2枚の写真に写っている、顔半分が焼けた少年は吉田勝二氏だ。3人は10代半ばで原子爆弾により深刻な傷を負いながらも、かろうじて生き延びた。戦後、彼らは原爆の恐ろしさの人々に伝え、核兵器の廃絶を訴える平和活動に参加し続けた。

原爆が投下されたとき、谷口氏は16歳の郵便配達人だった。彼の体験はノンフィクション本『ナガサキの郵便配達』に詳しく記されている¹⁰。今年86歳になった彼は、4枚の写真に写る中で存命する最後の被ばく者となった〔編者注：執筆時（2015年）〕。谷口氏はその後2017年8月30日に逝去（享年88）。谷口氏は2015年の核不拡散条約（NPT）再検討会議の開催時にニューヨークの国連本部を訪れた。彼はそこで各国政府の代表者やNGO職員に対し、核兵器のない世界の実現を訴えた。

原爆の恐ろしさを個人の経験として語るができる人物として、谷口氏は体力的に可能である限り核兵器の廃絶を訴え続けていくという意思を公に語っている。彼は原爆による高熱で焼かれた、70年前に血まみれになった背中をためらいなく人々に見せる。彼はテレビカメラの前にさえ立ち、服を脱いでひどく傷ついた背中を見せる。汗腺がつぶれて、なめらかに溶けたように見える背中に多くの人々は言葉を失う。今でも、原子爆弾の結果の惨状は谷口氏の身体に見て取れる。床ずれによりあばら骨が露出するほどの長く苦しい療養生活や、原子爆弾の生存者として放射線の影響におびえ続ける人生を、彼の背中は何よりも雄弁に語っている。

長崎が原子爆弾により廃墟となって70年以上が過ぎた現在、長崎は目覚ましい復興を遂げた。しかし、被ばく者の願いが叶うには程遠いままで、世界には1万6000発を超える核弾頭が存在している¹¹。しかも、多くの核弾頭の威力は、長崎や広島に投下されたものの数十倍にもなっている。核兵器が再び使用されたら何が起こるのか。答えは70年前に広島と長崎で起きたことを知っている人ならば誰でも容易に想像で

きるはずだ。

2014年8月9日、田上富久長崎市長は長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典における平和宣言で次のように述べた。「核兵器の恐怖は決して過去の広島、長崎だけのものではありません。まさに世界がかかえる“今と未来の問題”なのです¹²」。この宣言はすべての原子爆弾被ばく者と長崎市民の思いを体現している。これと同じ意味で、長崎原爆資料館も過去の歴史を振り返るためだけの博物館ではない。人間の現在と未来について深く考える場所でもあるのだ。

- 1 さらに詳しい情報は、資料館のウェブサイトを参照。available at: www.city.nagasaki.lg.jp/e.jc.hp.transer.com/sisetsu/5090000/p011036.html。(インターネット上の参考文献はすべて2015年11月にアクセス)
- 2 長崎原爆資料館編『長崎原爆戦災誌第1巻総説編改訂版』(2006年)、163-166頁。次にも類似的記述がある。長崎市編、長崎国際文化会館監修『ナガサキは語りつぐ』(岩波書店、1991年)、40-44頁。
- 3 長崎市役所編『長崎原爆戦災誌第四巻学術編』(1984年)、5頁。Samuel Glasstone (ed.), *The Effects of Nuclear Weapons*, revised ed., US Atomic Energy Commission, 1962; John A. Auxier, *Ichiban (Radiation Dosimetry)*, Energy Research and Development Administration, 1977; John A. Auxier, J.S. Cheka, F. F. Haywood, T. D. Jones and J. H. Thorngate, "Free-Field Radiation Dose Distribution from the Hiroshima and Nagasaki Bombings", *Health Physics*, Vol. 12, No. 3, 1966; Lord Penny, D.E.J. Samuels and G. C. Scorgie, "The Nuclear Explosive Yields at Hiroshima and Nagasaki", *Philosophical Transactions of the Royal Society of London*, Vol. 266, No. 1177, 1970.
- 4 これらの数字は長崎原爆資料保存委員会により行われた推定に基づいて1950年7月に発表された。以降、長崎市は公式にこれらの数値に言及している。この推定によれば、7万3884人が死亡し、7万4909人が負傷した。犠牲者のうち、1万7358人は原爆投下後すぐに検視された。長崎原爆資料館編『前掲書』(注2)710頁。
- 5 長崎市役所編『前掲書』(注3)13、28頁。
- 6 「浦上天堂は、浦上のカトリック信徒を中心に、三十年の歳月をかけて赤煉瓦を一枚一枚と積みあげて大正十四年に完成し、双塔の高さ二六メートルに及び東洋一を誇っていたが、ここも一瞬にしてドームは落ち、わずかに赤煉瓦の堂壁を残して壊滅し、さらに夜に入って炎上した。西田三郎、玉屋房吉の二人の神父と、奉仕作業をしていた信徒十数人が天主堂と運命をともにした。また、室内に保管中の非常米二、四八二俵と素麺等約一、〇〇〇箱が焼失した」長崎原爆資料館編『前掲書』(注2)414頁。
イエズス会宣教師であったフランシスコ・ザビエルはキリスト教の伝道のため1549年に日本に到着した。その後すぐ、ポルトガル船が日本の港に來航し始めた。1571年に開港した長崎港はポルトガルとの貿易拠点として発展し、日本人キリスト教徒の拠点であった。イエズス会に長崎の一部が寄付されていたにもかかわらず、その後、全国を統一して戦国時代を終わらせることを望んだ豊臣秀吉によって財産を没収された。ポルトガル船の入港は禁止されたが、江戸時代に徳川幕府はオランダと中国との貿易を長崎港で行うことを許可した。日本での布教活動を制限するために豊臣秀吉から伴天連追放令が發布され、徳川幕府時代にはキリスト教を全面禁止するなどさらに強化された。その結果、多くの日本人信徒は迫害され、隠れキリシタンとなった。浦上地区では250年余り隠れキリシタンが目につかないところに追いやられた。当時浦上はいわゆる隠れキリシタンの中心であった。長崎原爆資料館編『前掲書』(注2)4-6頁。
- 7 長崎市に在住していたキリスト教徒2万人のうち、およそ1万5000人~1万6000人が浦上に住んでいた。そのうち、1万人は原子爆弾の犠牲となった。同上、308頁。
- 8 同上。
- 9 同上、710頁。
- 10 Peter Townsend, *The Postman of Nagasaki*, Harper Collins, London, 1984.
- 11 現存する核兵器の数について、詳しくは本書原版(英語版)のハンス・M・クリステンセンとマシュー・マッキンジーの章を参照。
- 12 Tomihisa Taue, "Nagasaki Peace Declaration", Nagasaki, 9 August 2014, available at: <http://nagasakipeace.jp/english/appeal.html>。[日本語版: <http://nagasakipeace.jp/japanese/peace/appeal/history.html>]

インタビュー

広島・長崎から70年： 核爆発の影響に 関する考察



©Jeff Cooke/ICRC

ペーター・マウラー赤十字国際委員会総裁と、近衛忠輝国際赤十字・赤新月社連盟会長および日本赤十字社長¹(当時)

ペーター・マウラー総裁と近衛忠輝会長（注）は、広島訪問後に行われたインタビューで、核兵器に対して人類が払う犠牲を再考し、オスロ、ナジャリット（メキシコ）、ウィーンで開催された核兵器の人的影響に関する会議への国際赤十字・赤新月運動の見方、そして核軍縮に向けての課題を示した。

.....

2015年、広島と長崎への原爆投下から70年の節目を迎えます。お二人は、世界にたった2つしかない核攻撃を受けた都市のうちのひとつ、広島を訪問しました。国際赤十字・赤新月運動はこれまで核兵器廃絶を訴え続けており、最近は特にその活動が活発になっています。原爆投下から70年経った今、なぜその活動はそれほど重要なのでしょうか。

近衛忠輝（以下、近衛）：まず、この重要な問題について赤十字国際委員会（以下、ICRC）と国際赤十字・赤新月社連盟（以下、連盟）がともに話す機会が与えられたことに心から感謝します。広島に原爆が投下された直後、まさに最初の段階から、ICRCは助けを求めている人々に支援を行って来ました²。年月を重ねるにつれて、各国赤十字・赤新月社も、広島を訪れるなどさまざまな形で続々と支援に参加しました。私たちは、核軍縮を国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字運動）全体で取り組むべき問題として位置づけており、今後もより一層力を注いでいくつもりです。

今年、広島と長崎に原爆が投下されてから70年という節目の年を迎えます。核兵器がもたらす人道上の被害がどれほどの規模なのか、全世界が思い起こす重要な機会となるでしょう。あの攻撃は、核兵器が発する爆風や熱波によるその破壊力を人々に十分に思い知らせました。放射線がもたらす、圧倒的で長期的な影響も身に染みて実感しており、それによって今なお苦しみを強いられている人々がいます。現在、被ばく者の平均年齢は80歳に近づいていて、この先ケアしていくのがますます困難になっていくでしょう。この重要な節目の年を機に、全世界にメッセージを伝えていきます。



広島で原爆犠牲者を追悼するペーター・マウラー総裁と近衛忠輝会長

©Jeff Cooke/ICRC

ペーター・マウラー（以下、マウラー）：広島と長崎に原爆が投下されてから70年が経過した今も核軍縮に対するコミットメントは果たされないままで、今日の核兵器の貯蔵量を考えると、コミットメントから具体的な行動へと踏み出す方法を見つけることが非常に重要です。ここ数年は核軍縮推進の機運が高まっています。この機会を最大限利用して、既存のコミットメントを現実的に意義ある行動に移す方法を見つけていかなければなりません。

ICRCと赤十字運動³は、核兵器がもたらす人道上の影響とその国際人道法（IHL）

上の示唆に焦点を当てることで、核兵器に対する行動の論拠を強調し、核兵器使用の禁止とその完全な廃絶を達成するための取り組みを後押ししています。一朝一夕に成し遂げられることでないのは理解しています。しかし、1945年にICRCと日本赤十字社が目撃したように、核爆発がもたらす人道上の被害が甚大であること、また、今後も核兵器が再び使用される危険がある現状を考えると、すべての国々に行動を起こすよう働きかけることは非常に重要です。

核軍縮の議論は非常に政治的であると理解されることが多いですが、核軍縮に向けた取り組みを進めていく上で、赤十字運動はその議論においてどのような役割を果たしていくのでしょうか。

近衛：核軍縮の議論は常に政治色を帯びていますが、それが、赤十字運動が正しい方向に前進することの妨げとなるべきではありません。再三強調してきたように、赤十字運動は政治的な側面よりも人道上の被害結末を懸念しています。人道的観点からの私たちの強いメッセージ——すなわち、核兵器によって生じる多大な人的被害と、核爆発の被害者に十分な支援を提供できないのではないかと懸念——はきわめて重要であり、政策決定者が考えを改めるきっかけになるでしょう。これらのメッセージが政策決定者に届き、政治的アジェンダに影響を及ぼすと信じています。そのために、赤十字運動は核兵器のあらゆる使用がもたらす人道上の被害に焦点を当て続けなければなりません。既に多くの組織が核兵器の完全な廃絶という



広島で原爆を体験した山本定男の証言を聞くペーター・マウラー総裁と近衛忠輝会長。山本とその他の被ばく者の証言は、本号の「意見と視点」の章で紹介している。

©Kayoko Saito/ICRC

目標に向けてさまざまな方向から取り組んでいます。私たちは赤十字運動として、この目標に向かってともに取り組むための基礎をさらに拡大していくことができます。

赤十字運動は核兵器廃絶に向けて取り組んでいく決議を2011年に採択しました⁴。その後、ICRCや赤十字運動、各国赤十字・赤新月社はどのような行動に出たのでしょうか。

マウラー：ICRCは、オスロ、ナジャリット、ウィーンと、3度にわたる核兵器の人道的影響に関する会議で取り上げられた重要事項の中でも、さらに的を絞った議論に貢献すべく注力してきました。今回の広島訪問では、被ばく者の体験談⁵が印象に残りました。よくよく聞くと、会議で議論された人道上の被害のすべての要素を被ばく者は既に示していました。

核兵器の使用は無差別攻撃です。文民たる住民と軍人の区別なく——女性も、子どもも、兵士も——その影響を被ります。前述の会議では、核兵器の使用がもたらし得る影響、特に食料生産や環境への潜在的な影響について、より多くの国が理解を深めました。これを受けて、私たちは取り組みをさらに強化すると同時に、IHLの枠組みにおける核兵器に対する私たちの考え方を再検討しました。

近衛会長が先ほど話したことに関連しますが、核兵器の人道的影響に関する会議によって、ICRCと連盟は、赤十字運動が1945年に日本で行った活動と、被ばく者の長期的なニーズに応え続けてきた活動に基づく私たちの見解を核軍縮の議論に反映させることが可能になりました。赤十字運動が示した情報や見解は無視できるものではありません⁶。これまでの数十年間、核軍縮の議論は基本的に軍事戦略の観点から行われてきた点を考慮すると、人道的観点は、異なった議論の潮流を生む可能性があります。

赤十字運動は2013年に、核兵器廃絶を目指す4カ年の行動計画を採択し、重要な一歩を踏み出しました⁷。この行動計画では、核兵器を取り巻く問題を啓発するために各国赤十字・赤新月社が自国で取り組むべき活動をまとめ、今まで以上に活発かつ積極的に核兵器廃絶に取り組んでいます。核兵器の問題について政府や議会、報道機関とコミュニケーションを取り、人道上の影響という視点が核軍縮の議論の促進剤となる風潮を生み出そうとする取り組みが多く、多くの国で実施されています。ICRCは各国赤十字・赤新月社と密に連携して、この分野での取り組みを支援しています。

近衛：私もマウラー総裁と同じく、核兵器の無差別な性質と、深刻な被害が何十年にもわたって、しかも世代をまたいで死や苦痛を生み出し続けるという点から、赤十字運動にとって核兵器の問題は重要であるという考えです。

IHLに照らした場合、核兵器の使用は深刻な問題を引き起こすこととなりますが、それでもなお、核兵器の使用は法的に正当化され得ると強く主張する人々がいます。私は全く異なった見解を持っています。広島と長崎で身近な人々を失った被ばく者の証言を聞いたり、身体の不調に今なお悩まされ続けている姿を目にした後、より一層そうした見解は強まります。核兵器を一つ残らずこの世からなくさなくてはならないことは明らかです。理屈ではそれを理解している人も多いでしょうが、広島や長崎を訪れて被ばくした方々の証言を聞けば、私たちの主張に対する理解はより深まるでしょう。

前述の4カ年の行動計画の中に書かれている決議を連盟が実行していく方法は、い

くつかあります。まず、通常の役割として各国赤十字・赤新月社が適切に取り組みを推し進めていけるよう促す調整役を務めること。連盟は、ウィーンで開催された核兵器の人道的影響に関する会議等、多国間会議に各国赤十字・赤新月社が関与するプラットフォームを提供してきており、核爆発の際に人道支援を提供できる十分な能力や計画が存在していないことをはじめ、各国赤十字・赤新月社の主張が確実に届くように動いています。次に、ICRCと緊密に協働しながら、核兵器に対する連盟の見解を活発に発信する各国赤十字・赤新月社の国際的なネットワークを精力的に支援します。さらには、実施された活動や過去そして今後のイベント、さらに核兵器関連分野の専門組織の取り組みについて、タイムリーに情報交換できるよう取り計らっています。

将来的に核兵器が使用されて、世界がそれに対処しなければならなくなる可能性があります。そのような事態が起きるとしたら、赤十字運動としてはグローバルな意味でどのような準備、対処、そして復興に向けた活動ができるのでしょうか。

近衛：前述の通り、たとえ一発の核兵器でも、今から十分に備えておくのはほぼ不可能です。また、どれだけ対応に尽力しても、核爆発の直後の人的被害や破壊の程度は甚大で、人道支援を効果的に行うのは現実的ではありません。インフラは破壊し尽くされるでしょう。爆心地の周辺では、まず被害者が自身で対応しなければならない可能性が高いです。さまざまな施設や生活必需品は破壊されているでしょう。放射線の存在により、汚染地域に直ちに救援を送り込むのはほとんど不可能です。大半の国家も、そして私が知るどの人道支援組織も、そのような事態には対処できないと思います。

マウラー：これは興味深い議論です。ICRCは、核爆発の直後に被害者のニーズが十分に満たせるかについて、きわめて懐疑的な見方をしているからです。広島での経験から多くの教訓を得て、各国赤十字・赤新月社や各組織、各国政府が核兵器による惨事に対応する準備を現在どの程度まで整えているか、理解を深めようとしてきました⁸。過去3年にわたって調査を重ねた結果、最も可能性の高い核兵器使用のシナリオに対して十分に対応できる能力は、国際レベルでも、そしてほとんどの国家でも、存在しないという結論に達しました。

この調査結果に疑問を抱く人もいるかもしれませんが、核兵器の大惨事にも対処できる方法が必ずあるはずだと思われるかもしれませんが、しかし、そういった見解は、核兵器がきわめて限定的に使用された場合を想定したものです。近衛会長も私も、そのように限定的に核兵器が使用されることがあるとは思っていません。一発でも使用されたら、それが引き金となって次々と使用されます。それが最も現実的なシナリオです。果たして前もって準備できるシナリオの類であるのか、重大な懸念を抱かざるを得ません。

また、核爆発がもたらす人道上の影響に対処する責任を核兵器国が人道支援組織に

押しつけ、「私たちの役目は軍事戦略的に考えることで、あなたたちの役目は人道上の影響に対処することだ」などと発言するような状況を生み出さないことも重要です。核兵器が使用されることがあれば、破壊力はとてつもなく、長期にわたって健康や食料、環境に影響を与え、それに対処できるよう準備することはいかなる合理的な方法によってもほぼ不可能である、と各国に警告したいです。

お二人は被ばく者の証言を聞きました。ICRCと日本赤十字社は、広島と長崎への原爆投下を受けて救援活動を行った事実もあります。被ばく者の証言と過去の経験から、被害者のニーズに関する教訓とは何でしょうか。



©Jeff Cooke/ICRC

マウラー：被ばく者の証言は、これまで私たちが一般論として訴えてきたことを非常によく説明しています。被ばく者はそれぞれ爆発のありのままの真実を描写しています。熱波や爆風圧、放射線、そして助けを探すことさえままならない状況などです。特に、救援活動に従事すべき人員までもが一般市民と同様に負傷したり命を落としたりしたため、救援能力自体がひどく損なわれました。効果的に対応できなかったのは、その意志がなかったからではなく、能力が失われてしまったからです。被ばく者の証言は、人々がどのように助けを求めているか非常に生々しい描写を含んでいましたが、病院は破壊され、医師や看護師も犠牲になり、薬は汚染されてしまいました。証言は核爆弾の破壊力をはっきりと示しています。

近衛：直後に十分な治療を提供するのが困難になった点は、非常に重要な教訓の一つです。広島では、日本赤十字病院は爆心地に非常に近接していましたが、偶然にも崩壊を免れた数少ない病院の一つでした。生き残った医師や医療関係者が動員され、長崎でも状況は同じでした。そこで、赤十字社で訓練を受けた多くの看護師が、すぐに各地の病院に派遣されました。そして、他の医療関係者とともに大勢の人の手当てをしました。その後、近隣県から派遣されてきた医師も救護に加わりました。しかし、高線量の放射線を浴びた場合の影響に関する知識は持ち合わせていませんでした。必要な器具や薬もなく、被害者の治療法も分かりませんでした。そういう意味では、この種の出来事に準備できていなかったのです。彼らは善意とモチベーションに溢れていたけれども、できることは多くはなかったのです。

広島で生き延びた被ばく者の話の中で、最も驚いたことは何でしょうか。

近衛：広島と長崎の被ばく者は、何もかもがごく短い時間の中で起きたと語っています。しかし、多くの被ばく者にとっては、そのごく短い時間がその後の人生に長く影を落とすこととなりました。実際のところ、被ばく者の長期的なニーズは何であるか、全部が明らかになっているわけではありません。というのも、社会的な偏見が強かったり、自身の体験を語りたがらない、次の世代やその先の世代までも続くトラウマがあったりするからです。

今朝、戦争を経験したある男性は、直接原爆の被害にあった両親が彼にその体験を話したがりなかつたと語りました。本当のことを話すと息子の結婚が難しくなるのではないかと感じたからです。被ばく者に対して、放射線の影響をひどく受けているかもしれないという偏見が存在していたんです。

マウラー：これは非常に興味深い点です。私たちは長い間核兵器の身体への影響にばかり気を取られていたからです。偏見やトラウマは、最も目に見えるかたちの長期的な影響です。被ばく者の話で強く印象に残ったのは、心理社会的な影響——戦争中に負った心理的なトラウマと、その後苦しめられた差別——です。これは、武力紛争というより広い文脈の中で、議論が始まったばかりの重要な要素です。私たちはこれまで戦争の犠牲となった人々の身体的な傷という即時の影響を問題視してきましたが、私は、犠牲者と接していくうちに、いまだ検討が不十分だと思われる別の側面、つまり核兵器などの特定の兵器がもたらす心理社会的な影響に関心が移っていくようになってきています。

最近の会議やその他のフォーラムでは、核兵器がもたらす人道上の被害に多くの国が懸念を示しました。核兵器が二度と使用されないようにするために、赤十字運動は各国に対して具体的にどのような行動を期待しますか。



©Jeff Cooke/ICRC

マウラー：現時点で各国が取り得る最善の策は、既存の義務を果たすこと。そして、核兵器の使用を禁止し、同時に核兵器の全面的な廃絶につながる法的拘束力を有する単独あるいは複数の条約に向けて交渉することです（注）。これを達成するには種々のアプローチがありますが、現実的に考えれば、そのプロセスはできるだけ包括的なものを目指すべきです。どのような条約であるべきか、それを達成するための時間的

枠組みはどうか、どのような場で作成するかについて、各国がそれらを決定する責任を有します。赤十字運動は提案する立場にいません。とはいえ、そのような条約が核兵器の使用の禁止と核兵器の完全な廃絶につながるものでなければならないということは、今後も主張し続けていきます。

「グローバル・ゼロ」という呼び掛けは、もはや急進的ではありません。国連安全保障理事会までもが、核兵器のない世界の達成に対するコミットメントを確認しています。問題は、どのように核軍縮を進め、どのようなプロセスを踏んで条約に達することが可能かということです。各国は、条約の構造に関するさまざまな可能性を模索し、条約を達成するための期限を設定する時期にきています。

核兵器が廃絶されるまでは、各国、特に核兵器国とその同盟国は核兵器爆発のリスクを減らすよう、さらなる努力をしなければなりません。軍事計画や軍事ドクトリン、軍事政策の中で核兵器の影響力を減じるにはさらなる努力が必要ですが、高度の警戒態勢にある核弾頭の数も減らせるはずです。こうした取り組みの多くは、かねてからの政治的コミットメント、特に 2010 年の NPT（核兵器不拡散条約）行動計画に立脚し、できるだけ早急に実施しなければなりません。

近衛：核兵器は抑止として機能しており、いわば「必要悪」とであると主張する国が今も存在します。しかし、私見では、国際人道法に違反せず核兵器を使用するのは、それが不可能でないとしても、非常に困難です。したがって、法に違反する核兵器を製造したり保有したりするのは無意味であり、廃絶に向けて力を注ぐべきです。当然赤十字運動は、核兵器が使用されれば人類はどのような代償を払うことになるかを検討し、核軍縮を進展させるために最善を尽くすよう核兵器を保有する国に対して働きかけます。そうすることで、核兵器廃絶のための役割を果たし、ひいては非核兵器国のネットワークを拡大していきたいと思えます。

赤十字運動は他にどのようなことを重要なメッセージとして国際社会に対して伝えることができるでしょうか。

マウラー：近衛会長が指摘した点に関連しますが、赤十字運動としては、核兵器がもたらす人道上的影響に関する議論を実際の交渉の場に持ち込みたいと考えています。私たちは、その人道上の影響について調査し、各国にその結果を伝えています。今は、各国が主役になるべき時であり、私たちのような組織が提供した情報をもとに、解決策を交渉する番です。いくつかの選択肢があることは理解しています。現時点では既に、核実験禁止条約があり、NPT があり、二国間の軍縮協定があります。一つの策では完全な軍縮は実現しないかもしれませんが、さまざまなアプローチを上手く組み合わせることで前進が望める可能性があります。過去 3 年で核兵器の人道的影響に関する会議において 150 以上の国と多くの市民社会組織が実行してきた取り組みを踏ま

え、核兵器を保有する国を含む各国が核兵器の禁止と全面的な廃絶に向けたプロセスを進展させる方策または方策の組み合わせを建設的に検討するよう、これらの懸念を真剣に受け止めることを期待します。

肝心なのは、一方が核軍縮の議論をし、もう一方が核兵器は依然として有用であると主張し、実際の進展が望めない無益な堂々巡りを避けることです。異なる見解やアプローチが交錯して容易には折り合いをつけることができない性質の問題ですが、国際政治の常で、すべてはタイミングとモチベーション次第です。最終的なゴールを見据えて意見が一致しないときも、最初の一步を踏み出すことはできます。どんな道のりも一步の前進から始まります。完璧な解決策をすぐに目指すべきではありません。核兵器の全面的な禁止と廃絶という目標に近づく、より具体的な行動を促すべきです。

近衛：赤十字運動では決議や行動計画を採択し、核兵器廃絶に関する合意に達するように政策決定者に訴えかけています。おそらく一部の政策決定者には私たちの声は届いておらず、各国赤十字・赤新月社を通じて直に各国政府に働きかけています。各国赤十字・赤新月社の中には、核兵器は非常にデリケートな問題だと考えているところもありますが、これは赤十字運動全体が憂慮すべき問題であり、赤十字運動の構成機関すべてがこれに対する責務を共有しなければなりません。核兵器の人道的影響に関する会議や関連するフォーラムも、各国赤十字・赤新月社と政府双方のこの問題への興味や関心を同一の場で惹きつける絶好の舞台となってきました。

マウラー：核兵器を人道的观点から捉えることと、核兵器の禁止や廃絶を実現できる方法について現実的に考えることの間は何ら矛盾する点はないと認識するのが重要です。各国赤十字・赤新月社と国際赤十字・赤新月社連盟、そして ICRC は、一つの視点に固執しているわけではありません。しかし、私たちは人道組織として人道の側面に取り組まなければなりません。安全保障上の観点から核兵器を廃絶することはできない、なぜなら世界情勢が不安定だから、他国が保有しているから、抑止として有用だから、テロリストが手にする恐れがあるから、というような主張によって、残念ながらこれまで進展が見られませんでした。そのような意見も尊重します。軍事的な観点からの主張もあって当然です。しかし、私たちは調査を行い、経験として核兵器がもたらす人道上の影響という現実を知るに至っています。核兵器がもたらす人道上の被害、特にオスロ、ナジャリット、そしてウィーンで開催された会議で公表された新しい情報や調査結果に照らし合わせて、核兵器を法的観点や政策的観点から再考し、核軍縮を進めるための具体的な行動を取ることを各国の政治指導者に期待したいと思います。

近衛：今も一部の国が主張する抑止の観点からの軍縮への反論は、もしかしたら冷戦時代には正当化できたのかもしれませんが。つまり、両陣営とも核兵器を保有すること



©Jeff Cooke/ICRC

によって自分たちの陣営を守らなければならないと主張していました。しかし今や冷戦が終わり、全く異なった世界に私たちは生き、核技術が広まって非国家主体が核兵器を手にする懸念があるからこそ、核兵器の禁止と廃絶を国際的な優先課題として考えなければならない時期に来ています。私たち赤十字運動は、核兵器の禁止を世界的な潮流としてより強めるため、人道的観点を強調する重要な役割を果たすことができるはずで

编者注：本インタビューは本誌編集長のビンセント・バーナードが2015年2月12日、東京にて行った。当時、国際赤十字・赤新月社連盟会長だった近衛氏は、2017年11月に任期を終えている。また、この中で言及している「核兵器の全面的な廃絶につながる法的拘束力を有する単独あるいは複数の条約に向けて交渉」については、二年後の2017年7月に国連において核兵器禁止条約が採択されている。

- 1 インタビューは本誌編集長のビンセント・バーナードが2015年2月12日、東京にて行った。マウラー総裁と近衛会長(当時)は2015年2月11日に広島を訪問。近衛氏はICRC職員とともに2015年2月12日に長崎を訪れた。なお、近衛氏は、2009年にアジア初の国際赤十字・赤新月社連盟会長に就任、2017年11月まで二期8年を務めた。
- 2 原爆投下の後広島入りした初の外国人医師であるICRC職員マルセル・ジュノー博士による証言は次を参照。Marcel Junod, "The Hiroshima Disaster", *International Review of the Red Cross*, Vol. 22, No. 230, 1982; Marcel Junod, "The Hiroshima Disaster (II)", *International Review of the Red Cross*, Vol. 22, No. 231, 1982.
- 3 编者注(以降の注もすべて编者による)。赤十字国際委員会(the International Committee of the Red Cross: ICRC)、各国赤十字社、赤新月社(the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies: Federation)および各国赤十字社、赤新月社(the national Red Cross and Red Crescent societies: National Societies)が集い国際赤十字・赤新月運動(the International Movement of the Red Cross and Red Crescent: Movement)を組織している。
- 4 Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement, Resolution 1: Working Towards the Elimination of Nuclear Weapons, 26 November 2011, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm.
- 5 本号の「意見と視点」で特集されている被ばく者の証言を参照。
- 6 ICRC, *The Effects of Nuclear Weapons on Human Health*, Information Note 1, ICRC, Geneva, February 2013, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/legal-fact-sheet/03-19-nuclear-weapons-human-health-1-4132.htm; ICRC, *Climate Effects of Nuclear War and Implications for Global Food Production*, Information Note 2, ICRC, Geneva, February 2013, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/legal-fact-sheet/03-19-nuclear-weapons-global-food-production-2-4132.htm.
- 7 Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement, Resolution: Working Towards the Elimination of Nuclear Weapons: Four-Year Action Plan, November 2013, available at: www.icrc.org/eng/assets/files/red-cross-crescent-movement/council-delegates-2013/cod13-r1-nuclear-weapons-adopted-eng.pdf.
- 8 Robin Coupland and Dominique Loye, "International Assistance for Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological and Chemical Weapons: Time for a Reality Check?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 91, No. 874, 2009 を参照。available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/interview/2013/03-04-nuclear-weapons-humanitarian-assistance.htm.
- 9 UN SC Res. 1887, 24 September 2009.

核軍縮に関する 「効果的な措置」の 確立に向けて： 法的義務を実現する手段

テレサ・ダンワース*

テレサ・ダンワース：オークランド大学（ニュージーランド）法学部准教授。

概要

本稿は、核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉を行うことは、外交政策の選択肢の一つではなく法的義務であると論じる。また、2014年4月に新アジェンダ連合が提出した、核軍縮の実現に向けいくつかの方途を示した作業文書を取り上げ、それぞれの方途が提起する国際法上の問題を特定し、分析する。最後に、核軍縮に対する確固たる政治的コミットメントが存在しない状況でも法的な分析と議論が重要なのはなぜかを説明する。

キーワード：核軍縮、核不拡散、NPT第6条、効果的な措置、新アジェンダ連合

* 本稿執筆の際のスーザン・オコナーによる研究面での支援に大いに感謝する。本稿の前版は、ニュージーランド外務省の資金援助の下、国際連合ニュージーランド政府代表部が2014年10月10日に国連で主催した会合に向けて執筆された。著者は匿名の査読者からの見識あるコメントに大いに感謝する。

⋮⋮⋮⋮⋮

はじめに

核兵器がもたらす非人道的結末に対して政治的な注目が高まりつつあるが、これは核兵器全般の議論を見直す上で時宜に適った重要な動きといえる。この動きは、なぜ核軍縮が重要かという点に我々の注目を引きつけ、核兵器の使用がこれまで禁忌すべきものとされてきていることを裏付けるものであると同時に、それを強化するものでもある¹。核軍縮が望ましい理由は人道的観点から明らかであるが、本稿は法的分析の問題としての核軍縮に着目し、次の二点を議論する。第一に、核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉を行うことは、外交政策の選択肢の一つではなく法的義務であると論じる。第二に、この目標に近づくために考え出された、さまざまな提案の法的側面を考察する。

誠実に交渉を行う法的義務が存在するか否かについてはこれまでも幾度か議論されてきたが、今や、誠実な交渉をどのように実現していくか、そしてそのためにどのような法的手段を利用できるかに関して改めて本格的に議論をする時期に来ている。したがって、本稿は、前提となる法的義務を簡潔に考察した後、2014年4月に新アジェンダ連合を代表してアイルランドが起草した作業文書を取り上げる。この作業文書では、核軍縮に向けた効果的な措置を実現できるかもしれない4つの方途が提案された²。本稿は、ニュージーランド主催で国連において以前行ったプレゼンテーションに基づいて、これらの方途に着目し、それぞれの方途について浮かび上がるであろう法的問題に関し、いくつかの見解を示す。

最後に、核軍縮の問題においてなぜ法的議論が重要であるか、そしてそれが人道的観点からの議論をどのように補完するかについていくつか考えを述べる。核兵器が誕生してから70年の間³、核軍縮の道を歩むべきか否かの政策論争が続けられてきた。そして過去35年間、NPTの下軍縮に取り組む法的義務は、不幸にも顧みられてこなかった。本稿で筆者は、確固たる政治的コミットメントが存在しない状況でも、法的枠組みでの分析が重要とされる根拠を述べる。

法的義務としての「効果的な措置」の追求

1968年の核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の第6条は、次のように規定している。

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する⁴。

この条項の文言を見れば、締約国が、3つの異なる、しかし互いに関連のある目標

（核軍備競争の早期の停止、核軍備の縮小、「全面的かつ完全な軍備縮小」に関する条約）を達成するために、誠実に交渉を行うことを約束しているのは明らかだ⁵。本稿は、核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉を行う義務に焦点を当てる。「誠実に交渉を行う」が正確には何を意味するのかについてはこれまで多くの議論が重ねられてきた⁶。本稿の目的に照らして重要なのは、第6条が「約束する（英：undertakes）」という表現を用いている点だ。オックスフォード法律辞典は、「約束（英：undertaking）」を「特に法的手続きにおいて、義務を生じさせる約束（英：promise, especially in legal proceedings, that creates an obligation）」と定義している⁷。したがって、核軍備の縮小に関する効果的な措置について誠実に交渉を行うことは、約束であり、法的義務である⁸。

NPTの締約国は、この法的義務を再三にわたって確認してきた。1995年に、当初25年と定められていた条約の期限の延長に合意する際にも、核兵器の全面廃絶という究極的目的を達成する必要が締約国による運用検討会議において確認された⁹。2000年には、締約国は、軍縮のための体系的かつ漸進的な取り組みに向けた13の実地的措置に関して合意している¹⁰。2010年の運用検討会議は、すべての国が「核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを構築する特別の努力をする」必要があることを確認した¹¹。その目標を実現するために、一連の「結論および今後の行動に関する勧告」が全会一致で採択された。これは現在では「2010年行動計画」として広く知られている¹²。その中の最初の22項目が核軍縮に関連するものとなっている。

NPTの枠組みの外でも、同様に拘束力を有する法的義務が国際司法裁判所（ICJ）によって確認されている。1996年の核兵器に関する勧告的意見における全会一致の結論では、15人の裁判官が「厳格かつ効果的な国際管理の下でのあらゆる側面における核軍縮に向けた交渉を誠実にやり、かつ完了させる義務」が存在するという見解を表明した¹³。

2008年には、国連事務総長が、核兵器のない世界を実現するための5項目の計画を提案した。その第1項目は、軍縮につながる効果的な措置について交渉を行うというNPT第6条の義務を果たすようNPTの全締約国に対して要請している¹⁴。

ここで留意すべきなのは、この法的義務は核兵器国に限らずNPTの全締約国に課されるものであるという点である。これはNPTの条項自体から明白である（第6条は特定の類型の締約国に限定されているわけではなく、一般的な表現で規定されている）のみならず、その他の多国間軍縮条約でも同様に規定されるのが常である。およそ法的レジームにおいては発効後に義務の差異が生じる可能性があるが（実際NPTでも生じているように）、誠実に交渉を行う義務は全締約国に適用される性質を持つ義務である。たとえば、ジュネーブ軍縮会議における化学兵器禁止条約（CWC）の交渉では、化学兵器の保有を宣言することになる国はごく一部であることが明らかであったが、化学兵器を禁止するレジームを構築する責任は国際社会が全体として担うものであると理解された¹⁵。CWCはNPTのように保有国と非保有国の分断を長期化さ

せたわけではないが、全締約国が軍縮の義務を受け入れた条約の一例と評価される。ただし、その義務の実際的な影響は国によって異なるだろう。

核軍縮を実現するための方途

2014年4月、核軍縮に向けた効果的な措置を交渉する義務に従って、アイルランドが新アジェンダ連合を代表してある提案（「核兵器の不拡散に関する条約第6条に関する作業文書」または「作業文書WP.18」）を2015年NPT運用検討会議第3回準備委員会に提出した¹⁶。この作業文書は、将来的な核兵器の廃絶のための段階的なアプローチを主張する国と、より迅速で包括的なアプローチを主張する国との一見両立し得ない相違を避ける方法を考えるための試案だった。この文書の目的は、多様なアイデアを提示し、それぞれについて見解を述べることであった。したがって、作業文書は効果的な措置を実現する手段として検討に値する4つの選択肢、あるいは方途をまとめた。本稿は、国際法の観点からこれら種々の方途を検討することで、それらのアイデアをさらに発展させることを目的とする。

第1の方途：包括的な核兵器廃絶条約

（編者注：国連の下で行われた交渉会議を経て、2017年7月に核兵器禁止条約が採択された。本稿は、それ以前に執筆されており、本稿における「核兵器廃絶条約」は、2017年の核兵器禁止条約を含む現存のいかなる法的文書にも該当しない）

作業文書WP.18で提案された第1の方途は、諸国が包括的な核兵器廃絶条約のモデルリティを検討すべきだというものである¹⁷。この条約は、核兵器の使用、開発、保有などの全面的な禁止や、特設の政府間機関が運営する検証システムの構築を定めるものだ¹⁸。したがってこの条約は、法的拘束力を有し、期限が設定された、不可逆的で検証可能な核軍縮のためのプロセスを確立するであろう。このような構想は、たとえばコスタリカとマレーシアが提出した条約案など、以前から存在している¹⁹。

このような提案からは、重要な法的問題が数多く浮かび上がる。以下の見解は、特定の提案に対してではなく、包括的な核兵器廃絶条約という構想全般に対して主に向けられる。

その他のレジームや義務との実体的重複

核軍縮に向けた効果的な措置の実現を推進するために追加の条約や議定書、協定の作成を検討することは、法的な観点からは何の困難もなく、制約を受けることも一切ない。既に指摘されているように²⁰、NPTは第6条の「効果的な措置」がNPTの枠内

でのみ推進されることを義務付けているわけではない。さらに言えば、いかなる文書であれ、それがどれほど広範に、あるいは限定的に規定されていようと、少なくとも現状からは一步前進であり、したがってNPT第6条のみならず、より広くNPT全体の趣旨および目的に適用するものは明白だ。包括的で検証可能な核兵器廃絶条約が締結されれば、それは最も有効な規範となり、NPT第6条に規定されている義務の一側面が完全に実現されることになるだろう。

しかしながら、考慮しなければならない複雑な問題も生じてくる。このような新規の包括的な条約は、どのようなものであれ、NPTや1996年の包括的核実験禁止条約（CTBT）をはじめ、さまざまな核兵器関連の条約や協定のモザイクの上に成り立つ。そのため、多くの締約国にとっては新条約の義務と既存の実体的義務が重複する可能性がある。どのような点で重複するかは、新しく提案された文書の性質、締約国とその核兵器事情、そして検討された具体的な義務の内容によって異なる。わかりやすい例を挙げると、NPTは、核兵器を保有しない締約国が「核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと」を規定している²¹。また、CTBTは核兵器の実験的爆発を禁止している²²。包括的な禁止条約に規定される禁止事項には、ほぼ確実にこれらと同じ禁止事項が盛り込まれるだろう。

ここまでは、法的には何ら問題ない。むしろ、ある禁止が別の条約レジームで再度規定されることになり、規範としての効力を後押しする結果になる。規定内容が重複しても、既存の法的義務を強化しこそすれ、損なうことにはならない。実際、重複は国際法の他の分野では珍しくなく、規範強化の原動力となっている。たとえば人権の分野では、生命に対する権利が一連の人権条約レジームで謳われており、その多くが重複している²³。異なる文脈におけるこの権利の重複は、基本的な規範の強化として機能する。軍縮の分野にもどのように禁止の重複が規範を強化しているかを示す明確な例がある。1925年のジュネーブ議定書における化学兵器と生物兵器の使用の禁止はCWCと生物兵器禁止条約（BWC）の規範的な基礎となった。ジュネーブ議定書の効力は、二つのより精緻なレジームが作られた後も失われていない²⁴。

実体的な重複が規範の強化をもたらすのは間違いないが、レジームの重複は対処すべき重要な問題を提起する。異なる条約レジームの間で加盟国が異なる場合には特に問題がある。また、査察や検証のレジームが重複する場合は、査察や検証活動において一貫した結果が得られないことも考えられる。同様に、紛争解決や条約実施のメカニズムが重複すれば、相反する結果や決定に至るおそれもある²⁵。さらに、二つのレジームが履行の問題についてそれぞれ別々に取り組もうとするならば、無駄なコストが生じるかもしれない。こうした問題は、レジームや実体的義務の重複の構築を排除すべき理由にはならない。むしろ、これらの問題は調整でき、また、調整される必要があるのである²⁶。

核軍縮や核不拡散の文脈において考えられる解決策としては、レジームが協働することが挙げられる。最近の事例でいえば、化学兵器禁止機関（OPCW）と国連のシリ

ア合同調査団が行った化学兵器の査察が該当する²⁷。また、1990年代のイラクにおける国連特別委員会と国際原子力機関の任務からも教訓を得られるだろう。このような協力の枠組みは政治的意向に大きく左右されるだろうが、それぞれのレジームで参加国が異なる場合は特に、レジーム間の情報交換を可能とする法的枠組みを確立することが重要だろう。

包括的核実験禁止条約との関連で生じる問題

包括的核実験禁止条約（CTBT）との重複については、CTBTが未発効であるため、他の条約との重複とは異なる複雑さをはらんだ問題が生じる。核装置を実験してはならないという実体的義務の点では、(前述のように) 問題はない。しかし、CTBTが未発効である事実により、特に1969年の条約法に関するウィーン条約の第18条²⁸に照らすと、国際監視制度（IMS）が事実上稼働している点に関して興味深い問題が浮かんでくる。いかなる新しい条約も、既にきわめて効果的な監視制度として機能しているIMSを複製するのではなく、IMSを通じて収集されたデータを利用できるようにするのが理想的だ²⁹。これを実現する一つの方法は、CTBTの暫定的な適用を検討することだろう³⁰。このアプローチは、複製を避けることもできれば、既に稼働中の広範な制度を形骸化させずに利用することもできる³¹。

そのようなプロセスを進める上での政治的な問題はさておき、条約の暫定的な適用に関する国際法には長い歴史があり、今日は条約法に関するウィーン条約の第25条で規定されている。第25条は、条約（この場合はCTBT）に定めがある場合に、または、そのような定めがないときは交渉国が合意した場合に、暫定的な適用を可能とする。CTBTは暫定的な適用を規定していないため、交渉国による合意の可能性を検討する必要がある。指針を与える可能性のある事例は現代にも数多く存在しており、たとえば1982年の海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）や1947年の関税及び貿易に関する一般協定が挙げられる³²。

紛争解決

軍備管理の文脈を含め、条約では通常、紛争解決条項が設けられる。一般に、紛争解決にあたっては関連する組織の機関を通じて解決を図るが、問題が国際の平和と安全に対する脅威となる場合には最終的な手段として国連や安全保障理事会に状況を付託するという、段階的な制度が整備されている。

提案されている包括的な核兵器廃絶条約を起草する際は、安全保障理事会への付託を最終措置とするこのような段階的な対応については、慎重に考慮しなければならない。この条約の初期段階においては、安全保障理事会の常任理事国のすべてが、あるいは1国でも、この条約に名を連ねるかどうか不透明である。そのため、典型的な

紛争解決条項を盛り込むのは法的に可能ながら、この条約の非参加国にそのレジームにおける紛争解決の決定的な役割を行わせることは政治的に許容されない可能性が高い。これを踏まえると、短期的には広い視野で紛争解決の選択肢を検討するのがより建設的といえるかもしれない³³。

一つの選択肢は、仲裁が紛争解決の方法となり得るか検討することだろう³⁴。今日の軍備管理条約の特徴ではないが、歴史的にこのようなメカニズムは、国際連盟の時代からいくつかの条約案で重要な役割を果たしてきた³⁵。また、軍備管理以外の分野にみられる紛争解決のメカニズムも検討することができる。たとえば、世界貿易機関（WTO）のシステムにおいては、法的拘束力を有する義務的な紛争解決へと段階的に移行する、入念に構築され、そしてきわめて奏功している紛争解決システムがある。WTOシステムで重要なのは、利害関係を有する第三国が紛争解決のプロセスに参加できる余地がある点だ³⁶。さらに、UNCLOSが定めるモデル（選択可能な紛争解決の手段の「メニュー」を締約国が持っている）も検討することができる³⁷。

検証制度に関する法的問題

検証制度の構築は基本的には技術的な領域だが、法的な問題も数多く生じさせる³⁸。CWCの検証制度は1997年の発効以来実施されており、その結果、検証の慣行やそれに付随する法的な問題の情報が豊富に蓄積されている³⁹。兵器の種類は明らかに異なり、それゆえ検証技術も異なるが、各検証レジームの間では法的類似性がみられるだろう。包括的な核兵器廃絶条約の検証制度を交渉する際に他の検証レジームから得られた法的な教訓を参考にするのは有益だろう。

実施に関する法的問題

同様に、包括的な核兵器廃絶条約がどのように実施されるべきか考える際にも、対処すべき法的な問題がいくつも浮上するだろう⁴⁰。それらの問題の多くは、CWCの実施の文脈で対処されてきている問題と同じものだろう。あらゆる条約交渉において、固定的で実行期限の設定された義務を課す必要と、誠実に行動して条約を完全に実現しようと努める国が予期せぬ困難に遭遇した場合のために十分な柔軟性を持たせる必要との間の緊張がある⁴¹。

現在の保有国が（少なくとも最初の段階では）システムの枠外に留まった場合、条約への加盟を規定する条項は慎重な検討を要するだろう。保有国の参加に対する法的な障壁を導入しないことが重要である。そして、既に存在するであろう二国間の軍縮関連の義務と、新たな条約によって生じる多国間の義務との関係に対しては、然るべき注意を払う必要がある。

結局のところ、条約実施に関するこれらの問題はすべて、交渉中に政治的合意によ

って解決されるだろう。しかし、交渉国に用意された選択肢について確かな法的助言を与えるとともに、他のレジームでは類似の問題をどのように対処し、解決してきたかを例示して説明すれば、この交渉プロセスを円滑に進めることが可能になる。

第2の方途：核兵器禁止条約

(編者注：国連の下で行われた交渉会議を経て、2017年7月に核兵器禁止条約が採択された。本稿は、それ以前に執筆されており、本稿における「核兵器廃絶条約」は、2017年の核兵器禁止条約を含む現存のいかなる法的文書にも該当しない)

作業文書WP.18でまとめられた第2の方途は、核兵器禁止条約の選択肢を検討することだ。作業文書WP.18で明記されたように、包括的な核兵器廃絶条約と核兵器禁止条約の本質的な違いは、第1の方途は期限を設定した検証可能なすべての核兵器の廃絶を目指すのに対し、この第2の方途は核兵器の包括的な禁止を目指すことで、将来的な廃絶への下地を作るという点にある。その方法としては、以下に議論するように、単純な核兵器使用の禁止も、あるいはより包括的な禁止に広げたものも考えられる⁴²。このような禁止条約の文脈において生じる特定の法的問題群が以下で検討される。

禁止の範囲

このような条約に含まれる禁止の範囲は、核兵器の実際の使用または使用の威嚇に対する単純な禁止から、あらゆる核爆発装置の開発、製造、管理、保有、実験、配備および輸送に対する包括的な禁止まで、実に多様な選択肢が考えられる⁴³。

核兵器の使用のみの限定的な禁止は、範囲という意味ではそれほど広範ではないが、それでもすぐさま規範的效果を及ぼすだろう。CWCもBWCも、1925年のジュネーブ議定書という、初期の(厳格でない)使用禁止規定から発展した⁴⁴。もっとも、核兵器の使用のみを禁止することによって、核兵器の保有は明示的または黙示的に正当化されると理解されてしまうことのないようにしなければならない点については、留意する必要があるだろう。

より包括的な禁止が検討される場合は、着想が得られそうなモデルがいくつかある。たとえば、CWCは次のように規定している。

締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 化学兵器を開発し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
- (b) 化学兵器を使用すること。

- (c) 化学兵器を使用するための軍事的な準備活動を行うこと。
- (d) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること⁴⁵。

国連総会に提出された核兵器禁止のモデル条約は、核兵器の運搬手段から核兵器研究への資金供給および実施まで、さまざまな禁止を明確に規定している⁴⁶。さらに、有益な手段の一つとして、各地の非核兵器地帯において定められた禁止事項を整理し、この文脈における核兵器禁止条約の目的と照らし合わせることで、どの禁止事項が有益な形で含まれるかを特定するというやり方もある⁴⁷。

核兵器禁止条約は核兵器の廃棄や無力化の義務まで盛り込むことも可能だが、実体的義務という観点からは、それは第1の方途(包括的な核兵器廃絶条約)に近づく。禁止の範囲を広げるにつれて、核兵器禁止条約という選択肢は包括的な方途に近づいていく。その意味では、第1の方途と第2の方途は別のアイデアと考えるべきではなく、二つの方途は、期限を設定した検証可能なすべての核軍備の縮小を目指す条約から、包括性が低く検証がほとんどまたは全く存在しない条約までの間に位置すると捉えるべきだ。核兵器禁止条約は、検証メカニズムを重視するのが一般的な現代の軍備管理条約の慣行と反することになるが、検証制度に劣る、あるいは検証制度が存在しない条約であっても、なお一定の規範的意義を有するだろう。

交渉のフォーラム⁴⁸

核軍縮に向けた効果的な措置を実現する義務はNPT第6条に基礎づけられているが、NPTシステム自身の枠内でそのような措置を実現しなければならない義務は存在しない。実際に、核軍縮を検討するための必要な枠組みを構築する上で重要な足掛かりとみられるCTBTは、ジュネーブ軍縮会議(CD)がその採択を妨げることが明らかになった時点で国連総会へ移される時点まではCDで行われた⁴⁹。CDにおける一見打開しがたい膠着状態を考えると、CDを適切な交渉のフォーラムとして考えるのは有益ではないと思われる。

これに対し、国連総会ならば多国間交渉の場として適切に機能する。核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約におけるアプローチに鑑みれば、アドホック委員会の活用は選択肢の一つとして挙げられる⁵⁰。直近の事例では、武器貿易条約の交渉が国連総会の交渉会議において行われた(この交渉は政府専門家会合とそれに続くオープンエンド作業部会がきっかけとなった)。多国間核軍縮交渉については、2013年オープンエンド作業部会が開催されているので、次のステップとなるべきは国連総会での交渉だろう⁵¹。

その他にも、多くの軍備管理に関するイニシアチブが、公式かつ制度化された多国間システムの枠外で実施されているが、いずれもこの多国間システムを脅かすもの

とは考えられていない。最も有名な例としては、1997年の対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約と、2008年のクラスター弾に関する条約が挙げられる。核兵器禁止条約の交渉というイニシアチブは核軍縮の実現に向けた重要なステップであり、およそ多国間システムを脅かすことはないため、NPT第6条とCTBTの精神および目的を補完することになるだろう。実際のところ、2015年の運用検討会議が最終文書の採択に至らずに決裂したことを考えると、こうした交渉をNPTから切り離せば、NPT非加盟の4カ国が交渉に参加する可能性が高まることは想像に難くない。

検証制度

核兵器禁止条約を検証制度の伴わないものとするれば、包括的な核兵器廃絶条約よりも合意に達しやすくなるかもしれない。前述のように、結局のところ、ほとんどの国（もちろんすべての国ではない）にとっては、この条約は既存の義務の繰り返しになる。それでも、遵守制度や検証制度を欠く禁止条約であっても核軍縮に向けた取り組みの重要な一助になる。検証制度が確立されているか否かにかかわらず、核兵器を禁止する規範的な力を強めることになるからだ。検証制度を設けずとも問題の兵器を禁止する規範に有意に寄与していると一般的に理解されている軍縮協定の例は数多い。たとえば、1925年のジュネーブ議定書や1972年のBWCは検証制度を設けていないが、それでも全締約国に対して拘束力を有する生物兵器の使用の禁止という国際的なコンセンサスが存在する⁵²。BWCに条約上の検証制度がないことが理想的であるともそれでいいとも主張するものではないが、検証制度がなかったとしても生物兵器の使用および保有を禁じる規範を形成するという意味で、BWCには重要な意義があるといえるだろう。

CTBTについては少し事情が異なる。CTBTは精緻な検証制度を有しているが、未発効であるため、法的な観点から条約の遵守状況を検証できない状態にある。しかしながら、この「発効待ちの条約」が既に核実験を禁止する規範に有意に寄与していることは、一般的に認められている⁵³。

その他のレジームとの関係

第1の方途として提案された包括的な核兵器廃絶条約と同様に、核兵器禁止条約も核兵器や国際安全保障を扱うレジームのモザイクの中に位置するだろう。したがって、包括的な核兵器廃絶条約との関連で先に議論した複雑な問題の多くが同様に生じる。

第3の方途：枠組協定によるアプローチ

作業文書WP.18で提案された第3の方途は、核兵器のない世界を実現するために取り組まなければならないさまざまな問題に対応する、相互に支え合う一連の法的文書を策定することのできる枠組協定によるものである⁵⁴。

国際的なレジームを形成する枠組協定によるアプローチは、比較的最近発展してきた概念で、国際環境法の分野で最もよく知られている。枠組協定によるアプローチでは、法的拘束力を有するある種の「傘」条約として、まず広範なコミットメントと管理システムを設定し、そこからさらに技術的、法的その他の分野で詳細な取り決めを定めた、一または複数の法的文書へと展開させる交渉が行われる⁵⁵。おそらく最もよく知られている枠組協定は、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）⁵⁶とその京都議定書⁵⁷だろう。その他にも多くの枠組協定が存在しており⁵⁸、また現在提起されているものもある⁵⁹。兵器の分野では、1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約があり、現在5つの附属議定書が採択されていて、重要なモデルとなっている⁶⁰。

枠組協定によるアプローチは、国家間の利害の差が著しいために最初に大きな枠組みを合意してから後の段階で細部を詰めていくのが望ましい場合に、有効となり得る⁶¹。つまり、参加国が一般的で大まかな形での法的コミットメントを行う姿勢はあるものの、具体的な義務の創出はそれに続く法的文書や議定書に委ねたいと考えている場合に効果的である。最初の実体的義務はきわめて漠然としたものかもしれないが（たとえば、オゾン層の保護のためのウィーン条約でそうであったように「適当な措置」を求めることになるかもしれない）、将来的な議定書のための交渉のフォーラムとして締約国会議（COP）を設置することを定めた条項が盛り込まれるだろうし、事務局、紛争解決条項、意思決定に関する規則が含まれることになるかもしれない⁶²。

特に核軍縮の文脈で枠組協定によるアプローチを考える場合、いくつかの法的な問題が持ち上がる。

優先順位づけ

作業文書WP.18にまとめられているとおり、枠組協定という方途はNPTやCTBT等既存の協定を基に成り立つことが考えられるが、核分裂性物質に関する条約や、消極的安全保障についての法的拘束力を有する協定、そしておそらくは兵器破棄の段階的計画（または最低でも警戒態勢の緩和）などといった協定や法的文書について交渉する必要もあるだろう。

包括的な枠組みの文脈において、これらのうちどれを優先的に交渉していくかという問題は議論を呼ぶだろう。そして、政治的にも慎重を要する点を踏まえると、複数の協定や議定書を連続的に交渉するのは現実的でないかもしれない。複数の交渉の同時進行も法的には可能だが、それを続けるのに必要な資源が限られていることから実

現可能ではないかもしれない。選択肢の一つとしては、貿易交渉で用いられる「(条約の) 章ごとの交渉」というアプローチをモデルとして、異なる法的文書を交渉するシステムを検討することが挙げられる。この方法であれば、複数の交渉を連続的に行うことが可能だが、すべての交渉が終了するまでいずれの法的文書も発効(のみならず署名開放も)されないことになる。このやり方においては、すべてが合意に至らない限りは、拘束力のある義務を生ぜしめる最終的な合意に至ることもないが、交渉を「ステップ・バイ・ステップ(段階的)」に進めていくことはできよう。

規範としての効力

前述の困難が伴うものの、枠組みによるアプローチには規範の発展を促す可能性がある。枠組条約は軍縮に向けた交渉を開始するというNPT第6条の義務を反復するだろうし、条約内にCOPの設置を規定すれば交渉の開始を促すことになるのは確かだ。軍縮に向けた約束を具体的に規定することで、小さいながらも意義のある一步を踏み出すことになり、法的観点からも即時的な進展をみせることになる。仮にNPT第6条の義務を単純に繰り返して規定するだけでも、規範としての影響力があるだろう。その他のレジームからも明らかなように、義務を繰り返し規定するという枠組協定の性質には規範としての効力や認知のレベルを高める効果があるのは間違いない⁶³。もしも枠組条約が単に義務を繰り返し規定することを超えて、COPの設置によってさらなる交渉や協議の場を創出するのであれば、制度や規範において小さいながらも重要な一步を踏み出すことになるだろう。

制度化された枠組み

枠組条約モデルの重要な強みは、締約国の長期継続的な協議を促進させることが企図されているところにある⁶⁴。軍縮の分野の協議や交渉のフォーラムは、CD、NPT運用検討会議、国連総会第1委員会等、既にいくつか存在している⁶⁵。しかし、枠組協定の場合は、CDとは異なりすべての、国に参加の門戸を開放することが可能なため、異なった基盤によることになろう。新たな条約には、既に存在するCDよりも多くの国が始めから前向きな姿勢を示すとは限らないが、それでも、枠組協定モデルによればあらゆる国に対して少なくとも門戸が開かれることになり、その意味でより正当性を有するだろう。

枠組協定では、規範としての影響力を強めるために、可能な限り多くの国に参加を促すことが望ましいだろう。さらにCOPでは、独自の手続き規則と意思決定プロセスを定めておくことになる(たとえば、NGOその他の利害関係者の参加に関しては、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約のオタワ・プロセスで積み重なった慣行に沿うことも考えられる⁶⁶)。

核軍縮の文脈においてはどのようなアプローチが最適であるかの観点から、既存の枠組協定で実施されたさまざまなアプローチを検討するために、そうしたアプローチを慎重に研究し、包括的に分析する必要があるだろう。

枠組条約の実体的内容

枠組条約には範囲や形式に決まった型がなく、したがって幅広いバリエーションが存在する。たとえばUNFCCCは、世界規模での気候政策の指針となる原則と目的を提示し、そして枠組条約自体のさらなる発展のための制度とプロセスを樹立しているのみである⁶⁷。一方、特定通常兵器使用禁止制限条約は、条約自体に実体的義務を欠いているが、条約システムに参加するために各国は少なくとも二つの附属議定書を受諾することが求められている⁶⁸。枠組条約では一般に、COPによる附属議定書の採択と、当該附属議定書に締約国に対する法的拘束力を持たせるプロセスとが分かれている。そうすることにより、事前に具体的な法的義務を受け入れる必要がなく、枠組条約に加盟しやすい仕組みになっている。ただし、COPは議定書の交渉のフォーラムとなるほか、勧告を採択することもあり、論者によってはそれを「ソフト・ロー」と捉えている⁶⁹。

その他のレジームとの関係

枠組条約を作成する際は、既存の条約の取り決めとの関係の問題を慎重に考慮する必要がある。ここで浮上する問題の多くは、包括的な核兵器廃絶条約の方途の場合と同じである⁷⁰。まず考慮すべきなのは、規定の範囲の広い枠組条約はNPTの核軍縮の義務を繰り返し規定するだけであり、それによって核軍縮のための効果的な措置の実現に向けて取り組む義務を繰り返す(そして補完する)という点である。

枠組条約とCTBTとの関係において生じる問題も、前述した方途で生じる問題と変わらない。

第4の方途：その他の可能性

作業文書WP.18では、核兵器のない世界を達成し、維持するための「効果的な措置」として、第1から第3の方途の組み合わせやその他の方途を検討することも提案されている⁷¹。

先制不使用

一部の論者からは「先制不使用(NFU)」条約の締結も提案されている⁷²。一部の国

は自国の核ドクトリンの中でNFU戦略を明確に打ち出しているが、NFU条約はその政策を強固にして、世界的に適用される法的拘束力を有する義務にすることになる。NFU条約自体は直接的に核軍縮につながるものではないが、信頼を醸成するとともに、核兵器に反対する規範を強化するだろう⁷³。

NFU原則を表明する別の選択肢としては、NFU政策を堅持するという一方的宣言を各国が発するフォーラムを設けることが挙げられる。この一方的宣言は既存のどの多国間組織の枠内でも（2015年のNPT運用検討会議やCDのほか、国連自体でも）発することができるし、実際その他の方法でも可能である。一方的宣言は、公の場で国際法上の義務を生じさせる目的を持って為されれば、宣言国を拘束することができる⁷⁴。

代替的な交渉方法

核軍縮のための効果的な措置の実現に向けた交渉では、広範にわたる複雑な問題を徹底的に議論することが避けられない。しかも、それらの問題自体がどれも一筋縄ではいかないだけでなく、交渉においては安全保障上の懸念や見解が異なる国同士をまとめ上げねばならない。これは核兵器問題特有の複雑な事情というわけではなく、国際法の多くの分野で同様の課題が立ちだかる。そのため、伝統的な条約の交渉慣行に頼るのではなく、異なるアプローチを模索する必要があるだろう。

参考になるのが、欧州連合における新規加盟国の受け入れや一部の貿易交渉で用いられている「章ごとの交渉」というアプローチだ⁷⁵。このアプローチは、大まかに言えば、ある「章」で交渉を行って合意に達するとその章は「交渉終了」となるが、全体の交渉が合意に至らない限り効力を発することはない、というものである⁷⁶。これを核軍縮の文脈で応用する場合は、課題（核分裂性物質に関する合意等）ごとに交渉を進めさせるが、次の段階の交渉が合意に達するまでは効力を生じさせない、といったプロセスが考えられる。

このように、すぐに起こすことができる行動の一つとして、代替的な交渉方法の可能性についての議論に関与することが挙げられるだろう。

法が重要なのはなぜか

核兵器論争を見直す上で人道的観点からの議論が重要な手段となるのと同様に、筆者の見解では、NPT第6条に関する議論を発展させ、NPTの締約国に課された法的義務の本質とこれらの義務の内容を明確化する法的手段とについて議論するようにするための、議論の見直しの動きも確立されるべきである。誠実に交渉を行う法的義務があるか否かについては、これまでも議論が重ねられてきた。これからは、そのような交渉をどのように実現していくか、そのためにどのような法的手段があるのか、そしてそれぞれの選択肢にはどのような法的問題が生じるのかを本格的に議論する時期で

あろう。

核軍縮を推し進めるには、結局のところ政治的意思が必要であることは間違いない。そして、法的議論そのものは牽引力として不十分である。それでも、然るべき法的議論を始める時期を迎えていると考える重要な理由がいくつかある。

第1の理由は、全くもって実利的なものであり、今後成立するかもしれない政治的合意を法的に機能させるためである。どの方途を選択するにしても、実際に核軍縮を実施し、検証していくのは、法的な観点からは多大な困難を伴うことになるだろう。本稿で挙げられたさまざまな問題を通じて、紛争解決メカニズムの策定や、複数のレジームの潜在的な重複に対処する条文をどのように作成するか、さらには条約レジームの構造などを含む、法的な問題が明らかになった。しかし参考すべき前例は豊富にある。既にそうした前例をいくつか特定してきたが、それらを今後の検討に役立てることが本稿の目的の一つでもある。詳細な法的分析によって、政治的な意思を法的に機能する形で表明させることができるのである。

法的議論を始めるべき第2の理由は、より概念的なものである。筆者の見解では、政治的合意に達しない限り法は議論において意味をなさないという主張は、法と政治、言い換えれば法と社会との間にあるダイナミックかつ複雑な関係性を正しく捉えていない。法社会学⁷⁷や国際関係論におけるコンストラクティビズム⁷⁸では、法とは社会とその価値を単純に反映したのではなく、それらを構成し再構成するものであるとされている。法的議論に立ち入る前に政治的合意が必要だという主張は、法が与える社会的な影響を軽視している。国内法の文脈では古くから法と社会の間には複雑な関係があると認識されているが⁷⁹、国際社会においても同様にダイナミックな力学が働いていると認めることも不可欠である。

おわりに

核軍縮において有意義な進展がまだみられない現状は、NPT第6条に違反しているばかりか、核兵器の脅威を変えられない現実として放置することで、核兵器の不拡散という条約の趣旨および目的も侵害している。核軍縮のための効果的な措置を実現するというNPT第6条の義務は、NPTの全締約国に適用される義務であり、核兵器保有国だけに限定されるものではない。

本稿で議論されたいくつかの方途については、たとえ核兵器保有国からの協力が得られなかったとしても、法的にはその実現を妨げる障害は存在しない。その障壁となっているのは、法ではなく政治である。

本稿で議論された選択肢はいずれも、核兵器の使用と、ひいてはその保有をも禁止する規範を強化する手段になる。規範の強化それ自体は、NPT第6条の義務の完全な履行という面では不十分だが、正しい方向へ進むための意義ある一歩となる。核兵器に反対する規範を強化すれば、現在高まりつつある核軍縮の機運により一層の弾みが

つくだらう⁸⁰。

- 1 次を参照。Nina Tannenwald, *The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons since 1945*, Cambridge University Press, Cambridge, 2007. 次も参照。Maria Rost Rublee, *Nonproliferation Norms: Why States Choose Nuclear Restraint*, University of Georgia Press, Athens, GA, 2009.
- 2 “Article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Working Paper Submitted by Ireland on Behalf of the New Agenda Coalition (Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand and South Africa)”, NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18, 2 April 2014 (WP.18), para. 29.
- 3 実際には、議論は爆弾の実際の出現に先立って行われていた。Andrew Brown, *Keeper of the Nuclear Conscience: The Life and Work of Joseph Rotblat*, Oxford University Press, Oxford and New York, 2012. 次を参照。Andrew Brown, *Keeper of the Nuclear Conscience: The Life and Work of Joseph Rotblat*, Oxford University Press, Oxford and New York, 2012.
- 4 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 729 UNTS 161, 1 July 1968 (entered into force 5 March 1970) (NPT), Art. 6.
- 5 また、次を参照。Daniel Joyner, *Interpreting the Nuclear Non-Proliferation Treaty*, Oxford University Press, New York, 2011, p. 99. 次を参照。Christopher Ford, “Debating Disarmament: Interpreting Article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons”, *Non-Proliferation Review*, Vol. 14, No. 3, 2007, p. 403.
- 6 議論については、次を参照。D. Joyner, above note 5. 次も参照。Paul M. Kiernan, “‘Disarmament’ under the NPT: Article VI in the 21st Century”, *Michigan State University Journal of International Law*, Vol. 20, No. 2, 2012; David A. Koplow, “Parsing Good Faith: Has the United States Violated Article VI of the Nuclear Non-Proliferation Treaty?”, *Wisconsin Law Review*, March/April 1993.
- 7 Jonathan Law and Elizabeth A. Martin, *A Dictionary of Law*, 7th ed., Oxford University Press, 2013.
- 8 United States Court of Appeals, *Republic of the Marshall Islands v. United States of America et al.*, Ninth Circuit, Brief of Amicus Curiae Lawyers Committee on Nuclear Policy Supporting Appellant and Reversal, pp. 9–18. Cf. United States Supreme Court, *Medellin v. Texas*, 128 S. Ct. 1346 (2008), No. 06-984, 2008. この中で、米国最高裁判所は、国連憲章第94条における「従うことを約束する」という表現は「国連加盟国の側がその政治機関を通じて将来の行動を取ることに対するコミットメント」にすぎないとした。
- 9 “Extension of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons”, *1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Final Document*, NPT/CONF.1995/32, Part I, Annex, Decision 3, pp. 12–13.
- 10 “Article VI and Eighth to Twelfth Preambular Paragraphs”, *2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Final Document*, NPT/CONF.2000/28, Parts I and II, pp. 14–15.
- 11 “Conclusions and Recommendations for Follow-on Actions”, *2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, NPT/CONF.2010/50, Vol. 1, pp. 19–24.
- 12 *Ibid.*
- 13 ICJ, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, ICJ Reports 1996*, para. 105(2)(f). この問題は、ICJにおいて係争中の次の事件でも再び検討されている。*Marshall Islands v. United Kingdom (Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament)*, *Marshall Islands v. Pakistan (Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament)*, and *Marshall Islands v. India (Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament)*.
- 14 UN Secretary-General, “The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World”, address to the East-West Institute, New York, 24 October 2008, available at: www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/sg5point. (インターネット上の参考文献はすべて2015年12月にアクセス)
- 15 Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on Their Destruction, 1974 UNTS 317, 13 January 1993 (entered into force 29 April 1997) (CWC).
- 16 WP.18, above note 2. 新アジェンダ連合はブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、そして南アフリカで現在は構成されているグループである。1998年に創設され、その目的は核軍縮プロセスに新たな勢いと考えを導入することにあるとされた。New Agenda Coalition, *Towards a Nuclear-Weapons-Free World: The Need for a New Agenda*, Joint Declaration, A/53/138, Annex, 9 June 1998.
- 17 WP.18, above note 2, para. 29(1), and detailed in Annex I.
- 18 たとえば、CWC第8条によって創設された化学兵器禁止機関が類似。
- 19 Letter dated 17 December 2007 from the Permanent Representatives of Costa Rica and Malaysia to the UN Secretary-General, A/62/650, 18 January 2008.
- 20 WP.18, above note 2, para. 32.
- 21 NPT, above note 4, Art. 2.
- 22 Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty, 10 September 1996 (not in force) (CTBT), Art. 1.
- 23 生命に対する権利は、次のように保護されている。Universal Declaration of Human Rights, UN Doc. A/810, 10 December 1948, Art. 3; the International Covenant on Civil and Political Rights, 999 UNTS 171, 16 December 1966 (entered into force 23 March 1976), Art. 6; the African Charter on Human and Peoples’ Rights, 1520 UNTS 217, 27 June 1981 (entered into force 21 October 1986), Art. 4; the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, 213 UNTS 222, 4 November 1950 (entered into force 3 September 1953) (European Convention on Human Rights), Art. 2; and the American Convention on Human Rights, 1144 UNTS 123, 22 November 1969 (entered into force 18 July 1978), Art. 4. その他、関連する規定は次のとおり。The Convention on the Rights of the Child, 1577 UNTS 3, 20 November 1989 (entered into force 2 September 1990), Art. 6; and the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, UN Doc. A/61/49, 13 December 2006 (entered into force 3 May 2008), Art. 10.
- 24 次を参照。CWC, above note 15, Art. XIII. CWC第16条は締約国が条約から離脱しても、1925年のジュネーブ議定書で定められている義務を遂行する国家の義務に影響しないと規定していることに留意せよ。同様に、次を参照。Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction, 1015 UNTS 163, 10 April 1972 (entered into force 26 March 1975) (BWC), Art. VIII.
- 25 複数のレジームや重複する紛争解決プロセス間における実体的な義務の繰り返しは決して珍しいものではない。国際貿易法の文脈で言えば、米国とカナダによる針葉樹製材紛争は、潜在的な課題や考えられる解決策を良く表している。このカナダ産針葉樹の米国への輸入に関する貿易紛争は、世界貿易機関と北米自由貿易協定下での紛争解決手続の両方において広く争われたが、結論は全く違う方向を示した。この文脈における二つのレジームに関する議論については、次を参照。Greg Anderson, “Can Someone Please Settle This Dispute? Canadian Softwood Lumber and the Dispute Settlement Mechanisms of the NAFTA and the WTO”, *The World Economy*, Vol. 29, No. 5, 2006. 結局、二国間で政治的解決に至った。
- 26 次を参照。International Law Commission Study Group, *Fragmentation of International Law: Difficulties Arising from the Diversification and Expansion of International Law*, UN Doc. Z/CN.4/L.682, 13 April 2006; International Law Commission Study Group, “Conclusions of the Work of the Study Group on the Fragmentation of International Law: Difficulties Arising from the Diversification and Expansion of International Law”, in International Law Commission, Report on the Work of the 58th Session, UN Doc A/61/10, 1 May–9 June and 3 July–11 August 2006.
- 27 UNSC Res. S/Res/2118(2013), 27 September 2013; OPCW Executive Council, *Decision: Destruction of Syrian Chemical Weapons*, EC-M-33/DEC.1, 27 September 2013.
- 28 本条項は、国家は、まだ発効していない条約に署名または批准をした場合でも、その条約の趣旨および目的を失わせることとなるような行為を行わないようにする義務があると定めている。
- 29 概要については、次で議論されている研究を参照。Anthony Aust, Masahiko Asada, Edward Ifft, Nicholas Kyriakopoulos, Jenifer Mackby, Bernard Massinon, Arend Meerburg and Bernard Sitt, *A New Look at the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT)*, Netherlands Institute of International Relations, Clingendael, September 2008, Chapter 3, pp. 9 ff.
- 30 条約の暫定的適用に関する法についての入手可能かつ最新の概要については、次を参照。Robert E. Dalton, “Provisional Application of Treaties”, in Duncan B. Hollis (ed.), *The Oxford Guide to Treaties*, Oxford University Press, Oxford, 2012. 軍備管理条約という特定の文脈における暫定的適用に関する議論について

- は、次を参照。Andrew Michie, “The Provisional Application of Arms Control Treaties”, *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 10, No. 3, 2005.
- 31 その上で包括的核実験禁止条約機関準備委員会が、新しく設立された機関と情報交換協定を結ぶかどうかという問題も考慮されるだろう。
- 32 次で議論されている。R. E. Dalton, above note 30, pp. 234–245.
- 33 国連憲章によって、安全保障理事会にはいかなる状況でも、そして条約が何を定めていたとしても、国際の平和および安全を脅かすいかなる問題にも取り組むという任務があることはもちろん承知している。
- 34 James D. Fry, “Arbitrating Arms Control Disputes”, *Stanford Journal of International Law*, Vol. 44, No. 2, 2008.
- 35 *Ibid.*, p. 372.
- 36 Agreement Establishing the World Trade Organization, 1994, Annex 2, “Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes”, Art. 10.
- 37 UN Convention on the Law of the Sea, 1833 UNTS 3, 10 December 1982 (entered into force 16 November 1994), Art. 287.
- 38 CWCの文脈における議論の概要については、次を参照。Walter Krutzsch, Eric Myjer and Ralf Trapp (eds), *The Chemical Weapons Convention: A Commentary*, Oxford University Press, Oxford, 2014. 検証に関する特定の問題については、次を参照。Walter Krutzsch and Ralf Trapp (eds), *Verification Practice under the Chemical Weapons Convention: A Commentary*, Kluwer Law International, The Hague, London and Boston, 1999.
- 39 たとえば、次を参照。Ralf Trapp, “The Chemical Weapons Convention a Decade after its Entry into Force”, *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 52, 2009, p. 149.
- 40 さまざまな問題については、次を参照。Rodrigo Yepes-Enriquez and Lisa Tabassi (eds), *Treaty Enforcement and International Cooperation in Criminal Matters with Special Reference to the Chemical Weapons Convention*, TMC Asser Press, The Hague, 2002.
- 41 たとえば、CWCはすべての化学兵器の備蓄の廃棄が実現されなければならない絶対的な期限を定めている（発効後、15年以内）。予測不可能な混乱（条約が交渉されたときは根本的に異なる環境規制を含む）のために、米国とロシア連邦の努力にもかかわらず、このような期限は遵守が不可能であり、結果として両国は現在条約を厳密には遵守していない状態にある。
- 42 Ray Acheson, Thomas Nash and Richard Moyes, *A Treaty Banning Nuclear Weapons: Developing a Legal Framework for the Prohibition and Elimination of Nuclear Weapons*, Article 36 and Reaching Critical Will, 2014, p. 4.
- 43 より充実した議論については、次を参照。*Ibid.*, Chapter 1.
- 44 実際には、当時の締約国が付した「先制不使用」という留保により、この使用禁止の規定さえも空文化されたことには留意すべきである。
- 45 CWC, above note 15, Art. 1. BWC第1条も参照。BWCはCWCとは少し異なる表現（「開発、生産、貯蔵若しくはその他の方法による取得又は保有」）をしている。また、BWCは明確には生物兵器の「使用」を禁止していないことに留意せよ。しかし、条約締約国はその後、これが条約起草過程の中で意図的になされたものであったことを確認している。次を参照。Fourth Review Conference of the Parties to the Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction, Final Declaration, BWC/CONE.IV/9/PART II, Geneva, 25 November–6 December 1996, para. 3. 議論については、次を参照。Trea Dunworth, Robert J. Mathews and Timothy L.H. McCormack, “National Implementation of the Biological Weapons Convention”, *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 11, No. 1, 2006, p. 103.
- 46 International Association of Lawyers against Nuclear Arms, International Network of Engineers and Scientists against Proliferation and International Physicians for the Prevention of Nuclear War, *Securing Our Survival (SOS): The Case for a Nuclear Weapons Convention*, International Physicians for the Prevention of Nuclear War, Cambridge, MA, 2007, p. 48 (proposed Article 1). いくつかの点で、モデル条約における禁止事項はCWCに基づいていた。
- 47 現時点では、5つの非核兵器地帯が存在する。概要については次を参照。Michael Hamel-Green, “Peeling the Orange: Regional Paths to a Nuclear-Weapon-Free World”, *Disarmament Forum*, No. 2, 2011. 既存の非核兵器地帯のマッピングについては、次を参照。International Law and Policy Institute (ILPI), “Nuclear-Weapon-Free-Zones”, ILPI Nuclear Weapons Project, Nutshell Paper No. 1, 2012. 東南アジア非核兵器地帯に着目した議論と比較評価については、次を参照。Lionel Yee Woon Chin, “Nuclear Weapon-Free Zones: A Comparative Analysis of the Basic Undertakings in the SEANWFZ Treaty and their Geographical Scope of Application”, *Singapore Journal of International and Comparative Law*, Vol. 2, 1998.
- 48 国連軍縮研究所 (UNIDAR) での国連関係のフォーラムに関する有用な概要として、次を参照。*The Treatment of the Issue of Nuclear Disarmament in Relevant Forums Established by the United Nations*, UNIDIR, 2013.
- 49 より詳細な議論については、次を参照。Rebecca Johnson, *Unfinished Business: The Negotiation of the CTBT and the End of Nuclear Testing*, UNIDIR, 2009, Chapter 6.
- 50 R. Acheson, T. Nash and R. Moyes, above note 42, p. 20.
- 51 オープンエンド作業部会の活動の概要については、次を参照。Christian N. Ciobanu, Esteban Ramirez Gonzalez, Jana Jedlickova and Alyn Ware, *Open the Door to a Nuclear Free World: Manual for Governments on the UN Working Group on Nuclear Disarmament*, Edition 1.0, Abolition 2000 Task Force on the Open Ended Working Group, Basel, 2010. 次も参照。Note by the Secretary-General, “Proposals to Take Forward Multilateral Nuclear Disarmament Negotiations for the Achievement and Maintenance of a World without Nuclear Weapons, UN Doc. A/68/514, 9 October 2013 (transmitting the report of the Working Group to the General Assembly)”
- 52 Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck (eds), *Customary International Humanitarian Law*, Vol. 1: *Rules*, Cambridge University Press, Cambridge, 2005, Rule 73 (“The use of biological weapons is prohibited”).
- 53 Lisa Tabassi “The Nuclear Test Ban: *Lex Lata or Lege Ferenda?*”, *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 14, No. 2, 2009.
- 54 WP.18, above note 2, Annex III.
- 55 Nele Matz-Luck, “Framework Agreements”, in *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, 2011, para. 1, available at: <http://opil.ouplaw.com/view/10.1093/law:epil/9780199231690/law-9780199231690-e703?prd=EPIL>.
- 56 United Nations Framework Convention on Climate Change, UNGA Res. A/RES/48/189, 20 January 1994 (UNFCCC).
- 57 Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change, 2303 UNTS 148, 11 December 1997 (entered into force 16 February 2005).
- 58 たとえば、次のとおり。Framework Convention on Tobacco Control, 2302 UNTS 229, 21 May 2003 (entered into force 27 February 2005); European Framework Convention for the Protection of National Minorities, 2151 UNTS 243, 10 November 1995 (entered into force 1 February 1998); Basel Convention on Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, 1673 UNTS 57, 22 March 1989 (entered into force 5 May 1992); Bonn Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals, 1651 UNTS 333, 23 June 1980 (entered into force 1 November 1983); Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer, 1513 UNTS 293, 22 March 1985 (entered into force 22 September 1988).
- 59 たとえば、国際保健に関する枠組条約の提案がある。
- 60 United Nations Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects, 1342 UNTS 137, 10 October 1980 (entered into force 2 December 1983).
- 61 N. Matz-Luck, above note 55, para. 11.
- 62 John K. Setear, “An Iterative Perspective on Treaties: A Synthesis of International Relations Theory and International Law”, *Harvard International Law Journal*, Vol. 37, No. 1, 1996.
- 63 Lawrence O. Gostin, “Meeting Basic Survival Needs of the World’s Least Healthy People: Towards a Framework Convention on Global Health”, *Georgetown Law Journal*, Vol. 96, No. 2, 2008.
- 64 Daniel Bodansky, Jutta Brunnée and Ellen Hey, “International Environmental Law: Mapping the Field”, in Daniel Bodansky, Jutta Brunnée and Ellen Hey (eds), *Oxford Handbook of International Environmental Law*, Oxford University Press, Oxford, 2007, pp. 21–23.
- 65 考えられるさまざまなフォーラムの概要と議論については、オープンエンド作業部会のために準備された概要を参照。UNIDIR, *The Treatment of the Issue of Nuclear Disarmament in the Relevant Forums Established by the United Nations*, OEWG Brief No. 1, 2013.
- 66 L. O. Gostin, above note 63, p. 390; George W. Downs, Kyle W. Danish and Peter N. Barsboom, “The Transformational Model of International Regime Design: Triumph of Hope or Experience?”, *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 38, No. 1, 2000, p. 467.
- 67 UNFCCC, above note 56. 第2条は、温室効果ガス排出の安定化という目的を定めている。第3条では、縮

- 約国がいくつかの原則に従うことに合意すること、第4条はコミットメントを定め、そして第7条は締約国会議を設けている。
- 68 UNFCCC, Art. 4.3.
- 69 Timothy Meyer, “From Contract to Legislation: The Logic of Modern International Lawmaking”, *Chicago Journal of International Law*, Vol. 14, No. 2, 2014, p. 572.
- 70 上記の「第1の方途」セクションを参照。
- 71 WP.18, above note 2, Annex IV.
- 72 最近の例として、次を参照。Ramesh Thakur, “Australia Should Take the Lead on Global No-First-Use Convention”, Commentary, *Japan Times*, 18 August 2014. 「先制不使用」条約または協定は核保有国が核兵器の使用という手段を第一としないと誓約するシステムである。
- 73 スコット・サーガンによる、なぜ米国はNFUアプローチを採用するべきかという議論を参照。Scott Sagan, “The Case for No First Use”, *Survival*, Vol. 51, No. 3, 2009.
- 74 次を参照。International Law Commission, *Guiding Principles Applicable to Unilateral Declarations of States Capable of Creating Legal Obligations*, 2006. 一方的宣言の法的効果に関するICJの議論として、次と、そこで引用されている判例を参照。 *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda)*, Judgment, ICJ Reports 2006, paras 46–54. P5が作り出した消極的安全保障で、拘束力を有すると考えられるものについては、次を参照。Reaching Critical Will, “Negative Security Assurances”, Fact Sheet, available at: www.reachingcriticalwill.org.
- 75 たとえば、環太平洋パートナーシップ協定での現在の交渉に見られる。概要については、次を参照。Deborah Kay Elms, “The Trans-Pacific Partnership Trade Negotiations: Some Outstanding Issues for the Final Stretch”, *Asian Journal of WTO and International Health Law and Policy*, Vol. 8, No. 2, 2014, p. 379.
- 76 上記の議論を参照。
- 77 たとえば、次を参照。Moshe Hirsch, “The Sociology of International Law: Invitation to Study International Rules in their Social Context”, *University of Toronto Law Journal*, Vol. 55, No. 5, 2005. The leading legal sociology scholar was, of course, the great US jurist, Roscoe Pound.
- 78 Jutta Brunnée and Stephen J. Toope, “International Law and Constructivism: Elements of an Interactional Theory of International Law”, *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 39, 2000–2001.
- 79 家庭内暴力、アルコールと運転、同性愛、そして今もなお存在する子どもに対する躰としての体罰などの問題についての社会の考え方の発展を考慮せよ。
- 80 また、次を参照。R. Acheson, T. Nash and R. Moyes, above note 42, Chapter 3.

国際人道法における 核兵器の人道上の 代償と法的帰結

ルイス・マレスカ、エレノア・ミッチェル

ルイス・マレスカ：ICRC法務部上級法律顧問。

エレノア・ミッチェル：ICRC法務部インターン（執筆時）。

概要

核兵器使用の潜在的可能性は、長年にわたって世界的な懸念材料の一つとなっている。本稿は、核兵器に適用され得る、敵対行為を規律する国際人道法（IHL）の主な規則、そして核兵器が再び使用された場合に生じる問題と懸念、特に文民、民用物、戦闘員および環境に与える深刻かつ甚大な影響を考察する。

近年、核兵器の人道上の被害への関心が高まっている。1945年に核兵器が初めて使用されてからの核兵器による人道および環境への影響に関する広範な研究の成果、そしてそれがIHLに与える示唆を考慮すれば、人口密集地やその周辺での核兵器の使用は無差別攻撃に該当し、人口密集地以外での核兵器の使用も違法性が推定されると結論するのが妥当だと考えられる。

キーワード：核兵器、国際人道法、抑止力、軍縮、人道上の被害

.....

核兵器の使用と国際人道法：再考の必要

核兵器の国際人道法 (IHL) との適合性は、これまでに何度も議論されており、このテーマに関して新しいことは何も言い得ないと結論付けることは容易だろう。しかしながら、近年の新しい発展により、この問題は再び注目を集めている。2010年には、核兵器の不拡散に関する条約 (核兵器不拡散条約、NPT) の締約国が、「いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに深い懸念」を表明するとともに、「すべての締約国がいかなる場合においても、国際人道法を含む、適用され得る国際法を遵守する必要」を再確認した¹。これは、NPT締約国がIHLが核兵器に妥当することを共同で認めた初めてのことであった。さらに、近年の国際会議は、人道的観点における核兵器の影響や、核兵器の意図的または偶発的な爆発に伴うリスクにさらなる光を当てている。これらの会議で発表された調査結果は、核兵器の使用による壊滅的な人道上の被害を強調しており、赤十字国際委員会 (ICRC) のペーター・マウラー総裁が「すべての国による法的および政策的な観点からの核兵器の再評価」を求めることにつながった²。

本稿は、核兵器に適用され得るIHLの主な規則と、核兵器が再び使用された場合に生じる問題と懸念に焦点を当てる。この分野におけるいかなる分析も、IHLが核兵器の使用を明示的に禁止していないということから出発しなければならない。これは、人道的観点から深刻な懸念が抱かれており、その使用が特定のIHLの規則や文書で禁止されている、いくつかの兵器と対照的である³。

とはいえ、IHLが、慣習法的な性質を有しており、武力紛争で使用されるすべての兵器に適用されるような、敵対行為を規律する一連の一般規則を実際に含んでいることは確かである。その中でも特に関連があるのは、(a) 区別の規則、(b) 無差別攻撃の禁止、(c) 均衡性を欠く攻撃の禁止、(d) 区域爆撃の禁止、(e) 攻撃の際に予防措置をとる義務、(f) 過度の傷害または無用の苦痛を与える兵器の使用の禁止、(g) 自然環境保護に関するさまざまな規則である。また、戦時復讐に関する規則や制限も関連する。本稿では、これら各規則との関連で核兵器の使用から生じる諸問題について考察する。

この考察においては、国際司法裁判所 (ICJ) が1996年に出した核兵器による威嚇またはその使用の合法性に関する勧告的意見 (以下、核兵器に関する勧告的意見)⁴ を考慮しないわけにはいかない。20年前に下されたこの判断で、ICJは、核兵器には「特異な性質」があり、これが「核兵器を潜在的に壊滅的なものにして」と認めた⁵。また、「核兵器の破壊力は空間的にも時間的にも限定することができない」ことも強調している⁶。そして、これらやその他の事情に照らすと、核兵器の使用は「武力紛争に適用され得る国際法の諸規則、特に人道法の諸原則と諸規則に一般的に違反する」と結論付けた⁷。しかしながら、裁判所は核兵器の使用がいかなる状況においても違法であると明確に結論付けることはできなかった。裁判所は、「国家の存亡そのもの

が危ぶまれるような自衛の極限状況において」核兵器の使用は合法であり得るか否かという問題を判断しないまま残したのである⁸。

この結論は物議を醸したが、そもそもICJの裁判官の間でも賛否が分かれていた。裁判所の判断は、ICJ所長の決定投票により採択されたが、14人の裁判官全員が宣言や個別意見または反対意見を付すことが必要だと感じたのである。核兵器に関する勧告的意見の詳細な検討は、既に数多くの著名な学者により行われてきたので、本稿はその検討を行わない⁹。しかし、勧告的意見から時間が経てもなお、ICJがそこで述べたことの多くは参照に値する。したがって、本稿の議論を進める上で、この勧告的意見と当該意見手続において各国が述べた意見とを随時利用していくことにする。

人道上の懸念：核兵器がもたらす壊滅的な影響

IHLの規則に照らして核兵器の使用につき検討する前に、核兵器の使用による影響を簡単に概説しておく必要がある。前述のように、ICJは、強力な爆風、熱放射という形態の凄まじい熱、そして大量の電離放射線という莫大な力を組み合わせて放出する点で核兵器が特異であることを認めた。これらの爆発は、きわめて広い範囲に拡散するおそれのある残留放射性粒子 (いわゆる放射性降下物) を発生させる¹⁰。これらの特徴により、核兵器は、想像を絶する破壊力と、人間の健康や民間の建造物、自然環境に対して広範囲で甚大な被害を及ぼす力を帯びている。

さまざまな研究が、核兵器の爆発は、特に人口密集地やその周辺でそれが起こった場合に、広範囲に死傷者や損害の発生をもたらすことを示している¹¹。爆発直後の瞬間、爆風の影響や熱放射によって重度の火傷や鈍の外傷を負う膨大な数の死傷者が出るだろう。爆風と熱放射の影響によって燃料や可燃物は爆発または燃焼を引き起こすため、火事や火災旋風が発生する可能性も高く、さらに多くの死傷者を生み出す¹²。さらに、爆風や熱線を逃れたとしても、生存者の多くは後に放射線障害の犠牲者となり、それは数日後から数週間後になって初めて明らかになる¹³。放射性降下物は、風下の他国や地域にまで遠く離れて運ばれる可能性があり、その結果爆心地付近から離れていた人々も白血病や甲状腺がんなどの特定のがんを発症する高いリスクにさらされ、数十年を経て初めてその結果が明らかになる¹⁴。赤十字国際委員会 (ICRC) と日本赤十字社が最近発表した情報によれば、広島と長崎に原子爆弾が投下されてからおよそ70年が経過した現在でも、これらの都市にある日本赤十字病院では、1945年に投下された原子爆弾に起因するがんや病気の患者を毎年数千人治療している¹⁵。直接被ばくした生存者から数年のうちに生まれた子どもの健康も同様に経過観察されている。仮に、放射線による被ばくが、動物実験での結果と同様にその両親の遺伝子に損傷を与えたのであれば、放射線の影響の遺伝的伝達も長期的懸念となり、長期的な治療を必要とする次の被害者世代が生まれるおそれがある¹⁶。

さらに厄介なことに、ICRCが実施した調査によって、核爆発に適切に対処し、そ

の直後に大勢の生存者を救う支援を提供する能力が、ほとんどの国において、また、国際的なレベルにおいて、不十分であることが明らかになった¹⁷。ICRCは、死傷者数と、負傷者や病人に必要な治療の量が膨大になる可能性が高く、圧倒的な数の人が深刻で命に関わる負傷により緊急の治療行為を必要とするだろうと予想した¹⁸。ところが、周辺の医療従事者の大半が死亡するか負傷を負い、大部分の周辺医療施設が破壊されるか機能不全に陥るため、短期間のうちにはそのような治療や支援を受けることができない可能性が高い。瓦礫やインフラの損傷によって現場へのアクセスは著しく妨げられる可能性が高く、また、支援提供者の活動は電離放射線にさらされる健康リスクへの懸念のため制限されるだろう¹⁹。国連軍縮研究所 (UNIDIR) による2014年の研究は、同様の懸念を挙げ、そのような状況に対処する計画や能力が国連システムに欠如していることを強調した²⁰。

多くの研究が、核爆発による自然環境、特に大気や気候に対する影響と、それが人間や動植物にもたらし得る深刻な結果を明らかにしている²¹。これらの研究は、限定的な核の応酬でさえも、日光を遮り、降水量を減少させ、オゾン層の破壊を引き起こし得るという可能性について詳しく述べてきた。こうした結果が農業や食糧生産に影響を与え、世界の多くの地域で飢餓を発生させ、何百万人（もしかすると十億人）もの人々を餓死のリスクにさらすことも議論されている²²。

こうした情報の多くは冷戦時代に入手可能であり議論されてきたが、2013年と2014年に開催された核兵器の人道的影響に関する3回にわたる会議で再び注目を浴びることになった。オスロ（ノルウェー）、ナジャリット（メキシコ）、そしてウィーン（オーストリア）で開催されたこの会議は、核兵器がもたらす影響について人道的観点からのみ議論した史上初の多国間会議で、核兵器の使用に関する既存の懸念の多くを再確認した。会議で得られた主な結論は——詳細については本号の他稿を参照されたい——、大要以下のとおりである²³。

- ・核兵器の使用は、たとえ限定的な規模であっても、人間の健康と福祉、環境、気候、食糧生産、そして社会経済の発展に対して、深刻で長期に及ぶおそれがある影響を及ぼし得る。
- ・健康への影響は数十年にわたって続く可能性があり、被ばく者の遺伝子の損傷によってその子どもにも影響が及ぶおそれさえある。
- ・核爆発の直後に生存者の相当数を支援すると同時にそれらの支援を提供する人員の保護を確保する、効果的で実行可能な手段は、多くの国で、あるいは国際的なレベルでも、存在しない。
- ・偶発的な核兵器の爆発はまさに現実の危険として存在する。1945年以来、故障、事故、誤報、あるいは誤解された情報により、核兵器の意図的または偶発的な爆発がもたらされそうになったことは何度もあった²⁴。
- ・これらの核爆発の影響は、その原因にかかわらず、国境によって制約されること

なく、地域規模から世界規模にまで広がるおそれがある²⁵。

会議がこのように認定したことは、この問題に関する従来の研究と、核兵器を特異で「潜在的に破滅的」とするICJの結論とを改めて裏付けた。これらの認定は、IHLに照らして核兵器を検討する上でも中心的な役割を果たす。

IHLの観点から見た核兵器使用の評価

前述のように、IHLは核兵器の使用を明示的に禁止してはいない。しかし、IHLは武力紛争における兵器の使用に適用される一般的な規則を含んでいる。その大部分は国際的武力紛争と非国際的武力紛争の両方に適用され得る慣習国際法上の規則であり、したがって、戦闘に関与するすべての国および当事者に対して拘束力を有する。これらの規則の多くは、1977年のジュネーブ諸条約第一追加議定書において条約として成文化もされている²⁶。

これらの規則の慣習法的地位は重要である。なぜなら、第一追加議定書の批准に際して、英国やフランスおよびその他のいくつかの国（主にNATO加盟国）が、第一追加議定書に盛り込まれた新たな規定は通常兵器に対してのみ適用されると理解し、したがって核兵器を規制または禁止するものではない旨の宣言または留保を付しているためである²⁷。核兵器に関する勧告的意見に際しても、ICJに提出された多数の文書の中でこの見解が表明されている²⁸。裁判所は、第一追加議定書の核兵器への適用の問題について十分に言及しなかったが、第一追加議定書がただ成文化しただけである従来のIHLの慣習法規則にすべての国が拘束されることを確認した²⁹。

慣習法として、それらの規則は国際的武力紛争において、いかなる国による核兵器の使用をも規律する。同様に、慣習法は非国際的武力紛争の文脈において、いかなる国の、あるいは、核兵器を獲得した場合には、いかなる非国家武装集団による核兵器の使用をも規律する。

第一追加議定書の採択と核兵器に関する勧告的意見以来、核兵器国の慣行は、敵対行為に関するIHLの一般的な原則と規則が核兵器の使用にも妥当することを確認してきた。米国の核運用戦略に関する2013年米国防長官の報告書は、次のように明示する。新たな指針は、あらゆる作戦計画が武力紛争法の基本原則にも沿ったものでなければならないことを明確にしている。したがって、作戦計画は、たとえば、区別の原則と均衡性の原則を適用し、文民たる住民と民物への付随的被害を最小限に抑制するよう努めるものとする。米国は、文民たる住民または民物物を意図的に標的とすることはない³⁰。

また、2004年の英国統合軍事マニュアルには、「[核兵器]の使用の合法性は、武力行使と敵対行為を規律する法を含む、国際法の一般的な規則の適用に依拠する」³¹と明記されている。英国は第一追加議定書を批准する際に上記の宣言を付したにもかかわらず

ならず、その統合軍事マニュアルは、一連の敵対行為に関するIHLの規則を、核兵器への適用を明示的に排除しないままに列挙しているのである³²。そこに挙げられている規則の大部分は、第一追加議定書の関連規則に準じているか、あるいは、それに類似した表現を用いている³³。これは、同マニュアルに含まれている自然環境の保護に関する規則と対照的である。同マニュアルは、当該規則が「核兵器の使用に影響を与えるものではなく、核兵器の使用を制限または禁止するものでもない」と明記している³⁴。

ICRCの研究である『慣習国際人道法 (Customary International Humanitarian Law)』(以下、ICRC Customary Law Study)は、敵対行為に関する規則を含む、現在までの慣習国際人道法の最も包括的な概要を提示している³⁵。この研究は、核兵器に特有の規則を示してはいないが、核兵器の使用に適用され得る、敵対行為に関する一般的な慣習的規則の適切な資料である³⁶。

区別の規則

区別の規則はIHLの基本的な原理で、敵対行為を規律するその他のIHLの義務の根幹をなす。ICJの言葉を借りれば、それはIHLのきわめて重要な原則である³⁷。この規則は、武力紛争の当事者に文民と戦闘員、および、軍事目標と民用物を常に区別することを義務付ける³⁸。攻撃は戦闘員または軍事目標に対してのみ向けることができる。紛争当事者の軍隊の構成員はすべて、医療要員と宗教要員を除き、戦闘員である³⁹。軍事目標は「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であって、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」を指す⁴⁰。

この規則によれば、文民や民用物が戦闘員や軍事目標と混在する地域では、攻撃側は標的が軍事目標であることを確認するために実行可能なあらゆる予防措置をとらなければならない⁴¹、軍事目標と文民または民用物とを区別しないで打撃を与える性質がある戦闘の方法と手段を用いて攻撃してはならない。同様に、都市、町、村その他文民が同様に集中する地域に位置する、多数の相互に明確に分離された別個の軍事目標を単一の軍事目標とみなすことはできない。そのような攻撃は無差別と分類され、後により詳しく議論される。

区別の規則に基づけば、核兵器の使用は特定の軍事目標に向けられるのでなければならない。そのような義務は、攻撃や防御を問わずいかなる使用にも明確に影響を及ぼす。冷戦時代に策定され、近年公表された攻撃目標のリストは、人口が集中する地域に対する核兵器の使用が度々想定されていたことを示しており⁴²、この問題に関する論考は、人口密集地での核兵器の使用は今日でもあり得る使用方法の一形態として、あるいは、そうであろうと想定している⁴³。戦時復讐の文脈における核兵器の使用は例外とみなされる可能性があるかもしれないが(後により詳しく議論される)、都市

および村その他文民や民用物の集団を核兵器の対象とすることは、区別の原則には反するであろう⁴⁴。

無差別攻撃の禁止

前述したように、軍事目標と文民または民用物を区別しないで打撃を与える性質がある攻撃は「無差別な」攻撃であり、禁止されている。IHLはいくつかの種類の攻撃を無差別とみなしている⁴⁵。これらは次のものを含む。すなわち、

- ・ 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃
 - ・ 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
 - ・ IHLで定められる限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
- であって、それぞれの場合において、軍事目標と文民または民用物とを区別しないで打撃を与える性質を有するものをいう⁴⁶。均衡性を欠く攻撃や「区域爆撃」による攻撃もIHLの下では無差別攻撃に分類されており、後に議論することとする。

無差別攻撃に関する規則の第一の要素は、特定の軍事目標のみを対象としない攻撃を禁止するものである。これは、攻撃の過程において、区別の規則によって求められる差別化のための取り組みがなされていない状況を対象とする。闇雲な発砲や目標選定も禁止されている。攻撃側は、少なくとも、特定の目標が軍事目標であることを確かめるため、標的とされた目標の性質や位置に関する最新の正確な情報を入手しなければならない⁴⁷。

この規則の第二および第三の要素は、用いられる戦闘の方法と手段に特に着目するものであり、それゆえに、核兵器が無差別攻撃の禁止に適用かどうかの判断に最も関連する。戦闘の方法については、いかなる場合にも特定の軍事目標のみを対象とすることのできない兵器や、IHLで定められる限度を超える影響を及ぼす兵器は、慣習国際人道法において、その性質上当然に無差別であってその使用が必然的に無差別攻撃にあたる兵器とみなされる可能性がある⁴⁸。これが、この節での分析における最大の焦点となる。

核兵器はその性質上、当然に無差別的か。それを考察する上で最初に考えるべき問題は、核兵器が上記の規則の第二の要素によって求められるように、「特定の軍事目標のみを対象」とすることができるか否か、という点である。手短かに言えば、この兵器には適切な目標選定を不可能にする設計上または構造上の特徴があるのだろうか。米国と英国は、ICJにおいて、現代の核兵器はこの要件を充たすほど十分な精度で目標選定が可能であると主張した⁴⁹。今日、核兵器は精密誘導システムを標準的に搭載し、あるいは旧式の自由落下爆弾のように投下されることから、論者はこの結論を受け入れているように見受けられる。このように、核兵器が予定された目標に命中することは合理的に期待される⁵⁰。

核兵器がその性質上当然に無差別か否かを考察するうえで、第二の——そして中心

的な——問題は、核兵器がIHLで定められる「限度を超えるまたは制御できない」影響を及ぼすか否か（無差別攻撃に関する規則の第三の要素）であり、この問題は核兵器が精密誘導されるか否かには関係がない。IHLではこれらの用語は具体的に定義されていないが、軍事関連文書の中には、無差別兵器の文脈で「制御不能な影響」という表現を用いるものがある。米空軍は、武力紛争と航空作戦に関する1976年の小冊子において、「制御不能」という用語は「使用者による時間的または空間的な制御から逸脱し、予測される軍事的利益に比して過度なリスクを文民または民用物に必然的に与えるような影響を意味する」⁵¹と明記している。南アフリカ国防軍も、「文民と戦闘員を区別せず両者に影響を及ぼし、その被害の影響が時間的または空間的に制御できない……（中略）……可能性が高い兵器は本質的に違法である」⁵²と明言してきた。ICJも同様の向きの見解を示し、これらの用語を定義はしなかったものの、「核兵器の破滅的な威力は時間的にも空間的にも限定されるものではない」と結論付けた⁵³。いずれにせよ、こうした言及は、兵器の影響を地理的および時間的に限定することと、過度の予測不能な要素を排除することが、無差別攻撃禁止規則遵守のために求められることを示唆している。

この規則を具体的な兵器に適用すべきかどうかを実際に判断するのはなかなか難しいことには留意する必要がある。制御不能な影響を及ぼすことに広く意見の一致がある兵器の一つに、生物兵器がある。その性質上、当然に無差別的と理解されている兵器はその他にもいろいろあるが、国家実行を見ても、適切に目標選定できないからそうなのか、影響が制御不能であるからそうなのか、あるいはその両方なのか、ほとんど明らかにならない⁵⁴。

ここで基本的に重要なのは、核兵器から放出された力とその力がもたらす影響が、目標となる特定の軍事目標だけに的確に制限され、その結果、区別の規則によって求められる差別化がなされ、IHLの定める尊重と保護が確保されるか否かである⁵⁵。

ことによると、最も深刻に懸念されるのは放射性降下物の拡散かもしれない。そして、それこそが「核兵器と通常兵器の最も根本的な違い」と認識されてきたのである⁵⁶。どれほどの濃度の放射性粒子がどの程度の範囲まで拡散するかは、核兵器の威力と爆発した場所（地表、空中、海中）、そして、地形、気候および気象などさまざまな要因に左右される。このうち後者の要素は一般的に紛争当事者による制御を超えており、放射線の拡散を制御するのは限りなく不可能に近い。したがって、核兵器による健康への短期的および長期的な影響は国境を越え、隣国や、最初に爆発の影響を受けた地域の人々以外のはるかに多くの人々にまで及ぶ。このような放射線がどの程度の規模になりどこまで拡散するかは、数多くの研究で焦点となっている。最近なされた報告によれば、200キロトン核爆弾の地表爆発は、数百キロメートルにわたって住民の健康に影響を及ぼすおそれがある⁵⁷。また、別の研究によると、10キロトンの地中貫通核兵器の爆発は10万人にのぼる死傷者をもたらし、うち75%は放射性降下物が原因になる、と予測される⁵⁸。そして、前述したとおり、被ばくの数年後あるいは数十年後

にがんや病気を発症するという形で、放射線の影響は長期にわたる可能性がある。

時間的および空間的に制限または制御するのが本来的に困難であるということを経験すれば、核兵器使用の影響は、深刻な懸念をもたらす。このような被害が生じることを考えると、核兵器はその性質上当然に無差別な兵器であって、その使用は無差別攻撃の禁止と両立しない、とすることができよう。

議論を進めるために、核兵器はその性質上当然に無差別というわけではないと仮定しても、核兵器の使用は、それが使用された状況の結果ゆえに、無差別攻撃の禁止に違反する可能性がある。無差別攻撃の禁止は、ある状況では合法的に用いられる戦闘の方法と手段が、別の状況では軍事目標と文民または民用物とを区別しないで打撃を与える性質を帯びるかもしれないという事実を考慮に入れている。爆風、熱線および放射線の影響と、これらの影響が及ぶ範囲とを踏まえると、特に人口密集地における核兵器の使用は無差別攻撃禁止規則に違反するだろう。

均衡性を欠く攻撃の禁止

均衡性を欠く攻撃の禁止は、均衡性の規則としても知られ、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃を禁止する⁵⁹。前述したように、この規則に反する攻撃は無差別攻撃の一形態とみなされる。この規則が、軍事目標を対象とした攻撃を規律するものであり、その作戦によって得られるであろう軍事的利益と、生じるであろう付随的な文民の被害とを、攻撃開始決定前に計測することをその内容とし得る点には留意する必要がある。ここで関連する利益は軍事的、具体的かつ直接的なものでなければならず、間接的、長期的または仮定的であってはならない⁶⁰。

過度であるか否かを評価する際に考慮すべき巻き添えによる被害や損害としては、まずは攻撃直後の文民の死傷者や民用物の損傷などの直接的な影響が挙げられる。また、その評価に際しては、間接的な二次被害や三次被害である攻撃の「反響（reverberating）」効果を、予測可能な場合には考慮しなければならない、と一般的に考えられている⁶¹。これは、均衡性の規則の文言から（「巻き添えによる[被害を]……引き起こすことを予測し得る」）、あるいは、文民は「軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける」というIHLの基本原則からきている⁶²。

既に述べたように、核兵器の使用は、特に人口密集地やその周辺に位置する軍事目標に対して使用された場合、即時的にも長期的にも甚大な被害をもたらす。最近のある調査は、ヨーロッパのある国の首都で一発の20キロトン核兵器が空中爆発した場合の影響を検討した⁶³。その影響はさまざまな要因によって左右されるが、爆発半径は爆心地から5キロメートル以上に及び、熱線はおおよそ4.5キロメートル先にまで到達し、爆発直後に数万人もの死傷者が出るとされる⁶⁴。民用の建物やインフラ施設の大

量破壊も予想されている⁶⁵。

これは核兵器の威力や使用される環境により左右されるものの、爆発直後に起こる制御不能の火事や火災旋風によっても、膨大な数の死傷者が出るだろう。その延焼の方向や継続時間は予測が困難で、火災による死傷者や損傷を制限するのはほぼ不可能だろう。たとえば、広島と長崎では、原爆の爆発直後に火災が数時間にわたって延々と燃え続け、最初の爆発からは生き延びた何千人もの人々がその大火災によって後に死傷した。広島だけを見ても、原爆の爆発後に約4平方キロメートルの範囲まで火災旋風が広がった⁶⁶。

核爆発の爆風と熱線による直接の死傷者や損傷は明らかに均衡性の評価において考慮されなければならない。また、攻撃の数日後、数週間後、そして数カ月後に予測される電離放射線と放射性降下物による死傷者も勘案しなければならない。攻撃から数年や数十年後の死傷者については、この規則の適用の際にそれをどの程度考慮するのが適切か、という疑問が生じるかもしれないが、この規則を誠実に適用しようとするならば、もちろんある程度は考慮しなければならないだろう。既に指摘したように⁶⁷、放射線被ばくの人体への長期的な影響が広範な研究により明らかにされていることから、また、広島と長崎で原爆の爆発の数カ月後から数年後に電離放射線の影響で膨大な数の人命が失われた経験からも、こうした影響は確かに予測できる。今日においては、そのような被害は間接的または推測に過ぎないとはみなされ得ない。

もう一つ留意しておくべきことは、均衡性の規則が、その適用の際に考慮すべき巻き添え被害に関する時間的な制限を明示も黙示もしていない、ということである。特定通常兵器使用禁止制限条約の当事国の間で2000年から2003年に開催された、均衡性の規則と不発弾や遺棄された爆弾（ここでは「爆発性戦争残存物」と呼ばれた）の長期的な影響に関する議論においては、爆発性戦争残存物の影響が、数年後、場合によっては数十年後まで継続することが広く知られていたにもかかわらず、均衡性の規則を適用する際に考慮すべき巻き添え損害について時間的な制限をかけるべきかどうかは議論にすらならなかった。この議論において、諸国や専門家は、均衡性の規則が将来的かつ長期的な要素を含むことを受け入れたように思える。最後に、軍事行動から生じる危険から文民を保護しようとするIHLの一般原則の観点からこれらの帰結を考えると、長期的に生じると考えられる死傷者や損傷を含むとする主張は一層強化されるであろう。

このような影響に照らして考えると、核兵器の使用から得られる具体的かつ直接的な軍事的利益は、そのような予測可能で膨大な死傷者や破壊を正当化するほど重要で価値の高いものでなければならない。現実には、人口密集地やその周辺への攻撃についてそのような利益を想定することは特に難しいだろう。実際のところ、核兵器の影響について今日知られていることを踏まえれば、人口密集地やその周辺に位置する軍事目標に対する核兵器の使用は均衡性を欠く攻撃の禁止に違反する行為である、と断言できる。

区域爆撃の禁止

無差別攻撃のもう一つの形態は「区域爆撃」であり、IHLの下「都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する多数の軍事目標であって相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃又は爆撃による攻撃」と定義されている⁶⁸。この規則は、第二次世界大戦とそれ以後の紛争で使用され、文民たる住民に深刻な被害をもたらした、「絨毯爆撃」、「飽和爆撃」および類似の攻撃といった行為を違法化することを目的としている。

この規則に関する議論の多くは、「明確に分離された別個の」という文言の意味に焦点を当てている。IHLではこれらの文言について明確な基準が示されておらず、結果的にその決定はある程度主観的な評価に委ねられている。しかしながら、2つまたはそれ以上の軍事目標の距離が、利用可能な手段を考慮した上で別々に攻撃されるに十分なほど離れている場合は、これらに対する攻撃は個々になされなければならない⁶⁹。この距離が、それらの軍事目標を明確に分離された別個のものとして十分にできなかった場合も、均衡性の規則や実行可能な予防措置実施の規則などの、その他の関連する規則はやはり適用される。

区域爆撃の禁止は、核兵器との関連においてはあまり議論されておらず、核兵器に関する勧告的意見においても具体的に言及されていない⁷⁰。これはおそらく、人口密集地での核兵器の使用が、既にみたように、敵対行為を規律するIHLの他の主要な規則との関連で数多くの懸念を生じさせるからだと考えられる。いずれにせよ、この規則の下での主要な懸念は、核兵器の広範囲にわたる爆風や熱線の影響、つまり、複数の軍事目標を集合的に破壊する効率的な手段として核兵器を特に魅力的なものとする特徴と関連する。区域爆撃を禁止する規則は、複数の軍事目標が相互に明確に分離された別個のものであるときには、いかなる人口密集地においても核兵器の使用を排除する。

予防措置実施の義務

紛争当事者は、軍事行動を行うに際しては、文民たる住民や民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払わなければならない⁷¹。攻撃の際IHLで特に求められる予防措置は、攻撃対象が軍事目標であることを確認するためのすべての実行可能なことを行うこと⁷²と、攻撃の手段及び方法の選択に当たって、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の損傷を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること⁷³を含む。

「すべての実行可能なこと」と「実行可能な」予防措置という文言は、客観的に不可能なことまでを行うように軍隊に対して義務付けることはできないという事実を確認するものである⁷⁴。また、これらの文言は、誠実に行動する人々に対しては過ちを犯

す余地を認める一方で、不誠実に行動する人々は責任が問われ得る⁷⁵。実行可能な予防措置は「人道上及び軍事上の考慮を含むその時点におけるすべての事情を勘案して実施し得る又は実際に可能と認められる予防措置」⁷⁶と定義される。

戦闘手段の選択にあたって文民の死傷または民用物の損傷を防止しならびに最小限にとどめるためにすべての実行可能な予防措置をとる義務は、攻撃を計画している紛争当事者が、攻撃目標の重要性、使用可能な他の兵器体系およびこれらの兵器による文民や民用物への予測可能な影響などの要素を評価することを求める⁷⁷。IHLは特定の目標を攻撃する際に使用すべき兵器の種類を規定していないが、同じ軍事任務を完遂し得る兵器の選択肢がある場合には、予防措置実施義務規則に基づき、実行可能であれば、文民の死傷や民用物の損傷がより小さい兵器の使用が求められることに、ほとんど異論はない⁷⁸。

核兵器の使用から生ずる深刻な人道上の被害や、文民や民用物を攻撃しないように不断の注意を払う義務について知られていることに照らしてみれば、核兵器が兵器として選択され得る状況はきわめて限定的だと思われる。攻撃時の予防措置実施の規則を誠実に適用するならば、人口密集地やその周辺での核兵器の使用は排除される可能性が高く、そして、より破壊力が小さく被害も少ない攻撃手段の使用が求められるだろう。論者の中には、通常兵器技術の近年の進歩に照らして、「[低威力の『戦術』核]兵器が使用され得るいかなる軍事目標も、通常兵器と同様に対処できるであろう」と指摘するものがある⁷⁹。

過度の傷害または無用の苦痛を与える兵器の使用の禁止

IHLは過度の傷害や無用の苦痛を与える戦闘の方法と手段の使用を禁止している。この規則の根拠は、1868年の戦時におけるある種の発射物の使用の禁止に関するサンクト・ペテルブルグ宣言の前文で最初に規定された。その後、1899年と1907年の陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約でも同様の内容が規定された。この規則の特定の兵器への適用は、1899年の窒息性ガスの禁止に関するハーグ宣言とダムダム弾の禁止に関するハーグ宣言、そして1925年の窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に見受けられる⁸⁰。また、1972年の生物兵器禁止条約、1993年の化学兵器禁止条約、1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約、そして1997年の対人地雷禁止条約といった文書にも、この影響が見られる⁸¹。この規則は、文民ではなく戦闘員を、軍事目的をほぼ、あるいは全く有さない傷害や苦痛から保護することを主な目的としている点で、ここまで論じてきた諸規則と異なる⁸²。

特定の兵器の使用に関する法的規制としてのこの規則の適用は、「過度の」傷害や「無用の」苦痛をどのように特定し、評価すべきかという疑問を提起する。兵器に関していえば、この規則は兵器の軍事上の必要とその使用によって予見される傷害や苦痛の

性質とのバランスの評価を要求しているということにつき、幅広い見解の一致がある。軍事的な目的の達成に必要な程度を超える傷害や苦痛はこの規則の違反となる⁸³。均衡性規則で求められる評価と同様に、この規則の適用に際して考慮に入れるべき種々の影響も、必然的に予測可能なものに限られる。

しかしながら、追加議定書に対するICRCのコメンタリーでも指摘されているように、ある兵器が戦闘員に及ぼす影響も、その影響と軍事上の必要との関係も、「一貫性のある一般的な方法によって解釈されている」わけではなく、その結果、この規則は幾分か「相対的で不正確」である⁸⁴。また、ICRC Customary Law Studyも、軍事目的を有さない苦痛がこの規則に違反する⁸⁵点や、考慮すべき要因に深刻な後遺障害や死亡の不可避性が含まれる⁸⁶点では一般的な見解の一致があるものの、ある兵器が過度の傷害や無用の苦痛を与えるか否かが実際にどうやって決定され得るかについては、国によって見方が異なることを明らかにした。

ICJは核兵器に関する勧告的意見の中で、この規則をIHLの基本原則の一つとして挙げており、核兵器の使用を規制するにあたり直接的な関連を有すると認め⁸⁷。それにもかかわらず、この規則の核兵器使用への適用は既存の文献ではほとんど議論されていない⁸⁸。核兵器に関する主要な懸念は、放射線が戦闘員の健康に与える影響である。核爆発で放出される強烈な放射線とその人体への深刻な影響について知られているところを踏まえると、核爆発直後の爆風や熱線の影響を生き延びられた多くの戦闘員も、数日後や数週間後、あるいは数カ月後には放射線に起因する、より緩慢な死の犠牲になると結論付けることは合理的であろう。その他の戦闘員も、白血病や甲状腺がんなどのがんを晩年に発症させる高いリスクにさらされるだろう。そのような緩やかに死に至る苦痛は予見できるものであり、この規則の適用において考慮される必要があるだろう。

多くの国は、主にこの規則を根拠として、核兵器は無用の苦痛を与えると認めている⁸⁹。ICRCも2015年に「放射線被ばくがもたらす、短期的および長期的な恐ろしい病気、後遺障害、そして苦痛は」、この規則に対する「核兵器の適合性に対して深刻な疑問を提起する」と述べた⁹⁰。この結論は、文民の居住地域から離れた場所で戦闘員に対して使用された低威力の核兵器はIHLに適用という主張との関連で特に重要であり、そういった主張に疑問を投げかけられると思われる。

放射線は核爆発から自然に生じる副産物であり、戦闘員の苦痛を増大させるために付加されたものではないため、この規則を適用するには放射線による健康影響を考慮する必要はないとする主張もある⁹¹。この見解は、1907年の陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約にある、無用の苦痛に関する条文の解釈に依拠しており、当該条文は英語で「to employ arms, projectiles, or materials calculated to cause unnecessary suffering (不必要な苦痛を引き起こすように計算された武器、発射物、および物質の使用)」⁹²は禁止されると述べている(強調は筆者)。この「calculated to cause (引き起こすように計算された)」という表現は、戦闘員の苦痛を意図的に増大させる目的で兵器が

設計または改造された場合のみこの禁止が適用されることを示唆していると解される。しかし、1907年のこの規則の英語版は正文であるフランス語テキストの不正確な翻訳であると広く考えられており、フランス語テキストでは「propres à causer des maux superflus (不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ)」という表現が用いられ、適用範囲はより広く、また、特定の意図も要さないと解釈するのが適切である⁹³。第一追加議定書の文脈においてこの規則が再確認され、交渉された際は、英語版は(1907年条約の)正文であるフランス語テキストにより厳密に即した⁹⁴。こうして、第一追加議定書の第35条2では「weapons, projectiles and material and methods of warfare of a nature to cause superfluous injury or unnecessary suffering(過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法)」の使用を禁じている(強調は筆者)。「of a nature to cause (を与える性質の)」という文言は、国際刑事裁判所に関するローマ規程や ICRC Customary Law Studyでも用いられている⁹⁵。「of a nature to cause」という言い回しは、今日ではほぼすべての国に受け入れられている定式である。その結果、兵器が戦闘員の苦痛を増大される目的で設計または意図的に改造された場合だけでなく、苦痛が意図的にもたらされずとも兵器の設計や使用目的から予見できる場合にも、この規則が適用されると広く理解されている。したがって、放射線の影響とそれが引き起こす傷害や苦痛は、追求される軍事目標と比較衡量されなければならない。既に述べたように、放射線被ばくによる戦闘員の健康への深刻な影響は、この規則の下で大きな問題となり、また、核兵器は人口密集地から離れた場所で用いられた場合には IHLに適用するという主張の根拠を弱めるように思われる。

自然環境の保護に関する規則

IHLは武力紛争の影響から自然環境を保護する目的の規則を多く含んでいる。この文脈において、自然環境は通常、広義に理解されており、空気、水、農産物、家畜類、森林、植物、動物その他の生物的な要素や気候的な要素を含む⁹⁶。

敵対行為を規律するIHLの一般的な規則は、自然環境を民用物として保護する⁹⁷。したがって、自然環境が軍事目標を構成する場合のみ、それは合法的に攻撃され得る。また、軍事上の必要からやむを得ない場合を除き、自然環境のいかなる部分的な破壊も禁止される⁹⁸。また、他の軍事目標を対象とする攻撃に際して実施される均衡性の評価の一環としても、環境への付随的被害は考慮されなければならない。予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、そのような被害が過度であってはならない。兵器の選択においても、環境への付随的被害を防止するために、あるいは少なくとも最小限にとどめるために、実行可能な予防措置がとられなければならない⁹⁹。

IHLには、自然環境に対して「広範、長期的かつ深刻な」被害を与える、または与えることが予測される戦闘の方法と手段の使用を特に禁止する規定も盛り込まれている¹⁰⁰。前述のように、フランス、英国および米国はこの規則が核兵器に関しては慣習

法的地位に達していないと主張しており、この規則の慣習法的地位については争いがある¹⁰¹。しかし、第一追加議定書の当事国やこれから当事国となる国で、この規則は核兵器の使用に対しては適用されないという宣言を行っていない国にとっては、核兵器の使用に対してもこれらの規定が関連し得る。

この規則と民用物として自然環境を扱うこととの主要な相違は、この規則が絶対的な禁止である点である。広範、長期的かつ深刻な被害が目的とされる、あるいは意図される場合、そのような場面において検討されている戦闘の方法や手段は禁止される。被害が「広範、長期的かつ深刻」になるための要件は累積的であり、そのためきわめて高い水準が設定される。第一追加議定書ではこれらの用語は特に定義されていないが、「戦争における戦場の被害として通常予期されるものを大幅に超える、人間の生活または自然資源への大規模な干渉」¹⁰²と要約されてきた。この「長期的」という表現は一般に月単位や季節単位ではなく数十年単位と理解されているものの、「広範」と「深刻」については、第一追加議定書に対するICRCのコメンタリーもICRC Customary Law Studyもその定義を置いていない¹⁰³。

既に述べたように、多くの研究が核兵器の使用が自然環境に及ぼす深刻な影響を強調している。そのような影響には、爆発で発生する衝撃と熱放射による動植物の破壊や放射性粒子による土地や水源の汚染、そして人間や動植物に甚大な被害をもたらすおそれのある、大気と気候に影響を与える煤塵の拡散が挙げられる¹⁰⁴。煤塵の拡散は、農業や食糧生産に深刻な打撃を与え、何百万人もの人々を飢餓のリスクにさらすおそれがあることから、特に懸念される¹⁰⁵。動物や昆虫の餌となるその他の植物にも同様に影響を及ぼすだろう¹⁰⁶。これらの影響の規模や程度は個々の兵器の威力とそれが使用される状況によって異なるが、大型の核兵器が使用される場合はもちろん、核攻撃や核の応酬の一部として低威力の兵器が使用される場合であっても、影響が出ることは容易に予測できる。

自然環境の保護を目的とした一般的なIHLの規則を適用する場合は、その他の予測可能な被害や影響と同様に、これらの影響を考慮に入れる必要がある。均衡性の評価においては、環境またはその一部への付随的被害も勘案されなければならないため、これらの影響は均衡性を欠く攻撃に関する規則にも特に関連する。多くの場合に生じるであろう自然環境への甚大な被害を考慮すると、核兵器を使用する攻撃が合法であるためには、その攻撃から予想される軍事的利益がきわめて大きくなくてはならない。加えて、核兵器の強大で長期にわたり続く影響を考慮すると、実行可能な予防措置に関する規則を適用すれば、通常兵器が使用可能であって、同じ軍事上の目的が通常兵器により達成可能であるきわめて多くの場合には、核兵器ではなく通常兵器の使用が求められると思われる。核兵器の使用から生ずるような種類と程度の環境被害を引き起こす通常兵器は想定し得ない。

自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な被害を与えることが予測される戦闘の方法と手段の禁止の下では、核兵器の使用に関して重大な問題が浮かび上がる。前述し

た長期的な環境への影響の範囲や性質は、ほとんどの場合において、この禁止に定められる「広範、長期的かつ深刻な被害」の要件を満たすと思われる。一部の核兵器国がこの特定の規則を核兵器の使用に適用することを一貫して拒否してきた事実は、この規則が制約として意味があることを強調する役割を果たしている。

戦時復仇としての核兵器の使用

これまでに論じた法的諸問題とさまざまな懸念にもかかわらず、核兵器は武力紛争において戦時復仇として使用され得るとする意見がある¹⁰⁷。簡潔に言えば、戦時復仇に関する法は、敵にIHL上の義務を遵守させる目的においてのみ、通常ならばIHL上違法とされる行為を（特定の状況において）許容する¹⁰⁸。戦時復仇は武力紛争法を遵守させる伝統的な手段だが、最近数十年は敵対行為における文民たる住民への復仇が禁止される傾向にある¹⁰⁹。第一追加議定書の第51条6は「復仇の手段として文民たる住民又は個々の文民を攻撃すること」を明示的に禁止しており、これは慣習国際人道法の一つの規則とはまだみなされていないが、その方向に向かう強い動きが存在する¹¹⁰。

合法的な復仇の要件は包括的に確定しているわけではないが、慣習国際人道法上いくつかの要件や制限がある¹¹¹。

1. 復仇はIHLの重大な違反に対処するためでなくてはならず、敵対当事者による遵守を確保する目的でのみ行われなければならない。したがって、戦時復仇はIHL違反を予期した措置や先制措置であってはならない。また、復仇はIHLの重大な違反に対処するためでなければならず、その他の分野の法で定められた規定の違反への対応であってはならない。さらに、復仇の対象となった敵対当事者は、その自らに向けられた最初の復仇をそれに対抗して自ら復仇を行うことの根拠（いわゆる「復仇に対する復仇」）とすることはできない。
2. 復仇は最終手段としての措置でなければならない。これは、違反行為を中止させる目的として、復仇を行う前にその他の措置（政治的、外交的または経済的措置）を講じるべきであることを意味する。これはまた、復仇を実施する前に、敵対当事者に対し、違反行為が繰り返される場合には復仇が行われる旨の適切な警告を与えなければならないことを示唆しているとも考えられる。
3. 復仇は、原因となった違反行為に比例するものでなければならない。
4. 復仇を行う決定は最高意思決定者によって下されなければならない。最高意思決定者とは、通常、政府または軍の幹部を意味する。復仇を行う決定は、現地の司令官によって下されてはならない。
5. 法の遵守が確保された場合は、復仇を終了しなければならない。

これらの条件や制限は、戦時復仇の手段としての核兵器の使用に適用され、そのよ

うな使用に関する制約として機能すると思われる。

上述のとおり、戦時復仇の条件の一つは、IHLの重大な違反への対処でなければならないということである。したがって、戦時復仇として文民や民用物に対して核兵器を使用することは、武力行使そのものの合法性に関する規則（*jus ad bellum*）やその他の分野の法規則の違反によっては正当化され得ない¹¹²。また、*jus ad bellum*に違反するような奇襲攻撃や予想されない攻撃が明白な軍事目標に対してなされる場合は、それにより武力紛争が始まることになるが、復仇として核兵器を使用することを根拠付けることはないだろう。核兵器は相手方の行為に対処するために使用されるかもしれないが、その使用は本稿で議論してきたIHLの規則に厳格に則る必要があるだろう。さらに、復仇は原因となった違反行為に比例するものでなければならないという要件は、核兵器の使用をきわめて限定的な状況に制限すると考えられる。核兵器の使用がもたらす深刻な人道上の被害を踏まえると、復仇としての核兵器の使用は、論理的に、復仇を発動させる違法行為がきわめて強烈なものである場合に限られる。核による復仇が通常兵器による一度のあるいは複数の攻撃への対処として合法的に行われ得ることは想像し難い。よりあり得る主張は、復仇を誘発する違法な攻撃は、人口密集地に対する一発または複数の核兵器、あるいはその他の大量破壊兵器の使用を伴い、膨大な数の文民の死傷者をもたらすものでなければならない、というものである¹¹³。この点、核兵器国が、このような大量破壊兵器の使用を伴う攻撃を受けた被害国となる場合、先にリスト化した要件の第二に従い、相手方の行為への対処として復仇に訴える前に、すべての関連する政治的、外交的および経済的その他の措置をまずは尽くそうとすることはおよそ考えがたい。したがって、実際に第二の要件が充たされたり厳格に適用されたりするというのは現実的でないだろう¹¹⁴。

最後に、ごく限られた数の低威力核兵器がIHLの遵守を強制するために使用される状況を想定できるかもしれないが、これはきわめて大きなリスクを伴う手段だと考えられる。多くの軍事マニュアルでも指摘されてきたように、復仇を用いることは文民への攻撃を終わらせるどころか、むしろ激化させる傾向がある¹¹⁵。したがって、一発の核兵器の使用または限定的な応酬でも、核攻撃の激化とIHLのさらなる違反という、きわめて現実的なリスクを冒すことになり、人道的観点において壊滅的な結末を迎える可能性がある。

結語

本稿では、紛争当事者が核兵器の使用を検討するなどということがもしあるならば、その場合に考慮しなければならない、敵対行為を規律するIHLの規則を概説した。本稿は、核兵器の使用がもたらす文民、民用物および戦闘員に対する深刻かつ甚大な結末に照らして浮かび上がる問題や懸念を指摘した。ICJが核兵器の使用に関する勧告的意見で指摘したように、核兵器は、その爆発によって生じる爆風、熱放射および放

射線の組合せとその威力のために、特異なものである。これほど広範にわたってIHLの規則に抵触するおそれがある戦闘の方法はほとんど存在しない。こうした理由から、国際赤十字・赤新月運動は「いかにして核兵器の使用が国際人道法の規則、特に区別の規則、予防措置実施の規則および均衡性の規則に適合し得るのか、想像しがたい」¹¹⁶と述べたのである。

本稿の導入で述べたように、核兵器の使用それそのものを禁止する条約やIHLの規則は存在しない。しかし、核兵器の使用を、文民や民用物を軍事行動の影響から保護することを目的とする慣習国際人道法の規則と整合的に行うことはおよそいかなる状況においても困難である。この結論は、低威力の核兵器にも高威力の核兵器にも当てはまる。というのは、核兵器は、低威力であれ高威力であれ、攻撃の瞬間に文民に対して深刻な結末をもたらす、また、より長期的にみても放射線や放射性降下物が人体に対して影響を与えるからである。その影響を踏まえると、人口密集地やその周辺での核兵器の使用は無差別攻撃にあたりと結論付けるのが妥当だろう。

人口密集地以外での核兵器の使用も、文民の死傷者が出る可能性は比較的低いかもしれないとはいえ、やはり懸念事項である。その例として通例引き合いに出される状況は、海上の艦艇に対してや、砂漠などの隔離した場所に位置する敵戦闘員への核兵器の使用である¹¹⁷。これらの例については個々に検討するのが適切だと思われる。これまでの考察から明らかなように、関連するIHLの規則の適用にあたっては、放射線被ばくによる戦闘員の健康に対する即時のおよび長期的な影響、攻撃地の自然環境に与えることが予測される影響、放射性粒子が拡散するリスクと可能性を踏まえた上での近接地以外の文民に与える被害を考慮に入れる必要がある。加えて、これらのシナリオにおける核兵器使用の合法性を支持する主張は、往々にして低威力の弾頭が一発だけ使用されることを前提にしており、複数の核兵器が使用された場合の累積的な影響を勘案していない。複数の核兵器が攻撃に取り入れられる場合は、それらの累積的な影響も評価の一部とされなければならないということができよう。

さらに、法的問題ではないが、核兵器国に対して一発または複数の低威力の核兵器が使用された場合に引き起こされる核攻撃のエスカレーションとその影響や、核兵器が70年間使用されなかった歴史が覆されたことがさらなる使用を誘発しかねないことも懸念される。したがって、これらの種類のシナリオにおいて核兵器の合法的な使用を支持する主張は、核兵器の使用によって引き起こされた悲惨な人道上の被害が二度と起きないということをおよそ保証するものではない。

核兵器の人道および環境上の影響に関する数多くの研究や、それらがIHLに与える示唆からわかることを踏まえると、前述した人口密集地やその周辺での核兵器の使用に関して示された結論に加えて、人口密集地以外の場所での核兵器の使用についても違法性が推定されると主張することは妥当であると思われる。理論上、特定の使用例においてそのような推定が覆されることはあり得るが。

しかしながら、核兵器の使用がもたらす結末を十分に検証するのに必要な情報がす

べて盛り込まれた具体的なシナリオが核兵器国から提供または公表されることはそれほど多くない。これは1996年のICJの核兵器に関する勧告的意見でも強調されており、今日でも間違っていないように思われる¹¹⁸。

核兵器が使用されるおそれは、長年にわたって世界的な懸念であり続けている。ここ数年、核兵器の使用がもたらす人道上の被害への関心が高まってきていることにより、その深刻かつ長期的な影響にさらなる注目を集めることとなった。それによってIHLの下での核兵器の地位に関してさらなる問題が提起されており、本稿はそれらの問題を明確化し、それら諸問題に関する情報提供をしようとするものである。人道的観点からみた核兵器の影響についてはより多くの知識が蓄えられつつある一方、核兵器は、既存のIHLの規則に適合する方法で使用する事が困難な兵器であり続けている。

- 1 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, Vol. 1, UN Doc. NPT/CONF.2010/50, 2010, p. 19.
- 2 Peter Maurer, "Nuclear Weapons: Ending a Threat to Humanity", speech to the Geneva Diplomatic Corps, 15 February 2015, available in the "Reports and Documents" section of this issue of the *Review*.
- 3 これらには、ダムダム弾、400グラム未満の爆発性の弾丸、化学兵器、生物兵器、X線検出されない断片を持つ弾薬、盲目化レーザー兵器、対人地雷、クラスター弾等が含まれる。
- 4 ICJ, *The Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, ICJ Reports 1996*, 8 July 1996 (Nuclear Weapons Advisory Opinion).
- 5 *Ibid.*, para. 35.
- 6 *Ibid.*
- 7 *Ibid.*, para. 105(2 E).
- 8 *Ibid.*
- 9 たとえば、次の論文を参照。"Nuclear Weapons: The Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of Nuclear Weapons under International Humanitarian Law", *International Review of the Red Cross*, Vol. 79, No. 823, 1997; Daniel Thurer, "The Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons: The ICJ Advisory Opinion Reconsidered", in *Volkerrecht und die Dynamik der Menschenrechte: Liber Amicorum Wolfram Karl*, Wien, 2012; Shabtai Rosenne, "The Nuclear Weapons Advisory Opinion of 8 July 1996", *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol. 27, 1997.
- 10 United Nations (UN) Department of Disarmament Affairs, *Comprehensive Study on Nuclear Weapons*, Report of the Secretary General, UN Doc. A/45/373, 1991, pp. 71–73.
- 11 *Ibid.*, pp. 76–80; British Medical Association, *The Medical Effects of Nuclear War*, John Wiley and Sons, Chichester, 1983, pp. 45–56 (looking at estimations of casualties of a nuclear attack on the United Kingdom); Frederic Solomon and Robert Q. Martson (eds), *The Medical Implications of Nuclear War*, National Academy Press, Washington D.C. 1986.
- 12 UN Department of Disarmament Affairs, above note 10, p. 82.
- 13 *Ibid.*, pp. 82–84.
- 14 放射線降下物による放射線障害の程度は、さまざまな要因に左右される。これには、爆発した場所（上空であるのか、地面に近いのか）、兵器の威力、当該地域の風向きと天候、放射性降下物の影響地域が、とりわけ爆発から最初の数日間避難できていたか、そして放射能が最も強い時はいつか等が含まれる。
- 15 ICRC and Japanese Red Cross Society, "Long-Term Health Consequences of Nuclear Weapons: 70 Years On, Red Cross Hospitals Still Treat Thousands of Atomic Bomb Survivors", Information Note No. 5, July 2015.
- 16 *Ibid.*
- 17 Gregor Malich, then Head of ICRC NRBC Operational Response Unit, "Challenges in Responding to the Use of Nuclear Weapons", presentation made to the Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Oslo, 4–5 March 2013, available at: www.regjeringen.no/globalassets/upload/ud/vedlegg/hum/hum_malich.pdf (all internet references were accessed in December 2015). See also Robin Coupland and Dominique Loye, "Who Will Assist the Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological or Chemical Weapons – and How?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 866, 2007, pp. 329–344; Robin Coupland and Dominique Loye, "International Assistance for Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological or Chemical Weapons: Time for a Reality Check?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 91, No. 874, 2009, pp. 329–340; Gregor Malich, Robin Coupland and Johnny Nehme, "Chemical, Biological, Radiological or Nuclear Events: The Humanitarian Response Framework of the International Committee of the Red Cross", in this issue of the *Review*.
- 18 G. Malich, above note 17.
- 19 R. Coupland and D. Loye, "Who Will Assist the Victims …?", above note 17, p. 335. 放射能の程度によって、汚染地域から安全な距離をとり、救援活動者の数を制限し、汚染された物と直接的な接触を避ける等の防護措置が実行されなければならない。
- 20 John Borrie and Tim Caughley, *An Illusion of Safety: Challenges of Nuclear Weapon Detonations for the United Nations Humanitarian Coordination and Response*, UN, Geneva, 2014.
- 21 次を参照。Mark A. Harwell and Thomas C. Hutchinson, *Environmental Consequences of Nuclear War*, Vol. 2: *Ecological and Agricultural Effects*, 2nd ed., Wiley, New York, 1989; Owen B. Toon, Alan Robock and Richard Turco, "Environmental Consequences of Nuclear War", *Physics Today*, December 2008; Committee on the Atmospheric Effects of Nuclear Explosions, *The Effects on the Atmosphere of a Major Nuclear Exchange*, National Academy Press, Washington, DC, 1985.
- 22 Ira Helfand, *Nuclear Famine: A Billion People at Risk*, Physicians for the Prevention of Nuclear War and Physicians for Social Responsibility, International Press, Somerville, MA, 2012.
- 23 各会議の議長総括に見られる結論の抜粋。次を参照。Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Oslo, 3–5 March 2013, Chair's Summary, available at: www.regjeringen.no/en/aktuelt/nuclear_summary/id716343/; Second Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Nayarit, 13–14 February 2014, Chair's Summary, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nayarit-2014/chairs-summary.pdf; Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Vienna, 8–9 December 2014, Report and Summary Findings of the Conference, available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/vienna-2014/ChairSummary.pdf>. 次も参照。Alexander Kmentt, "The Development of the International Initiative on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons and Its Effect on the Nuclear Weapons Debate", in this issue of the *Review*.
- 24 次も参照。Eric Schlosser, *Command and Control: Nuclear Weapons, the Damascus Accident and the Illusion of Safety*, Penguin Press, New York, 2013; Patricia Lewis, Heather Williams, Benoit Pelopidas and Sasan Aghlani, *Too Close for Comfort: Cases of Near Nuclear Use and Options for Policy*, Chatham House, London, 2014.
- 25 これに関しては、核兵器の使用は慣習法として適用され得る中立法の下で問題が生じ得る。次を参照。Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, paras 88–90.
- 26 Protocol Additional (I) to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Victims of International Armed Conflicts, 1125 UNTS 3, 8 June 1977 (entered into force 7 December 1978) (AP I).
- 27 これには、ベルギー、カナダ、ドイツ、イタリア、オランダおよびスペインが含まれる。各国の宣言はICRCの国際人道法データベースで入手可能。available at: www.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/vwTreatiesByCountry.xsp.
- 28 たとえば、オランダ、ソロモン諸島、英国および米国の書面陳述を参照。
- 29 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, para. 84; Stefan Oeter, "Means and Methods of Combat", in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts*, 3rd ed. Oxford University Press, Oxford, 2013, pp. 158–160; Yves Sandoz, Christophe Swinarski and Bruno Zimmermann (eds), *Commentary on the Additional Protocols*, ICRC, Geneva, 1987 (ICRC Commentary), para. 1852.
- 30 US Secretary of Defence, Nuclear Employment Strategy of the United States specified in Section 491 of 10 USC, June 2013, pp. 4–5.
- 31 UK Ministry of Defence, *Joint Service Manual of the Law of Armed Conflict*, Joint Service Publication No. 383, 2004, p. 117 n. 82. 敵対行為に関するマニュアルの第5章を参照。
- 32 *Ibid.*, Chapter 5.
- 33 *Ibid.* たとえば、次を参照。Chapter 5.23, p. 68, and Section D on precautions in attack, p. 81.
- 34 *Ibid.*, Chapter 5.29.3, p. 76.
- 35 次を参照。Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law, Vol. 1: Rules*, Cambridge University Press, Cambridge, 2005 (ICRC Customary Law Study).
- 36 特に、文民たる住民の保護に関する規則。自然環境の保護のための規則の慣習法的地位は、いくつかの国に反対されている。以下を参照。
- 37 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, para. 78.
- 38 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 1, p. 3, and Rule 7, p. 25; AP I, above note 26, Art. 48.
- 39 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 3, p. 11; AP I, above note 26, Art. 43.
- 40 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 9, p. 29; AP I, above note 26, Art. 52(1).
- 41 次を参照。ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 16, p. 55; AP I, above note 26, Art. 57(2)(a)(i).
- 42 Scott Shane, "1950's U.S. Nuclear Target List Offers Chilling Insight", *The New York Times*, 22 December 2015. 冷戦時の米国の機密解除された標的リストの全体は次で入手可能。 <https://nsarchive.gwu.edu/nukevault/ebb538-Cold-War-Nuclear-Target-List-Declassified-First-Ever/>.
- 43 Jonah Friedlan, "Countervalue v. Counterforce", *Center for Strategic and International Studies blog*, 2 June 2011, on file with authors; Thérèse Delpech, *Nuclear Deterrence in the 21st Century: Lessons from the Cold War for a New Era of Strategic Piracy*, Rand Corporation, Santa Monica, CA, 2012, pp. 35–37; Farah Zhara, "Pakistan's Road to a Minimum Nuclear Deterrent", *Arms Control Today*, 1 July 1999, available at: www.armscontrol.org/print/516.

- 44 S. Oeter, above note 29, p. 146:「抽象的に言うことができるのは、『大量報復』という戦略は、——少なくとも先制攻撃あるいはエスカレーションの威嚇という形態においては——一般的な区別原則と無差別戦闘行為の禁止原則におそらく適わないということのみである。人口密集地に対する報復作戦は、軍事復讐を構成する先制攻撃を構成する場合のみ許容される。」
- 45 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 12, pp. 40–41; AP I, above note 26, Art. 51(4).
- 46 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 12, pp. 40–41; AP I, above note 26, Art. 51(4).
- 47 ICRC Commentary, above note 29, para. 1952, p. 620.
- 48 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 71, p. 247. 次も参照。Stuart Casey-Maslen, “The Use of Nuclear Weapons under Rules Governing the Conduct of Hostilities”, in Gro Nystuen, Stuart Casey-Maslen and Annie Golden Bersagel (eds), *Nuclear Weapons under International Law*, Cambridge University Press, Cambridge, 2014, pp. 97–103.
- 49 Letter dated 20 June 1995 from the Acting Legal Adviser to the Department of State, together with the Written Statement of the Government of the United States of America, p. 23, available at: www.icj-cij.org/docket/files/95/8700.pdf; letter dated 16 June 1995 from the Legal Adviser to the Foreign and Commonwealth Office of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, together with Written Comments of the United Kingdom, p. 52, available at: www.icj-cij.org/docket/files/95/8802.pdf. 米国はその書面陳述では、「核兵器は軍事目標を標的とすることが可能であるため、本質的に無差別でなく標的を区別して使用できる」と主張した。Letter dated 20 June 1995, *ibid.*, p. 23. 英国も同様に、「現代の核兵器は非常に正確に目標を設定することが可能であり、したがって特定の軍事目標を標的にし得る」と強く主張した。Letter dated 16 June 1995, *ibid.*, p. 52.
- 50 たとえば、次を参照。Robert Chatham, “Tactical Nuclear Weapons”, *The Reporter*, Vol. 37, No. 2, 2010, p. 44 (「核兵器は、とりわけ戦場戦術核兵器は、軍事目標を特定の標的にすることができる」と言及) ; S. Casey-Maslen, above note 48, p. 111. (現代の発射メカニズムの正確さに照らせば、この主張は「比較的争いがない」と表現している。)
- 51 US Department of the Air Force, *International Law: The Conduct of Armed Conflict and Air Operations*, US Air Force Pamphlet No. 110-31, 1976, ss. 6-3(c). (ただし、このパンフレットは、米国政府の公式の方針を必ずしも反映しているとは限らないと明記している。)
- 52 South Africa National Defence Force, *Revised Civic Education Manual*, 2004, Chapter 4, ss. 56(f).
- 53 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, para. 35:「また、[裁判所は]核兵器は、核融合または核分裂によってエネルギーがもたらされる爆発物であることに留意する。まさしくその性質からして、今日存在する核兵器におけるその爆発のプロセスでは、強烈な熱とエネルギーの放出に加え、強大で持続的な放射線の放出も行われる。裁判所に提出された資料によれば、熱とエネルギーという被害の要因は他の兵器による被害と比べはるかに強力であり、他方、放射線という現象については、核兵器に特有であると言われる。これらの特徴は核兵器をして潜在的に破滅的なものとしている。核兵器の破滅的な威力は時間的にも空間的にも限定されるものではない。核兵器は、すべての文明と地球上の全生態系を破壊する潜在力を有する。」
- 54 The ICRC Customary Law Study, above note 35. この文献では、化学兵器、生物兵器、核兵器、対人地雷、地雷、毒、風船から放出される爆発物、V-1 および V-2 ロケット、クラスター爆弾、ブービートラップ、スカッドミサイルとカチューシャロケット、焼夷弾、そして環境変化技術を潜在的に無差別なものと理解する諸国を引用している。
- 55 これは、区別の規則に示される尊重および保護と、「文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける」と定める第一追加議定書第 51 条 1 に示される一般原則を含む。
- 56 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, para. 35.
- 57 Matthew McKinzie, Erwin Polrchieh, Délia Arnold, Christian Maurer and Gerhard Wotawa, “Calculating the Effects of a Nuclear Explosion at a European Military Base”, presentation made to the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, 8 December 2014, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/Presentations/HINW14_S1_Presentation_NRDC_ZAMG.pdf. 次も参照。Hans M. Kristensen and Matthew McKinzie in this issue of the *Review*.
- 58 National Research Council Committee on the Effects of Nuclear Earth-Penetrator and Other Weapons, *Effects of Nuclear Earth-Penetrator and Other Weapons*, National Academies Press, Washington, DC, 2005, pp. 75–80. See also Victor W. Sidel, H. Jack Geiger, Herbert L. Abrams, Robert W. Nelson and John Loretz, *The Threat of Low-Yield Earth-Penetrating Nuclear Weapons to Civilian Populations: Nuclear “Bunker Busters” and Their Medical Consequences*, International Physicians for the Prevention of Nuclear War, 2003; Robert W. Nelson, “Low-Yield Earth Penetrating Nuclear Weapons”, *Science and Global Security*, Vol. 10, 2002. (人口密集地またはその近くで爆発した場合、致死量の放射線を数万人に広げる非常に低出力 (> 1 kt) の地中貫通爆弾を例として引用している。)
- 59 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 14, p. 46; AP I, above note 26, Art. 51(5)(b).
- 60 ICRC Commentary, above note 29, para. 2209.
- 61 たとえば、次を参照。Cordula Droegge, “Get Off My Cloud: Cyber Warfare, International Humanitarian Law and the Protection of Civilians”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 94, No. 886, 2012, pp. 572–573. (反響効果が考慮されなければならないこと、また、「たとえ長期的な、または第二段階、第三段階の被害であるとしても、その予測可能な被害は考慮されなければならない」と主張することが妥当であることは、「大部分争いがない」と説明している。); Michael Schmitt and Eric Widmar, “On Target: Precision and Balance in the Contemporary Law of Targeting”, *Journal of National Security Law and Policy*, Vol. 7, No. 379, 2014, p. 405.
- 62 たとえば、次を参照。C. Droegge, above note 61, p. 572; Marco Sassòli and Lindsey Cameron, “The Protection of Civilian Objects: Current State of the Law and Issues *de Lege Ferenda*”, in Natalino Rozitti and Gabriella Venturini (eds), *The Law of Air Warfare: Contemporary Issues*, Eleven International Publishing, The Hague, 2006, p. 65; Robin Geiss, “The Conduct of Hostilities in Asymmetric Conflicts”, *Journal of International Law of Peace and Armed Conflict*, Vol. 23, No. 3, 2010, p. 122.
- 63 Elin Enger and Thomas Vik, Norwegian Defence Research Establishment, “Scenario of a Nuclear Detonation”, presentation to the Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Oslo, 4 March 2013, available at: www.regjeringen.no/globalassets/upload/ud/vedlegg/hum/hum_enge.pdf.
- 64 比較すると、広島に投下された原子爆弾は 16 キロトンの出力があり、爆発によって破壊される半径は 1.6 キロメートルに及び、その後の火災と火災旋風によって 11 平方キロメートルが追加的に破壊されたと概算される。2 万人の兵士を含め、7 万人から 8 万人がこの間に死亡した。次を参照。Committee for the Compilation of Materials on Damage Caused by the Atomic Bombs in Hiroshima and Nagasaki, *Hiroshima and Nagasaki – the Physical, Medical and Social Effects of the Atomic Bombings*, Basic Books, New York, 1981, pp. 55–56.
- 65 *Ibid.* 広島では 12 平方キロメートルに及んで市内の建物やインフラが破壊されたと概算されている。
- 66 *Ibid.*, pp. 55–56.
- 67 上記の核兵器の非人道的結末に関する議論を参照。
- 68 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 13, p. 43; AP I, above note 26, Art. 51(5)(a).
- 69 ICRC Commentary, above note 29, para. 1975.
- 70 他方で、次を参照。Louise Doswald-Beck, “International Humanitarian Law and the Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 79, No. 823, 1997; S. Casey-Maslen, above note 48, pp. 107–108.
- 71 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 15, p. 51; AP I, above note 26, Art. 57(1).
- 72 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 16, p. 55; AP I, above note 26, Art. 57(2)(i).
- 73 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 16, pp. 56–60; AP I, above note 26, Art. 57(2)(ii).
- 74 Jean Francois Quéguiner, “Precautions under the Law Governing the Conduct of Hostilities”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 88, No. 864, 2006, pp. 809–810.
- 75 *Ibid.*
- 76 Protocol on Prohibitions or Restrictions on the Use of Mines, Booby-Traps and Other Devices, as amended on 3 May 1996, Art. 3(10); Protocol on Explosive Remnants of War, 28 November 2003, Art. 5(1).
- 77 たとえば、次を参照。UK Ministry of Defence, above note 31, p. 83. ここでは、この規則の下で攻撃の方法と手を選択するにあたって考慮されるべき要素を議論している。
- 78 次を参照。J. F. Quéguiner, above note 74, pp. 802–803. この規則からは、ある国の兵器庫に精密誘導兵器があり、それを用いることが実際に可能な場合は、他の弾薬ではなくその精密誘導兵器を使用することが求められると主張する。次も参照。Michael N. Schmitt and Eric Widmar, “The Law of Targeting”, in Paul Alphons Duheine, Michael N. Schmitt and Frans P. B. Osinga (eds), *Targeting: The Challenges of Modern Warfare*, Asser Press, The Hague, 2016, p. 138.
- 79 次を参照。Dakota Rudesill, “Regulating Tactical Nuclear Weapons”, *Georgetown Law Journal*, Vol. 102, No. 99, 2013, p. 159. 従来「戦術」核兵器の使用が想定されていた軍事作戦の大部分に、今や通常兵器が効

- 果的に用いられ得るため、「[戦術核兵器]の戦場での役割は終わった」と結論付けている。次も参照。Charles Moxley, John Burroughs and Jonathan Granoff, "Nuclear Weapons and Compliance with International Humanitarian Law and the Nuclear Non-Proliferation Treaty", *Fordham International Law Journal*, Vol. 34, No. 595, 2011, p. 660.
- 80 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 70, pp. 237–244; AP I, above note 26, Art. 35(2)。この規則の経緯に関する概要は、次を参照。ICRC Commentary, above note 29, pp. 401–403.
- 81 ICRC Commentary, above note 29。この規則は、特に1997年の対人地雷禁止条約の前文で言及されている。
- 82 ICRC Customary Law Study, above note 35, p. 240.
- 83 たとえば、次を参照。M. G. Cowling, "The Relationship between Military Necessity and the Principle of Superfluous Injury and Unnecessary Suffering in the Law of Armed Conflict", *South African Yearbook of International Law*, Vol. 25, No. 131, 2000, p. 142; C. Moxley, J. Burroughs and J. Granoff, above note 79, pp. 618–619。さらに次を参照。ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 70, pp. 240–241。これは、ICJの核兵器に関する勧告的意見のバラ78を引用し、「合法的な軍事目標を攻撃するために不可避である以上に大きな被害」と定義している。
- 84 ICRC Commentary, above note 29, pp. 409–410。次も参照。Simon O'Connor, "Nuclear Weapons and the Unnecessary Suffering Rule", in G. Nystuen, S. Casey-Maslen and A. Golden Bersagel, above note 48, pp. 129–147.
- 85 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 70, p. 240.
- 86 *Ibid.*, p. 241.
- 87 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, para. 78.
- 88 次を参照。S. O'Connor, above note 84, p. 129.
- 89 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 70 n. 55, p. 244.
- 90 Helen Durham, ICRC Director of International Law and Policy, "The Use of Nuclear Weapons and International Humanitarian Law", statement to the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/Presentations/HINW14_S4_Presentation_Helen_Durham.pdf.
- 91 次も参照。Letter dated 20 June 1995, above note 49, pp. 28–29。C. Moxley, J. Burroughs and J. Granoff, above note 79, p. 651.
- 92 1907 Hague Convention IV Respecting the Laws and Customs of War on Land, 18 October 1907 (entered into force 26 January 1910), Art. 23(e).
- 93 Adam Roberts and Richard Guelff, *Documents on the Laws of War*, 3rd ed., Oxford University Press, Oxford, 2000, p. 77 n. 3.
- 94 S. O'Connor, above note 84, p. 132.
- 95 Rome Statute of the International Criminal Court, UN Doc. A/CONF.183/9, 17 July 1998 (entered into force 1 July 2002), Art. 8(2)(b)(xx); ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 70, p. 237.
- 96 ICRC Commentary, above note 29, para. 2126, p. 662.
- 97 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rules 43, 44, pp. 143–151.
- 98 *Ibid.*, Rule 43, pp. 144–145.
- 99 *Ibid.*, Rule 44, p. 149.
- 100 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 45, p. 151; AP I, above note 26, Art. 35(3)。また、この規則は、第一追加議定書第55条1で再確認されている。
- 101 特に次を参照。Articles 35(3) and 55 of AP I, above note 26; ICRC Customary Law Study, above note 35, pp. 154–155。このテーマに関するさらなる見解は、次を参照。Erik Koppe, "Use of Nuclear Weapons and Protection of the Environment during International Armed Conflict" in G. Nystuen, S. Casey-Maslen and A. Golden Bersagel, above note 48, p. 259 n. 45。詳細な批評は、次を参照。Jeremy Marsh, "Lex Lata or Lex Ferenda? Rule 45 of the ICRC Study on Customary International Humanitarian Law", *Military Law Review*, Vol. 198, No. 116, 2008; Jean-Marie Henckaerts, "Customary International Law: A Response to the US Comments", *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 866, 2007, p. 482.
- 102 次も参照。S. Oeter, above note 29, p. 126; German Federal Ministry of Defence, *Humanitarian Law in Armed Conflicts: Manual*, Joint Service Regulation (ZDv) 15/2, DSK AV230100262, May 2013, p. 61.
- 103 ICRC Commentary, above note 29, p. 417。環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約でこれらの用語が使用され、その文脈に適用される限りにおいては、[「広範」]は数百平方キロメートルの範囲を包含し、「深刻」という用語は「人間の生活、自然および経済的資源やその他の資産に対する深刻または重大な被害や破壊を含む」と解されている。UN Environmental Protection Programme, *Protection of the Environment during Armed Conflict: An Inventory and Analysis of International Law*, 2009, p. 5。しかしながら、これらの用語は、環境改変兵器禁止条約においては、第一追加議定書の場合のように累積的な基準ではない。
- 104 注21に示した典拠を参照。
- 105 I. Helfand, above note 22; British Medical Association, above note 11, pp. 92–100.
- 106 *Ibid.*
- 107 次を参照。S. Oeter, above note 29, p. 205。さらに一般的な事項については、次を参照。Fritz Kalshoven, *Belligerent Reprisals*, 2nd ed., Brill Academic Publishers, Leiden, 2005.
- 108 S. Oeter, above note 29, p. 204.
- 109 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 145, p. 513.
- 110 *Ibid.*, pp. 520–523.
- 111 ICRC Customary Law Study, above note 35, Rule 145, pp. 515–518; S. Casey-Maslen, above note 48, pp. 178–179; C. Moxley, J. Burroughs and J. Granoff, above note 79, p. 661.
- 112 Christopher Greenwood, "The Twilight of the Law of Belligerent Reprisals", *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 20, 1989, pp. 40–43; Stuart Casey-Maslen, "The Use of Nuclear Weapons as Reprisals", in G. Nystuen, S. Casey-Maslen and A. Golden Bersagel, above note 48, p. 184.
- 113 *Ibid.*, p. 186.
- 114 次においても指摘されている。F. Kalshoven, above note 107, p. 340。次も参照。Francoise Hampson, "Belligerent Reprisals and the 1977 Protocols to the Geneva Conventions of 1949", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 37, 1988, p. 823.
- 115 次を参照。US Office of the General Counsel, *Department of Defense Law of War Manual*, June 2015, Chapter 18.18.4, p. 1099。復仇を用いる際に考慮する多くの実践的な結果を示している。; C. Moxley, J. Burroughs and J. Granoff, above note 79, p. 664; ICRC Customary Law Study, above note 35, p. 522.
- 116 次を参照。Resolution 1 adopted by the Council of Delegates of the Red Cross and Red Crescent Movement, December 2011.
- 117 Statement of the Government of the United Kingdom to the ICJ, *The Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, June 1995, para. 370; Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, Dissenting Opinion of Judge Schwebel, pp. 320–321.
- 118 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 4, para. 93.

化学・生物・放射線・ 原子核を用いた事象： 赤十字国際委員会の 人道対応の枠組み

グレゴール・マリヒ、ロビン・クープランド、
スティーブ・ドネリー、ジョニー・ネーメ

グレゴール・マリヒ博士

赤十字国際委員会 (ICRC) 元CBRN救援対応部長。在職中、ICRCのCBRN事象への対応を統率しながら、ICRCのCBRN事象対応の枠組みの整備および実施を担当。汚染地区のアセスメント手法で博士号を取得したエンジニアでもあり、民間部門と国際機関の両方で技術開発プログラムを統率した幅広い経験を有する。2011年3月の東日本大震災の直後に、日本に派遣される。現在、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) に勤務。

ロビン・クープランド博士

ICRC元フィールド外科医。兵器や暴力が人々の健康に与える影響に関する政策課題に関する医療顧問として長年ICRCに勤務。CBRN事象に関するICRCの組織的対応能力開発の中心的存在だった。

スティーブ・ドネリー

現在、武器汚染ユニットを拠点とするCBRN技術顧問としてICRCに勤務。過去のCBRN関連の役職には、政府

CBRN部門の上層部に従事したことも含まれる。彼はこれまで国内および国際的なレベルでCBRN事象対応のしるじや規則の策定に尽力してきた。東日本大震災の際に、マリヒに次いで日本に派遣される。

ジョニー・ネーム博士

現在、ICRC本部武器汚染ユニット内のCBRN部門を統括、ICRCのCBRNに対する救援対応の整備を進めている。生体医科学で博士号を取得しており、フランス原子力委員会に数年勤務し、電離放射線が血液幹細胞に与える影響を研究。この学術経験の後、ネーム博士はこの分野におけるICRC職員として各地で5年間勤務した。

概要

化学・生物・放射線・原子核（CBRN）を用いた事象に対する有効な国際的な人道対応の展開は、特にその対応が場当たり的に行われる場合はきわめて困難であり、対応する側に多くのリスクをもたらす。赤十字国際委員会（ICRC）は、少なくとも小規模なCBRN事象に対して、救援活動を実施するための展開型の能力を含む技能主体のチームを創設した。これには、十分な情報に基づくCBRNリスクの事前評価、対応方法の迅速かつ確かな決定、および、その決定を緊急対応要員名簿の作成を通じて実行するための適切な資源の効果的運用が含まれる。技術的専門知識や物的資源の入手に加え、そのような対応チームを創設するには、CBRN対応の組織的管理（リスクに基づく意思決定を含む）、確立した活動手順、そして必要な資源の利用可能性とそれらへのアクセスを確保するために、一元的なプロセスの適用が必要となる。本稿で説明するICRCのCBRN対応の枠組みは、CBRN事象発生時、特にその事態が武力紛争に関係している場合において、国際人道支援に備えるあらゆる機関やその他のステークホルダーにも参照されるべきであろう。

キーワード：化学・生物・放射線・原子核（CBRN）、人道対応、枠組み、武器汚染

.....

はじめに

化学・生物・放射線・原子核（CBRN）物質が意図的にまたは誤って放出される事象、あるいはCBRN物質の放出を通じて危害を及ぼすよう特別に設計された兵器が使用される事態は、放出物質にさらされることによって直接的に、または交差汚染（cross-

contamination）のように物質の放出後や分散後に間接的に、あるいはその両方によって、多くの人々の生命、健康および福祉に影響を及ぼすおそれがある。武力紛争の場合は、影響を受けた人々に支援を届けようとする機関にとって、特に物質の放出や分散の状況および影響が不確実性を伴う可能性が高いため、相互に関係する種々の複雑な課題が浮かび上がる。CBRN兵器使用の疑惑あるいは使用の黙示的または明示的威嚇によって、それ自体、安全保障、法、政治およびメディアにおいて影響を及ぼすため、対応の複雑性がさらに深刻になることが考えられる。

以上の認識の下、赤十字国際委員会（ICRC）は、2007年に、CBRN兵器の使用に関する世界的なリスク評価、すなわちこの領域における自らの過去の経験の研究および他の機関や調整メカニズムの対応能力の評価を行った¹。この取り組みの結論は次のようなものだった。

生存している被害者や潜在的な被害者に直接恩恵をもたらし、救援スタッフの安全を十分に確保し、かつ、有効であるような国際救援対応は、現時点ではあり得ない。私たちが知るところによれば、いかなる政府も、国際組織も（ICRCや国際赤十字・赤新月運動の他の部門を含む）、NGOも、あるいは他の協力組織も、そのような国際的な対応を展開する現実的な計画も能力も持ち合わせていない。²

これは後に「現実に対応可能か（reality check）」と題された論文として刊行され、そこではCBRN事象の被害者を支援する国際的なレベルの計画がないことが議論され、そのような対応に含まれるであろう事項に関する勧告がなされた。そこで述べられたことに対して、これまでのところ異議は唱えられていない³。リスク評価、この領域におけるICRC自身の過去の経験、CBRN事象における国際的な人道支援の能力が現時点で存在しないこと、そして「現実に対応可能か」論文は、いずれも、何らかの機関がそのような対応を場当たり的に試みようとしても無益であることを示している。このことから、事前に考え抜かれ、合理的で統率が取れ、CBRN事象の現実根ざしかつ適応可能であるアプローチが求められた。

これを受けて、2010年にICRCは、少なくとも小規模のCBRN事象には適切に対処する恒久的な能力の導入、整備および確立に向けたプロジェクトのため、この問題に精通する二人の専門家を任命した。プロジェクトは、ICRCが対応する上で必要な組織的枠組みの設置も行い、この枠組みにおいていかなる事態であれその複雑さに応じて対応の準備を整え、特に展開可能な人的資源や物資の動員、意思決定に関する調整を行う。

この新たに得られたばかりの専門的知見は、プロジェクトの発端から幾度となく活用を求められた。2011年の福島での原子力発電所事故や、2011年から現在まで北アフリカや中東における騒乱で神経ガスや塩素ガスが使用されたとされる事態等のCBRN事象との関連で、リスク評価や顧問団の派遣あるいは救援活動支援のための

派遣が行われてきた。

このように、初期のCBRN対応能力と、現在この対応能力を有する制度的枠組みは、実際の事態への対応という状況において徐々に発展してきた。その過程で重視されてきたのは、ICRC職員や市民にCBRNの危険要因がもたらすリスクのうち、最も現実性の高いものである。この場合、そのリスクがCBRN兵器の配備によるものか、別のCBRN事象によるものかは問題ではない。有毒化学物質や放射性物質は、工業化学物質や放射性産業廃棄物の誤った管理、産業事故、武力紛争中の原子力施設や化学プラントの予期せぬ損傷、関連物質を放出する原子力施設や化学プラントへの攻撃（意図的かどうかは問わない）、または、放射性物質や工業薬品を兵器として使用した攻撃の結果としても放出される可能性があるため、武力紛争では、工業用の有毒化学物質や放射性物質によるリスクも生じ得るということをICRCは特に認識している。結果として、ICRCの対応能力が特に対応しようとしている主たるリスクは、工業用有毒化学物質、放射性物質および神経ガスに関連する。

今日までのICRCの経験から学んだ教訓の最たるものは、CBRN対応の枠組みをあらかじめ定め、組織内の幹部の合意を得ておかななくてはならないということである。また、きわめて重要なことは、資源の外部ネットワークを構築することであり、その中でもICRCにとって最重要なのは、数多くの各国赤十字・赤新月社およびスイス政府の専門機関である。本稿は、2013年にICRC事務局で合意されたCBRN対応の枠組みを説明する。この枠組みは、CBRN事象に対応するための組織の指導原則と、ICRC内の持続可能なCBRN部門を中心に形成された内外のネットワークからなるCBRN対応専門能力の双方の上に構築されたものである。

ここで強調しておかなければならないのは、ICRCは、あらゆるCBRN事象、とりわけCBRN兵器の大規模使用を伴う事態の被害者に効果的な支援を届けるほどの待機能力は持ち合わせていない、ということである。本稿で説明する枠組みは、ICRCがCBRN事象に直面したときにその救援活動を継続し、組織がその安全に配慮する義務を負う者——たとえば、ICRC職員、国際赤十字・赤新月運動の職員およびICRC以外の関係スタッフ——を不当なリスクにさらすことなく適切に対応できるようにすることを目指している。しかしながら、どのようなリスクをどの程度受け入れられるかは、事態の状況によっても、また、ICRCの対応の目的によっても異なる。そのため、何が「不当なリスク」であるかは、ICRCのCBRN対応の枠組みの規定に沿って、個別の状況において初めて定めることができる。

定義

ICRCのCBRN対応専門能力を議論する前に、いくつか基本的な用語を定義し、組織の指導原則を紹介しておかなければならない。ICRCのCBRN対応能力の目的に関して、以下の用語の定義を用いる。

「CBRN物質の放出と拡散」は、以下のケースがあり得る。

- ・意図的でないもの - たとえば、自然発生的な病気の流行、自然災害、輸送段階または産業施設における事故、武力紛争における付随的損害、過去の物質使用による残存物・汚染物質等。
- ・意図的なもの - たとえば、殺傷、一時的な無能力化、あるいは恐怖を与えることを目的とした、専用装置や即席の装置を用いた、個人または集団による、標的を定めた、または無差別な軍事活動や攻撃等。

「CBRN事象」とは、さまざまな特性や由来をもつ危険物であるCBRN物質の放出や拡散につながる可能性のある行為または事件である。ICRCにとって問題となる事態は状況によって異なり、以下のいずれかが該当し得る。

- ・CBRN兵器の確証された使用、使用の疑惑、あるいは使用の（明示的・非明示的な）威嚇
- ・武力紛争その他の暴力を伴う事態における、CBRN物質への確証された暴露、暴露の疑惑、あるいは暴露の（明示的・非明示的な）威嚇⁴
- ・ICRCが安全配慮義務を負う者がCBRN物質にさらされるリスクがあるその他の状況

「CBRN対応」とは、CBRN事象によるリスクの管理を指し、予防、準備および事後対応からなる。また、武力紛争の一つまたは複数の当事者の国際法上の義務に関して、当局に見解を表明したり一般に広く知らせたりすることも含む。

組織の指導原則

CBRN対応能力は、十分な予算の割り当てや技術的な専門知識と物的資源の獲得以上のものを必要とする。全体を網羅し、指導原則に基づく組織的枠組みが必要である。これは、CBRN事象を懸念する理由の考慮、組織の任務と安全配慮義務の範囲内でCBRN事象に対応する主たる目標の記述、目標達成に必要な能力の定義、そして困難な意思決定を行う際に検討すべき基本的事項をまとめることが必要だということの意味する。ICRCのCBRN対応の枠組みが則る指導原則は、目標、基本的前提、意思決定、そして対応そのものに関係する。

任務と注意義務に基づく目標

武力紛争やその他の暴力を伴う状況におけるCBRN事象へ対応することは、ICRCの任務の範中である。また、ICRCが雇用する人々、そして職員の家族や赤十字・赤新月運動の職員、その他の救援活動のパートナーのような人々の安全に配慮する義務

から要請される組織の責務もある。職員の健康および事故あるいは攻撃からの安全に関し、ICRCは、組織の安全配慮義務がインフォームドコンセント、リスク軽減、そして社会保障からなると考え、事態の状況と当該事態で問題となるCBRN物質固有の健康に対する影響の理解を考慮に入れるようにしている。

CBRN事象は予測不能で、各々の物質ごと、あるいは複数の物質の組み合わせごとに異なる固有の状況があるため、CBRN対応の枠組みの根幹には、ICRCが自らの任務を遂行するという要請を職員等に対する安全配慮義務といかにして両立させるかということがある。したがって、CBRN事象へのいかなる対応においても主たる目標は3つであり、優先順位の高い方から、(1) ICRCが安全配慮義務を負う者の健康および事故あるいは攻撃からの安全に対するリスクの最小化、(2) 組織の一体性と活動の継続性の確保および(3) 可能な限りでの被害者への支援の提供である。この優先順位は、ICRC職員や赤十字・赤新月運動の職員、その他の組織関係者(ICRCが安全配慮義務を負う者)の健康および事故あるいは攻撃からの安全が確保されていなければ、組織の規範と活動の継続性を確保することはできないというICRCの本質的なロジックからきており、これらは被害者への支援の提供には欠かせない前提条件である。これらの目標を達成するため、ICRCは、各国赤十字・赤新月社のCBRN対応能力の整備を通して赤十字・赤新月運動の支援も行っている。

基本的前提

CBRN事象から生じる主な懸念は、そのような兵器や物質にさらされたときに生じるおそれのある健康への影響である。この影響は、軽症から重症、あるいは死に至るまで、問題の物質が持つ特性に応じて多種多様であり、また、それがリスクの理解不足から生じる心理的作用と組み合わせることもある⁵。心理的作用の問題は、多くのCBRN物質の検出や認識が困難であるという事実によってさらに深刻化する。物質にさらされた時点では、それがいつどのように起きたのか、放出された物質はどこに拡散していったのか、拡散した物質はどれくらいの時間、影響力を保持しているのか、といったことが明確ではない。したがって、CBRN事象は、放出の時点で直接さらされた人々だけでなく、駆け付けた対応者をはじめ、予期せず汚染環境に身をさらしてしまった他の人々にもリスクを及ぼす⁶。

このことを考えると、上記の目標を達成するためにICRCにとって必要なことは、CBRNリスクの十分な情報に基づく事前評価を実施したり、対応方法を迅速かつ的確に決定したり、その意思決定を実行する資源を効果的に動員したりする能力を保持することである。そのような能力を有する組織を立ち上げるには、CBRN対応の組織的管理(リスクに基づく意思決定を含む)や救援活動に係る確立された手順、必要な資源の確保とそれらへのアクセスにおいて、一元的なプロセスを適用しなければならない。これは、CBRN事象が予測不能であるためであり、また、CBRN事象発生

時の責任分担や指揮系統、その他の対応管理をその都度決定する必要がないよう、プロセスが既に機能している場合に限り、組織は迅速かつ効果的に対応する準備ができた状態になるからである。同様に、CBRN事象が発生したときになって、どのような活動が最適か、どのような資源が必要か、その資源をどこで手に入れるか、あるいは対応の現場にどのようにして届けるかを議論するようなことがあってはならない。

意思決定

CBRN事象への対応に関するあらゆる意思決定は、利用可能で最適な情報の分析に基づく。ただちに生命の確保のための行動が必要とされる状況で、現場で意思決定を行わなければならない場合を除き、この分析はICRCの武器汚染ユニットのCBRN部門、現場を拠点とする武器汚染担当顧問および外部ネットワークの専門知識から提供される。ICRCの意思決定プロセスでは、意思決定者、意思決定の時期および考慮対象の情報が事前に定められている。ICRCがこのプロセスに適用する主たる考慮点は3つある。第一に、CBRN事象へのいかなる対応においても、政府や当局(民、軍ともに)、市民社会、国際組織その他赤十字・赤新月運動の構成団体の政策、能力および認識を考慮に入れなければならない。第二に、ICRCは、CBRN事象の性質上、職員の健康、安全、およびセキュリティのリスクを最小限に抑えるためには、人道支援活動を縮小あるいは放棄しなければならない場合もある。第三に、CBRN事象の性質によっては、ICRCが、記録、処理および共有あるいは普及に関して慎重な管理を要する非常に機密性の高い情報を、関連する組織の方針に沿って、探索、入手、あるいは保有する場合があります。これはCBRN兵器の使用の疑惑に対して行動を起こすこと、または起こさないことが、疑惑の是認または否認と解釈され得ることを意味する。

救援対応

CBRN事象に対する救援活動を行うことのリスクを、その活動により期待される利益と比較させる必要がある。期待される利益の評価方法としては、CBRN事象時の医療支援に関連するものがある。『Emergency Medicine Journal(救急医療ジャーナル)』の論文において、マリヒ、クープランド、ドネリーおよびベーカーはまず、CBRN物質により命にかかわる急性症状を呈している負傷者には広く受け入れられている生命維持の基本原則⁷を適用できると主張し、次に、汚染環境または汚染されている可能性のある環境で中毒症状を呈している負傷者には、医療従事者以外であっても訓練を受けた人が救急処置を施せば命を救える可能性が高いと主張しており、これは、事後に病院での治療が受けられた場合もそうでない場合も同様である⁸。

CBRN救援対応のもう一つの原則は、問題の事態が発生した状況に応じて活動を

準備し、計画しなければならないということである。つまり、利用可能な人的資源や物的資源が確立した救援活動の実践の要件に適合しているか、計画された活動の実施場所、時間、期間が適切か、そして既存の不測の事態に対する準備が適切かを検討することで、対応に従事する者の保護を最適化しなければならないことを意味している。職員の健康、安全およびセキュリティに関して、CBRN 事象への対応はできる限り一貫して、公正でなければならない。

ICRC の CBRN 対応専門能力は、明確に規定された範囲で準備された救援活動（下記参照）を実施する展開型の（いまだ整備中ではあるが）能力を保有している。これらの活動が実効的であるためには、スキル、機材および手順の点で特定の資源が必要であり、逆に言えば、この資源によって CBRN 救援対応に必要な最小限の能力が決定される。この必要最小限を欠いた能力で対応しても効果がないばかりか、より深刻なことに、対応に従事する者にとっての危険が生じやすくなる。

専門対応能力

指導原則を尊重し、実践するため、ICRC は CBRN 事象専門の対応能力を活用している。この能力は、現場に拠点を置く CBRN 兵器と通常兵器の専門家ネットワークと、ICRC 内の武器汚染ユニットを中心に構築された外部対応ネットワークで構成され、CBRN 部門を形成している。技術力の提供と管理機能を担う CBRN 部門は、ICRC の CBRN 対応のあらゆる側面の全体的な調整を担当している。同部門は、CBRN 事象への対応の組織的管理、救援活動の決定と妥当性の維持、さらには人的資源や物的資源が適切かつ利用できる状態の確保を担っている。

リスクに基づく意思決定をはじめとするマネジメントに対する体系的アプローチ

CBRN 事象への対応は、ICRC の任務と注意の基準に沿った上記の目標に合わせた上で、現場レベルの救援対応を含むか否かを問わず、職員の健康、救援活動の制約、事態の被害者、あるいは潜在的被害者のニーズに関するもののような、競合する可能性のあるさまざまな要請を調整するために必要なリスクに基づく意思決定を含む体系的なマネジメントのプロセスを通じて、初めて達成できる。このためには、対応の種類と範囲に関する決定が、事態に応じたリスクアセスメントに基づいている必要がある。CBRN 事象は非常に複雑で、不確実性をはらんでおり、かつ感情に左右される可能性も高いことから、この文脈においてはこれが唯一の合理的なアプローチと言える。

ICRC の対応能力のマネジメントと意思決定要素は、あらゆる CBRN 事象への対応の 4 つの段階すべてに適用される。4 つの段階とは、(1) 問題の事態の認識と通知、

(2) 関連情報の分析と対応に関する勧告の発出、(3) 必要な資源の承認（または却下）と用意および (4) 優先順づけられた目標に沿った対応の実施と調整である。CBRN 対応の枠組みの整備以降、CBRN 事象に対する ICRC の対応に関するマネジメントは常に 4 段階のすべてを網羅してきた。これらの対応は、ICRC の救援活動に影響を与える、あるいは与え得る進行中の事態に関与する一方、赤十字・赤新月運動の内外の代表や活動のパートナーへの助言による支援や能力構築も含んでいる。

これら 4 つの段階すべてについて、既存のマネジメントや救援活動の慣例を、必要不可欠な分析能力や運用能力の提供などを通じて適切な CBRN 対応に移すためには、各分野の専門知識が組織内に必要である。たとえば、不測の事態への対応計画に関して ICRC にとって懸念される状況として、特定の CBRN 物質の入手、放出、分散、あるいは暴露の影響のような点に関する CBRN リスク、あるいはこれから発生するまたは現在発生している武力紛争での特定の CBRN 兵器の使用や使用の威嚇といった地域的な CBRN リスクなどが考えられる。そのような状況では、不測の事態への対応計画にこれらのリスク評価とリスク低減に関する決定を組み入れなければならない。ICRC 現地事務所と協力の上、組織内の CBRN 専門家によって促進され、周知されるべきである。

確立された救援活動の手順

ICRC の CBRN 対応の枠組みは、最小限として、次のように明確に定義された機能を果たす展開型能力を想定している。第一に、職員の CBRN 物質にさらされることの影響からの自己防衛、第二に、人道支援に対する CBRN 専門家のサポート、特に安全な ICRC 現地事務所を設営するためなどの助言的役割や、ICRC が支援活動を計画している場所などの調査、汚染の検出、モニタリング、管理および対応のための待機医療サポート、第三に最終的な役割として、CBRN 事象に関連した人道支援、特に戦場医療、遺体の管理、備蓄兵器や不発兵器あるいは廃棄兵器の管理がある。

これらの機能の実効性と安全性を確保するため、必要なスキル、機材および手順のすべてが標準化されている。それぞれの機能について、研修および物的資源に関する要件の概要が、求められる技能や研修計画、さらには身辺防護や特定の CBRN 対応タスクのための機器の詳細もあわせて表 1 に示されている。

上記の内容は最小限の能力を述べたに過ぎない点を強調しておく。というのも、多くの人々が直接または間接的に影響を受ける CBRN 事象において、すべてのニーズを満たすには不十分であることが明らかとなるだろうからである。したがって、ICRC は、少なくとも小規模の CBRN 事象（威嚇や疑惑を含む）への対応で救援活動を実施する備えをする一方で、他のステークホルダーとも連携しながら、さらに幅広い CBRN 対応に向けた能力構築を支援および推進している（下記参照）。

表1：ICRCのCBRN対応のための展開型救援活動の機能 - 訓練および資材に関する要件

救援活動での機能	訓練		資材	
	求められる能力	プログラム	人員保護キット	タスク別 CBRN キット
自己防衛 個人およびチームの保護	CBRN に対する意識、 緊急時の保護	派遣前説明	緊急時自己防衛・ 除染 (ESPD)	緊急時被害者除染 (EVD) (該当時のみ)
人道支援 現地での医療 遺体管理 備蓄、不発、および廃棄 兵器の管理	CBRN に対する意識、 緊急時保護 + CBRN 対応の枠組み、 救援活動コンセプト、 標準保護、 (CBRN に対する) 救 急処置 + 機能別能力	CBRN 対応に関する基本 訓練 コース + CBRN 医療 / 遺体管理 / 武器汚染管理についての 訓練セミナー + 派遣前説明	標準個人保護キット (SPPE)	救急処置 医療 EVD

CBRN 専門家サポート*	CBRN 対応の枠組み CBRN 対応の枠組み、 救援活動コンセプト + 機能別能力	助言チュートリアル + 派遣前説明 助言チュートリアル + 視察 / 検出、モニタリン グ、汚染管理 / 医療のた めの CBRN 救助活動の習 熟と訓練 + 派遣前説明	ESPD SPPE 強化個人保護具 (調査のみ)	検出とモニタリング (該当時のみ) 視察 検出とモニタリング 環境サンプリング チーム除染 被害者除染 医療
助言 視察、検出、モニタリン グ、 汚染管理 チーム医療サポート				

* CBRN 専門家サポートタスクを実施することが見込まれる者は、文民保護に関する職務訓練を受ける必要があり、かつ (または) 初期対応ユニットや軍隊のような CBRN 対応の幅広い救援活動の経験が必要とされる。

特殊な資源

CBRN 事象へ対応するために必要な資源は、大まかに情報、人的資源および物的資源に分類できる。ICRC の対応管理、そして CBRN 対応のための展開型能力の維持に必要な資源はある程度予測することができる。ただし、状況によっては、対応のさまざまな段階で追加的な資源が必要になることもある。

CBRN 部門：組織内の分野別の専門性

CBRN 事象への対応が複雑であること、そして CBRN 事象に備えるいかなる組織においても利用可能な資源は限られていることに鑑み、ICRC は、CBRN 対応能力の中核的要素として、その要求にかなう持続可能な体制——CBRN 専門部門——を設立した。対応能力は、他の ICRC のユニットと、ICRC の CBRN 対応においてそれぞれの役割が CBRN 部門を通じて割り当てられ、調整されている外部サービスプロバイダーで構成される。このため、CBRN 部門は、CBRN 対応に関する調整、医療に関する助言、そして技術的助言という不可欠な機能を網羅する専門スタッフで構成されている。

同部門の任務は、CBRN 事象への ICRC の対応が組織的に行われ、行い得る最良の活動に沿っていることを確実にすることである。これには、早期の警告、救援活動および不測の事態における対応計画、重大事態の管理、迅速な展開、事故あるいは攻撃からの安全に関する協議、そして ICRC 職員、その他の人道支援要員や地域住民の教育研修に寄与することを伴う。CBRN 対応のための ICRC チームや ICRC に登録されている専門家に対する研修は専門組織と密接に協力して実施され、さまざまな研修課程において、アイルランド軍と合同の CBRN 基本対応、シュピーツ研究所と合同の CBRN 調査、そして CBRN 医療対応に取り組んでいる。さらに、必要に応じて他の人道支援要員や地域住民に対して各々に合わせた研修や指導を提供している。

内部資源ネットワーク

CBRN 対応の ICRC 内部ネットワークは、CBRN 部門に加え、通常の役割や責任が CBRN 事象にも関係しているユニットや、CBRN 対応に備えた救援活動を行う特殊な訓練を受けた個人、そして必要に応じて特別諮問機関によって構成される。通常の役割や責任が CBRN 事象にも関係している ICRC 内のユニットとは、人的資源および職員の健康、事故あるいは攻撃からの安全、地域および局地の活動、迅速な展開、特定の兵器の使用防止と文民保護に関する組織的地位および法的評価、医療支援、遺体の管理、武器汚染管理、一般公開情報の分野別調査とスキヤニング、内部および外部コミュニケーション、そして調達、物流支援、在庫管理を担当する部署を指

す。CBRN 対応に備えて救援活動を行う訓練を受けた個人は、医療支援、遺体管理、あるいは備蓄兵器や不発兵器、廃棄兵器の管理を担当するユニットから召集されることが考えられる。特別諮問機関は、ICRC の健康に対する指針、組織としての信頼性、CBRN 兵器使用の疑惑が活動に与える影響およびそれが生ぜしめる法的問題などの点に照らして考えられた、CBRN 対応の医療面に関与するユニットの代表で構成される機関が考えられる。

これらのユニット、個人および諮問機関は、CBRN 対応に関する特定のタスクを担っており、それぞれのタスクを遂行する能力を持っていることを期待されている。他の ICRC ユニットの、ICRC にとって問題となる CBRN 事象における必要に応じ、それぞれの通常業務を調整する。ICRC の CBRN 専門部門は、救援活動および不測の事態における対応計画の文脈で、また、実際の CBRN 事象において ICRC のさまざまな意思疎通メカニズム（CBRN 発生地点の指定や CBRN 戦略方針協議グループや本部救援活動タスクフォースの設立など）を通じ、これらの資源を調整する。

外部資源ネットワーク

CBRN 対応能力の研修や維持および実際に事態が発生した際の救援活動を行うのに必要となる膨大な資源は、ICRC 内だけではまかないきれない。これを補う外部資源が必要であり、したがって ICRC の CBRN 対応能力には、正式な契約を通じて、または、定期的に専門窓口と連絡を取ることで、専門的な資源を提供することのできる適切な組織や個人と調整を図ることも含まれる。

一般に、ICRC 自身の CBRN 対応能力の強化や補完に資する組織や個人は、潜在的または実際の CBRN 事象を指摘する情報、あるいはその評価を裏付ける情報や、CBRN 対応能力の育成や向上のための情報、人的資源および物的資源や、実際の CBRN 事象を評価するための人的資源や物的資源、そして ICRC の CBRN 対応のための展開型能力を補完する人的資源や物的資源も提供できる場合がある。救援活動に関しては、ICRC が定めた必要な役割の技能要件や関連する物的資源の仕様（表 1 参照）への準拠が非常に重要になる。

CBRN 対応の全分野を網羅すべく選ばれたスイスの複数の専門機関は、ICRC の外部 CBRN 対応ネットワークの中核的存在である。これらの機関は、その分野の最先端の技能へのアクセスを定められたやり方で提供し、必要な際に ICRC に資源を提供する。

ICRC の外部 CBRN 対応ネットワークのもう一つの中核的グループは、国内の事態に備えた独自の CBRN 対応能力を備えるか、そのような能力の整備に関心を抱く、選ばれた各国赤十字社と赤新月社で構成される。ICRC はこれらの赤十字社と赤新月社のほか、国際赤十字・赤新月社連盟との提携により、赤十字・赤新月運動内で CBRN 専門家の交流を推進および支援し、ICRC の CBRN ワークショップや研修コ

ースなどを通じ、赤十字・赤新月運動内での能力構築など CBRN 対応に向けて赤十字・赤新月運動全体で一致したアプローチを確立している。たとえば、CBRN 部門が管理する策定中の専門家登録名簿には、CBRN 対応能力を備える各国赤十字・赤新月社から選ばれたボランティアが含まれている。

ICRC は、CBRN 対応のさまざまな側面を専門とする個人の外部ネットワークを有する。このネットワークの主たる機能は、研修や評価スキルへのアクセスとともに、実際の事態に関連した情報へのアクセスを提供することだ。このネットワークには専門機関、国連組織、非政府組織、研修・研究施設および機器メーカーなどの民間企業が含まれる。

結論

ICRC は、少なくとも小規模の CBRN 事象に対応する能力を構築してきた。この対応能力には、優先的な目標に従って、また組織の幹部が承認した全体的な枠組みにおいて、救援活動を行う展開型能力も含まれる。本稿で説明した枠組みは、CBRN 事象に対して、ICRC が自らの組織の任務にも職員その他の人々に対する安全配慮義務にも適合した方法で対応することができるものである。

国際人道支援コミュニティが CBRN 事象への対応を検討する場合、筆者らはさまざまな機関やその他のステークホルダーの内部の枠組みと、それら同士の枠組みの両方に基づいたアプローチをとることで、CBRN 事象に対する各機関の対応能力の調和を図ることを強く推奨する。CBRN 事象対応の枠組みには、目標、任務、安全確保の方針が必要であり、そして最も重要なことは、いつ、どのように、誰が意思決定を行うかの完全な——かつ共通の——理解が是が非でもなければならない。情報管理、スキル、研修および物的資源に関しては、CBRN 事象への対応能力の調和の図り方についてできるだけ早い機会に議論を開始することを勧める。この要請には、2011 年から現在まで北アフリカと中東で数々の暴力的事態が発生している状況の中で、多くの機関から反応が寄せられており、さらに核兵器が使用された場合の人道支援について 2014 年に国連軍縮研究所 (UNIDIR) が発表した研究でも、この必要性が取り上げられている⁹。

CBRN 事象への人道対応は進歩しているが、筆者らは、ICRC の 2009 年の「現実に対応可能か (reality check)」¹⁰、そして、CBRN 事象の被害者に対する医療について、その責務を負う可能性もありながら実際の経験はほとんどないという事実を思い起こす¹¹。さらに近年、CBRN 兵器の確証された使用、使用の威嚇、あるいは使用の疑惑が起きていることが、それらの非人道的結末に対処しなければならないという意識の高まりを導いている一方で、実効的な国際人道対応能力が出来上がる兆しはない。現実には、CBRN 事象への対応に関して、国際レベルでより大きな取り組みが求められているが、CBRN 兵器の大規模使用の被害者に有効な支援を届けられる可能性はゼ

ロに近いと筆者らは考えている。これは、CBRN 事象の発生を国際社会が何としても防止するという不断の努力が重要であり、正当であり、そして緊急を要することを強調している。

- 1 Dominique Loye and Robin Coupland, "Who Will Assist the Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological or Chemical weapons – and How?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 89, No. 866, 2007, available at: www.icrc.org/eng/assets/files/other/irrc_866_loye.pdf (インターネット上の参考文献はすべて 2015 年 12 月にアクセス)。
- 2 *Ibid.*, p. 343.
- 3 Robin Coupland and Dominique Loye, "International Assistance for Victims of Use of Nuclear, Radiological, Biological and Chemical Weapons: Time for a Reality Check?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 91, No. 874, 2009, available at: www.icrc.org/eng/assets/files/other/irrc-874-coupland-loye.pdf.
- 4 パンデミックまたはパンデミックとなり得る感染症蔓延は、武力紛争との関連が証明される場合には、ここに含まれる。パンデミックと武力紛争の関係についてのさらなる情報は、次を参照。G. Dennis Shanks, "How World War 1 Changed Global Attitudes to War and Infectious Diseases", *The Lancet*, Vol. 384, No. 9955, 2014.
- 5 「放出と暴露レベルの不確実性と、予期されるリスクと身体への悪影響に関する一般的な認知の欠如とを考慮すると、CBRN 物質放出の威嚇や現実の放出は、被害にあった人々の間で強い恐怖や心理的反応を誘発する可能性がある。これにより、実際に身体的な傷や病を持つ人と、「心配性なだけの人」との区別を困難にしなおそれがある。CBRN 事象の恐怖は、いくつかの事例において心身の反応を引き起こしており、落ち着いたアドバイスと医学的モニタリングでヒステリーに対応することが重要であると提言されている。」ICRC, *Chemical, Biological, Radiological and Nuclear Response: Introductory Guidance*, 2014, p. 12, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p4175.htm.
- 6 *Ibid.*
- 7 優先順位の高い順に、人命救助の基本原則は、気道確保、呼吸支援、止血、循環支援することである。
- 8 Gregor Malich, Robin Coupland, Steve Donnelly and David Baker, "A Proposal for Field-Level Medical Assistance in an International Humanitarian Response to Chemical, Biological, Radiological or Nuclear Events", *Emergency Medicine Journal*, Vol. 30, No. 10, 2013.
- 9 UNIDIR, *An Illusion of Safety: Challenges of Nuclear Weapon Detonations for United Nations Humanitarian Coordination and Response*, United Nations, 2014.
- 10 R. Coupland and D. Loye, above note 3.
- 11 G. Malich, R. Coupland, S. Donnelly and D. Baker, above note 8.

核兵器の使用と人権

スチュアート・ケイシー＝マスレン

スチュアート・ケイシー＝マスレン：プレトリア大学名誉教授。グロ・ニュストゥエンとアニー・ゴールデン・ベルサゲルとともに『国際法の下での核兵器 (Nuclear Weapons under International Law)』（ケンブリッジ大学出版局、2014年）の共編著者。また、兵器関連の条約を採択するための外交会議では、国連児童基金（ユニセフ）代表（1996年の特定通常兵器使用禁止制限条約の改正議定書II）、赤十字国際委員会代表（1997年の対地雷禁止条約）、ノルウェジアン・ピープルズ・エイド（Norwegian People's Aid）代表（2008年のクラスター弾に関する条約）として参加。また、2013年の武器貿易条約の交渉では、スイス代表団の法律顧問を務めた。

概要

国際人権法は、核兵器の国際法上の合法性の検討や核兵器廃絶の言説において、いまだ十分に活用されていない国際法分野である。国際人権法は、国際人道法（IHL）よりもはるかに幅広い履行メカニズムを有しており、特に非国際的武力紛争においては、IHL が文民および戦闘員に与えている保護を強化することになるのはおそらく間違いない。特に関連するのは、生命に対する権利、人道的な取扱いを受ける権利、健康権、健康な環境で生きる権利、そしてあらゆる人権侵害に対して救済を受ける権利である。

キーワード：人権、生命に対する権利、人道的な取扱い、救済、管轄権、特別法、放射線、火傷、必要性、比例性／均衡性（訳注：原語は Proportionality。人権法上の定訳は比例性、人道法上では均衡性）

.....

はじめに

かつては、発展著しい国際法分野たる兵器関連の国際法、すなわち通常兵器および大量破壊兵器の開発・生産・貯蔵・実験・移譲・使用を規制する法は、国際人道法（IHL）と軍縮国際法のみであると真剣に主張されていた。しかしながら、国際環境法および、とりわけ国際人権法も、兵器、特にその実験・移譲・使用に適用され、また、それらを管理する可能性がある。核兵器の実験・移譲は本稿の射程を超えるが、本稿は、国際人権法が実力の行使に対して課す制約と、国際人権法がいかなる違法な実力の行使（将来核兵器が使用されることがあれば、それもここに含まれることになろう）に対しても予定する責任追及とが、敵対行為を規律する IHL の規則を補完する重要な役割を果たすことを論じる。

実力の行使に関する人権法の規則

そもそも、人権法は実力の行使を規律するのだろうか。この問いに対する答えは、多くの人にとって自明に思われるかもしれない。それでもやはり、人権法が、特に法執行を目的とするあらゆる実力の行使に適用される明白かつ厳格な規則を有していることを改めてはっきりと確認することが重要である。これは、実力が、武力紛争の事態の一環として行使されたか否かという点で問題となる。武力紛争が発生していない場合や、実力が武力紛争との間に必要とされる度合いの連関を持たない場合は、IHL は適用されない。だからこそ、人権法が、違法な暴力——ありふれた暴力犯罪であれテロリスト¹のそれとしての性質を具備するものであれ——に国家が対処する場合に、国家の行動を実効的に規制しなければならないのである。

実力の行使に対する人権法上の制約には、二つの中核的な規則がある。第一に、行使されるあらゆる実力は必要最小限のものでなければならない（必要性の原則）。第二に、行使される力は脅威に比例していなければならない（比例性の原則）²。これらの原則は累積的に検討され、いずれか片方みの違反も、人権（特に生命に対する権利や非人道的な取扱いを受けない権利）侵害を意味する。しかし、これらの原則の適用は、「現実的」でなければならず——実際、人権法判例は、テロ攻撃に直面しているというような例外的な状況において、国家に「評価の余地」が認められる可能性を示してきた³——かつ、人権保護と国家安全保障の均衡を実効的に保つものでなければならない。それでもなお、これらの規則は規範的な内容においても実際の適用においても、具体的かつ明瞭であり、ただの絵空事というわけではない。

武力紛争でない事態——たとえば、国家が平和的な反政府デモ活動の参加者と対立する場合や、あるいは、国家が武力を伴った反国家勢力と対峙する際に発生する暴力が非恒常的かつ低烈度である、または、当該反国家勢力が一もしくは複数の「組織さ

れた武装集団」に化さない場合⁴——においては、国家による自国の領土内での核兵器使用はどのようなものであれ、間違いなく上記原則に違反する。核兵器の使用が必要最小限の実力に該当するはずもなく、したがってそのような実力の行使は国際人権法に違反する。当然、そのような状況に IHL は適用されない。

幸いにも、そのような筋書きが実現する可能性はきわめて低いが、絶対にないとは言いきれない。この点に関して、リッチーは、国際政治学と戦略学の専門家であるレディング大学のコリン・グレイ教授が 2006 年に英国下院の国防委員会に証拠として提出した「強権的な指導者のレトリック」に言及している。

テロリストやその支援者が英国に対して大量破壊兵器を使用できると主張するような状況は全くもって望ましくない。彼らを壊滅するために英国はなるべく通常兵器を用いるが、彼らには自身が核兵器保有国に盾突いているのだということを認識させたい。⁵

核兵器の保有、そして究極的にはその使用を正当化するため示された軍事的根拠の一つ——テロリスト集団の脅威や実際の核爆発に対処することを可能にすること——が、テロリストが核物質を入手するさらなる誘因にさえなり得ることは否定できない。また、このような国家の違法かつ過激な反応を引き出すことこそがまさにテロリストの狙いであるとも言えるだろう。

しかしながら、より現実的なシナリオは、敵対行為の一環として武力紛争で核兵器が使用されることである。この場合、法的状況はより複雑である。

敵対行為への人権法の適用

人権法の実体的内容を検討する前に、敵対行為への人権法の適用の障壁となり得る二つの重要な問題に触れておかなければならない。第一に、人権法上の管轄権への地理的制約、第二に、人権法適用対象の事項的限界である。ここではこの二つの問題を論じる。

人権法上の管轄権への地理的制約

武力紛争における核兵器を含む兵器の使用への人権法の適用を妨げる可能性のある問題として、物理的地理条件が人権法の管轄権の範囲を制約するという考え方がある。米国はこの立場を主張する国の代表例であり、特に市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に関して、「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、……（中略）……この規約において認められる権利を尊重し及び確保する」⁶ 締約国の義務は、自国の領域内にいる者のみが人権の保護を条約に基づ

き享受することを意味すると主張している。自由権規約人権委員会は、一般的にも、特に米国のこの主張に関しても、このような解釈を明示的に否定している⁷。

さらに、国際司法裁判所（ICJ）も、武力紛争時における核兵器の使用について、それが領域外で生じたという事実のみによって人権法の適用が排除されることはない⁸と明示的ではないにせよ判断している。「原則として、恣意的に生命を奪われない権利は敵対行為においても適用される」⁸のである。したがって、1996年の核兵器の威嚇または使用に関する勧告的意見（核兵器に関する勧告的意見）では国際的武力紛争の事態のみが扱われた⁹ことを考え合わせると、ICJは、武力紛争における敵対行為に対しても人権法が適用され続けると示した際、国際人権法が少なくとも核兵器の使用に対して適用されるように、国際人権法の範囲に対して管轄権の制約が存在しないことをICJは認めたのは間違いない¹⁰。

人権法適用対象の事項的限界

少なくとも数十年前まで、人権法が適用されるのは平時のみであり、武力紛争の事態では適用されない、という立場を貫こうとする国が数多く存在した。この主張はともすればナンセンスなものであるし、また、判例によっても否定されてきた。大々的になされたこの主張の非合理性は、武力紛争に参加する国家が、自国の領域内（最低でも、紛争当事者間で敵対行為が激しく行われている地域の外）およびその管轄権の及ぶ他の地域において、通常犯罪を防止および抑止する義務を平時と同様に負うことからわかる。当然、このような法執行活動は、IHLの区別原則・均衡性原則というはるかに緩やかな規則によってではなく、国際人権法上の国家の義務に沿った国内刑事法に基づき実施されるべきものである¹¹。

さらに、1996年の核兵器に関する勧告的意見でICJが指摘したとおり、代表的な人権条約である1966年の自由権規約は「平時における人権の保護を目的としたものであり、敵対行為における違法な生命の喪失に関する問題は武力紛争に適用される法によって規律される」という主張をする国家も複数存在した¹²が、ICJは次のような見解を示してこの主張を退けている。

裁判所は、[自由権]規約の規定する保護は、国家の緊急事態の場合におけるいくつかの条文に基づく義務からの逸脱を許容した同規約第4条に該当する場合を除き、戦時においても停止されないと考える。生命に対する権利の尊重は、そのような逸脱可能な義務ではない。原則として、恣意的に生命を奪われない権利は敵対行為にも妥当する。¹³

したがって、ICJは人権法が原則として武力紛争に適用される法である *jus in bello* の一部を構成することを認めた¹⁴。これに従えば、国家の重大な緊急事態においては

一部の条項の完全な遵守からの逸脱が認められる可能性が残るものの、自由権規約のすべての条項が武力紛争においても適用され得るということになる¹⁵。

敵対行為に関する人権法とIHLとの相互関係の性質

今日、武力紛争の事態における兵器の使用に人権法が適用されることについて一般的な合意が確立しているとはいえ、それより先の議論においては国家間で見解が大いに異なる。ICJは1996年に、敵対行為に関する人権法とIHLの相互関係について、その理解を明らかにしている。

何が恣意的な生命の剥奪かを決定するのは、特別法、すなわち敵対行為を規制する武力紛争法である。したがって、戦争におけるある兵器の使用による特定の生命の喪失が[自由権]規約第6条に違反する恣意的な生命の剥奪とみなされるか否かは、武力紛争法に照らしてのみ決定されるものであって、規約の文言から演繹的に推論されるものではない。¹⁶

ここでICJが実際に述べているのは、敵対行為において——少なくとも国際的武力紛争の事態に関して——ある兵器の使用は、その使用がIHLの規則の違反を構成する場合においてのみ、人権法の違反となるということだろう。兵器の使用がIHLに違反していなければ人権法にも違反しないというのは、IHLは敵対行為の規制に関して人権法よりも具体的な規範を提供しているとみなされているためである。

この勧告的意見において「特別法は一般法を破る」という規範抵触解決の原則をICJが採用したことは、広く批判されている。クリスティアン・トムシャットは、このICJの言説を「いささか短絡的」とし¹⁷、ウィリアム・シャバスはICJのアプローチを「鼻屑目に見ても稚拙」とし¹⁸、ノーム・ルーベルは「的外れなアプローチかもしれない」と評した¹⁹。また、マルコ・ミラノヴィッチは、特別法という表現について、「IHLと[国際人権法]との関係を表すこの魔法の三文字は、要点を明確にするどころか複雑にするので、葬り去る」べきだと主張した²⁰。しかし、ICJは、その後の訴訟事件たるコンゴ民主共和国対ウガンダ事件²¹において、そのIHLと人権法との関係における「特別法は一般法を破る」原則絶対主義的な立場を撤回したとも考えられるが、その事件での判断は兵器の使用に特に関連するものではなかったため、敵対行為における核兵器またはその他の兵器の使用については、1996年の核兵器に関する勧告的意見で示された見解が依然として権威を有しているとみてよいだろう²²。

ICJがこれまでに示した見解が正しいとすれば、人権法は、国際的武力紛争における将来的な核兵器の使用の際に、IHLによる保護よりも手厚い保護を被害者に与えることはできないのであろうか。全くそのようなことはない。敵対行為を規律するIHLは、その一次規則の内容が実践的には具体性を欠いていること（この点については非

国際的武力紛争との関連で後述する)に加えて、履行確保制度をやはり著しく欠いており、国際刑事法に基づいて戦争犯罪を訴追する敷居が(法的にも政治的にも)高いため、この重要な法分野の違反に対する責任追及が著しく不十分である。幸いなことに、この履行確保機能について人権法は比較的長けており、国連人権理事会(いろいろと欠点もあるが)や国連人権条約体や特別手続、そしてアフリカや米州や欧州における地域的人権裁判所は、それぞれ、国際法違反の疑いについて調査する有益な機会を提供し得る。生命に対する権利に含まれる要素として、国家には、調査を実施する義務と、必要に応じて容疑者を訴追する義務が課されている²³。アフリカや米州、欧州の人権裁判所等の人権法実施機関は、機関や状況によっては、そのような違反に対する国家の責任追及として、実際に賠償を命じる判決を出す可能性さえある²⁴。

人権侵害の被害者は何人も実効的な救済を受ける権利を有するというのが、人権概念の根本である。救済と回復の権利は慣習法²⁵の一部を構成しており、おそらくは法の一般原則²⁶でもある。1948年の世界人権宣言においては、救済の権利の行使は、純粋に国内機関の枠組み内のみで行使されると考えられていた²⁷。しかし今日では、この権利の範囲は、国際人権条約²⁸や地域的人権条約²⁹によって発展されてきており、各条約の下で設立されたさまざまな監視・履行制度によってその内容が明らかにされている。核兵器が使用された場合、莫大な数の当事者による訴訟が予想され、そうなれば特別な手続きが必要となるだろう。しかしながら、多数当事者請求は新しい現象ではない。

たとえば、人権機関ではないが、1990年の「クウェートに対する違法な侵略と占領」に関するイラクの財政的責任を扱うために設置された国連補償委員会(UNCC)は、核兵器の違法な使用への人権機関による対応を考える上で参考になる。UNCCは1991年に国連安全保障理事会の補助機関として設置されたものである³⁰。その設置に先立って、安全保障理事会はその決議687で既に、「1990年8月2日より前に発生したイラクの債務および義務の通常の手続を通じた履行を妨げることなく、環境被害および天然資源の枯渇を含むあらゆる直接的な損失[または]損害に対して国際法上の賠償責任」をイラクが負うことを「再確認」していた³¹。

UNCCは、個人・企業・政府からの請求(ただし、政府が請求を付託する場合には限られる)と、政府によって自らの請求が付託される立場にない個人に代わって国際機関が付託する請求とを受理した。総額3500億ドル以上の賠償を求めて260万件以上の請求が付託され、その請求原因にはイラクによるクウェートへの侵攻と占領に起因する個人の身体への重大な傷害や、配偶者・子ども・親の死亡が含まれていた³²。総額でおよそ520億ドルの賠償が認められた³³。

以上より、敵対行為においてIHL違反となる行為がある場合に、当該行為に対応する人権法違反について少なくとも検討をする一または複数のフォーラムが存在する見込みは十分あると考えられる³⁴。怒りに身を任せて核兵器が使用された場合、請求数が膨大であるからという理由によって賠償がされないということがあってはならな

い。上記の賠償責任とは別に、核兵器の使用が武力紛争中だけでなくその発生前になされた場合は、武力不行使原則違反につき、人権法に基づいて(当然、より一般的に国際公法にも基づき)、別個の法的責任が生じることも付記しておく³⁵。

核兵器の使用で侵害される可能性が特に高い人権

ルイーゼ・ドズワルド＝ベックは、数ある人権の「一部またはすべてが、放射線が与える長期的な影響だけでなく、核爆発がもたらすきわめて破壊的な影響により侵害されるだろう」と指摘した上で³⁶、その可能性が特に高いものとして、生命に対する権利、人道的な取扱いを受ける権利、健康な環境に生きる権利および到達可能な最高水準の健康を享受する権利を挙げている³⁷。

生命に対する権利

生命に対する権利はしばしば「基底的人権であり、これなくしては他のすべての人権の意味が失われる」³⁸と言われる。生命に対する権利は、一般に人権条約においては逸脱不可能な権利とされており³⁹、ICJも指摘したように、恣意的に生命を奪われない権利は敵対行為の状況にあっても全面的に妥当するものである⁴⁰。この権利は、条約上も慣習法上も認められており、その根幹的部分は強行規範となっているとさえ言えるだろう⁴¹。

生命に対する権利は、他の人権同様にそれを尊重し、保護し、充足する義務を国家に課していることに加え、そのための重要な手続的要素を伴っている。欧州人権裁判所は、生命に対する権利の侵害が疑われる場合、国家には当該侵害に関する調査を実施する義務があるという見解を示した。

[欧州人権条約第2条]のもとでの生命に対する権利を保護する義務は、第1条に基づく「その管轄内にある者に対して[本]条約で定義する権利及び自由を保障する」当事国の一般的義務を考え合わせれば、とりわけ国家機関による実力の行使の結果として個人が死亡した場合には、何らかの実効的な公的調査がなされるべきことを含意する……⁴²

これは、生命に対する権利の侵害が疑われる事案が、法執行活動あるいは武力紛争のどちらで発生したかにかかわらず妥当する⁴³。

たしかに、武力紛争中に発生した生命に対する権利の侵害が疑われる事案すべての捜査を国家に期待することは非合理的である。中には、敵対行為に関するIHLの規則に照らして恣意的な生命の剥奪に該当しない事例もあるだろう。さらに、いかなる核兵器の使用も、捜査を阻む大きな「種々の障害」をもたらす、「実効性に乏しい捜

査方法の採用を余儀なくされる」のは確実で、少なくとも爆心地では捜査が遅々として進展しないのはほぼ間違いない。しかし、だからと言って捜査が求められることに変わりはなく、何らかの形の捜査は実行可能だろう。核兵器が使用された場合に、人権の観点からの捜査を含む、国際法に基づく詳細な捜査は必要でない、と真面目に主張しようとする人はいないだろう。

生命に対する権利は、その実体的な規範内容として、国家の法執行活動における殺傷力のある実力の行使を最小化する義務をも含んでおり、法執行活動の計画の際にこれに配慮することや、当該執行活動で生じた負傷者への適切な医療支援の提供することが求められる。さらに、生命に対する権利の内容は、生命の剥奪の場合のみならず、殺傷力のある実力の行使に起因する深刻な傷害からの保護をも含むことは明白である。1994年3月、トルコ空軍がトルコ南東部にある二つのクルド人の村を爆撃したベンザー対トルコ事件において、欧州人権裁判所は「3名の申立人に傷害を負わせた[この爆撃は]、きわめて暴力的で、多数の人命を無差別に奪ったものであるがゆえに、3名の申立人が幸運にも生き残ったからといって、3名の申立人の生命が危険に晒されなかったということにはならない」とし、欧州人権条約で規定された生命に対する権利に照らして、「この攻撃がもたらした危険を考慮すれば、申立人の主張を審理する必要がある」と判断した⁴⁴。

欧州人権裁判所は、欧州人権条約第2条の実体的・手続的内容の両側面に照らして、この爆撃で重傷を負ったこの3人の犠牲者の生命に対する権利侵害を認定した⁴⁵。このような生命に対する権利の広範な解釈は、核兵器の使用に対しても妥当する。なぜなら、核兵器の爆発そのものでは死に至らなかったとしても、爆風による火傷や怪我が原因で結局は命を落とすことになる可能性があるばかりか、爆心地を中心にして広い範囲が放射性降下物と呼ばれる放射性破砕物に晒されるからである⁴⁶。実際、上述したとおり、「核兵器と通常兵器との最も根本的な違いは、前者は爆発時に放射線を放出すること」⁴⁷である。被曝をすると、前駆症状に始まり、血液、胃腸、肺、皮膚および神経血管が蝕まれていくと言われている⁴⁸。

人道的な取扱いを受ける権利

放射性降下物は、1966年の自由権規約⁴⁹、1984年の拷問等禁止条約⁵⁰、そして3つの主要な地域的人権条約⁵¹に規定されている、残虐で、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いを受けない権利を考慮する際にも関連してくる。この権利の事項的・人的適用範囲は、慣習国際法および条約上の国際人道法で定められている過度の傷害または無用な苦痛を与える可能性のある戦闘の方法および手段の禁止の範囲とは全く異なるが、核兵器はその性質からしてこの権利の侵害をもたらすのは間違いないだろう。「放射線は免疫システムに悪影響を及ぼすため、負傷者はそのような影響を及ぼさない他の兵器で負傷した場合のように回復し得ない。他の兵器よりも多くの

死者を生むだけでなく、負傷者の苦痛も長く続く」⁵²のである。

また、ドズワルド＝ベックが指摘しているように、核兵器の爆発直後には閃光を直視して失明したり、死亡に至らなくとも凄惨な火傷を負ったりするおそれがある⁵³。視覚は人間にとって最も重要な感覚機能であり、外界からの情報の9割以上が視覚から得られているとも言われる⁵⁴。聴覚や触覚などのその他の感覚器官が失明後の生活の立て直しに役立つかもしれないが、いずれも視覚の代役としては力不足である⁵⁵。

核兵器による火傷は、皮膚の全層が損傷した状態のIII度熱傷を超えて筋肉と骨の両方の損傷した状態のIV度熱傷にまで達する可能性がある。III度熱傷と、特にIV度熱傷は、命に関わる危険がある。火傷は医療資源に相当負担をかけ、専門的な治療が必要なケースも珍しくない。これらは核兵器使用の不可避の帰結であり、それゆえ確実に予測可能なものである。ほとんどの場合において、核兵器使用は人道的な取扱いを受ける権利の侵害に該当するだろう。

健康な環境で生きる権利

核兵器が爆発した場合、人体への直接的な影響を超えて、人々が暮らす環境にも、深刻な——しかもほぼ永久的な——影響を与える可能性がある。この点についてICJは、1996年の核兵器に関する勧告的意見で次のような見解を示している。

[核兵器は] 地球の……（中略）……全生態系を破壊し得る。……（中略）……核爆発によって放出された放射線は、きわめて広域にわたり、健康、農業、天然資源および人口動態に影響を及ぼすだろう。……（中略）……電離放射線は将来の環境、食糧および海洋生態系に被害を与え、将来の世代に遺伝的欠陥と疾患を引き起こす可能性がある。⁵⁶

健康な環境で生きる権利は、二つの地域的人権条約で直接的に規定されている⁵⁷し、より広く見れば、到達可能な最高水準の健康を享受する権利が、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵⁸を含め、多数の人権条約で規定されている。ドズワルド＝ベックは、シェル石油開発会社と協業していたナイジェリア国営石油会社によりオゴニランドの環境が大規模に破壊された結果、健康な環境で生きる権利と到達可能な最高水準の健康を享受する権利の両方の侵害が認定された、人及び人民の権利に関するアフリカ委員会の事例⁵⁹を引用しつつ、この事例における国家の怠慢は、「汚染および生態系の悪化を防止するための合理的およびその他の措置をとる」義務に違反するとする⁶⁰。もっとも、そのような規定が核兵器の使用に対してどの程度まで適用されるかは（たとえば核兵器の実験とは対照的に）不透明である。

非国際的武力紛争における敵対行為

現代の世界で勃発している武力紛争の大部分は、非国際的武力紛争である。そして残念なことに、この紛争形態に適用される IHL は——少なくとも関連する条約においては——内容が大変希薄である。事実、ジュネーブ諸条約共通第3条は、敵対行為について一切規定していないと一般に理解されている⁶¹。他方、1977年のジュネーブ諸条約第二追加議定書⁶²は、一定領域を実効的に支配する反体制的な武装勢力と締約国が当該国の領域において対峙する非国際的武力紛争に適用されるが⁶³、敵対行為を具体的に規制する条文を含んでいる。第13条は次のように規定する。

1. 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この保護を実効的なものとするために、2及び3に定める規則は、すべての場合において、遵守する。
2. 文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない。文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する。
3. 文民は、敵対行為に直接参加していない限り、この編の規定によって与えられる保護を受ける。⁶⁴

住民の存在するどのような地域においても、核兵器の使用はこの第13条2に違反するに違いないと考える人もいるだろう。すなわち、核兵器は、命中精度は高いもののその影響は制御不能であり⁶⁵、その使用が文民たる住民の間に恐怖を広めるのは間違いないだろう（ただし、これを、明確に予測できる結果というにとどまらず、核兵器使用の最大の目的である、とみなしうるかは議論の余地があるだろう）。

攻撃における均衡性の規則（または原則）は、2005年に赤十字国際委員会（ICRC）がその画期的な研究⁶⁶で結論付けたように、慣習国際人道法の規範としてすべての形態の武力紛争に適用されることがほぼ確実である一方、第二追加議定書には結局盛り込まれず、非国際的武力紛争に関連しては、1998年の国際刑事裁判所に関するローマ規程にも盛り込まれなかった⁶⁷。同様に、すべての民用品（すなわち、軍事目標以外のすべての物）への攻撃の禁止は、第二追加議定書では明示的に規定されておらず、ローマ規程においてもそのような攻撃は非国際的武力紛争における戦争犯罪とはされていない⁶⁸。他方で、文化財は固有の保護が与えられている。1999年の武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年のハーグ条約の第二議定書は、文化財への攻撃が容認される場合を、文化財が合法的な軍事目標となっており、かつ、実行可能な代替的手段がない場合に限定し、条約上の保護を強化している⁶⁹。第22条は、第二議定書が非国際的武力紛争に適用されることを明記している⁷⁰。

おそらく、非国際的武力紛争における文民の保護については、人権法は大いなる貢

献をなすだろう。そもそも非国際的武力紛争においては、反政府活動を行う際に武装集団は秘密裡に行動するのが普通であるため、IHLの下で誰が合法的な目標であるかを判断することは、国際的武力紛争よりもはるかに困難である。非国家武装集団の構成員が制服を着用し、公然と武器を携行している紛争もあることはあるが、これはむしろ例外であって、原則は前記の通りである。ただし、IHLは、国際的武力紛争であれ非国際的武力紛争であれ、敵対行為に関する一次規則の適用については差異を設けていないように思われる。最も重要な二つの一次規則は、攻撃における区別の規則と均衡性の規則である⁷¹。これらの規則の存在は明確で疑問を挟む余地はほとんどないが、実際の適用については多くの議論を呼んでおり、それが顕著に表面化したのが、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）で審理されたゴトヴィナ事件である⁷²。

ゴトヴィナ事件では、1995年8月4日と5日にクロアチア軍の砲兵部隊がクライナ・セルビア人共和国のいわゆる「4つの町」⁷³に対して行った砲弾とロケットによる攻撃につき、これらの町の被害地に関する証拠と軍事目標があったとみられる場所とを慎重に比較検証した結果、ICTYの第一審裁判部は、クロアチア軍が軍事目標だけではなく、合法的な目標が存在しない一帯をも攻撃対象としたと結論付けた。そこで、第一審裁判部は、クロアチア軍の攻撃はこれらの町そのものを砲撃の対象としていたがゆえに無差別攻撃であり、文民と民用品に対する違法な攻撃であるとの見解を示した⁷⁴。

同じ事件の予審段階では、検察官はその請求趣意書で、この砲撃そのものの違法性と、その「恐怖を与える効果」との両方を主張した⁷⁵。被告人らは有罪となり、アンテ・ゴトヴィナ元将軍は一連の人道に対する罪および戦争の法規と慣例の違反を犯したとして懲役24年の判決を受けた。ゴトヴィナ元将軍はこの有罪判決につき上訴した。ICTY上訴裁判部は、本件攻撃が違法であるという第一審裁判部の決定は、砲弾やロケットが合法的な軍事目標から200メートル以上離れた場所に着弾しているならば無差別攻撃であるとみなされるという立場に依拠している、という過半数の裁判官による指摘を踏まえて（筆者はこの意見には賛成しかねる）、全会一致でそのような基準はIHLには存在しないと判示した⁷⁶。上訴裁判部裁判官の過半数は、砲撃が合法の目標に向けられていた「可能性を排除すること」はできないとした。

比較的多くの砲弾が不動の砲撃目標から200メートル以上離れた場所に着弾したという事実は、砲撃の誤差の範囲をより広く想定することによって説明がつくと言えなくもないであろう。クニンの町で砲撃が広範にわたっていることについても、不動の砲撃目標が方々に点在していることと、……（中略）……より広い砲撃の誤差の範囲を想定することを併せて考慮すれば、合理的に説明することが可能である。⁷⁷

これは、特にクニンのような比較的小さな町の文民たる住民の保護に関して、きわ

めて重要となり得る争点である。第一審におけるゴトヴィナの有罪判決に懸念を表明した IHL の著名な法律家たちが裁判所に提出したある意見書では、攻撃の影響の合法性を判断するには許容可能な誤差に関する何らかの基準が必要であるという見解が主張されており、その基準として 400 メートルという数値が次のように提案されていた。

本件における攻撃の影響の評価基準として 400 メートルを採用することにより、上訴裁判部は、将来の武力紛争においては、違法な攻撃目標設定の嫌疑に関する個人の刑事責任は、証拠を総合的に考慮した結果当該嫌疑が真に十分に裏付けられる場合にのみ課される、という力強いメッセージを残すことになるだろう。⁷⁸

結局、上訴裁判部はこのような決定は下さなかった。それどころか、上訴裁判部は、アギウス判事とポカール判事が反対意見で痛烈に批判しているように、IHL における適切な基準を明確化するという、ICTY の任務であるはずの作業を行わなかった⁷⁹。ポカール判事は多数意見に関して 3 つの根本的な懸念を挙げた。第一に、基準（および基準適合性が距離で決定されるべきか）を明確にしなかったこと、第二に、法的基準の根拠を示さなかったこと（「多数意見は砲撃兵器の誤差の問題につきそもそも法的基準を確立し得るかを考慮しているか。」と彼は述べる）、そして第三に、第一審裁判部が適用すべきであった法原則を明確にしなかったこと（「多数意見は第一審裁判部が砲撃の違法性判断において慣習国際人道法の原則を適用すべきだったと考えているのか。もしそうであれば、その判断のために、第一審裁判部は具体的にどの IHL の原則を適用すべきだったのか。」と彼は述べる）である⁸⁰。

こうして、ゴトヴィナ事件が「攻撃目標設定を規律する法規におけるタジッチ事件」⁸¹となる希望は無惨なまでに打ち砕かれ、砲撃や空爆の際に IHL が紛争当事者にどの程度の注意義務を課しているかという問題は不明瞭のまま残された。たとえば、一国の首都にある巨大軍事基地への「戦術」核兵器の使用を含む攻撃には、裁判所はどのように対応するのだろうか。区別の規則によって義務付けられる、攻撃の精度や攻撃の影響の抑制といった問題が明確でなければ、均衡性原則／規則はどこまでも曖昧なものになってしまうのではなからうか。

筆者はもちろん、非国際的武力紛争における核兵器の使用が IHL 上合法であると示唆するつもりはない。しかし、それと同時に、筆者はそれがいついかなる場合であっても違法であると断言することもできない。この点 ICRC が「いかなる核兵器の使用も国際人道法と両立し得るとは想定しがたい」⁸²としていることは評価に値する。

おわりに

以上のことから核兵器使用を規律する国際法について何が言えるか。断片化してい

るとするのが妥当だろう。人権法は核兵器の使用を完全に違法としているわけではないが、再びこうした兵器が冷静さを失った者により使用されるような事態が万一起きたとすれば（そのようなことは決してあってほしくないが）、少なくとも何らかの責任追及手段を提供できる蓋然性が高い。加えて、人権法によれば、武力紛争に該当しない状況でのいかなる核兵器使用も完全に違法となるだろう。というのも、法執行における警察や軍隊の活動において人権法が課す人命に対する注意義務の度合いは、敵対行為を規律する特別法たる IHL のそれよりも（少なくとも規則の実際の適用についての我々の認識によれば）はるかに高いからである。

非国際的武力紛争においては、人権法は IHL に比して（少なくとも陸上での）核兵器使用を完全に違法とする蓋然性はるかに高いと考えられる。たとえ住民のいる地域への核攻撃が何らかの理由で「無差別攻撃ではない」とみなされたとしても、予測可能な短期的な惨事だけではなく、中・長期的な影響——特に放射性降下物とそれに起因する人道的窮状——が、当然さまざまな人権を侵害することになるだろう。武力の行使に関するこうした制約は結局のところ「現実主義的行動アプローチ」⁸³となるが、このアプローチならば、兵器技術の進歩、特に現代兵器の特長である命中精度の向上（したがって広範囲を攻撃する兵器の必要性は低下）を考慮に入れることができる。人権法は、人道的保護の向上を確保するように作用するのであって、決してその逆ではない。静的な IHL とは全く対照的に、人権規範は漸進的に発展するダイナミズムを見せる、と言えよう。

- 1 ここでの「テロリスト」という用語は、恐怖を喚起し、かつ（あるいは）、政府の政策を変えようとする目的で、一般大衆に対して実行される一または複数の暴力行為という意味である。
- 2 殺傷力のある実力の意図的な行使は、人命を保護するために「どうしても避けられない」場合にのみ合法である。これを、超法規的処刑、即決処刑、恣意的処刑特別報告者であるクリストフ・ヘインズは、「人命の保護」原則と名付けた。たとえば、次を参照。Report of the Special Rapporteur on Extrajudicial, Summary or Arbitrary Executions, Christof Heyns, UN Doc. A/HRC/26/36, 1 April 2014.
- 3 たとえば、次を参照。European Court of Human Rights (ECtHR), *Finogenov and Others v. Russia*, App. Nos. 18299/03 and 27311/03, Judgment (First Section), 20 December 2011 (as rendered final on 4 June 2012), para. 213, available at: <http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-108231>. (インターネット上の参考文献はすべて2015年11月にアクセス)
- 4 International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY), *The Prosecutor v. Dusko Tadić*, Case No. IT-94-1-A, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, 2 October 1995, para. 70.
- 5 Nick Ritchie, *A Nuclear Weapons-Free World: Britain, Trident, and the Challenges Ahead*, Palgrave Macmillan, Basingstoke, 2012, p. 89. 次も参照。Jerry Miller, Stockpile: *The Story behind 10,000 Strategic Nuclear Weapons*, Naval Institute Press, Annapolis, 2010, pp. 216–17; たとえば、次を参照。Robert Ayson, “After a Terrorist Nuclear Attack: Envisaging Catalytic Effects”, *Studies in Conflict & Terrorism*, Vol. 33, No. 7, 2010.
- 6 International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR), New York, 16 December 1966 (entered into force 23 March 1976), 999 UNTS 171, Art. 2 (1). 【訳注：英正文は “to respect and to ensure to all individuals within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized”】
- 7 たとえば、次を参照。Human Rights Committee, Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of the United States of America, UN Doc. CCPR/C/USA/CO/4, 23 April 2014, para. 4.
- 8 ICJ, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, 8 July 1996 (Nuclear Weapons Advisory Opinion), *ICJ Reports 1996*, para. 25.
- 9 裁判所は次のように述べた。「国連総会決議 49/75K の中で国連総会が裁判所に提起した質問事項には、原則、国家による自国領域内での核兵器による威嚇またはその使用も含まれる。しかし、この特定の側面は、本件手続において口頭または書面で裁判所に陳述したいずれの国によっても扱われていない。裁判所は、核兵器の自国内での使用を扱うことは求められていないと判断した。」*Ibid.*, para. 50. もちろん、核兵器が国際的武力紛争中に核兵器使用国領域内で爆発する可能性はあるが、核兵器を他国の主権が及ぶ領域に向けて発射もしくは落下させるのが、はるかに可能性の高いシナリオである。
- 10 たしかに、欧州人権裁判所は *Banković* 事件において、NATO 軍によるセルビア国営放送とラジオ局の空爆は人権及び基本的自由の保護のための条約 [欧州人権条約] (1953年9月3日発効) (European Convention on Human Rights, 213 UNTS 222, 4 November 1950) の射程に入らないと判断し、著しく異なったアプローチをとった。ECtHR, *Banković and Others v. 17 NATO States*, App. No. 52207/99, Admissibility Decision (Grand Chamber), 12 December 2001, para. 75. ところが、ルイーズ・ドズワルド＝ベックが指摘するように、後のイラクとトルコの国境付近におけるトルコのヘリコプターによるイラクでの殺人を扱った *Mansur Pad and Others v. Turkey* 事件で、欧州人権裁判所は異なる判決を下した。ここで裁判所は、ヘリからの射撃で殺された人々がいた「正確な位置を決定することは求められておらず」、彼らが銃撃の被害者であるということは、被害者が「関係する時間帯、トルコの管轄権内にあった」ことを意味すると述べた。Louise Doswald-Beck, “Human Rights Law and Nuclear Weapons”, in Gro Nystuen, Stuart Casey-Maslen and Annie Golden Bersagel (eds), *Nuclear Weapons under International Law*, Cambridge University Press, Cambridge, 2014, pp. 440–441, citing ECtHR, *Mansur Pad and Others v. Turkey*, App. No. 60167/00, Admissibility Decision, 28 June 2007, paras 54–55.
- 11 より正確には、法執行に関する国際法は次の 3 つの主要な要素から成る。
 - ・国際人権法、特に生命、自由、安全に対する権利、平和的抗議の権利 (多くの独立した権利を含む大枠となる権利)、拷問その他の非人道的な取扱いからの自由に対する権利
 - ・特に 1979 年の法執行官のための行動綱領および 1990 年の法執行官による実力の行使および火器の使用に関する基本原則などの刑事司法基準から導かれる慣習国際法
 - ・民主主義国家全体にわたる国内刑法の基本原則を反映した法の一般原則
 さらに次を参照。Stuart Casey-Maslen (ed.), *Weapons under International Human Rights Law*, Cambridge University Press, Cambridge, 2014.
- 12 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 8, para. 24.
- 13 *Ibid.*, para. 25.
- 14 これに関して、次も参照。ICJ, *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*, Advisory Opinion, 9 July 2004, ICJ Reports 2004, para. 106.
- 15 自由権規約第 4 条 1 は次のように述べている。「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。」
- 16 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 8, para. 25.
- 17 Christian Tomuschat, “The Right to Life – Legal and Political Foundations”, in Christian Tomuschat, Evelyne Lagrange and Stefan Oeter (eds), *The Right to Life*, Brill, Leiden, 2010, p. 11.
- 18 William Schabas, “The Right to Life”, in Andrew Clapham and Paola Gaeta (eds), *Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict*, Oxford University Press, Oxford, 2014.
- 19 Noam Lubell, *Extraterritorial Use of Force against Non-State Actors*, Oxford Monographs in International Law, Oxford University Press, Oxford, 2011, p. 240. この著作の刊行後、フランソワ・ハンプソン教授と共に意見書を欧州人権裁判所に提出した際に、ルーベルは、「特別法への言及は無駄である。これは国際司法裁判所が、後の論争を起こす事件 [コンゴ民主共和国対ウガンダ事件、後に議論される] において勧告的意見のパラグラフ 106 からの引用で最後の一文を含めなかった理由を説明するだろう。この用語の意味は抽象的には明確である一方、具体的な意味と使用方法は論者によってさまざまに解釈されているように思われる。この用語を使うことによって、議論が明確になるところかかえて複雑になってしまっている。特別法概念は、一般的なレジームと特定のレジームとの垂直的な関係という別の状況に対応する目的で形成された。…… (中略) …… 武力紛争法/国際人道法と人権法との関係には他の問題、つまり、二つの異なる法レジームの水平的な衝突も関係している。一方がもう一方のより特別な形態というものではない。」と述べた。ECtHR, *Georgia v. Russia (II)*, 38263/08, Amicus Curiae Brief Submitted by Professor Françoise Hampson and Professor Noam Lubell of the Human Rights Centre, University Of Essex, 2014, para. 18.
- 20 Marko Milanović, “Norm Conflicts, International Humanitarian Law and Human Rights Law”, in Orna Ben-Naftali (ed.), *Human Rights and International Humanitarian Law*, Collected Courses of the Academy of European Law, Vol. 19, No. 1, Oxford University Press, Oxford, 2010, p. 6.
- 21 ICJ, *Case Concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, Judgment, 19 December 2005, *ICJ Reports 2005*, para. 216.
- 22 これに関しては次を参照。Vera Gowlland-Debbas, “The Right to Life and Genocide: The Court and an International Public Policy”, in Laurence Boisson de Chazournes and Philippe Sands (eds), *International Law, the International Court of Justice and Nuclear Weapons*, Cambridge University Press, Cambridge, 1999.
- 23 たとえば、*Kolevi v. Bulgaria* 事件で、欧州人権裁判所は次のように述べている。「国家が生命に対する権利を保護する義務は…… (中略) …… 個人が殺害された際に実効的かつ正式な捜査がなされなければならないということを含意している。…… (中略) …… 捜査は、関係する事実の確定および有責者の特定と処罰に結びつくという意味で実効的でなければならない。…… (中略) …… 捜査の義務は手段の義務に過ぎず、訴追や有罪判決を得る絶対的な権利はない一方、事件の状況や責任者を確定する能力を損なうような欠陥が捜査にある場合は、実効的な措置という要件に抵触するおそれがある。」ECtHR, *Kolevi v. Bulgaria*, App. No. 1108/02, Judgment (Fifth Section), 5 November 2009, paras 191, 192.
- 24 国際法委員会によって作成され、国連総会に提出された 2001 年の国際違法行為に対する国の責任に関する条文の草案第 1 条によると、「国の全ての国際違法行為は、当該国の国際責任を伴う。」と記載されている。また、同草案の第 31 条には次の記述がある。
 1. 責任を負う国は、国際違法行為により生じた被害に対して十分な回復を行う義務を負う。
 2. 被害は、物質的であるか精神的であるかを問わず、国の国際違法行為により生じたいかなる損害も含む。
- 25 2001 年には、たとえば *Cantoral Benevides* 事件の判決で、米州人権裁判所は、米州人権条約第 63 条 1 (事後救済を規律) は、「国家責任に関する現代国際法の基本原則の一つである慣習法規則を具現化している。違法行為が国家に帰属する場合は、その国家は直ちに国際規範の違反として法的責任を負い、事後救済を行う義務と、違法行為の結果を終わらせる義務を負う。」*American Convention on Human Rights (ACHR)*, 1144 UNTS 123, 22 November 1969 (entered into force 18 July 1978). IACtHR, *Cantoral Benevides case*, Ser. C, No. 88 (2001), Judgment, 3 December 2001, para. 40. 次も参照。Dinah Shelton, *Remedies in International Human Rights Law*, 2 nd ed., Oxford University Press, Oxford, 2005, pp. 27–29, 217.
- 26 たとえば、次を参照。IACtHR, *Velasquez Rodriguez v. Honduras*, Ser. C, No. 7, Judgment (Reparations), 21 July 1989, para. 25.
- 27 「全ての者は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。」*Universal Declaration of Human Rights*, UN Doc. A/810, Paris, 10 December 1948, Art. 8.

- 28 たとえば、次を参照。ICCPR, above note 6, Art. 2; International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, 660 UNTS 195, 21 December 1965 (entered into force 4 January 1969), Art. 6; Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment of Punishment, 1465 UNTS 85, 10 December 1984 (entered into force 26 June 1987) (Convention against Torture), Art. 14.
- 29 欧州人権条約 (第 13 条、第 41 条)、米州人権条約 (第 25 条)、1981 年の人および人民の権利に関するアフリカ憲章 (第 7 条)、2004 年のアラブ人権憲章 (第 12 条) はすべて、人権侵害の被害者への救済の権利を成文化している。African Charter on Human and Peoples' Rights, 1520 UNTS 217, Nairobi, 27 June 1981 (entered into force 21 October 1986); Arab Charter on Human Rights, Tunis, 22 May 2004 (entered into force 15 March 2008), reprinted in International Human Rights Report, Vol. 12, 2005, p. 893.
- 30 UNSC Res. 692, 20 May 1991.
- 31 UNSC Res. 687, 3 April 1991, para. 16.
- 32 UNCC, "The United Nations Compensation Commission", available at: www.uncc.ch. エッダ・クリストヤン スドティールが述べるように、このような多数当事者手続きは、「政治的意思と補償を支払う資金や返還する資産があれば、数十万、あるいは数百万の申請を限られた短い時間内で処理することはさほど困難なことではない。」Edda Kristjansdottir, "International Mass Claims Processes and the ICC Trust Fund for Victims", in Carla Ferstman, Mariana Goetz and Alan Stephens (eds), *Reparations for Victims of Genocide, War Crimes and Crimes against Humanity: Systems in Place and Systems in the Making*, Martinus Nijhoff, Leiden and Boston, 2009, p. 169. さらに次も参照。Linda A. Taylor, "The United Nations Compensation Commission", in *ibid.*, esp. p. 213.
- 33 次を参照。UNCC, "Summary of Awards and Current Status of Payments", available at: www.uncc.ch/summary-awards-and-current-status-payments.
- 34 しかしながら、国際人道法は人道的保護面においてただでさえ十分とは言えないところ、責任追及のメカニズムが著しく欠如していることにより、より一層不十分なものになっていることは悲しい現実である。
- 35 たとえば、次を参照。Stuart Casey-Maslen, "The Right to a Remedy and Reparation for the Use of Nuclear Weapons", in G. Nystuen, S. Casey-Maslen and A. Golden Bersagel, above note 10, pp. 463–465.
- 36 L. Doswald-Beck, above note 10, p. 459.
- 37 *Ibid.*, pp. 444–459.
- 38 Report of the Special Rapporteur, above note 2, para. 42.
- 39 原則を証明する例外は、欧州人権条約第 15 条に定められている (「緊急時の適用除外」)。同条 2 は次のように述べている。「本条の規定は、[生命に対する権利を定め、保障している] 第 2 条 (合法的な戦闘行為から生ずる死亡の場合を除く。) …… (中略) ……の規定から逸脱することを許すものではない。」この例外は国際的武力紛争に限られている。というのは、非国際的武力紛争は第 2 条 2(c) の「反乱… (中略) ……」を鎮圧する目的で合法的にとった行為」の射程に含まれるからである。次を参照。L. Doswald-Beck, above note 10, pp. 447 n. 60 and 451.
- 40 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 8, para. 25.
- 41 次を参照。Report of the Special Rapporteur, above note 2, para. 42.
- 42 ECtHR, *Al-Skeini and Others v. UK*, App. No. 55721/07, Judgment (Grand Chamber), 7 July 2011, para. 163.
- 43 「第 2 条の下で調査されるべき死亡が、一般化された暴力、武力紛争、または反乱等の状況で起きた場合に、捜査員を妨害する障害が生じる可能性があり、また、より実効的でない調査方法の使用を強制したり、調査の遅延を生じさせたりするような具体的な制約が発生する可能性がある。… (中略) ……それにもかかわらず、第 2 条の下で生命を保護する義務は、困難な安全保障環境においてさえ、生命に対する権利の侵害が疑われる場合には、実効的で独立した調査が実施されることを確実にするためにすべての合理的な措置が講じられなければならないことを必然的に伴う。」*Ibid.*, para. 164. たとえば、次も参照。ECtHR, *Jaloud v. The Netherlands*, App. No. 47708/08, Judgment (Grand Chamber), 20 November 2014.
- 44 ECtHR, *Benzer and Others v. Turkey*, App. No. 23502/06, Judgment (Former Second Section), 24 March 2014, para. 143.
- 45 *Ibid.*, para. 185.
- 46 放射性降下物とは、核爆発によって空中で放射能汚染された物質の粒子を指す。一部の粒子は近接する場所に落下し、また一部の粒子は上空の風により数千キロ以上離れた場所まで飛ばされる。粒子が最終的に地面に落ちると、これが降下物と呼ばれる。たとえば、次を参照。Fun Fong, Cham E. Dallas and Lorris G. Cockerham, "In-Depth Medical Management for Nuclear/Radiological/Conventional Terrorism Agents", PowerPoint Presentation, undated, available at: www.powershow.com/view/17e3-NTY4Y/Medical_Effects_of_Nuclear_Weapons_powerpoint_ppt_presentation. 次も参照。L. Doswald-Beck, above note 10, pp. 450–451.
- 47 Statement of the Mayor of Nagasaki to Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 8, p. 36, available at: www.icj-cij.org/docket/files/95/5935.pdf.
- 48 F. Fong, C. E. Dallas and L. G. Cockerham, above note 46.
- 49 ICCPR, above note 6, Art. 7.
- 50 Convention against Torture, above note 28, Art. 16.
- 51 ECHR, above note 10, Art. 3; ACHR, above note 25, Art. 5; African Charter on Human and Peoples' Rights, above note 29, Art. 5.
- 52 L. Doswald-Beck, above note 10, p. 452. ここでは米国保健福祉省の放射能緊急医療マネジメントに言及している。「Nuclear Detonation: Weapons, Improvised Nuclear Devices: Categories of Medical Effects», available at: www.remm.nlm.gov/nuclearexplosion.htm#categories.
- 53 L. Doswald-Beck, above note 10, p. 452.
- 54 R. DeVour, "Possible Psychological and Societal Effects of Sudden Permanent Blindness of Military Personnel Caused by Battlefield Use of Laser Weapons", in Louise Doswald-Beck (ed.), *Blinding Weapons: Reports of the Meetings of Experts Convened by the International Committee of the Red Cross on Battlefield Laser Weapons, 1989–1991*, ICRC, Geneva, 1993, pp. 47, 52.
- 55 *Ibid.*
- 56 Nuclear Weapons Advisory Opinion, above note 8, para. 35. 次も参照。Ira Helfand, *Nuclear Famine: Two Billion People at Risk? Global Impacts of Limited Nuclear War on Agriculture, Food Supplies, and Human Nutrition*, 2nd ed., International Physicians for the Prevention of Nuclear War, November 2013, available at: www.ippnw.org/pdf/nuclear-famine-two-billion-at-risk-2013.pdf.
- 57 注 29 の 1981 年の人および人民の権利に関するアフリカ憲章は、第 24 条で「全ての人民は、その発展に有利な、一般的で満足できる環境に対する権利を有する。」と規定する。1988 年の経済的、社会的及び文化的権利の分野における同憲章追加議定書の第 11 条は、「何人も健康的な環境の中で生活する権利を有」し、また、締約国に「環境の保護、保全、および改善を推進する」ことを要求することを定めている。L. Doswald-Beck, above note 10, p. 454.
- 58 African Commission on Human and Peoples' Rights, The Social and Economic Rights Action Center and the Center for Economic and Social Rights v. Nigeria, Comm. No. 155/96, Decision, 27 October 2001, paras. 50–54; see L. Doswald-Beck, above note 10, p. 455.
- 59 African Commission on Human and Peoples' Rights, *The Social and Economic Rights Action Center and the Center for Economic and Social Rights v. Nigeria*, Comm. No. 155/96, Decision, 27 October 2001, paras. 50–54; see L. Doswald-Beck, above note 10, p. 455.
- 60 *Ibid.*
- 61 たとえば、次を参照。Nils Melzer, *Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law*, ICRC, Geneva, 2009, p. 28.
- 62 Protocol Additional (II) to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts, 1125 UNTS 609, 8 June 1977 (entered into force 7 December 1978) (AP II). 2015 年 7 月時点で、168 カ国が第二追加議定書の締約国となっており、最近ではパレスチナが締約国となった。
- 63 第二追加議定書第 1 条 1 は、同議定書が「[1977 年の第一追加議定書] の第 1 条の対象とされていない武力紛争であって、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団 (持続的にかつ共同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの) との間に生ずるすべてのもの」について適用すると規定する。
- 64 AP II, Art. 13.
- 65 Protocol Additional (I) to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, 1125 UNTS 3, 8 June 1977 (entered into force 7 December 1978), Art. 51(4)(c). 第一追加議定書第 51 条 4(c) は、無差別な攻撃の禁止を規定する。「無差別な攻撃とは、… (中略) ……(c) この議定書で定める限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃で、結果的に、… (中略) ……軍事目標と文民又は民有用物とを区別しないでこれらに打撃を与える性質を有するものをいう。」もちろん、核兵器の使用に対する同議定書の適用については、特定の核兵器国によって議論されている。
- 66 Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck (eds), *Customary International Humanitarian Law*, Vol. I: Rules, Cambridge University Press, Cambridge, 2005, Rule 14. 「具体的かつ直接的な期待される軍事的利益との関連で、巻き添えによる文民の死亡、文民の負傷、民有用物の損傷およびそれらの組み合わせをもたらすような、過度の攻撃は禁止される。」

- 67 UNIDIR, *An Illusion of Safety: Challenges of Nuclear Weapon Detonations for United Nations Humanitarian Coordination and Response*, United Nations, 2014.
- 68 *Ibid.*, Art. 8 (2)(e).
- 69 Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict with Regulations for the Execution of the Convention, 249 UNTS 240, 14 May 1954 (entered into force 7 August 1956), Second Protocol, 26 March 1999, Art. 6. 1954年の武力紛争の際の文化財の保護に関する条約は非国際的武力紛争の当事者に文化財を尊重することを義務付けているに過ぎない。
- 70 既に第二追加議定書第16条の下で、「国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を対象とする敵対行為を行うこと及びこれらの物を軍事上の努力を支援するために利用すること」は禁止されている。
- 71 予防措置を取らなければただちに無差別攻撃を構成するというにはならないため、攻撃の際の予防措置については、ここでは議論しない。
- 72 第一審裁判部は、攻撃は国際的武力紛争の文脈で行われたと——おそらくは誤った——結論を下した。実際、検察側は本件において時折、1995年に非国際的武力紛争が進行中だったと暗に主張しているように思われた。「このようによく組織化された当事者間での紛争の烈度は、……（中略）……すべてが同じというわけではないが、『祖国戦争』を『強盗や組織化されていない短期間の暴動あるいはテロリストの活動』と区別するには十分に高いものであった。」ICTY, *The Prosecutor v. Gotovina et al.*, Case No. IT-06-90, Prosecution's Public Redacted Final Trial Brief, 2 August 2010, para. 469.
- 73 クニン、ベンコヴァツ、グラチャツ及びオプロヴァツ。
- 74 次を参照。ICTY Chambers, "Judgment Summary for Gotovina et al.", The Hague, 15 April 2011, p. 3, available at: www.icty.org/x/cases/gotovina/tjug/en/110415_summary.pdf.
- 75 「ゴトヴィナの命令の後、……（中略）……クニン、ベンコヴァツ、オプロヴァツ、グラチャツを含むクライナ中心部の文民たる住民は砲撃に晒された。これらそれぞれの町とその周辺に位置する村々では、砲弾とロケットが文民の居住地域に命中し、文民の死亡や負傷、文民の財産への損害、文民たる住民の大量移動を生じさせた。攻撃の的となった文民と複数の国際組織からの視察団は声を一つにしてその攻撃の恐怖を与える効果を指摘した。」ICTY, *Gotovina et al.*, above note 72, para. 484. さらに検察側は、「クニンの居住地区」と「不規則な間隔を置いて……（中略）……クニンの一般地域に」130ミリメートルの機関砲が撃たれたとするクロアチア軍の報告書を引用した。*Ibid.*, para. 507.
- 76 ICTY, *The Prosecutor v. Gotovina and Markac*, Case No. IT-06-90-A, Judgment (Appeals Chamber), 16 November 2012, paras 58–61.
- 77 *Ibid.*, para. 65.
- 78 ICTY, *The Prosecutor v. Gotovina and Markac*, Case No. IT-06-90-A, Application and Proposed *Amicus Curiae* Brief Concerning the 15 April 2011 Trial Chamber Judgment and Requesting that the Appeals Chamber Reconsider the Findings of Unlawful Artillery Attacks During Operation Storm, 12 January 2012, para. 17.
- 79 「正確な法的基準を明確にしなかったことにより、多数意見は第一審判決の法的な誤りを訂正するには至らず、また、第一審裁判部が文民や民用品に向けられた攻撃の合法性を評価する際に適用すべきであった法の明確化にも至っていない。さらに、証拠が国際人道法の原則に照らして評価された場合に、これら4つの町への砲撃が合法であったか否かを検討することを怠っている。」ICTY, *Gotovina and Markac*, above note 76, Dissenting Opinion of Judge Pocar, para. 13.
- 80 *Ibid.*
- 81 ICTY, *Gotovina and Markac*, Application and Proposed *Amicus Curiae* Brief, above note 78, para. 2. 【訳注：タジッチ (Tadić) 事件はICTYが最初に審理した事件であり、慣習国際人道法や国際刑事法の原則を多く明文化したその功績から「IHL・国際刑事法のメルクマール」という比喩でしばしば用いられる。】
- 82 たとえば、次を参照。ICRC, "Weapons: ICRC Statement to the United Nations, 2014", Statement, General Debate on All Disarmament and International Security Agenda Items, UN General Assembly, 69th Session, First Committee, New York, 14 October 2014, available at: www.icrc.org/en/document/weapons-icrc-statement-United-nations-2014#.VP1BMCmzXX5.
- 83 次を参照。"ICRC and Human Rights Council: Complementary Activities, Respect for Differences", statement by Mr Peter Maurer, President of the ICRC, 22nd Session of the Human Rights Council, High-Level Segment, Geneva, 26 February 2013, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/statement/2013/ihl-human-rights-council.htm.

核兵器の人道上の影響に関する国際的なイニシアチブの発展と核兵器を巡る議論への影響

アレクサンダー・クメント*

アレクサンダー・クメント: オーストリア欧州・統合・外務省軍縮軍備管理不拡散部長。同国軍縮大使。2000年からジュネーブや包括的核実験禁止条約機関準備委員会などで軍縮問題に従事。2014年第3回核兵器の人道的影響に関する会議開催責任者。その功績から、米国防務省が実施したオンライン投票で、2014年軍備管理パーソン・オブ・ザ・イヤーに選出。

*本稿で示された見解は著者のものであり、必ずしもオーストリア外務省の立場を反映するものではない。

概要

本稿は、人道イニシアチブが誕生した経緯を振り返り、地域間共同声明やノルウェー、メキシコ、そしてオーストリアにおける3度の核兵器の人道的影響に関する会議の過程で発展した政治的背景を概説する。また、この議論で得られた重要な結論を解説するとともに、世界的な核軍縮および不拡散体制との関連を考察する。そして、本稿はこれらの事実と結果から、核兵器の、いわゆる安全保障上の価値と、核抑止に基づく安定と安全保障の維持という考えは早急に見直される必要があると結論する。

キーワード：核兵器、人道イニシアチブ、人道上的影響、核兵器のリスク、核抑止、国際人道法

.....

核兵器の爆発が甚大な被害と人道上的悲惨な結末をもたらすことは、ほとんど議論の余地がない。70年前に広島と長崎で核兵器が初めて使用されてから、それは誰もが知るところとなった。

まさに核兵器の破壊力が、冷戦中における核抑止論の確立につながった。いかなる攻撃も相手に受け入れがたい規模の破壊と死をもたらすという認識が「相互確証破壊」、つまり、言い得て妙だがMAD (mutually assured destruction) [訳注：MADは狂気の意]の基礎だった。(核兵器保有国とその同盟国の間では、現在もこの概念が、「究極の安全保障」および戦略的な——危険は伴うものの——安定を維持する手段としての核抑止に基礎づけられる安全保障政策の支柱を成す。核兵器の拡散を阻止し、核軍縮を進める国際的な取り組みは全て、核抑止を維持し、核兵器による戦略的安定性を保持する範囲内で行われてきた。

しかしながら近年は、伝統的な軍事的安全保障の観点からの議論を補うように、核兵器の人道上的影響や核兵器に伴うリスクに注目する政治的な関心が高まりを見せている。2010年から、この問題を集中的に取り上げた国際会議が何度か開催されてきた。核兵器の人道上の被害に懸念を表明する地域的な声明に賛同する国も増え続けている。核軍縮キャンペーンへの支持を集めることに苦しんできた市民社会が再び表舞台に立ち、より精力的に核兵器を巡る論争に加わるとともに、さまざまな分野の学者や専門家が核兵器の人道上の影響という側面をますます重点的に指摘するようになった。

いわゆる人道イニシアチブは、核抑止論の正当性に疑問を呈するおそらく最も有効な存在だろう。多くの国にとっては、世界的な核軍縮がほとんど進展しない状況や核兵器のない世界の実現に本腰を入れない核保有国の後ろ向きな政治的意思に対する不満のはけ口となった。しかし最も重要なのは、核兵器と核抑止、そして究極的には大量破壊を前提とする安全保障政策の容認と正当性に異論を唱えている点だ。核兵器がもたらす影響や核兵器の保有に伴うリスク、国際社会による核爆発への対処の仕方などを詳細に検討したうえで異論だ。簡潔に言えば、軍事的な安全保障を維持するための核抑止という概念と、核抑止の失敗や事故によって核兵器が爆発した場合にもたらされる影響の範囲と規模に関する最新の調査結果を用いた人道的見地からの文脈を同列に検証している。本稿は、人道イニシアチブの発展を、2010年の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議から2015年のNPT運用検討会議まで、特に核兵器の人道結末に関する地域間ステートメントと、ノルウェー(2013年3月)、メキシコ(2014年2月)、およびウィーン(2014年12月)でそれぞれ3度にわたり開催された核兵器の人道的影響に関する会議を概説することを目的とする。最後に、本稿は、人道

イニシアチブが核兵器を巡る議論にもたらした重要で長期にわたるとみられる5つの影響を提起する。

人道イニシアチブの萌芽

人道上の被害を巡る議論が、核兵器に対処し、管理するためのあらゆる取り組みを後押しする原動力となったのはまず間違いなく、人道的影響については科学者からも厳しい警告が幾度となく発せられている¹。NPTの前文の第1段落にも、条約の合意に至った重要な動機として人道上の被害が次のように要約されている。

核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮²

しかしながらごく最近まで、国際的な議論の場では人道上の懸念ではなく核兵器の安全保障上の側面に重きが置かれてきた。人道上の側面に焦点を当てる最近の動きは、2010年4月20日に赤十字国際委員会(ICRC)のヤコブ・ケレンベルガー総裁(当時)がスイスのジュネーブで外交団に対して行ったスピーチに遡る³。ケレンベルガー総裁は、1945年に広島に原子爆弾が投下された直後に最初に現地に入った国際人道組織としてのICRCの経験に言及した。核兵器の使用によってもたらされる人道上の緊急事態とその結果生じる人的被害や社会的被害に対して十分に対処できる能力が存在しないことを強調した。さらに、そのような人道上の被害を踏まえて、「ICRCは、核兵器のいかなる使用も国際人道法の規則と合致するとみなすことは難しい、と考える」と強く主張した⁴。

「国際人道法(IHL)の守護者」として活動する組織の総裁によるこのスピーチは、2010年5月のNPT運用検討会議への重要な布石として発表され、また、実際に重要性を発揮した。運用検討会議の最終文書には、「結論と今後の行動に関する提言」(行動計画)が全会一致で採択された⁵。行動計画には、その実現の指針となる一連の原則と目標に、次の文言が盛り込まれている。

会議は、いかなる核兵器の使用によってもたらされる壊滅的な非人道的結末に深い懸念を表明し、全ての締約国がいかなるときも国際人道法を含む適用され得る国際法を遵守する必要性を再確認する⁶。

実際のところ、この核兵器の非人道的な結末への言及は、1968年にNPTとその前文の第1段落が採択されて以来、人道上の側面がNPTの合意文書の中で明示的に触れられた初めてのことだった。

また、NPT 運用検討会議は、2010 年行動計画の行動 1 において、「全ての締約国は、本条約と核兵器のない世界の実現という目標に全面的に一致した政策を遂行することを約束する」⁷ ことを決定した。「いかなる核兵器の使用も壊滅的な非人道的結末をもたらすことへの深い懸念」という文言は、行動計画の行動 1 とともに、各国が NPT 自身を実現する手段として人道イニシアチブを遂行する事実上の義務というように解釈されるようになった。

最後の点は、後に人道イニシアチブに対して見解の相違が生まれたことを考えると、大きな意味を持つ。2010 年の NPT 運用検討会議は、全ての主要な関係者が全会一致で成果を得ようと精力的に活動するという、いつになく活気に満ちた会議だった。前年には、米国のバラク・オバマ大統領によるプラハ演説⁸ が、核兵器のない世界の実現に向けた明確な展望を示すとともに、多国間の「軍縮コミュニティ」が活力を取り戻す大きな契機となった。その直後には、ロシアと米国が新戦略兵器削減条約（新 START）⁹ に調印し、核軍縮に向けて具体的な前進に至ったことに大きな国際的な注目が寄せられた。これらの流れを受けて、2010 年の NPT 運用検討会議では行動計画の軍縮分野に特に関心が集まった。行動計画は、23 項目の行動で進捗状況がさらに測定可能になり、したがって、行動計画の実現に対するアカウンタビリティが増すよう設計された。

さらに、行動計画を実現する責任が、NPT 上の核兵器国と非核兵器国の間でより広く共有されるようになった。行動計画の中には、核兵器保有国のみが実現できる核軍縮に関連する項目がある。これらには、核兵器の削減、核ドクトリンの変更、リスクの低減、および透明性の向上などがある。他方、全ての締約国に向けられた行動もある。核軍縮と核兵器なき世界を実現するという機運を高める手段として核兵器がもたらす人道上の被害に焦点を当てることは、非核兵器保有国にとって実行可能で、かつ積極的に取り組むことを望む具体的な要素の一つである。こうして、人道の観点からのアプローチに重点を置く締約国は、人道上の被害に焦点を当てるのが NPT を下支えする揺るぎない土台であり、NPT を強固で信頼できる条約にするという目標に全面的に合致すると捉えるようになった¹⁰。人道イニシアチブがその後、NPT の趣旨に合致しない、あるいは NPT の効力低下さえ招いているとして核兵器国とその同盟国の一部から非難されることになるが、その際人道イニシアチブ支持派は、特に核兵器国の責任を問う項目にほとんど進展がみられない状況を踏まえて、その非難をきわめて挑戦的で不当な言いがかりだとみなした。

二つの潮流の出現

2012 年 4 月から 5 月にかけて 2 週間にわたってオーストリアのウィーンで開催された、2015 年 NPT 運用検討会議第 1 回準備委員会では、2010 年の運用検討会議において全会一致で得られた成果を足掛かりとして、二つの潮流が同時に生まれる

かたちで人道イニシアチブが具体的な行動へと発展した。第一に、スイスが 16 カ国（グループ 16）を代表して核軍縮の人道的な側面に関する最初の地域間声明を発表した¹¹。声明は、2010 年の NPT 運用検討会議の合意を引用し、また、その 2 年前に ICRC のケレンベルガー総裁が示した見解を踏まえたものであった。第二に、ノルウェーが核兵器使用が IHL に適合しないことなど、核兵器の人道上の被害に焦点を当てた会議を 2013 年春に開催する意思を表明したことだ¹²。

2012 年の NPT 会合におけるこれら二つの外交の新しい潮流と時を同じくして、限定的な核戦争がもたらす地球規模の影響に関する調査結果が核戦争防止国際医師会議（IPPNW）から公表された¹³。この報告書は核兵器の使用がもたらす気候への影響に関する最新の調査に基づいたもので、それ以前の研究が世界規模での食料生産の減少と大規模な飢餓の犠牲者数について著しく過小評価していたことを明らかにした。この調査結果はウィーンでの NPT 会合で発表され、各国や市民社会の代表の間で広く議論された。これは、核兵器がもたらす人道上の被害に関する最新の科学調査によって、外交文書や声明において共通の懸念を実証した。また、ノルウェーにおける国際会議と、それに続くメキシコとオーストリアにおける国際会議の開催は、核兵器がもたらす人道上の影響のさまざまな側面に関する具体的な研究とその成果を発展させ、問題提起や議論のための場を提供した。

これらの潮流に対する NPT の核兵器保有 5 カ国の反応は否定的だった。共同声明の強い内容と、グループ 16——NPT の枠内で最も精力的な非核兵器国——の結成によって、人道イニシアチブが NPT の運用において継続的に議論されることをきちんと意図したものであることが明確になった。今振り返ってみると、これは NPT の核兵器国にとっては予想外の事態だっただろう。彼らは 2010 年の NPT 運用検討会議で、文言を巡って議論した際、譲歩の一つとして、こうした人道的言及に同意した可能性はある。核軍縮交渉でこうした譲歩は珍しくない。しかし、この文言が非核兵器国によって有効活用され、徹底した科学調査に基づく強い地域間メッセージを含んだ共同声明が発表され、しかもこの問題に関する国際会議が続くだろうということは、想像していなかったに違いない。

NPT の核兵器国は特に、法的観点から見た核兵器使用と人道上の影響についての諸問題を指摘したその声明に IHL の存在が色濃く見て取れることに懸念を表明した。NPT の核兵器国にとっては、この一連の流れは過去の二つの外交プロセス、すなわち人道上の影響への考慮から対人地雷¹⁴ とクラスター弾¹⁵ を全面的に禁止する法的拘束力を有する条約が生まれたプロセスの発端を彷彿させるものだった。

人道的見地からの地域間声明

グループ 16 は 2012 年から 2015 年にかけて各国へ働きかけを行い、再三にわたって発表されることになる、核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントへの参加

を促すことに注力していった。市民社会は各国への働きかけを独自に展開した。こうして、NPT 運用検討会議準備委員会や国連総会第 1 委員会の各会議など多国間の核軍縮の主要なイベントにおいて同声明は発表され、参加国も増加していった。2012 年、2013 年および 2014 年の第 1 委員会、2013 年の NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会、そして 2015 年の NPT 運用検討会議で発表された声明に参加した国は、それぞれ 34 カ国¹⁶、80 カ国¹⁷、125 カ国¹⁸、155 カ国¹⁹、159 カ国²⁰と増えている。このように比較的短期間で参加国が急増したという事実は、人道的アプローチに関心が集まっていた証左にはかならない。つまり、国家にとってこの声明に関与することは、政治的にますます（雪だるま式に）魅力的になっていったのである。

これらの共同声明は、内容的には大差はない。しかし、いわゆる米国の「核の傘」の下にある国²¹でも支持しやすくなるように、多少の変更が加えられた。日本は、初期の二つの声明には参加しなかったが、なぜ自国が人道上の懸念を最も積極的に訴えるグループに名を連ねないのかという国内での熱い議論の果てに、2013 年の声明においては参加に強い関心を示した²²。この時点では既に核兵器の人道的影響に関する会議がオスロで開催されている。共同声明に関する日本との交渉の焦点は、最終的には、「いかなる状況においても、核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益である」²³という文言だった。日本は「いかなる状況においても」という表現の削除を提案し、この表現は法律尊重主義の観点から対象範囲が広すぎると解釈した。これに対して、グループ 16 を主導した南アフリカは、この表現は法律尊重主義の観点から解釈されるべきではなく、核兵器とその使用の合法性に関するいかなる解釈とも無関係に、核兵器を使用しないことが人類の利益になることに疑いはないと主張した。日本はその後、国内でさらに激しい議論にさらされ、2013 年 10 月の国連総会第 1 委員会における共同声明に当時 125 の参加国の一つとして名を連ねる決断を下した。このときの声明はニュージーランドによって調整されたもので、「いかなる状況においても」という表現も残されている²⁴。

日本の参加表明の数日後、オーストラリアは「代替案」ともいえる人道的見地からの声明を提案した。これは、「当初の」声明に対抗するものではなく、人道上の側面について独自の見解を示したいという意味はあるが、「ニュージーランド版声明」は強すぎる、とした米国の同盟国に発言権を与えることを主な目的として発表された。「オーストラリア版声明」は、想定されていたように、「効果的な軍縮のための実践的かつ継続的な努力」²⁵による、いわゆる「ステップ・バイ・ステップ」アプローチを支持した。また、「核兵器を保有する国に実質的かつ建設的に関与させることなくして、そして核兵器を巡る議論において安全保障と人道の両方の側面を認識することなくして、核兵器を禁止することのみでは核兵器の廃絶は保証されない」²⁶とも述べた。「核兵器国を関与させることなくして「禁止する」という見方は当初の声明には一度も盛り込まれたことがないため、この文言は注目に値する。この文言は、核兵器国が参加することがとても考えられない中で人道イニシアチブが核兵器の禁止に向けた外交

プロセスに発展するのではないかという、核兵器国や米国の核の傘の下にある多くの国の懸念をはっきりと示している。

オーストラリア主導の声明は、最終的に、米国の同盟国ならびにスウェーデンおよびフィンランドを含む 17 カ国に支持された。ニュージーランド主導の「当初の」声明は、ニュージーランド等の働きかけの結果、参加国は 125 カ国にのぼった²⁷。どちらも、声明は競合しないと主張しているが、ニュージーランド主導の声明の方がよりダイナミックで実現可能なように感じるのは明らかで、幅広い国から多くの支持が得られた。日本は、オーストラリアの提案を予期していなかったようだが、最終的に双方の声明を支持した。

2014 年の秋に開催された国連総会第 1 委員会における次なる人道的見地からの声明では、「ニュージーランド版声明」への支持は見事に 155 カ国へ広がった。「オーストラリア版声明」は、前回同様に米国の同盟国を中心として 20 カ国から支持された。このときは、スウェーデンはオーストラリア主導の声明からニュージーランド主導の声明に乗り換え、また、フィンランドは日本と同様に両方の声明を支持することを決定した。2015 年の NPT 運用検討会議で出された声明は、159 カ国を代表してオーストラリアのセバスティアン・クルツ外相から発表された²⁸。オーストラリア主導の声明は、24 カ国に支持された²⁹。二つの声明が相互に競合するか補完するかにかかわらず、わずか 3 年の間で 180 を超える国が急務である核軍縮の進展を通じて、人道イニシアチブが生み出した機運に乗じ、人道上の被害を防ぐ必要性に動かされたのは、特筆すべき成果である。核兵器や核軍縮の議論における重大な転機となったとみて間違いない。

人道会議

オスロ、2013 年 3 月 4 ～ 5 日

2012 年春にノルウェーが開催を表明していた核兵器の人道的影響に関する会議の初回は、2013 年 3 月 4 日から 5 日にかけてオスロで実現した³⁰。会議はパネルディスカッションや専門家によるプレゼンテーションで構成された。127 カ国の代表団に加え、国連難民高等弁務官事務所、国連人道問題調整事務所、国連開発計画、国連世界食糧計画等の幾つかの国連の人道機関、さらには国際赤十字・赤新月運動や市民社会からも代表者が参加した。議論の焦点は比較的絞られ、核兵器の爆発による人道面や開発面における即時的かつ広範な影響と、人道的な側面での準備態勢や対応策が取り上げられた。ノルウェーのエスペン・バート・アイデ外相は、議論やプレゼンテーションから得られた 3 つの要点を次のようにまとめた。

核兵器の爆発が即時にもたらす人道上の緊急事態に適切に対応し、被害者に対し

て十分な支援を提供することは、いかなる国家あるいは国際組織であろうとも不可能である可能性が高い。さらに言えば、そのような能力を確立すること自体、たとえ試みたとしても不可能だと思われる。

これまでの歴史で核兵器を使用・実験して得られた経験から、核兵器が即時的にも長期的にも壊滅的な影響をもたらすことは明らかである。政治情勢が変わっても、核兵器の潜在的な破壊力に変わりはない。

核兵器の爆発による影響は、その原因にかかわらず、国境によって制限されることはなく、地域的にも世界的にも国家と市民に重大な影響を及ぼす³¹。

ホストを務めたノルウェー政府の関係者は、核軍縮においてどのようにして具体的な進展が達成されるべきかといった政治色の濃い結論をオスロ会議が出すことを避け、事実に基づいて議論を行うことを徹底するために細心の注意を払った。参加国は、NPT やジュネーブ軍縮会議 (CD) 等の伝統的な軍縮交渉の場で行われた議論よりも、自国が重視する観点から核兵器の問題を取り上げる機会を明らかに歓迎していた。専門家から提示された証拠によって、核爆発が起きた場合にもたらされる破壊の規模の大きさと、それによって人類が直面せざるを得ない課題が浮き彫りになった。そこで明らかにされた調査結果や事実は、長年にわたって核兵器問題に携わってきた代表者たちにも間違いなく一定の印象を残しただろう。オスロ会議は、核兵器を抽象的な安全保障政策という概念の文脈で語ることに、核爆発が起きた場合に人類と人間社会に実際何が起こるのかをこれまでの証拠から具体的に検証することは全く別であることを強調した。また、オスロ会議は市民社会グループが活動を具体化できるフォーラムも提供した。会議に先立っては核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) の主催で市民社会フォーラムが開催され、大勢の活動家が参加した³²。多くの参加者に対して、オスロ会議はダイナミックな雰囲気と、事態が変わりつつあるという気配を醸成した。

NPT 上の核兵器国が揃ってオスロ会議をボイコットしたことが、図らずも会議のダイナミックな雰囲気の醸成に貢献した³³。いわゆる「P5 の団結」という無分別な誇示の下で、NPT 上の核兵器国はオスロ会議を主催するノルウェーに対し、この会議が「核兵器のさらなる削減に対する条件を設ける実践的な措置から議論を逸脱させる」という懸念を伝達していた³⁴。NPT 上の核兵器国は、国際社会にとって正当な懸念であるこの問題に関して建設的に取り組むのではなく、会議への不参加とその理由の説明を通してきわめて否定的なメッセージを送った。特に米国、英国、そしてフランスの、同じ NATO 加盟国が主催する会議への不参加は、多くの代表者を驚かせた。NPT 上の核兵器国の間でも参加するか否かについて大きく意見が分かれていたと言われており、ロシアとフランスが強固に反対する一方で、米国と英国は参加に傾いていた。米国は、2010 年の NPT 運用検討会議において設置された、NPT 上の核兵器国間の意見交換のための会合として定期開催されている「P5 プロセス」を考慮

し、その「団結」を維持するためにロシアとフランスに歩調を合わせる決断を下したとみられている。

会議への参加をめぐる問題によって、NPT 上の核兵器国と非核兵器国との間の大きな見解の相違も鮮明になった。核兵器国は、自分たちが参加しない核兵器の議論はほぼ間違いなく徒労に終わると決めてかかっていたように思われる。したがって、ボイコットはこのイニシアチブが姿を消すことを決定的にするための露骨な対応だったのである。しかし、非核兵器国の多くは、「P5 によるボイコット」によって人道の観点からのアプローチが有効であることが相当程度証明され、これまでさまざまな場で封じ込められていた核軍縮の議論を展開できる可能性が見出せたと捉えた。実際には、核兵器国の否定的な姿勢は、人道の観点からのアプローチの勢いを削ぐどころか、非核兵器国が牽引するイニシアチブをさらに促進した。その機運は、オスロ会議の閉会セッションでメキシコがフォローアップ会議を主催する旨を発表し、参加を呼びかけたことで、さらに高まりをみせた。

ナジャリット、2014年2月14～15日

メキシコが主催した 2 回目の核兵器の人道的影響に関する会議は、オスロ会議の形式を踏襲したが、議論の範囲は拡大された³⁵。広島と長崎に投下された原子爆弾の生存者である被ばく者の体験が大きくクローズアップされ、被ばく者の凄惨で力強い証言の一つのセッション全てが当てられた。ナジャリット会議は、オスロ会議で発表された報告やそこで得られた重要な成果を幾つか要約および再確認し、核兵器が健康、気候、食料安全保障、そして社会秩序に短期的および長期的に与える壊滅的な影響のほか、核兵器が使用された後の状況への対処能力の欠如を改めて強調した。国連軍縮研究所 (UNIDIR) は、核爆発による緊急事態に対処するための国際的な人道支援システムが抱える課題についての研究結果を発表した³⁶。新たに追加されたこととして、メキシコは事故や人的または技術的ミスなどから生まれる核兵器関連の「リスク」という問題を、会議のプログラムと人道の観点からの議論に盛り込んだ。

核爆発がもたらす影響が壊滅的であることは——細かい部分や、その範囲や深刻さまでは想像が及ばずとも——周知の事実となっているが、市民だけでなく多くの専門家も意図的または偶発的に核兵器が使用される事態が発生することはまず有り得ないと考えている。したがって、核の指揮命令系統インフラの脆弱性や、リスクのある核兵器関連の慣行、そして事故の寸前まで至った過去の事例に関して専門家から報告を聞くことは、多くの参加者にとって多少なりとも目を見張らせる経験となった。英国の王立国際問題研究所 (チャタムハウス) は、過去に発生した 16 件の「核ニアミス」の事例を分析した新たな研究結果を公表した³⁷。アーカンソー州の地方部にある核ミサイルの格納施設内で起きた、大惨事の一步手前だった事故を題材にしたノンフィクション『コマンド・アンド・コントロール』³⁸ を上梓して好評を博していた、米国の

調査報道を得意とするジャーナリストのエリック・シュローサー氏は、ビデオメッセージを通じて講話を行った。米国の核ミサイル発射管制官だったブルース・ブレア氏は、核兵器の目標選定や警戒態勢等の核兵器に関する意思決定の慣行と手順において考えられるリスクを詳細に説明した³⁹。こうした過去の事例の幾つかで惨劇を土壇場で回避できたのは、事前の準備があったからではなく、単純に運の要素が大きかったことを初めて知った参加者も大勢いた。したがって、核兵器に伴うリスクのさまざまな要素に関する認識を深化させたことは、ナジャリット会議が人道上の影響の議論に対して成した大きな貢献であった。メキシコの議長は、次のように総括した。

今日、核兵器の使用に伴うリスクは、核の拡散や、サイバー攻撃や人為的ミスに対する核の指揮命令系統ネットワークの脆弱性、非国家主体、特にテロリスト集団による核兵器入手の可能性を踏まえて、世界規模で高まりつつある。

より多くの国がより多くの核兵器をより高いレベルの戦闘準備態勢で配備するようになっており、事故または過誤、あるいは未承認または故意の核兵器の使用のリスクが大幅に増大している⁴⁰。

ナジャリット会議は他の二つの重要な側面でオスロ会議と異なる。第一に、ナジャリット会議の冒頭にオーストリアはフォローアップ会議を2014年末に主催する旨を発表した⁴¹。したがって、会議開始の時点で人道イニシアチブが継続的に、また、加速度的に前進することが明らかにされた。この発表は広く歓迎され、会議での議論をより活発化させた。第二に、146カ国からの代表団に加え、前回同様に数多くの国際組織やNGOからの代表者が参加し、オスロ会議よりも参加者が増えた。また、オスロ会議では声明を行う意思を示した国はほとんどなかったが、ナジャリット会議では核兵器の人道上の影響に関して見解を共有しようとする姿勢が多くの人にみられた。会議2日目の大半は、約80カ国の代表者が加わった一般討論に費やされた⁴²。

数多くの声明によって、ナジャリット会議はオスロ会議に比べてより政治的な側面を有するようになった。多くの声明は人道イニシアチブの重要性を強調し、人道イニシアチブが核軍縮に向けた多国間の取り組みに対して政治的な推進力をさらに与えるべきだと強く訴え、NPTの核兵器国に議論に関与するように呼びかけた。また、多くの国は、その声明の中で核軍縮に進展がみられない現況への遺憾とともに、核軍縮に向けた多国間協議に漂う停滞感を打破するために講じるべき対策を強調した。この点について代表者の多数は、核軍縮、ひいては核兵器のない世界を実現していくことへの具体的な進展を後押しし、また、そのような全ての取り組みの中心に人道の観点からの議論を据えるためのさらなる勢いと新たなイニシアチブを求めた。

NPTの核兵器国は引き続き人道に関する会議のボイコットを執行したが⁴³、米国の同盟国の多くは、自国で市民社会の関心が高まってきた事情も考慮して再び参加に

踏み切った。これらの国は、人道の観点への支持を表明しつつも、同時に、その立場と米国の「(核の)傘」の下にある国としての立場との両立に苦心した。そうした国の声明の中には、核兵器の「安全保障の側面」に言及して、「現実的な措置」と「包括的な方法」——これは核兵器国とともに物事を進めていくということの意味しているのだが——により、核軍縮を進めていくことが必要であると強調するものもあった⁴⁴。この主張は人道の観点からの議論への一定の支持を示す常套句だが、核兵器の禁止に向けた外交プロセスにまで発展した場合には通用しない。ナジャリット会議と時を同じくして、この論調でオーストラリアのジュリー・ビショップ外相は「核兵器国を激怒させる(enrage)のではなく関与させ(engage)なければならない」⁴⁵という論説を寄稿した。結果的には、NPTの核兵器国が招待を受けながらも会議をボイコットする道を選んだことで、参加者の多くを大いに苛立たせることになった。

活気に満ちた一般討論の後、メキシコは自身の責任で独自にまとめた議長総括を発表した。メキシコは、パネリストからの発表で提示された重要なポイントに加え、政府代表団の声明における主張を要約し、政治的な観点からの結論を付け加えた。

我々は、過去において、兵器は違法化された後に撤廃されてきたことを考慮しなければならない。そしてこれが、核なき世界を実現するための方途であると確信する。

我々の見解では、これはNPTおよびジュネーブ諸条約共通第1条より導かれる義務を含む、国際法上の義務に合致する。核兵器の人道上の影響に関する広範にわたる包括的な議論は、法的拘束力を有する文書によって新たな国際基準および規範を生むという国家と市民社会のコミットメントに通じなければならない。

この目標の達成に貢献する外交プロセスを開始する時期が到来したことをナジャリット会議が示したというのが、議長の見解である。この外交プロセスが、具体的な期限の枠組み、最も適切な交渉の場、そして明確かつ現実的な枠組みを設定し、核兵器の人道上の影響が軍縮の取り組みの基盤となることを確信している。行動を起こすべき時が訪れた。広島と長崎への原子爆弾投下から70年を迎えた今こそ、我々の目標を達成するのにふさわしい重要な節目である。ナジャリット会議は、最早後には引けないことを示す⁴⁶。

議長総括のこのような見地は、各政府代表団の見解の中でも支配的な見解を受けてメキシコの見方を反映したものであり、会議における完全な意見の一致をまとめたものではないのは明らかだが、いわゆる核の傘の下にある国からはその後、自国の立場が適切に反映されていないとの強烈的な批判が噴出した。一方、市民社会組織は、ナジャリット会議が核兵器の影響とリスクに関する事実に基づく議論に政治的な要素を加

えたとして評価した⁴⁷。

ウィーン、2014年12月8～9日

ナジャリット会議の議長総括は、次回会議の開催国であるオーストリアに政治的課題を与えた。人道イニシアチブに反対する立場をとる国——NPTの核兵器国とその核の傘の下にある国——は、人道イニシアチブの政治的な方向への変化に公然と批判の声をあげた。これらの国の間では、人道会議が核兵器に関する条約あるいは核兵器を禁止する条約の交渉のための外交プロセスを開始させる方向への「滑りやすい坂道」となるという懸念が高まっていた。核の傘の下にある国は、ウィーン会議は具体的にどのような方向性で進められる予定なのか、そして外交的・政治的成果を得ることが会議の目標なのかという点を明確化するために、オーストリア政府に対して繰り返し外交的手段を通じ、そのようなアプローチは支持しないと主張した。これらの国々は、「自国の見解」をいかなる成果や総括文書にも適切に反映するように念を押すと同時に、NPTの核兵器国を議論に巻き込むようオーストリアに強く促した。

一方、人道イニシアチブを強く支持する国の多くと市民社会は、「事実に基づく」会議の形式の有効性はおそらく限界に達しており、核兵器がもたらす影響や核兵器に伴うリスクに関する事実や調査結果をもって、核軍縮に関する緊急の行動を要求するという見解を示した。こうして、3回目を迎える核兵器の人道的影響に関する会議では、人道の観点からの議論はどこに向かっていくのか、そして会議の成果としてどのような政治的および法的結論にたどり着くべきかという問題を熟考しなければならなかった。市民社会組織、特にICANは、核兵器の禁止を交渉するための外交プロセスの開始に向けて大きく前進すべきである、と断固主張した⁴⁸。しかし多くの国は、具体的にどのような結論を目指すべきかについて判断を差し控えたままだった。

開催国であるオーストリア政府は、さまざまなアプローチで幅広く、異なる要望に応えることを決めた。核の傘の下にある国の懐疑論に対応するために、ウィーン会議は外交プロセスを開始する目的ではなく、議長総括に全ての見解を適切に反映させるように努めることを確約した。さらに、それ以前にも十分明確に示されていたが、人道イニシアチブとウィーン会議はNPTの文脈にあると明確に位置づけられた。オーストリアは、その他の利害関係者とともに、人道イニシアチブは2010年の行動計画を原点とし、NPTにも深く関連する重要なテーマが過去の会議で議論されてきた点を強調した。したがって、ウィーン会議の主要な目標は、過去の会議で成果として得られた重要な要素を、その数カ月後に予定されていた2015年のNPT運用検討会議への提示事項として集約することとなった⁴⁹。NPTとの明確で重要な関係と、ウィーン会議の目的と予想される結論の確約は、核の傘の下にある国が人道イニシアチブから距離を置くことはもちろん会議をボイコットすることさえも選択しにくい状況をつくった。

同時にオーストリアは、NPTの核兵器国、特に米国に対して会議に参加するように働きかけることに注力した。これは、「ボイコット政策」が政治的に有害であり、敵対的であると見る国が続出していることを米国が察知しているという計算に基づいていた。オバマ大統領がプラハ演説⁵⁰で打ち出した目標を考慮すると、核兵器の使用がもたらす人道上の被害に焦点を当てた議論はNPTから「注目を逸らすこと」になるという理屈は、明らかに裏目に出始めていた。さらに、ウクライナ危機やオバマ大統領からの核兵器削減の提案⁵¹をロシアが拒否したこと、そして米ロの全体的な関係悪化は、米国がこれまで会議への参加を見送ってきた主な理由の一つである「P5の団結」が危うくなってきたことを意味した。こうした理由から、米国はナジャリット会議後に人道上の影響に焦点を当てたイニシアチブに対するレトリックを若干変えて、人道の観点からの議論の啓発的な意義を強調した。さらに、包括的核実験禁止条約の効力についての議論を呼び起こすという米務省の国内的な取り組みは、過去の核実験がもたらした人体への影響という文脈に位置づけられており、それも人道イニシアチブへのもう一つの重要な入り口を開いた。こうして、米国は——少なくとも米国のより積極的な軍縮アプローチの推進派は——人道の観点からの議論に参加する道を模索し始めたようだった。さらに、ワシントン拠点とする米国のシンクタンクコミュニティも、それまでは米国とその他のNPTの核兵器国の関与がなかったことからほとんど関心を示していなかったが、次第に人道イニシアチブに注目するようになった⁵²。米国を取り巻くこうした状況の変化に加えて、オーストリアがウィーン会議の準備段階から米務省の関係者に定期的に接触したことが、米国によるウィーン会議への参加表明につながった⁵³。無分別なNPTの核兵器国によるボイコットが崩れたことで、予想通り英国も米国に倣って会議への参加を決定した⁵⁴。その結果、NPTの核兵器国の中でも最もあからさまに人道イニシアチブに反対していたフランスとロシアは、人道の観点は今や不可欠だと広く考えられている核兵器に関する国際的な議論の新たな潮流から明らかに取り残された格好となった。インドとパキスタンに加えてNPTの核兵器国の一部からも参加が得られたことは望ましい進展として、また、人道イニシアチブの重要性の再確認として受け止められた。

こうしてウィーン会議は、158カ国の代表団のほか、幾つかの国際組織、数多くの国の赤十字社および赤新月社、そして数百の市民社会の代表者など、ナジャリット会議よりもさらに多い約900人の参加⁵⁵を得た。会議に先立ってICANは、さまざまな組織からさらに数百の軍縮活動家を集めて市民社会フォーラムを2日間開催した。また、メディアの注目度も上昇したが、これは一部には、人道イニシアチブを促進するというオーストリアとその他の関係者の一致団結した取り組みの成果であり、また、一部には米国と英国の参加が主要メディアによる報道の増加をもたらした結果でもある。

ウィーン会議のアジェンダは、過去2回の会議で得られた重要な成果を概括するとともに、人道イニシアチブにおいてそれまで議論されていなかった側面を取り上げ

ることだった⁵⁶。会議は、被ばく者からの声明⁵⁷に加え、過去の核実験が及ぼした健康、環境、社会、および文化への影響を、オーストラリア、マーシャル諸島、そして米国（ユタ州）の核実験の被害者からの印象的な証言とともに、核実験がもたらすさまざまな影響に関する調査結果の概要を通じて強調した。さらに、核戦争が気候、さらにそれに続き食料安全保障に与える中長期的な影響と、核爆発が人体に及ぼす影響についての最新の調査結果を概説するプレゼンテーションが二つ行われた。核爆発が人体に及ぼす影響についての調査結果は、放射線被曝におけるジェンダーの側面について特に説明を行い、男性よりも女性に深刻な影響を与えることを指摘した⁵⁸。核兵器の爆発が国境を越えて及ぼす影響は、米国の核兵器が保管されているアヴィアーノのNATO軍事基地の地理的座標に基づく、イタリア北部において200キロトンの核爆発が起きた場合の影響を予測したプレゼンテーションを通じて強調された⁵⁹。これらの発表から得られた重要な結論は、議長によって次のように総括された。

原因の如何にかかわらず、核兵器の爆発の影響は国境によって制限されることなく、地域規模から世界規模まで広がる可能性があり、破壊と死をもたらし、強制移動を余儀なくさせ、環境、気候、人間の健康と福祉、社会経済の発展、そして社会秩序に深刻かつ長期的な被害を及ぼし、人類を存亡の危機に追い込むおそれさえある。

核兵器の爆発がもたらす人道上の被害の範囲、規模、そして相互関係は壊滅的で、一般に認識されているよりはるかに複雑である。これらの被害は大規模で、取り返しのつかない状態に陥るおそれもある。

核兵器の使用および実験は、その即時的および中長期的な壊滅的影響を明らかにしてきた。世界の一部の地域において実施された核実験は、人体および環境への深刻な被害という負の遺産を残した。これらの核実験が招いた放射能汚染は、特に女性と子どもに被害を及ぼす。放射能汚染は食料供給にも影響を与えており、大気中では現在も汚染が計測されている⁶⁰。

ナジャリット会議で行われたリスクについての議論をフォローアップするかたちで、ウィーン会議は、とりわけ、核ドクトリン、戦争に関する計画と核紛争のシナリオ、サイバーリスク、核戦争のリスク計算、そして核兵器使用のリスクに関するシステム分析評価を取り上げた。また、核爆発のシナリオへの対処に伴う課題がさまざまな国の視点や国連のシステムの枠内で詳しく解説された。議長は、リスクに関する議論について、次のように総括した。

核兵器が存在し続ける限り、核兵器が爆発する可能性は存続する。爆発の可能性

は低いと考えられているとしても、核兵器の爆発がもたらす壊滅的な影響を踏まえると、そのリスクは容認できない。事故、過誤、未承認、または故意の核兵器の使用のリスクは、核の指揮命令系統の人的ミスやサイバー攻撃に対する脆弱性、核兵器の高度な警戒態勢の維持、核兵器の前線展開、そして核兵器の近代化の継続により明白である。そのリスクは、時間の経過とともに高まる。核兵器およびその関連物質を非国家主体、特にテロリスト集団が入手する危険も存在し続けている。

国際紛争や国際的な緊張状態、核兵器保有国が現在打ち出している安全保障政策という背景を踏まえると、核兵器が使用されるおそれがある状況は少なくない。核抑止には核戦争への準備が伴うため、核兵器が使用されるリスクは現実として存在する。このリスクを低下させるために、警戒態勢の解除や安全保障政策における核兵器の役割の低減などの機会を今、利用すべきである。核兵器の役割を抑止力に制限するだけでは、核兵器が使用される可能性を排除しない。また、事故による核兵器の使用に起因するリスクに対処することにもならない。核兵器が爆発するリスクを確実になくす唯一の方法は、核兵器の全面的廃絶である。

人口密集地で核兵器が爆発した場合、その直後に発生する人道上の緊急事態や長期的な影響に対する適切な方法による対処や、その被害者への適切な救護の提供は、国家も国際組織も行い得ない。また、そのような能力が将来的に存在することも期待できない。しかしながら、連携に基づく準備は、テロリストによる即席爆発装置を使用した核攻撃などの影響を軽減するうえでは効果的かもしれない。核兵器の使用がもたらす人道上の被害を起こさない唯一の保証としての予防措置の必要性が強調された⁶¹。

また、ウィーン会議は、過去2回の会議で取り上げられなかった国際法の観点からも議論を行った。国際司法裁判所（ICJ）の1996年勧告的意見⁶²がどのように解釈されるべきかについてや、核兵器そのものの合法性について、周到に準備された意見の交換が繰り返されたのではない。ウィーン会議で重視されたのは、核兵器の爆発がもたらす影響について既存の国際法はどのように解釈しなければならないか、という従来とは異なる視点だった。各パネルが、新たに明らかになった人道上の影響を踏まえたうえで国際的な環境規範、世界保健機関が定めた国際保健規則、そしてIHLの原則適用の可能性とともに、武器を規制する既存の国際法の中で人道上の配慮にどう言及しているかを考察した。

ウィーン会議が人道の観点からの議論に与えた新たな側面として、国際法が拠り所とする倫理と道徳上の原則、それらが核兵器にどのように関連するかを検討した。法に関連するパネルでは、オスロ大学の林伸生氏が、ある行為について、その結果にお

ける道徳性ではなくその行為自体の道徳性を検討することによる、核兵器の影響に対する義務論的アプローチをとり、拷問の道徳的な評価と比較を行うことを主張した⁶³。また、フランシスコ法王は、ウィーンで発表されたバチカン市国の公式見解書によって詳細が補足されることになる、ウィーン会議に対するメッセージ⁶⁴を送り、核抑止の倫理的正当性の評価に対する非常に重要な新しい分析を加えた。特に重要な進展とみられるのは、バチカン市国が核抑止に対する態度を、とりわけ次のように主張し、詳細に明らかにしたことだ。

完全な軍縮へのさらなる進展がみられず、より確実に真なる平和に向けた具体的な措置もとられないまま、核兵器に立脚する体制の正当性はほとんど失われた。……（中略）……意図しているものが大量破壊——長期にわたる甚大な付随的損害、非人道的な苦痛、そしてリスク加速をも同時にもたらす——であることから、核抑止のシステムはもはや道徳的価値観に堅く根ざした政策とみなすことはできない⁶⁵。

バチカン市国の公式見解書は、核廃絶と「政治的リアリズムによって課された制約に屈服しないよう抵抗する必要」への力強い訴えで結ばれていた⁶⁶。

オーストリアの議長は、ウィーン会議における法的観点と道徳的観点からの議論を次のように総括した。

核兵器をさまざまな法的観点から考察すると、その保有、移譲、生産、および使用を普遍的に禁止する包括的な法規範が存在しないのは明らかである。国際環境法は、核兵器を明示的に規制するものではないが、武力紛争においても適用され得るものであり、核兵器にも関連するとみることができる。同様に、国際保健規則も核兵器がもたらす影響に適用されるだろう。核兵器がもたらす人道上の影響について過去 2 年で明らかになった新しい証拠は、核兵器が IHL に適合するかたちで使用され得るか否かという点に関してさらなる疑問を投げかける。人間性をくじき、現在では決して許容されない拷問と同様に、核兵器の使用がもたらす苦痛も法的な問題として取り上げるだけでなく、道徳的な観点からも評価する必要がある。

核兵器の爆発がもたらす壊滅的な結末と核兵器の存在そのものに付随するリスクは、法的な議論や解釈を上回る水準の深刻な倫理的および道徳的問題を提起する⁶⁷。

2 日目の一般討論では、人道イニシアチブの重要性や核兵器に関する影響とリスクへの懸念が数多くの陳述の中で強調された。しかし、人道の観点からの議論で得られた重要な成果からいかなる政治的結論を引き出すかという問題が、国や国際組織、

市民社会の 100 を超える陳述⁶⁸の中に歴然と垣間見れた。非核兵器国の大部分は人道の観点からの議論で得られた結論を論拠として、受け入れ難い壊滅的な結末をもたらす多大なリスクが伴う核兵器の存在が自国の安全保障を脅かしていること、核兵器の全面的な廃絶がその結末を確実に防ぐ唯一の手段であること、そして人道の観点への着目が核軍縮の早急な進展に必要な勢いを生むべきであることを主張した。ナジャリット会議に比べより多数の国が、核兵器を禁止すべきだと公然と唱えた。その反面、核兵器の禁止を実現するために具体的にどのような外交的および法的プロセスがとられるべきかについては、引き続き検討の余地があるとする陳述も多くみられた。

核の傘の下にある国の陳述は、予想どおり上述の見解とは一線を画し、人道の観点からの議論には支持を表明しつつも、自国の安全保障構想やグローバルな安全保障環境で核兵器が果たす役割に主眼を置いた、より慎重な内容だった。これらの国の陳述はナジャリット会議と同様に、核軍縮においては基本的にいわゆる「ステップ・バイ・ステップ」アプローチの継続が最も効果的であるとした。米国と英国はこれと同様の方針で主張を行った⁶⁹。ウィーン会議の開催に先立つ約束のとおり、オーストリアの議長総括は政治的な観点から多数意見と少数意見の両方を取り入れた。結果的に、独自にまとめられ、広範にわたる見解を含んだ総括は、人道イニシアチブを押し進めるような政治的な道筋を与えなかった。それゆえ、オーストリアはオーストリアの誓約⁷⁰という一国家としての文書を発表した。これは総括に盛り込まれなかった内容を含み、人道の観点からの議論で提示された証拠から必然的に導かれる避けることのできない結論について独自の見解を示した。文書は、とりわけ次のように主張した。

[オーストリアは] オスロとナジャリットで開催された過去の会議の上に築かれたウィーン会議における事実に基づく議論、そこで得られた成果、そして説得力のある証拠を、核軍縮に関する全てのフォーラムにおいて、とりわけ核軍縮に関する討議、義務、およびコミットメントの中核を成すべき 2015 年の NPT 運用検討会議や国連の枠組みにおいて提示することは自国の責任であると認識し、よってこれを誓約する。……（中略）……

オーストリアは、NPT の全ての締約国に対し、NPT 第 6 条に定められた既存の義務を早急かつ完全に履行することに対するコミットメントを新たにすること、また、その目的の達成のために核兵器の禁止および廃絶に向けた法的ギャップを埋めるための効果的な措置を特定し追求することを求めるとともに、オーストリアは、その目標を実現するためにあらゆる関係者と協力することを誓約する。……（中略）……

オーストリアは、核兵器がもたらす受け入れ難い人道上の被害と核兵器に付随するリスクを考慮して、核兵器を非難し、禁止し、そして廃絶する取り組みにおい

て、全ての関係者、国家、国際組織、国際赤十字・赤新月運動、国会議員、そして市民社会と協力することを誓約する⁷¹。

オーストリアの誓約は、具体的にどのような外交的・法的プロセスが追求されるべきか明示的に言及していない。しかし、「核兵器の禁止および廃絶に向けた法的ギャップを埋める」必要があることを指摘し、「核兵器を非難し、禁止し、廃絶する取り組みにおいて協力すること」を呼びかけている。ウィーン会議の数カ月後、オーストリアがこの誓約への支持を検討するよう各国に働きかけた結果、2015年のNPT運用検討会議が開催される前の数カ月の間に70を超える国が公式に支持を表明した⁷²。

ウィーン会議は、二つの意味で人道イニシアチブにおける重要な進展を得た。まず、3度の会議での本質に迫る議論を、核兵器がもたらす人道上的被害、核兵器の存在に付随するリスク、そして核兵器の法的および道徳的観点に関連する一連の本質的かつ確固たる結論に収れんさせた。次に、ウィーン会議は、オーストリアの誓約で示された主張を通じて、人道イニシアチブの成果として導かれた一連の政治的な結論を提示した。これらの全てがオーストリア独自の見解であり拘束力を有するものではないが、さまざまな課題や問題が「浮き彫り」にされ、ウィーン会議後のみならず2015年4月27日から5月22日にかけてニューヨークで開催されたNPT運用検討会議⁷³における核兵器を巡る議論にも影響を与えることになった。

2015年NPT運用検討会議

2015年のNPT運用検討会議は最終文書の合意に至ることなく終了したが⁷⁴、前回の2010年の運用検討会議⁷⁵以降に一気に人道イニシアチブの機運が加速してきたかを如実に物語る内容となった。二つの地域間共同声明にそれぞれ159カ国と24カ国が参加したほか⁷⁶、80を超える代表団がその声明の中で核兵器がもたらす人道上的影響を重視する姿勢を強調した⁷⁷。また、運用検討会議に提出された多くの作業文書が人道イニシアチブのさまざまな側面を強調し、フォローアップする具体的な勧告を提案した⁷⁸。その中でも特に注目に値するのが、グループ16のほとんどの国で構成された地域間グループが提出した作業文書第30号である⁷⁹。これには運用検討会議の最終成果文書への具体的な勧告が多く含まれていた。これらの勧告は、オスロ、ナジャリット、およびウィーンにおける3度の会議で得られた事実、成果、および結論を下敷きにしており、それらをNPTの全締約国による核軍縮に向けた早急な行動へのコミットメントとその要請へと昇華させることを目的とした。

しかしながら、運用検討会議での核軍縮に向けた交渉は難航を極めた。人道イニシアチブに対しては圧倒的な支持があったものの、核兵器国は——温度差はあれ——、人道の観点からの議論で得られた重要な結論、すなわち過去3回にわたる核兵器の人道的影響に関する会議で得られた新しい事実や成果を踏まえれば核軍縮を可及的速

やかに進展させる必要があるという結論を、積極的に受け入れようとしなければいか、否定的に捉える国さえあった。核兵器国は、とりわけ、自国が打ち出す核抑止ドクトリンは核兵器がもたらす人道上の被害を十分把握したうえで策定されており、核兵器のリスクや影響については何ら新しい情報は提示されていないと主張し⁸⁰、核軍縮に向けた有効な措置は——自国の認識では——既に講じられていると強調した。

結果的に、核兵器国は作業文書第30号⁸¹などにみられた勧告を最終文書に盛り込むことを拒否した。

NPT運用検討会議の下に設置された補助機関で合意が得られなかったため、軍縮交渉は会期の最終週の非公式交渉に移された。交渉に意欲的な少数の代表団が会議の議長であるタウス・フェルーキ大使からニューヨークのアルジェリア代表部に招かれ、会議において核軍縮についての合意の道を探ることになった。しかし、これらの交渉は——記録は公開されていないが——核軍縮を巡るいずれの問題についても議論を前に進めることができなかった。おそらく最も議論された問題は、核兵器国と非核兵器国の間の人道イニシアチブに対する見解の隔たりと、人道上の影響の重要性や先の会議で得られた重要な結論をどのように反映させるかという点だろう。交渉が完全に平行線をたどったことから、議長は会議閉会の2日前に交渉を打ち切り、議長の職責で「土壇場の決心」をもって最終文書案を作成すると発表し、締約国に対して採択を検討するように要請した⁸²。結果、議長から提出された最終文書案は、核軍縮と人道イニシアチブの重要性の点において、多くの国にとってひどく期待外れだった⁸³。ところが、最後の全体会議が始まって間もなくして、米国、英国、およびカナダが中東問題を理由に反対を表明したため⁸⁴、この文書を採択するか否かを突き詰めるまでには至らなかった。

このような思わしくない結果にもかかわらず、人道イニシアチブは2015年のNPT運用検討会議において重大な影響力と勢いを得たと言える。核兵器がもたらす人道上の影響と核兵器の存在に伴うリスクは、運用検討会議での議論全体にわたって中心的な話題となり、新たな視座を与える重要な要素となった。そしてこのことは、人道イニシアチブが国際問題として確実に根を下ろし、したがって核兵器に関する多国間の将来的な活動において不可欠な要素とならなければならないことを明確に示している。加えて、人道イニシアチブが影響力を増したのは、往々にして核兵器国が反対の立場をとり、いかなる核軍縮問題においても合意がみられなかったからでもある、という意見もあるかもしれない。核軍縮交渉が紛糾すればするほど、そして核軍縮への強いコミットメントを示した文書に対して核兵器国が反発するという構図が鮮明になればなるほど、人道の誓約への支持は高まった。4週間の会期中に限っても、この誓約の支持は70カ国から109カ国へと増加しており、実際に、多くの市民社会組織はこの誓約が運用検討会議の本当の成果であるとまで評した⁸⁵。

核軍縮の議論に与えた影響

ごく短期間のうちに人道イニシアチブが多大な支持と関心を集めたことは注目に値する。2010年のNPT運用検討会議から2年半の間に、その最終文書⁸⁶における一部の言及から共同声明と国際会議という二つの潮流が生まれ、国際社会の4分の3以上が明確に支持を表明するプロセスへと発展した。これほど大きな反響があるとは支持派も反対派も予想していなかっただろう。ただし、人道イニシアチブが一筋縄ではいかない核軍縮の議論において具体的な進展を継続的にもたらすことができるかどうかは予断を許さない。それでも、核軍縮の議論に実質的な変化が生じたことを示唆する要素や、人道イニシアチブは広く共有された共通の新しい土台であり、核兵器に関する多国間の取り組みを将来実行するうえでの基盤にしたいと大多数の国が望んでいることを示唆する要素が幾つかみられる。

第一に、人道イニシアチブのアピールの場や、前述の複数の共同声明や国際会議の大きな特長の一つが、開かれたプロセスであることだ。人道イニシアチブでは、通常軍縮に向けた多国間の取り組みでは役割も発言力も小さい国を含む全ての国が、従来の軍事安全保障や核抑止の観点ではなく人道の観点から取り組みに参加し、重要な貢献をすることができる。このような人道の観点からの議論は、核兵器が通常議論される多国間枠組みや諸条約体とは異なり、実体的にも手続的にも制約されない。

多国間軍縮条約を交渉する権限を帯びるジュネーブ軍縮会議（CD）⁸⁷は、参加国が65カ国しかなく、民主的な正当性に欠ける。加えて、その全ての決定は——小さな手続的な決定でさえ——総意によらなければならないように規定されている。主にこの帰結として、ジュネーブ軍縮会議は取り組みの計画さえ合意に至ることがなく、20年近くも交渉が行われていない。ニューヨークに設置されている国連軍縮委員会（UNDC）⁸⁸は、全ての国連加盟国が参加でき、特に核軍縮に関してジュネーブ軍縮会議が取り上げるべき交渉を全会一致で勧告する権限を持つ。しかし、国連軍縮委員会でも1999年以降実質的な勧告で合意に至っていない。このような機構の機能不全を受けて、核兵器国は軍縮に関する議論の手続に完全な支配を有し、核兵器国が支持しない展開は全て拒否できる状況に非核兵器国の間で不満の声が高まっている。人道イニシアチブは、非核兵器国が手続的に制約されることなく、また、少なくとも最初の段階では核兵器国の参加すらなく、議論し核軍縮に関するアジェンダを設定することのできる枠組みである。

また、軍縮の議論の場への参加にいまだに制約がある市民社会組織や学術研究機関は、人道イニシアチブに参加が認められているだけでなく、外交的な軍縮・軍備管理コミュニティの枠を超えた関係者をも交えた核兵器に関する広範な社会的議論の場に重要かつ不可欠な存在としてその参加や貢献が歓迎されている。旧来の軍縮フォーラムのプロセスは時代錯誤的で非民主的に感じられるのに対し、市民社会組織や学術研究機関の関与は人道の観点からの議論におけるダイナミックな雰囲気醸成している。

第二に、人道イニシアチブの発展とその加速する勢いは、それと対照的な近年の二つの出来事と並行して検証されるべきだろう。前述のように、核兵器に関する人道イニシアチブの誕生は米国のオバマ大統領によるプラハ演説⁸⁹とそれに伴う多国間の核軍縮議論の再燃と部分的に時を同じくする。2010年のNPT運用検討会議のまずまずの成功は、ようやく核軍縮に向けて重要な進展がみられそうだという前向きな機運と高い期待の直接的な帰結だった。

ところが、2009年も2010年も期待が大きいくらくらんだものの、その後に見合うだけの進展はなかった。それから数年のうちに、2010年の行動計画に盛り込まれた具体的行動について、核兵器国は——程度の差はあるが——特に急いで実現する決意がほとんどないことが次第に明らかになった。それどころか、核兵器とそのインフラの近代化を図る長期的な計画とそのための膨大な予算が全てのNPT上の核兵器国で決定または議論されていた⁹⁰。このことは、真剣に核軍縮を追求するのではなく、長期にわたって核兵器に依存し続けるという明確な意図を示した。こうした動向は、核軍縮は実際に差し迫った目標であるという認識がどの程度まで各国に浸透しているのかという点で、非核兵器国の間で不信感や疑念を高めた。1995年と2000年のNPT運用検討会議で策定された軍縮に向けた約束91と同様に、2010年の行動計画も大部分実現されないままだろうと思われた。それゆえ人道イニシアチブは、非核兵器国の間で不信感や疑念が高まるにつれて、核軍縮の緊急性を訴える手段として勢いを増していった。

第三に、これが最も重要だと思われるが、人道イニシアチブの過程で得られた重要な成果が、これまで常識と考えられてきた核抑止に深刻な疑問を投げかけている。核抑止を支持する論拠は受け入れ難い破壊を潜在敵国に与えるという確実な脅威に立脚し、したがって全ての陣営に抑制と理性的な行動を強要する。この脅威が確実に存在するという状況は、複数回の核攻撃と核兵器による反撃が可能な戦力を有することで維持される。そして核兵器保有国はいずれも、脅威が存在するだけで核抑止が成り立ち、これらの戦力を配備する必要は決して生じないと思込んでいる。しかし、脅威が真実味を帯びているのなら、核兵器を使用する準備ができてることが不可欠だ。人道イニシアチブから得られた重要な成果は、この論理に重大な欠陥があることを浮き彫りにしている。

3度の核兵器の人道的影響に関する会議で明確にされたように、「限定的な核戦争」であっても、その直後に人道上の緊急事態が発生するだけでなく、大気、気候、および食料安全保障に対して従来の理解をはるかに超えるほど深刻な影響を中長期的に与え、その被害は相当の確率で地球規模に広がる。この状況において、核兵器による先制攻撃および反撃能力を持つことは大いに説得力を失う。軍事衝突における「典型的な」意味の勝利は、核戦争における「勝利」にはなり得ない。このような新しい証拠に照らすと、核兵器に基づく抑止は、地球規模での大量破壊と死をもたらす準備態勢だけでなく、完全に承知の上で自滅に等しい行為を犯す準備態勢の上に成り立つ。

これは、関与する全ての主体を理性的な行動へと導くという核抑止の根本的な前提と矛盾する。脅威に真実味を持たせるならば、新たな証拠を踏まえ、自滅的な行為、すなわち完全に非理性的な行為を犯す準備態勢をとらなければならない、一方、合理的に分析すれば核兵器を使用するリスクをとるという結論には至らないため、脅威の真実味が失せる。核兵器を使用した結果が敵味方の区別のない自滅に相当するものであれば、脅威自体説得力を失う。きわめて緊張した危機的状況へと事態が進展する危険が大いに高まるのみで、結局のところ、最悪の結末を迎えないように信じるしかない。しかしながら、各国政府が常に理性的に核抑止を取り扱うという理屈と、核抑止が機能するのは核抑止によって国が常に理性的に行動できるからだという理屈は、本質的には危険な循環論法になってしまっている⁹²。

また、このような自滅的な結末を避けるために、核抑止は一切失敗しないことが条件である。しかし、人道イニシアチブの過程で提示された核兵器のリスクについての調査結果は、そうした条件が単純に達成不可能であることを明確に示した。核抑止の前提となる脅威を確実に存在させておくために核兵器を常に使用できる状態に準備しておくことと、事故や人的および技術的ミスによって核兵器が使用されることは決してないことを保証しなければならないことは、本質的に両立が困難だ⁹³。さまざまなリスク要因や「ニアミス」の実例に関する調査結果は、核戦争に発展する可能性のある核兵器に関する事故や誤判断を防いできたのは幸運でしかなく、それほど深刻な不安が現実にはつきまとっているのだ、ということを示した。しかしながら、核兵器に伴うリスクを低減するために必要な措置は、核兵器を常に使用できる態勢を制限することであり、これはすなわち核抑止そのものの存在意義を低下させることになる。

したがって、核抑止支持派は、地球規模の自滅的な結末を招くという無責任かつ制御不能なレベルのリスクを維持すること、または、そのリスクを低減して、その結果基本的に核抑止そのものの主張を弱めることの悪循環に陥ってしまっている。しかも、核抑止体制が崩れた場合に、核爆発の結末に少しでも適切に対処できる能力が、核兵器保有国にも非核兵器保有国にも、また、国際的なレベルでも存在しないことが明らかになっている。したがって、人道イニシアチブから得られた結論は、核兵器保有国の間で今なお重視され続けている核兵器の安全保障面での方程式に疑問符を突きつける強力な議論を数多く構成する。これらの結論に照らして、核兵器を保有し続けるべきだという主張は、安全保障という幻想にとらわれた末のリスクが高く、究極的には無責任な賭けであると考えられる国が増えてきた。

NPT上の核兵器国が人道イニシアチブについて表明している懸念の一つは、核兵器をIHL上違法化しようとしている、あるいはICJに再び訴えようとしている、ということだった。しかし実際には、人道イニシアチブの最も中心的な論点や、そこで得られた最も重要な成果は、核兵器の「合法性」ではない。核兵器の「正当性」と核抑止に基づく安全保障のアプローチこそが人道イニシアチブが的を絞って指摘した点

であり、それらに根本的な疑問を投げかけたのだ。核兵器が壊滅的な結末を招く兵器であり、核兵器の保持には数多くの重大なリスクが伴い、核兵器の使用は——例外として大部分が架空であるシナリオがわずかにあるかもしれないが——違法であろうし、そしてこれらの要素の組み合わせは、大量破壊と大量殺戮を潜在的にもたらす準備が整っていることから、核兵器を不道徳としている。これらの結論は人道イニシアチブの成果として国際社会で広く認識されるようになった。このように人道イニシアチブは、核兵器が存在すること自体が容認し難いリスクと危険をもたらすと主張し、そのような兵器を、無責任で不当とみなすべきとしている。このことが、核兵器の「不当性」を核兵器の禁止と廃絶のための法的枠組みの中で成文化するうえで、どのように触れるのが最適なのか、という課題につながる。人道イニシアチブに続き、成文化をどう推し進めてどう実現していくか、徹底した真剣な議論が急務だ。非核兵器国によるこのような要求は、将来ますます緊急性を高めて出される可能性が高いだろう。

核兵器に対する上述の見方は、NPT上の核兵器国とその同盟国が提唱するアプローチとは根本的に異なる。したがって、人道イニシアチブがもたらした4つ目の重大な影響は、核兵器に対するアプローチと核兵器がもたらす問題へ対応するためにとられるべき措置を巡って国際社会での対立構造を顕在化させたことだ。核兵器への依存を続ける国々は、本質的には核抑止を考慮して、——大いに信用性には欠けるが——段階的に核軍縮を進めるアプローチを支持し続ける⁹⁴。しかし、自国の安全保障を確保するために核兵器は必要だが、その他のいずれにも核兵器を保有させるべきではなく、核軍縮にはこれまで通り前向きである、という国々の無理な理屈は、人道イニシアチブの結果としてこれまで以上に通用するのが困難になってきた。このように人道イニシアチブは、重大なダブルスタンダードを浮き彫りにしただけでなく、核抑止への依存と核軍縮への表面的な支持は互いに相容れない概念ではないのかを問う機会にもなった。

核兵器国およびその同盟国とその他の国の大部分が対立するという構図は、核兵器の人道上の影響を巡る議論において顕著になった。もしこの対立が克服できなかったならば、これは今後の核軍縮および核不拡散レジームの不安材料になるだろうが、これを解消するためには核兵器国とその同盟国に明確な政策転換を求めることになるだろう。それらの国は、核軍縮と核抑止は結局のところ両立できないことを認識する必要がある。NPTと核軍縮・核不拡散レジーム全体を世界規模で支持し続けるためには、核軍縮に向けた取り組みにおいて、より確かな信頼が築かれなければならない。さもなければ、NPT体制が取り返しのつかないほど弱体化し、多くの国が相次いで核兵器の開発に乗り出す事態を招くことになるかもしれない。

国連安全保障理事会の常任理事国でもあるNPTの核兵器国の5カ国とその同盟国が、大多数の国が正当性に欠けるとみなしつつある安全保障政策を主張し続けられ、核不拡散への支持がどれだけ維持され続けるかを想像するのは困難だ。例えば、安保理常任理事国5カ国にドイツを加えたP5プラス1（E3+3またはEU+3）が

行ったイランの核開発問題の交渉は、国際社会から広く支持を集めた。しかし、この6カ国の全てが実際には——そして皮肉なことに——自国の安全保障上の理由から核兵器の重要性を強調する一方で、その他の国に関しては容認できないと主張しているという事実は、当然見過ごされはしなかった。核兵器の「政策」と「価値」を自らの行動で拡散すると同時に核兵器の不拡散を訴えてきた結果、核軍縮・核不拡散レジーム全体が大きく揺らできている。核兵器の依存からの脱却を断固とした姿勢で目指しながら核不拡散に向けた取り組みを実行するのであれば、その全ての取り組みに対する信頼は大きく改善されるだろう。

これが、人道イニシアチブの第五の、そして最後の永続的な影響につながる。つまり、人道イニシアチブは、「核のタブー」それ自身を強化している。核兵器がもたらす結末と核兵器に伴うリスクに基づいて核兵器の不当性を訴えることは、核軍縮と核不拡散の両方を支持する一連の説得力のある主張として機能する。したがって人道の観点に着目することは、NPTへの支持を強化するとともに、盤石な核軍縮・核不拡散レジームを構築および維持し、最終的にはこの形態の兵器から脱却するための最善の策であると言えるかもしれない。人道イニシアチブは、国際社会が一丸となって核兵器への依存から決然たる姿勢で早急に脱却を図らなければならない、と警鐘を鳴らすものと考えられるべきだろう。

- 1 たとえば、次を参照。The Russell–Einstein Manifesto, 9 July 1955, available at: <http://pugwash.org/1955/07/> (全てのインターネット上の参考文献は2015年11月に公開されていたもの)
- 2 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 729 UNTS 10485, 1 July 1968 (entered into force 5 March 1970), Preamble, para. 1.
- 3 本号「リポートと書簡」に掲載のヤコブ・ケレンベルガー声明“核兵器の時代に終止符を”参照。
- 4 *Ibid.*
- 5 Final Document of the 2010 NPT Review Conference, NPT/CONF.2010/50, Vol. 1, 2010, p. 19, available at: www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50%20%28VOL.I%29.
- 6 *Ibid.*, p. 19.
- 7 *Ibid.*, p. 20.
- 8 Barack Obama, “Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered”, 5 April 2009, available at: www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered.
- 9 Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Arms (New START), 8 April 2010 (entered into force 5 February 2011), available at: www.state.gov/t/avc/newstart/c44126.htm.
- 10 たとえば、次を参照。Joint Statement delivered by South Africa on behalf of eighty States, 24 April 2013, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom13/statements/24April_SouthAfrica.pdf. 「核兵器の人道上的影響に対処することは確実に必要である。NPTを下支えする要素として、非人道的結末は、現在のレビューサイクルとその後における我々の任務と行動に原動力を与えている」と述べられている。
- 11 First Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Joint Statement by Austria, Chile, Costa Rica, Denmark, the Holy See, Egypt, Indonesia, Ireland, Malaysia, Mexico, New Zealand, Nigeria, Norway, the Philippines, South Africa and Switzerland, 2 May 2012, available at: www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/statements/20120502/SwitzerlandOnBehalfOf.pdf.
- 12 First Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Statement by Norway, 30 April 2012, available at: www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/statements/20120430/PM/Norway.pdf.
- 13 Ira Helfand, “Nuclear Famine: Two Billion People at Risk? Global Impacts of Limited Nuclear War on Agriculture, Food Supplies, and Human Nutrition”, 2nd ed., briefing paper, IPPNW and Physicians for Social Responsibility, November 2013, available at: www.ippnw.org/nuclear-famine.html.
- 14 Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and on Their Destruction, 2056 UNTS 211, 18 September 1997 (entered into force 1 March 1999), available at: www.apminebanconvention.org.
- 15 Convention on Cluster Munitions, 2688 UNTS 39, 30 May 2008 (entered into force 1 August 2010), available at: www.clusterconvention.org.
- 16 Joint Statement delivered by Switzerland on behalf of thirty-four States, 22 October 2012, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/statements/22Oct_Switzerland.pdf.
- 17 Joint Statement delivered by South Africa on behalf of eighty States, above note 10.
- 18 Joint Statement delivered by New Zealand on behalf of 125 States, 21 October 2013, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com13/statements/21Oct_Joint.pdf.
- 19 Joint Statement delivered by New Zealand on behalf of 155 States, 20 October 2014, available at: http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com14/statements/20Oct_NewZealand.pdf.
- 20 Joint Statement delivered by Austria on behalf of 159 States, 28 April 2015, available at: http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/28April_AustriaHumanitarian.pdf.
- 21 これは、日本、韓国、NATO（ヨーロッパの多数、トルコ、およびカナダ）、およびオーストラリアのような非核同盟国を米国が防衛する保障を意味する。
- 22 たとえば、“Japan Finally Backs U.N. Statement against Use of Nuclear Weapons”, *Asahi Shimbun*, 22 October 2013を参照。
- 23 Joint Statement delivered by Switzerland on behalf of thirty-four States, above note 16.

- 24 Joint Statement delivered by New Zealand on behalf of 125 States, above note 18.
- 25 Joint Statement delivered by Australia on behalf of seventeen States, 21 October 2013, available at: http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com13/statements/21Oct_Australia2.pdf.
- 26 *Ibid.*
- 27 125カ国全てのリストは、ニュージーランドが行った共同声明を参照。above note 18.
- 28 Joint Statement delivered by Austria on behalf of 159 States, above note 20.
- 29 Joint Statement delivered by Australia on behalf of twenty-four States, 30 April 2015, available at: http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/30April_Australia.pdf.
- 30 Oslo Conference, Chair's Summary, available at: www.regjeringen.no/en/topics/foreign-affairs/humanitarian-efforts/humimpact_2013/id708603/.
- 31 *Ibid.*
- 32 ICAN Civil Society Forum, "Farewell Oslo ¡Hasta Mexico!", report, 14 March 2013, available at: <https://goodbyenukes.wordpress.com/>.
- 33 インドとパキスタンは、NPT締約国でない核兵器を保有する国であるが、オスロ会議に参加した。
- 34 Joint explanatory note by China, France, Russia, the United Kingdom and the United States on non-attendance at the Oslo Conference, 2013, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/oslo-2013/P5_Oslo.pdf.
- 35 次を参照。Second Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons (Nayarit Conference), Chair's Summary, presentations and selected statements, available at: <http://en.sre.gob.mx/index.php/humanimpact-nayarit-2014>.
- 36 John Borrie and Tim Caughley, *An Illusion of Safety: Challenges of Nuclear Weapon Detonations for United Nations Humanitarian Coordination and Response*, UNIDIR, New York and Geneva, 2014を参照。available at: www.unidir.org/illusionofsafety.
- 37 Patricia Lewis, Heather Williams, Benoit Pelopidas and Sasan Aghlani, *Too Close for Comfort: Cases of Near Nuclear Use and Options for Policy*, Royal Institute of International Affairs, April 2014, available at: www.chathamhouse.org/sites/files/chathamhouse/home/chatham/public_html/sites/default/files/20140428TooCloseforComfortNuclearUseLewisWilliamsPelopidasAghlani.pdf.
- 38 Eric Schlosser, *Command and Control: Nuclear Weapons, the Damascus Accident, and the Illusion of Safety*, Penguin Press, New York, 2013.
- 39 Global Zero Commission on Nuclear Risk Reduction, *De-Alerting and Stabilizing the World's Nuclear Force Postures*, April 2015も参照。available at: www.globalzero.org/files/global_zero_commission_on_nuclear_risk_reduction_report.pdf.
- 40 Nayarit Conference, Chair's Summary, above note 35.
- 41 Austrian Foreign Ministry, "Kurz: 'Paradigm Shift in Nuclear Disarmament is Overdue'", press release, 13 February 2014, available at: www.bmeia.gv.at/en/the-ministry/press/announcements/2014/kurz-paradigm-shift-in-nuclear-disarmament-is-overdue/.
- 42 ナジャリット会議で行われた声明のビデオ録画は次のとおり。available at: <http://en.sre.gob.mx/index.php/humanimpact-nayarit-2014>.
- 43 米国と英国は会議への出席を真剣に検討し、会議の直前に欠席の決断を行ったと言われている。
- 44 ナジャリット会議で行われた声明のビデオ録画は次のとおり。available at: <http://en.sre.gob.mx/index.php/humanimpact-nayarit-2014>.
- 45 Julie Bishop, "We Must Engage, not Enrage Nuclear Countries", *Sydney Morning Herald*, 14 February 2014, available at: www.smh.com.au/comment/we-must-engage-not-enrage-nuclear-countries-20140213-32n1s.html.
- 46 Nayarit Conference, Chair's Summary, above note 35.
- 47 たとえば、次を参照。ICAN, *Nayarit – A Point of No Return: Mexico Conference 2014*, report, April 2014, p. 5, available at: www.icanw.org/wp-content/uploads/2014/04/NayaritReport-email.pdf.
- 48 *Ibid.*, p. 9. ICAN, "Nayarit Point of No Return: Mexico Conference Marks Turning Point Towards Nuclear Weapon Ban", press release, 14 February 2014も参照。available at: www.icanw.org/campaign-news/nayarit-point-of-no-return-mexico-conference-marks-turning-point-towards-nuclear-weapon-ban-2/.
- 49 たとえば、NPT運用検討会議の前に行われ、そしてその場で配信されたウィーン会議の全てのプレゼンテーションと主たる知見を含んだ会議報告書を参照。"Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, 8–9 Dec. 2014", available at: www.hinw14vienna.at.
- 50 B. Obama, above note 8.
- 51 Barack Obama, "Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate – Berlin, Germany", 19 June 2013を参照。available at: www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/19/remarks-president-obama-brandenburg-gate-berlin-germany.
- 52 たとえば、次を参照。Arms Control Association, "Leading Nuclear Policy Experts and Organizations Call on the United States to Participate in International Conference on Humanitarian Impacts of Nuclear Weapons", 29 October 2014, available at: www.armscontrol.org/pressroom/press-release/Groups-Urge-United-States-to-participate-in-Vienna-humanitarian-impacts-conference.
- 53 US Department of State, "United States Will Attend the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons", media note, 7 November 2014, available at: www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/11/233868.htm.
- 54 中国は、後に公式にオーストリアに対して元外交官を、しかし研究者として登録して会議に出席することを通知した。したがって、中国は公式に登録された参加者ではない。
- 55 List of participants available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14_participants.pdf.
- 56 Vienna Conference Programme available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14vienna-Program.pdf.
- 57 Statements available at: www.bmeia.gv.at/en/european-foreign-policy/disarmament/weapons-of-mass-destruction/nuclear-weapons-and-nuclear-terrorism/vienna-conference-on-the-humanitarian-impact-of-nuclear-weapons/statements/. Setsuko Thurlow, Opening Statement, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14_Speech_Setsuko.pdf.
- 58 ウィーン会議における全てのプレゼンテーションは次のとおり。available at: www.bmeia.gv.at/en/european-foreign-policy/disarmament/weapons-of-mass-destruction/nuclear-weapons-and-nuclear-terrorism/vienna-conference-on-the-humanitarian-impact-of-nuclear-weapons/presentations/.
- 59 歴史的な気候パターンを用いた200キロトンの核兵器1発の爆発のシミュレーションは、ヨーロッパ全体に及ぶ数日間にわたって散布される放射性降下物につながることを示した。Matthew McKinzie, "Calculating the Effects of a Nuclear Explosion at a European Military Base", presentation, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/Presentations/HINW14_S1_Presentation_NRDC_ZAMG.pdf. For US nuclear weapons in Europe, see Hans Kristensen, "Status of U.S. Nuclear Weapons in Europe 2010", Federation of American Scientists, 2010, available at: <http://fas.org/programs/ssp/nukes/images/euronukes2010.pdf>. この図表とより詳しい情報は、本書原版(英語版)のハンス・M・クリステンセンとマシュー・マッキンジー"The State of Nuclear Arsenals Today: Current Developments, Trends and Capabilities of Nuclear Weapons"を参照。
- 60 Vienna Conference, Chair's Summary, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14_Chair_s_Summary.pdf.
- 61 *Ibid.*
- 62 ICJ, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, 8 July 1996, summary available at: www.icj-cij.org/docket/index.php?sum=498&code=unan&p1=3&p2=4&case=95&ck=e1&p3=5.
- 63 Nobuo Hayashi, "The Fundamental Ethical and Moral Principles on which International Legal Regulations of Nuclear Weapons Are Based", presentation, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/Presentations/HINW14_S4_Presentation_Nobuo_Hayashi.pdf.
- 64 Holy See, "Nuclear Disarmament: Time for Abolition", position paper, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14_Holy_See_Contribution.pdf.
- 65 *Ibid.*, p. 4.
- 66 *Ibid.*, p. 11.
- 67 Vienna Conference, Chair's Summary, above note 60.
- 68 全ての陳述は次のとおり。available at: www.bmeia.gv.at/en/european-foreign-policy/disarmament/weapons-of-mass-destruction/nuclear-weapons-and-nuclear-terrorism/vienna-conference-on-the-humanitarian-impact-of-nuclear-weapons/statements/.
- 69 *Ibid.*
- 70 Austrian Pledge available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/

- HINW14/HINW14_Austrian_Pledge.pdf.
- 71 *Ibid.*
- 72 この文書に賛同した膨大な数の国によって、オーストリアの誓約は「国際化」され、NPT運用検討会議中の2015年5月に人道の誓約に名称を変更した。人道の誓約を支持した各国（2015年半ばに120カ国）のリストは次のとおり。available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14vienna_update_pledge_support.pdf.
- 73 次を参照。the 2015 NPT Review Conference website, available at: www.un.org/en/conf/npt/2015/.
- 74 米国、英国、およびカナダの代表団は、中東関連問題のため、会議の議長によって提出された最終文書の草案を受け入れる立場ではないことを主張した。この文書は後に作業文書第58号となった。available at: www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/WP.58. 米国の最終陳述は次のとおり。at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/22May_US.pdf. 英国の最終陳述は次のとおり。available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/22May_UK.pdf.
- 75 Final Document of the 2010 NPT Review Conference, above note 5.
- 76 Joint Statement delivered by Austria on behalf of 159 States, above note 20; Joint Statement delivered by Australia on behalf of twenty-four States, above note 20.
- 77 Ray Acheson, "Editorial: We the People", *NPT News in Review*, Vol. 13, No. 2, 2015を参照。available at: www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2015/nit/9732-4-may-2015-vol-13-no-2.
- 78 たとえば、次を参照。Working Papers No. 15, 16, 27, 29, 30, 40, 42, 44 and 52, as well as national reports, available at: www.un.org/en/conf/npt/2015/documents.shtml.
- 79 次を参照。Joint Statement by Austria et al., above note 11. ノルウェーとデンマークはこの作業文書の共同提案国とならないことを決定したが、元々グループ16に参加していなかったスウェーデンが支持した。結局、作業文書第30号はオーストリア、チリ、コスタリカ、エジプト、パチカン市国、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニューージーランド、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、スウェーデン、およびスイスによって提出された。available at: www.un.org/en/conf/npt/2015/pdf/NPT%20CONF2015%20WP.30_E.pdf.
- 80 軍縮に関する議論の大部分が記述による記録がないまま会議の補助機関で行われている。議論の概要と幾つかの陳述は次のとおり。available at: www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2015.
- 81 Working Paper No. 30を参照。above note 79.
- 82 Chair's Draft Final Document, issued subsequently as Working Paper No. 58, above note 74.
- 83 たとえば、次を参照。the Joint Closing Statement delivered by Austria on behalf of forty-nine States at the 2015 Review Conference, 22 May 2015, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/22May_Austria.pdf.
- 84 US closing statement, above note 74; UK closing statement, above note 74.
- 85 たとえば、次を参照。Ray Acheson, "2015 NPT Review Conference Outcome is the Humanitarian Pledge", *Peace and Health Blog*, IPPNW, 23 May 2015, available at: <http://peaceandhealthblog.com/2015/05/23/npt-outcome-is-pledge/>.
- 86 Final Document of the 2010 NPT Review Conference, above note 5, p. 19.
- 87 ジュネーブ軍縮会議に関するさらに詳しい情報は、国連軍縮委員会のウェブサイトを参照。available at: www.un.org/disarmament/HomePage/DisarmamentCommission/UNDiscom.shtml.
- 88 国連軍縮委員会に関するさらに詳しい情報は、次を参照。*ibid.*
- 89 B. Obama, above note 8.
- 90 たとえば、次を参照。Hans M. Kristensen, "Nuclear Weapons Modernization: A Threat to the NPT?", *Arms Control Today*, 1 May 2015, available at: www.armscontrol.org/act/2014_05/Nuclear-Weapons-Modernization-A-Threat-to-the-NPT. See also H. M. Kristensen and M. McKinzie, above note 59.
- 91 Final Document of the 1995 NPT Review and Extension Conference, available at: www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/1995-NPT/1995NPT_OfficialDocs.shtml. The Final Document of the 2000 NPT Review Conference is available at: www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/2000-NPT/pdf/FD-Part1and2.pdf.
- 92 次を参照。Alexander Kmentt, "Nuclear Deterrence as a Belief System", *Security Index (International Edition)*, Vol. 103, No. 2, 2013, available at: www.pircenter.org/en/security-index/160-security-index.
- 93 次を参照。Eric Schlosser, "The Most Dangerous Machines", presentation given at Vienna Conference, available at: www.youtube.com/watch?v=MTzbIE69Q4U&index=3&list=PLOX6GHcKYM_vZ-oSBpe2KTzgrMxl.

u6D.

- 94 たとえば、NATOは「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」と主張してきた。次を参照。NATO, "Active Engagement, Modern Defence: Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organisation adopted by Heads of State and Government in Lisbon", 23 May 2012, available at: www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_68580.htm.

核兵器を巡る議論の 見直し：人道イニシ アチブ

エリザベス・マイナー

エリザベス・マイナー：在英NGOアーティクル36研究員。同じくNGOであるエブリ・カジュアルティやオックスフォード・リサーチ・グループを経て現職に至る。

概要

本稿は、核兵器を巡る国際的な議論の見直しを図る人道イニシアチブの進展を検討する。人道イニシアチブは、戦略的安定性の理論から離れ、核兵器そのものによる影響に焦点を移すことを目標としている。この取り組みは現在、国際レベルで多大な支持を得ており、その影響力は核兵器国と非核兵器国の双方から認められるようになってきている。人道イニシアチブの根底には、人道の観点から軍縮を訴える緻密な論理がある。現在、核兵器を禁止する条約の策定に向けた機運が高まりつつあるが、それは実現可能で、法的にも整合性があり、筋の通る、人道イニシアチブの次なる成果となるだろう。

キーワード：核兵器、人道イニシアチブ、軍縮、禁止、禁止条約

.....

核兵器がもたらす容認し難い人道上の被害は、2010年から国際的に関心が高まってきており、その分析と議論が盛んになっている。核兵器を人道の視点から考えるこ

とは、これまで国家安全保障と戦略的安定性に注目してきた核兵器の目的と役割の支配的な枠組みに異議を唱えることである。人道の視点は、根本的に、核兵器が容認され得るか否かという問いを突きつける。核兵器を人道の観点から考えることに深くコミットした国、市民社会、そして国際組織は、核兵器を巡る議論を見直し、核兵器を非難し、禁止そして廃絶するための基盤を作る緻密な戦略として、論点の変更を追求している。アプローチとして、過去に対人地雷とクラスター弾を禁止に導いた人道の観点からの軍縮イニシアチブから着想を得ている。本稿は、現在までの国家レベルでの人道イニシアチブの進展の経過を追うとともに、その背後にある思想と戦略を探り、現状におけるその限界を検討する。最後に、核兵器がもたらす受け入れ難い人道上の被害を基礎とする、核兵器を禁止する新たな条約に向けた交渉への関心が各国で高まりつつある背景を踏まえ、勢いに拍車がかかる人道イニシアチブが今後どの方向に向かうのか論ずる。

転換の契機、核兵器の人道上の影響に高まる注目

核兵器を巡る世界的な議論では、数十年にわたり、核兵器が国家間の安全保障を確保するという主張が大勢を占めてきた。核抑止ドクトリンは、一部の国が核兵器を保有することは国家間の関係性において高い警戒レベルを生じさせ、その結果、紛争が起きる可能性を低下させると提案する。これらの主張には理論的にも経験的にも反論することができる¹。意図的または偶発的な核爆発による人道上の被害に焦点を当てることで、こうした議論の前提条件を完全に変えることができる。これは、安全保障論を巡る議論から、核兵器が人類に与える明らかに容認し難い影響そのものを出発点とする議論へと転換を図っている。この転換は、利益や目算が国家安全保障に主眼を置いた枠組みの基礎を提供するとみなす核兵器国とその核の傘の下にある同盟国²に影響を与えた。核兵器の影響に関する調査から、その保有は人道の観点とは相容れないことが示唆されている³。このことから、安全保障ドクトリンにおける核兵器の保有や核兵器への依存はいかなる国であろうと容認できないのではないかと、という根本的な問いを提起する。

人道の観点から核兵器を巡る議論の枠組みを見直すことの目的は、核兵器の保有と核兵器の使用がもたらす容認し難い影響という解決できない対立を前面に押し出すことにある。この対立は、ある国に対して核兵器が使用されれば生じるであろう壊滅的な被害に対処する能力がない、あるいは対処しようとする意欲がないという前提に部分的に立脚している抑止の考え方に、既に内在している。抑止は正当であるとすり込まれているせいで、それ以外に留意すべき事柄を軽視してきたと言える。核兵器が開発されて以来、それがもたらす恐るべき結末は一般社会や科学界では深い懸念の対象であり、国家レベルでは国連総会の決議や議論等で断続的に取り上げられてきた⁴。核兵器の不拡散に関する条約（核兵器不拡散条約、NPT）の前文も人道上の懸念に

言及している⁵。しかし、この懸念は長らく、抑止ドクトリンの実施に影響を与えるかたちで取り扱われることはなかった。冷戦の二極化した世界秩序が終焉を迎え、新たな核拡散が始まり、より不確実でダイナミックな核兵器を巡る関係が生まれた今、抑止論の枠組みに人道の観点から反論するための条件が整ってきた⁶。核兵器を巡る国家間での国際的な議論において人道上の懸念が近年特に再浮上してきた背景には、次の二つの重要な進展がある。

第一に、国際赤十字・赤新月運動（赤十字運動）は2009年から再び核兵器問題を人道の観点から取り上げ始めた。2010年4月には、赤十字国際委員会（ICRC）のヤコブ・ケレンベルガー総裁（当時）がジュネーブで外交団に対して公式声明を発表した。この声明は、核兵器がもたらす受け入れ難い人道上の被害を直截的な言葉で語り、核兵器に起因する脅威を排除するために早急に行動を起こすことを各国に要求した⁷。2011年11月の赤十字代表者会議での決議がこれに続いた。そこでは、「いかなる核兵器の使用も計り知れない苦しみを人類に与えると予想されること[と]、それに対して人道対応を適切に行う能力を欠いていること」を強調したうえで、赤十字運動に対して「あらゆる核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の被害」への認識を高める活動に従事することを要請した⁸。そして2013年には、この決議を実行するための4カ年の行動計画が採択された⁹。

第二に、2010年のNPT締約国の運用検討会議において、その最終文書に「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の結末」と核兵器がもたらす継続的なリスクが懸念事項として言及された¹⁰。これにより、赤十字による活動と相まって、この問題をスイスの主導の下、NPT運用検討のサイクルに組み込んだ。その前年には、オバマ大統領がプラハ演説の中で核兵器のない世界という目標への支持を表明したが、これが、NPT運用検討会議へ向けての前向きな政治的状況を醸成し、外交レベルでも核軍縮に向けて働く人びとに再び活力を与えた¹¹。

核兵器がもたらす人道上の被害に高まる国家の関心

2010年以降、核兵器がもたらす人道上の被害という問題への各国の関与が国際舞台でも頻繁にみられるようになってきた。この枠組みと問題への重点的な取り組みには政治的な支持が高まってきているが、その傾向は核軍縮に向けた新たな行動を促す近年のどのイニシアチブよりも持続している¹²。

NPTの枠組みの中では、2012年の準備委員会で、核兵器の使用がもたらす壊滅的な影響への懸念と行動の必要性を表明する声明が、16カ国を代表してスイスにより発表された¹³。2013年の準備委員会で、同様の懸念が80カ国を代表して南アフリカにより提起された¹⁴。二つの準備委員会で発表された議長の事実概要は、核兵器がもたらす壊滅的な人道上の被害への各国の「深い懸念」と、この問題が検討サイクルの中で今後も議論されていくことへの期待を強調している¹⁵。このNPT運用検討会

議では、核兵器がもたらす壊滅的な人道上の結末について、さらなる検討を提案すると記された。この問題は、2014年の準備委員会の最終報告書にも盛り込まれており、2015年NPT運用検討会議に対する勧告を含んでいる¹⁶。この運用検討会議それ自体においては、159カ国がオーストリア主導の核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントに賛同した¹⁷。

国連総会第1委員会における核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントは、同様に多くの国から支持を集めた。2012年にはスイスが35カ国を代表して声明を発表した¹⁸。ニュージーランドは、2013年¹⁹と2014年²⁰に発表し、それぞれ125カ国と155カ国が支持した。これらの共同声明は基本的に核兵器の影響を裏づける証拠に深い懸念を示し、いかなる状況においても核兵器は二度と使用されるべきではないと述べるとともに、軍縮と廃絶に向けた効果的な手段を講じる必要があることを強調した。2015年には、これらの懸念が正式に記された決議が、国連総会第1委員会において投票で採択された²¹。

2013年には、核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に関する提案を策定するためのオープンエンド作業部会と、核軍縮に関するハイレベル会合で、核兵器がもたらすと予想される人道上の影響が取り上げられ、核軍縮を訴える各国の呼びかけの一部を形成した²²。国連の枠外では、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）が複数の宣言の中で、核兵器がもたらす人道上の被害への懸念を強調してきた²³。

議論の場とパートナーの出現

核兵器を巡る従来の議論に人道の観点を取り入れようとする動きを活発化させる意味で、最も大きな影響を及ぼしたのが、2013年初頭から独立して開催されてきた核兵器に関する人道イニシアチブの会議である。その1回目の会議は、2013年3月にノルウェーのオスロで開催された。この会議の主催者は、同じ志を持つさまざまな個人や組織からの協力を得つつ、核兵器を巡る議論を見直す動きに弾みをつけるためには核兵器の人道上の影響を主題とした会議を開催する必要があると判断して、この会議を提唱した。オスロ会議に続いて、2014年の2月にはメキシコのナジャリットで2回目の会議が、同年12月にはオーストリアのウィーンで会議が開催された²⁴。これらの会議に1回以上参加した国の数は179カ国にのぼる。

それぞれの会議に先立って、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）²⁵の主催で市民社会フォーラムが開催された。これによって、ICANは核兵器廃絶を目指す連合体としての側面を大いに強めた。ICANとそのパートナー団体やその他の市民社会組織、学術および国連研究者、そして人道組織は、核兵器がもたらす人道上の被害に関する重要な証拠を収集し、その後会議で公表した。（核兵器がもたらす容認し難い人道上の被害を理由に核兵器の全面的禁止を訴える最大の市民社会統括組織として）ICAN

はとりわけ、数多くの他のアクターとともに存在感を大いに発揮し、継続的に関与したことで、市民社会も核兵器がもたらす人道上の影響を深く憂慮していることを、会議に参加した各国に対して示した。そしてこれこそが、人道イニシアチブへの支持を築き上げるといふ会議の目的に大きく貢献したのである。焦点を絞り、地球規模で一貫した市民社会運動が展開されていることが、国が主導する人道イニシアチブに正当性を付与し、核兵器を巡る議論中の問題に対して、原則に基づいたアプローチを押し進めていける状況を確保しているのである。

証拠と証言の提示

核兵器の人道的影響に関する会議は、多種多様な分野の専門家から核兵器が引き起こす壊滅的な被害についての既存の証拠や新しい証拠が詳細に説明される場としても活用された。会議のプレゼンテーションで提示された問題としては、核兵器が爆発直後に与える影響、核爆発が地域や地球全体にもたらす人体への短期的および長期的影響、経済や開発、世界の農業に与える影響、核兵器が意図的または偶発的に使用されるリスク、そして効果的な人道対応能力の欠如などが挙げられる²⁶。国連機関、赤十字運動、学術研究機関、非政府研究機関、シンクタンク、そして市民社会団体の代表者が議論に寄与した。このような軍縮や軍備管理の専門家以外の幅広い分野からの参加が、新しい方向へ議論を導き、国が留意すべき新たな事柄を提供するうえで有意義だった。

重要なことに、会議では、世界中で実施された核実験の犠牲者や日本の被ばく者の証言も行われた。こうした人びとの声は、安全保障を中心とした国家間の核兵器の議論からはしばしば除外されてきた²⁷。核兵器が与える人類や社会への影響を十分に検討するためには、そうした影響を実際に体験した人びとの視点はきわめて重要である。被害者の経験を利用したり客観化したりするのではなく、彼らに機会を与え、勇気づける方法で被害者の声を持ち込むことは、人道の観点から議論を発展させるうえで必然的に重要である。核兵器の犠牲者や被ばく者の権利やニーズは、未だに十分対応されていない。また、人道の観点からすれば、核兵器を巡る議論の見直しの過程で生まれた全ての活動において、犠牲者や被ばく者の権利を考慮する必要がある²⁸。

力学の変化と議論の見直しへの反発

3回にわたる人道イニシアチブ会議は、核兵器や軍縮を巡る議論において人道の枠組みへの賛同と参画を発展させる場として機能した。オスロ会議の後には、NPTや国連総会第1委員会における核兵器の人道上の影響に関する共同声明を支持する国が大幅に増加した。しかし、非核兵器国の大部分が好意的に捉えるようになった反面、核兵器国とその同盟国の多くは、人道の観点から見直すという試みに反発した。

NPTの核兵器国5カ国（中国、フランス、ロシア、英国、および米国）は当初、人道イニシアチブ会議をボイコットすることで共同の立場をとっていた。NPTの締約国ではない核兵器国であるインドとパキスタンは、3回の会議全てに参加している。人道イニシアチブは、核兵器の保有自体が根本的に正当ではないと考えることによって、NPTに加盟する核兵器国が自らを正当な核兵器保有国であると考え——NPT体制の外の不正な核兵器保有国とは対照的に——現状に異議を呈している。インドとパキスタンにとっては、人道イニシアチブ会議への参加の裏には、両国の関係を機能させる場として活用したいという意図に加え、軍縮と廃絶にコミットしている責任ある核兵器国であることを売り込みたいという思惑が、少なくともある程度は存在していたようだ²⁹。

NPTに加盟する核兵器国はオスロ会議の開催前に会議への不参加を表明する声明を発表し、人道イニシアチブが「核兵器のさらなる削減に対する条件を設ける現実的な措置から議論を逸脱させる」ことになるという懸念を示した³⁰。核兵器国はその後この主旨の主張を独自に、あるいは共同で繰り返した。5カ国は、人道イニシアチブはNPTを弱体化させる、ジュネーブ軍縮会議での交渉を停滞させる、また、核軍縮に向けたいわゆるステップ・バイ・ステップ（段階的）アプローチ全体の妨げとなるなど、さまざまに主張した³¹。こうした反論がなされても、大部分のNPT締約国は人道的影響に関する会議への参加を思いとどまることはなかった。それどころか、核兵器の人道上の影響に関する共同声明を支持した国は、全ての核軍縮のフォーラムや議論に人道の観点から早急に取り入れる必要があると強調した³²。

NPTの核兵器国グループが後にさまざまな場で繰り返すことになるのが、オスロ会議に先立って発表した声明の中で強調されている。5カ国は共同でいかなる核兵器の使用も「深刻な結末」をもたらすことを「理解」しており、「そうした不測の事態を回避することを最重視」しているというものだ³³。その後の声明では、「十分に理解している」という表現が用いられており、このテーマに関して、より深い議論も、さらなる考察も、新しい証拠の提示も無用であると暗に主張していることが強調されている³⁴。2015年のNPT運用検討会議では、フランスはこの点についてさらに踏み込み、核兵器のリスクや被害に関する新しい証拠は「数十年間」一切提示されてこなかったと主張し、人道イニシアチブの存在自体を事実上否定した³⁵。しかしこのときも、さまざまな場で人道の観点から核兵器を議論することの重要性と有効性を、ますます多くの国が認めていく流れを押しとどめることはできなかった。人道的影響に関する会議には、NATOの核計画グループに属する国を含む、NPTの核兵器国の核同盟国も参加した³⁶。

ウィーン会議では、米国と英国は他のNPT核兵器国との同調姿勢を改め、同会議への参加を決断した³⁷。公表された内部文書からは、英国は過去の人道イニシアチブ会議への参加にも前向きであったこと³⁸、そして英国がナジャリット会議に参加しなかったことについて元軍縮担当大臣が遺憾を表し続けていることがうかがえる³⁹。熟

慮の末、ウィーン会議へ出席することを決断したのは米国が出席を表明した後のことだった。米国はその表明にあたり、「核兵器の使用がもたらす深刻な結末を十分に理解している」ことを改めて強調した⁴⁰。それでも、米国が人道的影響に関する会議への関与を必要だと判断したことや、会議への参加によって特定の政治的利益が得られる可能性があることを見積もったことは、人道の観点から核兵器を議論する重要性がさらに高まってきていると言える⁴¹。

このようなボイコットから自己防衛的な関与への進展は、おそらく力学の変化の兆しを表している。同じ志を持つさまざまな市民社会団体や国際組織からなる連合だけでなく、非核兵器国は、人道の観点からの見直しにおいて、道徳的な影響力を有しているだけでなく、主導権を有している。人道運動は、軍縮に対するコミットメントを果たすための効果的な措置を核兵器国が怠っていることに対し、不満を抱く非核兵器国に力を与え、団結する機会を提供してきた⁴²。2015年のNPT運用検討会議でコスタリカは、人道的影響に関する会議は「核軍縮に民主主義が訪れた」ことを示していると表明した⁴³。アンジェラ・ケイン元国連軍縮担当上級代表は人道イニシアチブについて、「この運動は国連加盟国の80%近くから支持されている。この数は無視できない」と述べた⁴⁴。こうした変化は、核兵器国とその同盟国を劣勢に追い込み、それらの国が議論に関与したいと考えるのであれば、ますます他国の条件を飲まざるを得なくなるだろう。

この新たな発展に対し、幾つかの核兵器依存国が自らが望む方法で関与することで、人道の観点の議論に歯止めをかけ、その影響を弱めようとしている。例えば、非核兵器地帯にありながらも米国の核兵器による保護を主張しているオーストラリアは、2013年以降、「核兵器の人道結末」に関する共同ステートメントを国連総会第1委員会主導してきた。支持国が米国の核同盟国にほぼ限られているこれらの共同声明では、人道上の被害に懸念を示し、その認識を広める必要がある点を認め、人道の問題に関するより多くの国が支持する共同声明を歓迎してきた。しかしながら、オーストラリア主導の声明は、人道の観点からの枠組みの考え方に賛成していると受け取れるものの、軍縮の推進を達成するうえでは「核兵器の安全保障……（中略）……の側面」はきわめて重要な要素で、人道上の被害についての議論はこの側面を欠いており、その欠落は深刻な問題であると強調して、人道の観点からの枠組みを退けている⁴⁵。

これは、核兵器国と核兵器依存国の「効果的な核軍縮に向けた現実主義的なアプローチ」、すなわち「核兵器国の関与と核兵器の安全保障の側面についての考慮が不可欠」⁴⁶とする構想へと議論を引き戻すとともに、人道イニシアチブの次の段階で起こりそうな事態に対して予防線を張ろうとする巧妙な意図が垣間見える。しかしながら、このオーストラリア主導の声明は、核兵器を考えるうえで国家間の安全保障論に主軸が置かれる状況を打開しようとする人道の観点からの枠組みの重要性は認めている。人道イニシアチブの影響を防ぐ試みにおいて、声明の起草者は、結果的に人道イニシアチブの言説を認めてそれに関与する必要があることを認識したのだと思われる。オース

トラリアはウィーン会議でも同様に、核抑止の重要性を主張しながらも、人道上の懸念が「効果的かつ現実的な核軍縮および核不拡散を推進する我々の全ての取り組みの根底にある」⁴⁷ことを認めている。また、そのような声明は、核兵器の使用がもたらす被害は容認し難いものであるというまさにその理由から、抑止は正当で妥当な政策であるとする立場における緊張状態を露呈することになったことは間違いないだろう。

行動に向けた動き

英国は、核兵器の人道イニシアチブ会議は明確な目的を欠いているとして批判した⁴⁸。人道イニシアチブ会議は、合意された成果を求める作業会合でもなく、各国が実施すべき行動を定めた具体的な決議を採択する場とされているわけでもない。その目的は核兵器に関する論点の見直しを後押しすることであり、英国もそう理解している。情報公開請求に基づいて開示された情報によると、英国はオスロ会議について、「中心的な議題と形式をみると、……（中略）……我が国の見解と主要なメッセージを伝達する場としては適切ではないだろう」⁴⁹と考へ、英国の望む枠組みから議論を転換させるための場であると捉えていたことが明らかになった。

オーストリアはウィーン会議において、議長総括とは別に誓約を発表し、NPT 第 6 条の履行を支援する目的で「核兵器の禁止および廃絶に向けた法的ギャップを明らかにし、これを埋めるための効果的な措置を特定し追求する」ために全てのステークホルダーと協力すること、そして「核兵器がもたらす受け入れ難い人道上の被害と核兵器に付随するリスクを考慮し、核兵器を非難、禁止、および廃絶するよう努めていく」ために他と協働することを誓約した⁵⁰。前回のナジャリット会議で発出された議長総括は、核兵器に関する法的拘束力を有する国際文書を実現するために、期限を設定した外交プロセスを開始するという次の段階へと人道イニシアチブを移行させるよう呼びかけた⁵¹。この会議に参加した核兵器依存国と核兵器国は、議長総括におけるこのような具体的な提案は容認できないこと、そして核兵器がもたらす人道上の被害の議論は自国の安全保障政策とは相容れないことから、不快感を示したと伝えられている⁵²。

人道イニシアチブは各国から多大な支持を集め、具体的な行動への期待が寄せられた。オーストリアが発表した人道の誓約はその第一歩であり、オーストリアはイニシアチブに参加するための誓約への支持を各国に呼びかけている。本稿執筆時点では 120 カ国以上が誓約を支持しており、国連総会第 1 委員会において誓約に関する決議は 128 カ国から賛成を得て採択された⁵³。人道イニシアチブに関連した他の決議は、「核兵器のない世界の実現および維持のために締結が求められる具体的かつ効果的な法的措置、法規定、および規範について実質的に取り組む」目的で 2016 年に向けてオープンエンド作業部会を設置した⁵⁴。この勢いが人道イニシアチブを次にどこへ進めるのかを考察する前に、本稿は、人道イニシアチブの背後にどのような戦略的思考

があるのか、そして人道イニシアチブと従来の軍縮イニシアチブとの間にはどのような関連があるのかを論じる。

熟慮された見直し戦略

ノルウェーのヨナス＝ガール・ストーレ外務大臣は 2010 年 2 月の演説で、対人地雷とクラスター弾を禁止に導いた人道の観点からの軍縮イニシアチブの経験を核兵器に応用できるだろうという考えを述べた⁵⁵。対人地雷禁止条約の採択と、特に 2008 年のクラスター弾に関する条約の採択以降、これらの採択までのプロセスに関与した個人や組織は、そこで得られた成功体験を軍縮の他の分野の困難な問題に応用しようと取り組んでいる⁵⁶。地雷とクラスター弾では、それらを取り巻く問題は異なっており、それぞれ禁止に至るまでに行われた運動や外交プロセスも決して同じではなかった。翻って、核兵器は別の難題を提示している⁵⁷。しかしながら、人道イニシアチブには、同様の基本的なアプローチを適用できるという考えがある。つまり、思考の転換を通じて、非生産的な政策環境をより期待できるものへと変えるために問題を見直すというものだ⁵⁸。国や NGO、(ICRC を含む) 国際組織の枠内でかつて人道の観点からの軍縮イニシアチブに関与した組織や個人が、核兵器を巡る人道の観点からの議論見直しにおいてイニシアチブをとったり、現在そうした活動に参加していたりするのだ。

人道の観点からの軍縮アプローチは、兵器の使用が容認し難い被害をもたらすかどうかという観点から兵器体系を検討する。これには合法性の問題も含まれるが、それ以上に、特定の兵器が文民と戦闘員の両方に与える影響に関する道徳的および政治的評価と、そのような兵器の使用が責任ある国や軍司令官による分析に耐え得るかどうかを含む。人道の観点からの軍縮アプローチは、純粋な法的議論に限定されないより広い枠組みを採用し、かつ、全体として人道上の問題に集中することで、競合する法解釈が障害となって事態が行き詰まる可能性を排除しようとしている。核兵器をこのような概念的枠組みに当てはめることで、核兵器に対して主張される特別な地位（大量破壊を招く兵器でありながらも一部の国にはその保有が容認されており、それゆえに抑止という独特の特徴を備えているとみなされている兵器）を否定する。人道の観点からの軍縮は、政治とは無関係の視点から兵器を捉え、軍事上の有用性や戦略上の信念ではなく、人間や土地に与える影響に着目する。

しかしながら、人道の観点からのアプローチは道徳的に中立ではなく⁵⁹、特定の兵器がもたらす受け入れ難い被害を浮き彫りにすることで、その使用を止めさせて廃絶することを目的としている。兵器に関して考慮されるべき重要な事実を変えようとすることで、兵器の有用性と正当性についての政策立案者と軍司令官の既成概念に疑問を提示することがこのアプローチの狙いだ。兵器の有用性と正当性については別の観点から証明しなければならない。従来の慣行に疑問が提示されると、兵器に対する見

方も変わり、その結果として新たな法と政策が採用されることにつながる。特に、自国の行動には責任と人道的配慮が伴っているとみなされることに価値を置く国では、兵器をタブーとするよう見直すことはそれに関連する政策的な算段を変化させ得る。かつての国連軍縮担当上級代表は、他の大量破壊兵器にそそがれた汚名に関して「今日、『生物兵器国』を自称する国が一体いくつ存在するだろうか……（中略）……生物兵器の傘について話題にする国があるだろうか」⁶⁰と述べた。

核兵器の場合、国際的な核軍縮の行き詰まりと停滞を打開することが避けられないという認識が、議論の見直しの背景にある。国家間における国際人道法の重要性の高まりに加え、世界情勢の変化が、人道の観点からのアプローチの採用を促している。このアプローチは、核兵器そのものの正当性を国際規模で失わせることに重点を置いている。そのため、議論の見直しには、核兵器国の関与は必須ではない。核兵器国の人口は相当な数だが、世界中の国家の数という点ではごく少数である。このことは、受け入れ可能な新たな見方を確立したいと考えるその他の国にとっては、数的優位を活かせるという点で有利となる。しかしながら、人道の観点からの枠組みは、核兵器国とそれらの国の核兵器に対する信念に根本から挑む。つまり、核兵器が壊滅的な人道への影響をもたらすことを示しつつ、核抑止の実態と、入念な調査結果や決定的な論証とを対立させることで、圧力をかけるのだ。その最終目標は、核兵器の保有を放棄させることにある。初期の段階では核兵器国への関与はないかもしれないが、議論の移行は、政策面および法律面の反応を引き出し、最終的にはそうした国々の姿勢に影響を与えるだろう。そのような影響は、新たな国際規範の確立に加え、無視することのできない政治的および軍事的協力の状況の変化をもたらすだろう。

過去に展開された人道の観点からの軍縮キャンペーンや外交イニシアチブに関与した実務家や研究者は、それを成功に導いた要素に着目し、そこで行われた議論の変化を理論化してきた⁶¹。核兵器の議論の見直しに現在取り組んでいる活動家や国は、そうした教訓を活用してきた。人道への影響の枠組みとなる成功へのプロセスを築くために求められる要素には、効果的に動員できるネットワークを構築すること、理念を推進させる過去の経験を活用すること、被ばく者の証言などを通じて核兵器の人間への影響に焦点を当てること、質の高い調査と実務家の視点を通じて信頼性を印象づけること、現在の議論の流れに一石を投じ、兵器を使用する側に立証責任を転換すること、信頼に基づく多様なパートナーシップを築くこと、そして明確な目標と戦略を維持することが挙げられる⁶²。

国連軍縮研究所（UNIDIR）のジョン・ボリー上級研究員によれば、兵器の容認可能性を軸にして軍縮問題を見直すことは複数の側面を伴うダイナミックなプロセスである⁶³。これら側面には、ある問題を類似の方法により解決した別の問題との関連づけを伴う「枠組み連結（frame bridging）」を含む。例えば核兵器の場合、地雷やクラスター弾と同様に、その他の大量破壊兵器の違法化と関連づけられてきた⁶⁴。「枠組み拡大（frame amplification）」は、文民の保護や人道に関する法規範に対して存

在する懸念と大量破壊兵器の保有との間にある隔たりに注目する。これは、核兵器がもたらす結末に関してさまざまな国から示された声明でも大きく取り上げてきた⁶⁵。これと並行して、「枠組み拡張（frame extension）」は、追求される議論と行動の変化を、各国が重要だと主張する規範と調和させ、その変化を各国の利益やアイデンティティと合致させる。最後に、「枠組み転換（frame transformation）」は、見解や活動の再定義を終えて兵器の容認可能性を考慮する方向へ意見を一致させる。この枠組みに対する反対は、その妥当性を示すことにしかない。これは核兵器を巡る議論の見直しでもみられ、人道上の懸念に核兵器国が異論を唱えても、現状の核軍縮の取り組みの進展も効果も十分ではないという市民社会や一部の政府の見解を補強する行為にしかない⁶⁶。また、そうした反発は、最終的に姿勢を変えさせることを望む国からの反発を考慮すると、見直しのプロセスが引き続き進展しているという関係者の自信を強める結果につながる。

市民社会に目を転じると、この人道アプローチは、以前から核問題に取り組んでいる組織や、人道の観点から軍縮を訴える活動家、新世代の核軍縮活動家等、多様なアクターをICANの連合に動員した。本稿執筆時点で、特に過去2年間、着実に成長してきた人道イニシアチブと並んで、ICANには90カ国以上から400以上のパートナーが集まっており、核軍縮の分野で大きな存在感を示している⁶⁷。人道イニシアチブは、市民社会組織と支持派の国との間の信頼関係で結ばれた既存のネットワークを活用しているが、このネットワークは核兵器を巡る議論の見直しの過程において構築されてきたもの⁶⁸。人道上の被害の認識を高めることを目的とした国や市民社会による活動は、人道の観点からの軍縮アプローチとその教訓、そして重要なアクターの存在によって戦略的に下支えされている。

議論の転換における限界

人道イニシアチブが現在非核兵器国から多大な関心と賛同を得ており、その重要性が増していることは、核兵器国とその同盟国の間で警戒感を生んでいることから明らかだ。しかし、核兵器を巡る政策の議論を全面的に変えることも、その問題の枠組みを世界規模で見直すことも、未だ実現には至っていない。これは、人道イニシアチブが誕生して比較的時間もないという事情や、条約交渉などの世間の注目を集めるプロセスが伴っていないという現状を考えると、それほど意外なことではない。

一般の議論では、人道イニシアチブは、世界各国のメディアによってその一端が報道されている。その報道は（人道の観点からの核兵器を巡る議論の見直しと与える影響と同様に）オーストラリアにとって十分な懸念材料となり、同国はナジャリット会議に先立って人道アプローチを批判する論説を寄稿し、「この問題を巡る国際的な議論のリセット」を図ろうと試みた⁶⁹。しかし、メディアが取り上げる核兵器関連の話題は、北朝鮮による核兵器の保有、イランへの核拡散疑惑、冷戦時代の核対立を復活

させるかもしれないウクライナでの紛争、そして米国や英国による核軍備の近代化が中心だ。これらの話題が人道の視点で報じられることは概してなく、国家安全保障に基づく枠組みが用いられ、誰が正当な核兵器の保有者であるかという通論が繰り返されている⁷⁰。

国家レベルにおいて、NPT上の核兵器国とその最も緊密な核の同盟国では、人道イニシアチブの影響で従来の議論が大きく転換するという事態は起きていないようだが、オーストラリアなどは明らかに将来それが現実のものとなるだろうという危惧を抱いている。一つの例外は日本かもしれない。2012年のNPT準備委員会で発表された核兵器の人道上の結末に関する共同声明に日本政府が賛同しなかった理由を、拡大核抑止に依存する自国の政策に合致しないとして正当化したことから、核軍縮における同国の役割を巡って議論が巻き起こった。2013年の原爆忌に長崎市で開かれた平和祈念式典で長崎市長が批判して以降、メディア報道や、国会議員や被ばく者、市民社会から抗議や強い働きかけがあったことから、日本政府は姿勢を一転させて、2013年に国連総会第1委員会で開催された共同声明に賛同する決断を下した⁷¹。核兵器を巡る国際的な議論の場での日本の姿勢は、人道イニシアチブの影響で次第に揺らいでいった。2015年の国連総会第1委員会の核廃絶決議では、人道上の結末に関する文言が盛り込まれていたことを理由に米国、英国、およびフランスがこれを棄権した⁷²。

しかしながら、その他の国（例えば米国）では、主流を成す核政策に関する機関が人道イニシアチブに言及するようになってきている一方で、核軍縮を進展させる現在の重要な機会として捉えているわけではない⁷³。ウィーン会議に際して開催されたサイドイベントでは、フランスの国会議員グループが、フランスで現在展開されている核抑止ドクトリンへの挑戦に立ちはだかる難題を強調した⁷⁴。本稿では全ての国の情勢を取り上げることはできないので、ここでは筆者の所属組織がある英国を例にとり、人道イニシアチブの行方について示唆を述べる。

英国では、少数の国会議員によって人道イニシアチブが展開されてきた⁷⁵。しかしながら、英国内の核兵器近代化プログラムを巡る議論にはほとんど影響を与えていない。2015年初頭、英国の核兵器は更新されるべきではないとする動議が下院で提出され、議論の末に賛成37票、反対364票で否決されたが、これは当時の英国政界に「抑止」の容認が政治的立場を問わず広くかつ根深く存在していたことを物語る⁷⁶。しかし、2015年の選挙では、スコットランド国民党——核爆発がもたらすリスクと結末への懸念などを理由に英国による核配備に反対している政党——がスコットランドの議席をほぼ独占したほか、英国の最大野党である労働党の党首に長年反核を訴え続けている人物が選ばれたために、風向きが変わる可能性が出てきている。

人道イニシアチブへの英国の関与に関する議会での質疑応答では、その枠組みを容認する発言はほとんどなく、英国の安全保障における核兵器の意義と既存のフォーラムのみを唯一の選択肢として議論を続けていく必要が強調されている⁷⁷。また、核爆発が与える人道上の影響に関する英国政府独自の分析を一般公開するよう請求されて

いるが、国家安全保障や「他国」との関係性を理由に拒否された⁷⁸。英米安全保障情報評議会（BASIC）——核軍縮と核不拡散を専門とする著名な英国のシンクタンク——によって開催されている超党派委員会は、英国は核兵器を保有し続けるべきだと結論づけた⁷⁹。軍内部では、自由民主党から原子力潜水艦隊を3つに減らしてはどうかという提案があったことで議論が巻き起こったが⁸⁰、これは英国の議論において抑止の枠組みが主流であり続けていることを示す一例である。

英国やその他の核兵器国の国内の議論に人道イニシアチブが大きな影響を及ぼすには、国際情勢がさらに変わらなければならないのは間違いないだろう。しかしその前に、人道イニシアチブはその同盟国である核依存国の姿勢を揺るがすことになるだろう。枠組み見直しの議論から核軍縮を推進する新しい行動へと段階が移行すれば、メディアの注目も一般市民の関心も一層高まるだろう。そうなれば、現在の人道イニシアチブが与え得る影響よりも、より強く国内の政治的な計算や関心に影響を与えるだろう。この行動がどのようなもので、議論と政策を国内的にあるいは国際的にさらにどう変えていくのかについては、本稿の最後の節で考察する。

人道イニシアチブの今後

英国当局は、核兵器の人的影響に関するオスロ会議に参加するかどうかを協議していた際に次のような見解を示した。

「人道の観点からの軍縮に向けた動き」の中核にあるのは、無差別的な影響を与える兵器は全て違法とすべきだという論旨である。クラスター弾に関する条約の制定を目指した運動も、これを起点に始まった。オスロ会議は、核兵器もそうした無差別的な影響を与える兵器であり、それゆえ禁止すべきだという主義を確立しようとしている。したがって我が国は、我が国のより包括的な軍縮および抑止戦略を反映させた、強い説得力のある言説で論駁しなければならない⁸¹。

この見解には、核兵器を巡る議論の見直しに取り組むどれほど多くの国、国会議員、国際組織、そして市民社会が、人道イニシアチブを展開していこうと計画し、期待しているのかが的確に表現されている。核兵器を禁止する独立した条約を巡る議論は、核兵器国の参加・不参加を問わず、人道イニシアチブと並行して展開されてきた⁸²。ICANと多くの国にとっては、核兵器禁止条約の交渉の開始が人道の観点からの核兵器を巡る議論の見直しの直接的な目標であり、ICANの最大の役割はその目標を達成するように各国を説得することだ⁸³。

核兵器を禁止する条約は、大量破壊兵器として唯一、包括的な国際条約によって特に禁止されていないという法の例外に対処することになる⁸⁴。そして、非核兵器地帯条約などの既存の合意を足掛かりとして、その意志を普遍化する国際的な法的文書と

なるだろう。核兵器の拒絶を促すことになるほか、核兵器を巡る世界的な議論にさらなる変化をもたらすことになるだろう。さらに、簡潔で明確な目的がある実用的な条約として、効果的に活用できる合意点を示すことになるだろう。現在提案されている核兵器条約案などのその他の枠組み案は、起草の段階から核兵器国の参加を要求しており、核兵器国が交渉を引き延ばす可能性がある⁸⁵。しかしながら、禁止条約は、初期の段階で核兵器国の参加がなくても、有志国が交渉し、締結することが可能だ。これら兵器の使用の禁止だけでなく、他の兵器関連条約と同様にその包括的な禁止を明確に規定すれば、核兵器廃絶に向けた枠組みが構築され、それをより実現しやすい環境が整備されるだろう。また、禁止条約は、核兵器を製造する企業への融資を禁止するなど、禁止行為への支援を禁止する規定を盛り込む選択肢も可能で、これら兵器に対する商業的なインセンティブがなくなるだろう。さらに、そうした条約は、核兵器の使用や実験の被害者の権利を保障し、影響を受けた自然環境の回復のための枠組みを提供することも可能だ⁸⁶。禁止条約は、核軍縮を促進させる規範的かつ実際的な効果を有し、核兵器に関連する国際法における多数のギャップを埋めるだろう⁸⁷。

核兵器の禁止に向けた取り組みには相当の支持が集まっている。本稿執筆時点で、核兵器の違法化を支持する声明を個別に行っている国は70カ国以上に上る。また、東南アジア諸国連合やカリブ共同体・共同市場、CELACなどの地域的なグループや組織も禁止への支持を表明した⁸⁸。NPTや国連総会第1委員会が出された最初の核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントでも、各国に対して核兵器の違法化に取り組むよう呼びかける内容が明示された⁸⁹。しかし、その後に出された核兵器の人道上の影響に関する共同ステートメントでは、おそらくより多くの支持を得るため、この立場は明示的には盛り込まれなかった。

核兵器がもたらす人道上の被害を考慮する必要を支持する国の全てが、禁止に対する支持を表明するまでに至っているわけではなく、また、核兵器の禁止を支持する国の全てが、現時点で同一の解決策を念頭に置いているわけでもない⁹⁰。人道の誓約は、NPT上の義務の文脈における核兵器の「禁止と廃絶」に関する「法的ギャップ」を埋めようという呼びかけだ⁹¹。しかしながら、禁止条約の交渉には必ずしも核兵器国の参加が必要なわけではないことを考えると、禁止を達成するために最も早くかつ最も明確な道筋が提示されているのである。

NPTの核兵器国とその同盟国の主張とは対照的に、人道イニシアチブと禁止条約の交渉は実際には既存の核軍縮の枠組みで明言されている目標の実現に資するだろう⁹²。こうした条約は、NPTの核兵器国とその同盟国にとっては明らかに懸念材料であり、人道イニシアチブに対するこれらの国からの反発にもそれを反映する言葉が顕著にみられるようになってきている。例えば英国は、ナジャリット会議への不参加の理由を「会議の支持者の多くが、……（中略）……核兵器の全面的禁止を最終的な目標としていられると考えられる」とした⁹³。また、英国国連代表部は、禁止条約は、人道イニシアチブの重要な特徴であるNPTの枠内の核兵器国とその枠外の核兵器国との区別を喪失

させるだろうと懸念を示した⁹⁴。オーストラリアの内部文書にも、人道イニシアチブは禁止条約推進派に「てこ入れ」されており、「核兵器禁止条約をそう遠くない未来に締結させようという機運が高まることが予想される。……（中略）……なぜなら、核兵器を禁止するという至極単純な呼びかけにより多くの国が賛同しつつあるからだ」と記されている。さらに最近では、NPT運用検討会議の後に「禁止条約の締結が次の目標になる」と懸念を示した⁹⁵。米国も同盟国に対して人道の誓約を支持しないように働きかけている⁹⁶。交渉の開始自体が大きな関心を集め、国内の政治的な計算に影響を及ぼし始めるだろう⁹⁷。より長期的にみれば、禁止条約によって核兵器を巡る議論の主導権が核兵器国とその同盟国から大幅に奪われることになり、政治的にも実務的にもそれらの国が予想もしなかった事態が訪れるだろう。

人道イニシアチブによって高まった、核兵器のない世界の実現に向けた大きな機運を、具体的な行動へと結びつけなければならない。核兵器を巡る問題の枠組み作りの一つの方法として、人道イニシアチブは足掛かりを得て、議論を活性化させたが、世界レベルでの核兵器政策の転換という結果を残すためにはさらなる活動が求められる。禁止条約に関して、その最も効果的な次の方策として重要なのは、国際的なフォーラムで支持を集めることだ。これは、実現可能で、法的にも整合性があり、論理的にも筋の通る、人道イニシアチブの進展である。そのような条約であれば、核兵器国の関与の有無にかかわらず締結することが可能であり、それでもなお規範としても実際的にも多大な影響を及ぼし得る。このイニシアチブをさらに推し進めていく責任を担う非核兵器国は、市民社会からの信念に基づく後押しを受けながら、主導的な役割を果たさなければならない。

- 1 たとえば、次を参照。 Nick Ritchie, *Nuclear Risk: The British Case*, Article 36, London, 2014 available at: www.article36.org/wp-content/uploads/2013/06/Nuclear-risk-paper.pdf (全てのインターネット上の文献は2015年3月にアクセス) ; Rebecca Johnson, "The NPT in 2010–2012: A Control Regime Trapped in Time", in Rebecca Johnson, Tim Caughley and John Borrie, *Decline or Transform: Nuclear Disarmament and Security beyond the NPT Review Process*, Acronym Institute for Disarmament Diplomacy, London, 2012; Ward Wilson, "The Myth of Nuclear Deterrence" *Nonproliferation Review*, Vol. 15, No. 3, 2008.
- 2 核兵器国と同盟国は、「拡大核抑止」(核攻撃を受けた際に核で対応する保障)のドクトリンに賛成している。
- 3 次を参照。 Beatrice Fihn (ed.), *Unspeakable Suffering – The Humanitarian Impact of Nuclear Weapons*, Reaching Critical Will, Geneva, January 2013, available at: www.icanw.org/wp-content/uploads/2012/08/Unspeakable.pdf.
- 4 Tom A. Sauer and Joellen Pretorius, "Nuclear Weapons and the Humanitarian Approach", *Global Change, Peace & Security*, Vol. 26, No. 3, 2014, pp. 238–240.
- 5 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT), 729 UNTS 10485, 1 July 1968 (entered into force 5 March 1970).
- 6 T. A. Sauer and J. Pretorius, above note 4, p. 440.
- 7 本号「リポートと書簡」に掲載のヤコブ・ケレンベルガー声明「核兵器の時代に終止符を」参照。
- 8 Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement, "Council of Delegates 2011: Resolution 1. Working towards the Elimination of Nuclear Weapons", 26 November 2011 (www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm).
- 9 Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement, "Working towards the Elimination of Nuclear Weapons: Four-Year Action Plan", Sydney, Australia, 17–18 November 2013, available at: www.icrc.org/eng/assets/files/red-cross-crescent-movement/council-delegates-2013/cod13-r1-nuclear-weapons-adopted-eng.pdf.
- 10 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, UN Doc. NPT/CONF.2010/50, Vol. 1, 2010, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2010/FinalDocument.pdf.
- 11 R. Johnson, above note 1, p. 16.
- 12 Nuclear Threat Initiative, Nuclear Disarmament Resource Collection, available at: www.nti.org/analysis/reports/nuclear-disarmament/.
- 13 Non-Proliferation of Nuclear Weapons, First Session, Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament, 2 May 2012, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statements/2May_IHL.pdf.
- 14 Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Second Session, Joint Statement on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, 24 April 2013, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom13/statements/24April_SouthAfrica.pdf.
- 15 Chairman's Factual Summary, UN Doc. NPT/CONF.2015/PC.II/CRP.2, 2 May 2013, available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom13/documents/CRP2.pdf>; and Chairman's Factual Summary, UN Doc. NPT/CONF.2015/PC.I/WP.53, 10 May 2013, available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/documents/WP53.pdf>.
- 16 Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Report of the Preparatory Committee containing Recommendations to the Review Conference, UN Doc. NPT/CONF.2015/PC.III/CRP.7, 7 May 2014, available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/documents/draft-recommendations.pdf>.
- 17 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons, 2015, available at: www.bmeia.gov.at/das-ministerium/press/reden-und-interviews/2015/04/2015-review-conference-of-the-parties-to-the-treaty-on-the-non-proliferation-of-nuclear-weapons/.
- 18 UN General Assembly First Committee, 67th Session, Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament, 22 October 2012, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/statements/22Oct_Switzerland.pdf.
- 19 UN General Assembly First Committee, 68th Session, Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons, 21 October 2013, available at: http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com13/statements/21Oct_Joint.pdf.
- 20 UN General Assembly First Committee, 69th Session, Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons, 20 October 2014, available at: http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com14/statements/20Oct_NewZealand.pdf.
- 21 UNGA Res. A/C.1/70/L.37, 21 October 2015.
- 22 これら会議の記録について、次を参照。 Reaching Critical Will, *Other Disarmament Fora*, available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/others>.
- 23 The latest of which is Special Declaration 16 of CELAC on the Urgent Need for a Nuclear Weapon Free World, 29 January 2015, available at: www.sela.org/media/1876366/special_declaration_16_of_celac_on_the_urgent_need_for_a_nuclear_weapon_free_world.pdf.
- 24 これら会議の記録として、次を参照。 Reaching Critical Will, *Humanitarian Impact of Nuclear Weapons*, available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/hinw>.
- 25 ICANのウェブサイト参照。 available at: www.icanw.org.
- 26 Presentations available at: <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/hinw>。これらの点の多くに関する研究として、次を参照。 B. Fihn (ed.), above note 3; John Borrie and Tim Caughley, *An Illusion of Safety: Challenges of Nuclear Weapon Detonations for United Nations Humanitarian Coordination and Response*, United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR), New York and Geneva, 2014, available at: www.unidir.org/files/publications/pdfs/an-illusion-of-safety-en-611.pdf.
- 27 John Borrie, "Humanitarian Reframing of Nuclear Weapons and the Logic of a Ban", *International Affairs*, Vol. 90, No. 3, 2014.
- 28 次を参照。 Article 36, "Victim Assistance" in a Treaty Banning Nuclear Weapons, London, January 2015, available at: www.article36.org/wp-content/uploads/2015/01/victims-nuclear-weapons.pdf.
- 29 たとえば、次を参照。 Arka Biswas and Faiqa Mahmood, "India, Pakistan, and the Nuclear Humanitarian Initiative: Let's Be Real", *Bulletin of Atomic Scientists*, April 2015, available at: <http://thebulletin.org/india-pakistan-and-nuclear-humanitarian-initiative-let%E2%80%99s-be-real8256>.
- 30 Announcement of non-attendance to the Oslo Conference, March 2013, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/oslo-2013/P5_Oslo.pdf.
- 31 たとえば、次を参照。 John Borrie and Tim Caughley, *After Oslo: Humanitarian Perspectives and the Changing Nuclear Weapons Discourse*, UNIDIR, 2013, available at: www.unidir.org/files/publications/pdfs/after-oslo-en-469.pdf; Baroness Miller of Chilthorne Domer, "Nuclear Weapons: House of Lords Written Question", 21 March 2013, available at: www.theyworkforyou.com/wrans/?id=2013-03-21a.182.0.
- 32 Joint Statement, above note 20.
- 33 Announcement, above note 30.
- 34 たとえば、次を参照。 Alistair Burt, Statement on behalf of France, the United Kingdom and the United States, United Nations General Assembly High Level Meeting on Nuclear Disarmament, 26 September 2013, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/HLM/26Sep_UKUSFrance.pdf.
- 35 Matthew Bolton, "No New Information on the Consequences of Nuclear Weapons?", *Political Minefields*, 14 May 2015, available at: <http://politicalminefields.com/2015/05/14/no-new-information-on-the-consequences-of-nuclear-weapons/>.
- 36 T. A. Sauer and J. Pretorius, above note 4, pp. 242, 248.
- 37 中国当局者もウィーン会議に参加していたが、研究者として非公式の立場での参加だった。
- 38 次を参照。 Article 36, "Documents Suggest UK Boycott of Key Nuclear Weapons Meeting was Driven by P5 Partners", 4 June 2013, available at: www.article36.org/nuclear-weapons/documents-suggest-uk-boycott-of-key-nuclear-weapons-meeting-was-driven-by-p5-partners/.
- 39 次を参照。 Alistair Burt, "Backbench Business: Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference", *Column 100*, 9 March 2015, available at: www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmhansrd/cm150309/debtext/150309-0003.htm#15030930000002.
- 40 "United States Will Attend the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons", media note, 7 November 2014, available at: www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/11/233868.htm.

- 41 John Borrie, "Outrunning a Bear Is a Relative Thing: US and UK Participation in the Vienna Conference", International Law and Policy Institute (ILPI), 9 January 2015, available at: <http://unidir.ilpi.org/?p=66>.
- 42 J. Borrie and T. Caughley, above note 31.
- 43 Costa Rica, Statement at the 2015 Review Conference of the Non Proliferation Treaty, 29 April 2015, available at: www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/CR_en.pdf.
- 44 Angela Kane, High Representative for Disarmament Affairs, UN Disarmament Commission, Opening Remarks, 6 April 2015, available at: <https://unoda-web.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2015/04/hr-undc-2015.pdf>.
- 45 Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons, UNGA 69 First Committee, 20 October 2014, available at: http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com14/statements/20Oct_Australia.pdf.
- 46 Freedom of Information (FOI) Ref. No. 14/51652, Australian Department for Foreign Affairs and Trade, available at: <http://dfat.gov.au/about-us/corporate/freedom-of-information/pages/foi-disclosure-log.aspx>.
- 47 Australian Statement at the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, 8–9 December 2014, available at: http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/vienna-2014/9Dec_Australia.pdf.
- 48 たとえば、次を参照。House of Commons, "Oral Answers to Questions: Nuclear Weapons (Vienna Conference)", Column 153, 28 October 2014, available at: www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmhansrd/cm141028/debtext/141028-0001.htm.
- 49 Article 36, above note 38.
- 50 Austrian Foreign Ministry, "Humanitarian Pledge", December 2014, available at: www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abbruestung/HINW14/HINW14_Austrian_Pledge.pdf.
- 51 Second Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Chair's Summary, 14 February 2014, available at: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nayarit-2014/chairs-summary.pdf.
- 52 J. Borrie, above note 27, p. 644.
- 53 次を参照。ICAN, "Humanitarian Pledge: Stigmatize, Prohibit and Eliminate Nuclear Weapons", 8 December 2015, available at: www.icanw.org/pledge.
- 54 UNGA Res. A/C.1/70/L.13/Rev.1, 29 October 2015.
- 55 Jonas Gahr Store, "Disarmament – Reframing the Challenge", 1 February 2010, available at: www.regjeringen.no/en/aktuelt/disarmament/id592550/.
- 56 たとえば、次を参照。Richard Moyes and Thomas Nash, *Global Coalitions: An Introduction to Working in International Civil Society Partnerships*, Action on Armed Violence, London, 2011; Brian Rappert, *A Convention Beyond the Convention: Stigma, Humanitarian Standards and the Oslo Process*, Landmine Action, London, May 2008; John Borrie, Maya Brehm, Silvia Cattaneo and David Atwood, "Learn, Adapt, Succeed: Potential Lessons from the Ottawa and Oslo Processes for Other Disarmament and Arms Control Challenges", *Ideas for Peace and Security*, Vol. 1, 2009. この論文は、この同問題について検討するための2008年のワークショップを基にしている。
- 57 John Borrie and Tim Caughley, "How are Humanitarian Approaches Relevant to Achieving Progress on Nuclear Disarmament?", in R. Johnson, T. Caughley and J. Borrie, above note 1.
- 58 *Ibid.*
- 59 John Borrie, *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens: Context and Implications*, UNIDIR, 2013, p. 9, available at: www.unidir.org/files/publications/pdfs/viewing-nuclear-weapons-through-a-humanitarian-lens-en-413.pdf.
- 60 High Representative Angela Kane, The New Zealand Lectures on Disarmament, UNODA Occasional Papers, No. 26, June 2014, available at: www.un.org/disarmament/publications/occasionalpapers/en/op26.pdf.
- 61 たとえば、次を参照。the works cited above in notes 27 and 56.
- 62 R. Moyes and T. Nash, above note 56.
- 63 J. Borrie, above note 27.
- 64 *Ibid.*, p 637.
- 65 *Ibid.*, p 639.
- 66 *Ibid.*, p 643.
- 67 ICANのウェブサイト参照。available at: www.icanw.org.
- 68 J. Borrie, above note 59, p 9.
- 69 FOI Ref. No. 14/51952, above note 46. 論説は、次のように発出された。Julie Bishop, "We Must Engage, Not Enrage Nuclear Countries", *Sydney Morning Herald*, 14 February 2014 (www.smh.com.au/comment/we-must-engage-not-enrage-nuclear-countries-20140213-32n1s.html).
- 70 たとえば、次を参照。Kate Brannen "How to Dismantle an Atomic Bomb? With a Money Crunch", *Foreign Policy*, 5 March 2015, available at: https://foreignpolicy.com/2015/03/05/nuclear-weapons-pentagon-modernization-money/?utm_source=Salithru&utm_medium=email&utm_term=Situation%20Report&utm_campaign=Sit%20Rep%20March%206%202015.
- 71 ICAN, "Japan to Join Humanitarian Initiative at UN First Committee", 12 October 2013, available at: www.icanw.org/campaign-news/japan-to-join-humanitarian-initiative-at-un-first-committee/.
- 72 "Japan Loses Support of U.S., Britain, France for U.N. Resolution on Abolishing Nukes", *Asahi Shimbun*, 4 November 2015, available at: https://ajw.asahi.com/article/behind_news/politics/AJ201511040076.
- 73 たとえば、ミドルベリー国際大学院モントレー校ジェームズ・マーティン不拡散研究センターの近年の研究を参照。available at: www.nonproliferation.org.
- 74 2014年12月8日と9日にウィーンで開催された、核兵器の人的影響に関する会議に参加したさまざまな政党から構成される10人のフランスの国会議員からのメッセージは、オーストリア議会のサイドイベントとして開催されたラウンドテーブルで、核軍縮・不拡散議員連盟フランスのコーディネーターであるジャン＝マリー・コリンが述べている。(available at: www.pnnd.org/sites/default/files/i/photos/events/20141209-vienna-french-parliamentarians_message_for_the_vienna_conference_-_english_tra.pdf).
- 75 ICAN UK, "Humanitarian Initiative Raised by MPs at Trident Debate", 22 January 2015, available at: <http://uk.icanw.org/action/humanitarian-concerns-raised-by-mps-at-trident-debate/>.
- 76 House of Commons, Ministerial Statement and Debate Summary, "Trident Renewal", Column 90, 20 January 2015, available at: www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmhansrd/cm150120/debtext/150120-0001.htm.
- 77 議会質疑応答は、軍縮外交のためのアクリノム研究所にアーカイブされている。available at: www.acronym.org.uk/parliamentary-records.
- 78 House of Commons, Written Answers to Questions, "Nuclear Weapons", Written Question 219273, 6 January 2015, available at: www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-question/Commons/2014-12-17/219273/.
- 79 BASIC, "Trident Commission", available at: www.basicint.org/tridentcommission/.
- 80 Ewan MacAskill, "Trident Gets Thumbs Up in Report that Will Dismay Anti-Nuclear Campaigners", *The Guardian*, 1 July 2014, available at: www.theguardian.com/uk-news/2014/jul/01/trident-nuclear-missile-renewal-study.
- 81 オスロ会議における英国のアプローチを検討していた際に、2013年1月7日に外務連邦官により送られた電子メールからの抜粋。これは、インディペンデント・オン・サンデーのブライアン・ブラディーが情報公開を請求したことで明らかとなった。ファイルは著者が保有している。
- 82 たとえば、次を参照。Article 36, *Banning Nuclear Weapons*, 23 February 2013, available at: www.article36.org/wp-content/uploads/2013/02/Report_web_23.02.13.pdf; Article 36 and Reaching Critical Will, *A Treaty Banning Nuclear Weapons*, 27 April 2014, available at: www.article36.org/wp-content/uploads/2014/04/AR06_TREATY_REPORT_27.4.14.pdf.
- 83 Magnus Lovold, Beatrice Fihn and Thomas Nash, "Humanitarian Perspectives and the Campaign for an International Ban on Nuclear Weapons" in John Borrie and Tim Caughley (eds), *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens*, UNIDIR, 2013, available at: www.unidir.org/files/publications/pdfs/viewing-nuclear-weapons-through-a-humanitarian-lens-en-601.pdf.
- 84 国際司法裁判所 (ICJ) は1996年の核兵器に関する勧告的意見において、11対3で、「慣習国際法でもまた条約でも、包括的かつ普遍的に核兵器の威嚇または使用を禁止してはいない」という見解を示した。ICJ, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, *ICJ Reports 1996*, 8 July 1996, para. 99, available at: www.icj-cij.org/doctrines/files/95/7495.pdf. 核兵器不拡散条約は、明示的にも普遍的にも核兵器の使用および保有を禁止していない。核兵器の禁止に関して、法に存在するギャップについての概要は、次を参照。Article 36 and Reaching Critical Will, *Filling the Legal Gap: The Prohibition of Nuclear Weapons*, London and New York, May 2015, available at: www.article36.org/wp-content/uploads/2015/05/A36-RCW-gaps-table-updated.pdf.

- 85 Patricia M. Lewis, "A New Approach to Nuclear Disarmament: Learning from International Humanitarian Law Success", International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, Paper No. 13, January 2009.
- 86 Article 36 and Reaching Critical Will, above note 82.
- 87 禁止に関する、法的ギャップについての概要は、次を参照。 *ibid.*
- 88 ICAN, *Support for a Ban*, available at: www.icanw.org/why-a-ban/positions/.
- 89 Joint Statement, above note 14; Joint Statement, above note 17.
- 90 たとえば、2015年のNPT運用検討会議の新アジェンダ連合を代表してアイルランドが提出したワーキングペーパーでは、数カ国により提案された選択肢を一つの皮切りに、核兵器に関する協定が検証可能で期限を定めた廃絶のためのステップを描写していることを認めた。また、禁止条約は、壊滅的な人道上の被害や「不完全な核軍縮枠組み」という文脈で、「核兵器のない世界を実現し、維持する」ための一つの選択肢として提示された。Working Paper Submitted by New Zealand on Behalf of the New Agenda Coalition (Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand and South Africa), UN Doc. NPT/CONE.2015/WP9, 9 March 2015, available at: <http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/WP9.pdf>.
- 91 Austrian Foreign Ministry, above note 50.
- 92 Nick Ritchie, *The Story So Far: The Humanitarian Initiative on the Impacts of Nuclear Weapons*, ILPI–UNIDIR Vienna Conference Series, 2014, available at: www.unidir.org/files/publications/pdfs/the-story-so-far-en-616.pdf.
- 93 House of Commons, Written Answers to Questions, Foreign & Commonwealth Office, "Nuclear Weapons", Column 57W, 24 February 2014, available at: www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmhansrd/cm140224/text/140224w0002.htm.
- 94 Comments by a representative of the UK at a UN General Assembly side event, October 2015. Based on notes taken by author.
- 95 FOI Ref. No. 14/51952, above note.46; FOI Ref. No. 15/2850, Australian Department for Foreign Affairs and Trade, 26 June 2014, available at: <https://dfat.gov.au/about-us/corporate/freedom-of-information/Documents/dfat-foi-F1210.pdf>.
- 96 ICAN, "US Attempts to Bully Allies into Inaction", 18 March 2015, available at: www.icanw.org/campaign-news/us-attempts-to-bully-allies-into-inaction/.
- 97 Rebecca Sharkey and Laura Boillot, "Momentum towards a Nuclear Weapons Ban Treaty: What Does It Mean for the UK?", *Sustainable Security*, 14 March 2015, available at: <http://sustainablesecurity.org/2015/03/14/momentum-towards-a-nuclear-weapons-ban-treaty-what-does-it-mean-for-the-uk/>.

非国家主体による CBRN兵器の模索： その動機と危惧され る人道上の被害

ステファニー・ミュレンベルト、
マートン・ニューエンホワイゼン

ステファニー・ミュレンベルト：オランダ国立公衆健康環境研究所 (RIVM) で国家安全保障（化学・生物・放射線・原子核と爆発物を含む）の問題を扱う研究者。

マートン・ニューエンホワイゼン博士：オランダ応用科学研究機構 (TNO) のCBRN防護部門でCBRN脅威関連の問題を研究。

要旨

本稿は、非国家主体が即席の化学・生物・放射線・原子核 (CBRN) 兵器を開発し、攻撃に使用する動機や能力について論じるとともに、使用された際に予想される被害についても考察する。CBRN兵器使用者として6種類のグループが特定されており、彼らはCBRN兵器に関する知識やスキル、そしておそらく材料も容易に獲得できる状況にあるかもしれない。理論上の可能性と実際運用できる可能性との間に依然として技術力の壁が立ちはだかっているため、CBRN攻撃が将来起きたとしても、化学物質や放射性物質をはじめとする粗雑で低水準の攻撃である可能性がきわめて高い。非国家主体が将来仕掛けるであろうCBRN攻撃は、破壊的 (destructive) というよりはむしろ混乱を引き起こすようなもの (disruptive) である可能性が高い。

キーワード：化学・生物・放射線・原子核 (CBRN)、非国家主体、兵器化、人道上の被害

.....

最近のシリア¹やその近隣諸国における事態の展開によって、化学・生物・放射線・原子核 (CBRN) 兵器や大量破壊兵器 (WMD) を用いた攻撃の脅威に対する意識が再び高まっている²。これまでは従来型の使用 (つまり、国家対国家の戦争での使用) が主に脅威として挙げられていたが、非国家主体によって使用されるのではないかと懸念が徐々に大きくなってきている。いくつかの種類の非国家集団が、CBRN 兵器を用いた攻撃を計画していた、あるいは計画している、ということを示す証拠が増えているのである。たとえばシリアにおいて、反体制派がその目標を達成するためにサリンをはじめとする化学物質を用いている、との主張がなされている³。特にイスラム国 (IS) は、2015 年にクルド人兵士に対して塩素ガスやマスタードガスを何度も使用するなど⁴、低水準の化学兵器を複数回使用したと非難されている。2015 年 11 月 13 日にパリで起こったテロ攻撃の直後に、フランスのヴァルス首相は、このような集団が戦闘地域の内外で CBRN 兵器を使用し続ける恐れがあることをあらためて強調した⁵。これらの出来事が相まって、CBRN 兵器に関する安全保障や、CBRN 兵器が「悪の手」に落ちる可能性、さらには CBRN 兵器の原材料の入手の可能性、その取り扱い方法や兵器化に関する知識、拡散手段についての議論が沸き起こった。化学兵器は非国家主体でも比較的簡単に入手できる一方、核兵器は非国家主体の手の届く範囲にはおそらくない。そして、生物兵器と放射能兵器はその両極面のどこかにある。

この数十年、非国家主体が CBRN 攻撃を行った実際の事例が著しく増えたということはない⁶。1995 年に東京の地下鉄で起きたサリン攻撃では、朝のラッシュアワー時に別々の 5 本の電車内で致死性ガスが放たれ、十数人が死亡、数百人が負傷し⁷、また、2001 年の 9 月 11 日の攻撃の直後に米国で起きた炭疽菌事件では、炭疽菌胞子が入った郵便物が多数の報道機関と二人の上院議員に送りつけられ、5 人が死亡、17 人が負傷したが⁸、実際のところ目立った事例は一握りに過ぎない。非国家主体が CBRN 攻撃を実行する見込みや可能性は、扇情的報道や恐怖のために、実際の可能性とは異なって理解されるとも言われている。本稿は、実際にもたらされる脅威について考察し、論じる。そのためには、CBRN 物質などを用いて実力行使をする意図の発端から、綿密な準備と行動をもって CBRN 兵器を実現化し、起動させて CBRN 物質を放出させるまでの、一連のプロセスを説明していく。

図 1 は、CBRN 兵器の開発、使用、結果の数段階のステップを時系列で示している。これは同時に、本稿の構成も表している。第一に、CBRN 兵器を用いる動機と意図について説明する。ここでは、目標達成のためとあらば実力行使する意図を持ち得

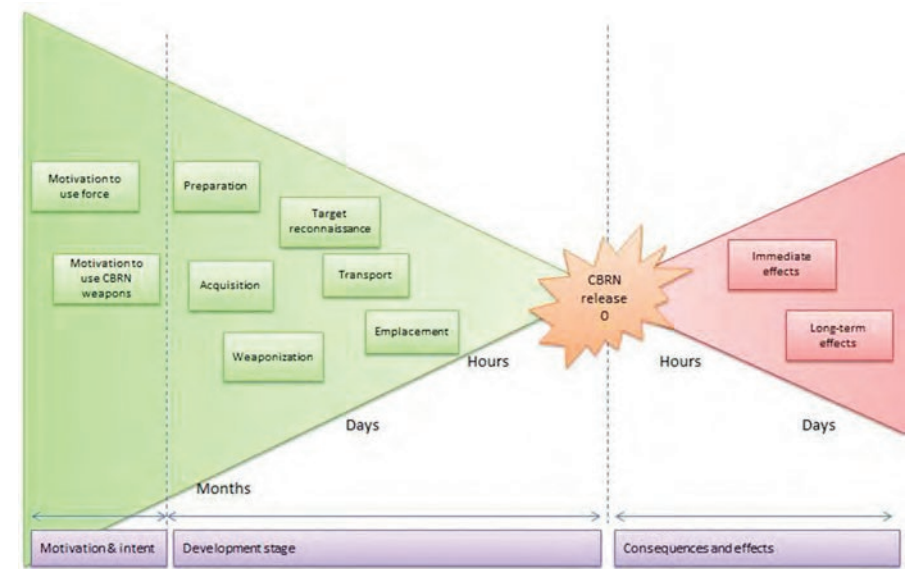


図 1：さまざまな脅威の要因と動機や意図の形成から実際の CBRN 兵器の完成や起動までのプロセスの各段階、そして CBRN 攻撃の影響の全体像

るいくつかの種類の非国家集団を取り上げる。攻撃で達成しようとする目的の実現のために CBRN 物質の使用が適当であれば、彼らは「通常」兵器よりも CBRN 兵器を使いたくなるだろう。その場合は、開発段階に進む。第二に、非国家主体が CBRN 物質を用いる能力を高めるための条件や、そうして高めた能力を兵器化につなげ、さまざまな開発上の課題を克服し、実際に CBRN 攻撃に踏み切る見込みについても説明する。最後に、そのような攻撃によって起こり得る、即時のおよび長期的な人道上の被害について考察する。

CBRN 攻撃と同様に、CBRN 事故も、1984 年にインドで起きたボパール殺虫剤工場ガス漏れ事故⁹で明らかになったように、大規模な破壊と何千人という犠牲者をもたらす恐れがある。この事故は、インド中部の都市ボパールから 3 マイル (4.8 キロメートル) 離れたユニオンカーバイド社の殺虫剤工場で発生した。工場の地下貯蔵タンクのバルブが圧力で破損した際に有毒のイソシアン酸メチルガスが漏れ出したのである。何万という人々が逃げ惑ったため、市内と周辺地域はパニックで大混乱に陥った。目が腫れあがり、口から泡を吐き、呼吸困難に陥るなどの症状で、2 万人以上が病院での治療を受けなければならなかった。しかし、このような偶発的な災害が本稿の範疇ではないことは、これまでの話の基本的な流れから理解されるだろう。

CBRN 施設に対する攻撃は、原子力施設や化学物質輸送機関、化学工場への攻撃のように、最終的には CBRN 物質の放出につながり、それが本稿の範疇に収まるの

は確かだが、この種の攻撃についてはここでは詳しく述べない。メルトダウンにつながりかねない原子炉の破壊行為や、有害物質の放出につながる施設内部での損傷や破壊を思い浮かべることもあるだろう。通常、このような行為には内部協力者が必要である可能性が高い。手段の観点から言えば、おそらく、奇襲方式やドローンによる攻撃でも物質の放出を引き起こすことができ、これはある程度の資金があれば可能だろう。「そうした攻撃は可能性の範疇にあるだけでなく、大抵の非国家集団の手の届く範囲内でもある¹⁰」。たとえば、2012年6月に、中央アフリカ共和国の南東部にあるウラン工場が正体不明の武装集団に襲撃される事件があった¹¹。さらに、2015年6月と7月に、フランスの化学工場と石油化学プラントが攻撃を受けた結果、それぞれで爆発が起きた¹²。

CBRN 施設に対するサイバー攻撃も、深刻な結末を引き起こす可能性がある。たとえば、スタックスネット・ウィルスによって、セキュリティの厳しい原子力施設でさえ侵入される可能性のあることが実証された。そして、いわゆる「オーロラプロジェクト」によって、プラントのコントロールセンターがコンピュータとデジタル機器経由でハッキングされた場合に起こり得る結末も明らかになった¹³。実験者は、最終的に仮想の化学プラントを自己破壊させることに成功したのである。このプロジェクトは、サイバー部隊がプラントの情報システムに侵入し、支配できることを証明しただけでなく、サイバー部隊だけで産業設備を破壊できるということを示した。これにより CBRN 物質の放出を引き起こすこともできるのはほぼ間違いない。しかし本稿では、CBRN 物質が兵器、つまりは即席で作られた特定の拡散装置でもって使用される状況を主に扱う。

CBRN 攻撃を仕掛けるイデオロギーと動機

本節では、どのような非国家主体がどのような理由で CBRN 攻撃を実行しようとするのかという問題を取り上げる。ここで「非国家主体」という用語は、攻撃において CBRN 物質を使用するかもしれない、国家以外の集団を指す。いわゆる「一匹オオカミ」が CBRN 攻撃を実行する可能性は排除できないものの¹⁴、CBRN 兵器の開発あるいは入手には数々の高度な手順を踏まねばならず、そこでは特定の知識、専門性およびスキルが必要となることから、これが一人の人間によって完遂される可能性は低い。むしろ、専門的な役割を担える人々とのネットワークが必要になる。こうしたネットワークは、首謀者、出資者、供給業者、輸送業者、爆弾製造者、兵器を仕掛ける者、起動係、そして攻撃を喧伝する者から構成されるであろう。研究によれば、ネットワークは、攻撃のための人員募集、訓練、準備のみならず、資源、要人との接触、イデオロギー的な支援など、一人では持ち得なかったかもしれない要素を埋め合わせるためにも用いられている¹⁵。

CBRN 兵器を用いるであろう非国家主体

集団がなぜ CBRN 兵器を入手し、使用しようとするのかを分析した研究はさほど多くはない¹⁶。それでも、有意義な検討はいろいろと可能である。たとえば、イデオロギーは集団の目標や手口に関して決定的な役割を担っている。CBRN 兵器の使用が自らのイデオロギーに適合する非国家主体もあれば、そうでない非国家主体もあるだろうし、活動目的の全般もしくは一部を満たすために CBRN 兵器を用いる場合も考えられる。CBRN 兵器が用いられた過去の事件などにに基づき、それぞれの目標達成の過程で CBRN 兵器の使用を含む暴力に訴える集団と位置づけられているイデオロギー集団はかなりの数に上っている。このような集団には、①愛国主義・分離主義・民族統一主義集団、②急進的な宗教原理主義集団、③終末論や千年至福説を信奉する「新興宗教運動」集団、④単一争点集団、⑤右翼集団、⑥社会主義革命集団や世俗的左翼団体などがある。これらの集団の主な特徴については、後ほど簡単に説明する。

各々の目標を推進するためならば CBRN という手段に訴えるだろうとみなされているこれら6タイプの集団に共通して言えることはいくつかある。たとえば、特定の集団が社会的に疎外されていることは、「私たち」対「彼ら」という概念を生み、維持し、そして強化することから、大きな意味を持つ¹⁷。カリスマ性のあるリーダーはこの概念をうまく利用し、配下にリーダー自身のイデオロギーを信奉させるだけでなく、通常なら行わないような行為もさせてしまうことがある。リーダーが絶対的であるとともに、行為の責任をリーダーが取ることによって、個人が全体としての集団に埋没してしまうので、リーダーの決定はメンバーの持つ倫理的な歯止めを抑え込んでしまうのだ。

愛国主義集団、分離主義集団、民族統一主義集団

伝統的な愛国主義者集団や分離主義集団は、特定の集団の持つある種の政治的目標の達成を主目的とした組織である¹⁸。それら集団は、たとえば独自の民族や言語、文化でまとまった共同体、または一国を象徴する共同体による独立国家を建国するか、あるいは既に独立国家を有している場合には、共同体のメンバー全員をそこに統合することを求める¹⁹。このような集団は、特にその集団の支持者がいない地域においては、敵に対する無差別な行為も正当化してしまう。

そのような地域で CBRN 兵器が使用されることも予想されるが、愛国主義者や分離主義者の団体は支持者が離れることを懸念するため、一般的には CBRN 兵器の使用を避ける²⁰。たとえば、1995年に、チェチェンの分離主義者が、モスクワのイズマイロボ公園において、セシウム 137 を含む遮蔽されたがん治療装置を爆弾につないで設置することで、いわゆる「汚い爆弾」を製造する能力があることを見つけたことがある²¹。このとき、分離主義者集団は、公園に装置を置いたことを報道機関に警

告。彼らが指示したまさにその場所で、一部が地中に埋められた装置を当局は発見した²²。

急進的宗教集団

急進的な宗教集団は、政治的な目標を秘めていたり、宗教を無理やり政治の領域に持ち込もうとしたりする、宗教的過激派からなる²³。このような集団はその性質が故に階層構造をとることが多く、リーダーが教典から暴力を正当化する解釈を引き出し、「真の信者」である支持者がこれを受け入れる²⁴。

このような団体においては、宗教上命令された暴力を使用することに躊躇がない。これら集団は、「神敵」や悪人とされる者を標的とするテロ行為に、大いに依存しているのである²⁵。そのため、目標を達成する手段として CBRN に頼ることを妨げる、いかなる制約もそこでは克服され得る。たとえば、アルカイダとイスラム国の勢いの源泉の一部は、厳格な宗教戒律に基づいてイスラム世界を統一するカリフ制を実現しようとする、イスラム教の急進的解釈にある。オサマ・ビンラディンは CBRN 兵器への関心を公言しており、CBRN 兵器を獲得することは宗教的な任務だと主張していた。彼は広島原爆に言及し、自分たちが核兵器を入手し、使用しようとしているのは、「それが神の意志であるからだけでなく、米国が帝国日本を降伏させるためにしたのと同じことを、米国の外交政策に対してやりたいからだ」と強調した²⁶。同様に、イスラム国も民間人に対する CBRN 兵器の使用を承認する宗教的布告を構成員に広めているようである²⁷。

終末論的千年至福説信奉者集団や「新興宗教運動」

終末論的千年至福説信奉者集団や「新興宗教運動」は、急進的な宗教原理主義者集団と似た性質を持っている。しかし、後者とは対照的に、終末論信奉集団は、必ずしも変化を求めているわけではない。むしろ、ハルマゲドン、つまり世界の終末破壊を引き起こすことを熱望している。このような集団のリーダーは、CBRN 兵器の使用は終末論的世界の契機となり、彼らの見方からすれば、悪の世界を浄化すると説くかもしれない²⁸。

たとえば、カルト集団のオウム真理教は CBRN 攻撃を実行した。最も有名なのが 1995 年の東京の地下鉄でのサリン攻撃だが、この集団は他にも炭疽菌とボツリヌス菌を使った攻撃を仕掛けたり（前者では誤った炭疽菌の株が使用されたため、結果的に被害は出なかった）、Q 熱を使っての実験や、エボラウイルスの入手を試みたりしている²⁹。さらに、核の野望を追い求めるべく核兵器の材料を購入しようとしたと伝えられているが、核兵器の開発には一度も成功していない³⁰。

単一争点集団

単一争点集団——たとえば中絶反対団体、環境団体、動物保護活動家など——はさまざまな種類の、ごく限定的または比較的狭義の理念に着目する団体で、政策や人々の行動を変化させる触媒のような働きをすることを信条としている³¹。このような集団がその目標の達成のために CBRN 兵器を使用することは考えにくい。無差別兵器は彼らの目標の枠を超えて、あまりにも広範囲に犠牲者を出してしまうであろうし、世間が彼らの主張を受け入れるのにも悪影響を与えかねない。彼らはむしろ、多くの死傷者を出すことのない目標に向かって活動してきているのである。単一争点集団の奇異な一派として「グリーン・アナーキスト」が挙げられる。グリーン・アナーキストは、社会的アナーキストと似た考え方をするが、人間と人間以外の世界（動物、自然など）との関わり方についても批判を行う³²。こうした団体によれば、社会的階層構造のみならず、すべての階層構造は打破されねばならない。その最も極端な形態においては、これは人類の絶滅を通じて地球が生まれ変わることによって実現され得るとされる。このように、この特異な集団には終末論信奉集団との強い類似性がある³³。したがって、こうした単一争点集団が CBRN 物質を使用する可能性を排除することはできない。

右翼団体

右翼団体は、国家の威信を回復しようとしたり（急進的ナショナリスト）、「意見を異にする」反対勢力を抑圧したり、民族的、文化的な少数派を排除または従属させようとしたり（人種差別主義者）、既存の民主的で「金権政治」な資本主義システムを転覆して革命的な「新しい秩序」を構築しようとしたり（ネオファシスト）する集団である³⁴。右翼の非国家主体は、一般的に彼らの敵を人間とはみなしておらず、彼らの攻撃を正当化するために現政府を非正当化しようとする。このカテゴリーの人々は、低水準の生物または化学攻撃を行う重大な恐れがあるが、資源が限られているために、多くの死傷者が出る生物または化学攻撃を行う脅威とはなり得ないと思われる³⁵。

そうした制約がある一方で、右翼の過激派は使用まで計画して CBRN 物質を入手しようとしてきた。例を挙げると、米国では 9/11 事件から 2012 年 8 月までの間に右翼の過激派が CBRN 物質を入手し、一般市民や政府職員に向けて使用する計画を立てていたという証拠が確認されている³⁶。

社会主義革命または世俗的な左翼団体

社会主義革命集団や世俗的な左翼団体は、資本主義経済や社会秩序を転覆し、「プロレタリアート独裁」（たとえばマルクス＝レーニン主義）か、事例はより少ないが、

非中央集権的で非階層構造の社会政治システムを確立しようとしている（たとえばアナキスト）³⁷。これらの団体は、自らの支持者の間に多数の死傷者を出したり、国内外の一般市民にネガティブな反応を引き起こしたりするような無差別な行為を行うことはできない。しかし、政府や資本主義を象徴するようなターゲットに限定した行為は正当化することができる³⁸。この種の非国家集団による実際の攻撃について、一般に公表された明確な事例は確認されていない。

CBRN 兵器を使用する動機

イデオロギーと動機は密接に結びついている。いずれも標的、戦術、兵器の選定において決定的な役割を果たす。たとえば、テロ攻撃は主に心理戦の様相を呈することが多く、局所的な事件の裏には、より広範囲の聴衆や特定の社会に恐怖と不安を広める意図がある³⁹。この心理的側面は団体の成功にとって欠かせない⁴⁰。前節で説明された団体の多くは、恐怖を煽る攻撃を通常兵器で実施することができた。ここで生じる疑問は、なぜ彼らのはるかに複雑な CBRN 攻撃の実行に着手しようとするのかだ。CBRN 攻撃の背後にある目的は、もたらしたい影響や目標、動機の観点から見て実にさまざまである。CBRN 兵器を使うという脅威は、それだけで非国家集団に多くの利点をもたらす。なぜなら、CBRN 攻撃の標的になり得る集団は、自分たちが犠牲になることを考えるだけで大きな、不釣り合いなまでの恐怖心を植え付けられるからである。通常兵器よりも、CBRN 物質に直面した時の方が心理的な症状を発症しやすいという事実は、非国家主体が CBRN 兵器の入手または使用に魅力を覚える最大の動機であろう⁴¹。

たとえば、第一次世界大戦において化学兵器を用いた戦闘が引き起こした心理的影響と同じく、今日の CBRN 攻撃という概念は不安を掻き立てるものである。これは、使用される有害物質の大部分が実体を持たない性質であるとともに、人が実際に物質にさらされているかどうかははっきりしないためでもある。たとえば、東京の地下鉄で起きたサリン攻撃でも、医療機関に受診に来た人の大半は神経ガスにさらされておらず、「健康維持過敏症」と分類された⁴²。ゆっくりと長期間にわたって症状に苦しむ可能性や、CBRN 兵器の影響は遅れて出てくるかもしれないという事実から、人々の恐怖が高まることが予想される。生物兵器の場合、症状が現れて気付くまでには相当長い時間がかかる恐れがある。その間、人々が自ら被害者になることを防ぐためにできることはない。自然発生的なインフルエンザの流行とは異なり、攻撃の一報の後にインフルエンザのような症状がわずかでも出れば、多くの人々が病院に駆け込み、病院は人々で溢れかえり、医療サービスは機能不全に陥るかもしれない。たとえば、米国では 2001 年の炭疽菌郵送事件の頃、推定 20 万人が炭疽菌に関する問い合わせの電話を全米の衛生局にかけた⁴³。

このように、恐怖という要因を考慮することで、非国家主体は CBRN 兵器を模索

するのかもしれない。他方で、CBRN 物質によって引き起こされる汚染、感染および病気に対して一般市民が抱くのと同様の恐怖は、非国家主体自身も抱く可能性がある。そうなれば、非国家主体は CBRN 兵器の使用を模索しなくなるかもしれない。彼らは、特に開発段階や兵器化段階において、CBRN 物質の取り扱いにはリスクがあることに気付く。報復される恐怖も、集団を思い留まらせるかもしれない。たとえば、ヒズボラ、ハマス、アル・ジハード・アル・イスラミのような既成の集団にとって CBRN 攻撃に関与することは、とりわけイスラエルや米国を狙う場合、リスクが大きい。彼らが支配する領域が報復として、占領あるいは破壊されるかもしれないからだ⁴⁴。同様に、アルカイダやイスラム国のような特定の集団にとっても、CBRN 攻撃はイスラム教のカリフ制というその目標を達成するにあたって逆効果だろう（もっとも、これらの集団による最近の攻撃は報告されてきているが）⁴⁵。しかし、このような抑制は、特定の領域での存在または支配の継続に依拠することなく世界中に広がっている、国境を越えて活動する集団には作用しない。さらに、非国家集団が CBRN 攻撃への関与を隠し通せると本気で考えているのであれば、報復を恐れることもないだろう。

非国家主体は、CBRN 兵器を使用することで彼らの支援体制に与えるマイナスの影響も考慮するだろう。一般に、非国家集団は財政やその他の支援を外部の人材に依存しており、そうした人材が CBRN 兵器を支援したがるかは疑問である。ある種の行為は、主に倫理的な側面から「常軌を逸脱している」とみなされかねない。大部分の非国家集団やその支持者にとって、CBRN 物質の使用は、特に多くの死傷者を出す可能性がある場合には、この部類に入るだろう。そのような行為の実行を正当化することは難しく、そのため、印象付けたり触発したりするというよりは、支援体制や潜在的な国際的支援者を遠ざけたり、集団への個人の加入を思い留ませたりする可能性が高い。これは究極的にはグループの自滅を招くだろう。最も狂信的あるいは自暴自棄な過激派だけが、自らの大義を保つための暴力行為が広範囲にもたらす悪影響に気付くことできない⁴⁶。

ところで、攻撃の実行犯は必ずしも特定の行為を実行する動機を持つわけではなく、自ら決定する自由がない場合もある。たとえば、ある種の文化では、夫や父が女性に代わって決定を下す権限を持っており、したがって女性に自爆を強要することもあり得る。イスラム教では女性の身体検査に制限があるため、爆発物を装着した自爆用ベストをブルカの下に見つからないように隠すことも可能だ。同様に、子どもが爆弾犯として利用されるケースも報告されている。とりわけボコハラム、タリバン、そしてイスラム国は、子どもを募り、自爆要員として訓練している⁴⁷。自爆行為とえば、2006 年から 2007 年までの間にイラクで使用された塩素爆弾⁴⁸はこのカテゴリーに入る一方で（詳細は後述）、なぜ目下のところ CBRN を利用した自爆攻撃がほとんど発生していないのかという疑問が浮かぶ。たとえば、汚染された人間を利用して公共空間に接触伝染性の病原菌を撒き散らすなど、生物兵器を自爆戦術と効果的に組み合わせ

せることによって多くの死傷者を出すことも可能だ。加えて、CBRN 事件が起きる度に、誰かがその攻撃を真似するという恐れもあるが、今のところ同じような攻撃が繰り返されたこともない。このいわゆる「模倣犯」現象は、CBRN 攻撃には当てはまらないようだ。もっとも、ある情報筋は、オウム真理教の攻撃とよく似た特徴を持つ事例が日本で起きていたとはっきりと言及している⁴⁹。

結論として、非国家主体が CBRN 兵器を優先的に使用したがる理由は複数存在する。とりわけ、テロリスト集団の成功にとって恐怖を駆り立てることは非常に重要であり、CBRN 攻撃は通常兵器よりも、標的となる集団や、より広い一般市民に対して恐怖を拡散しやすいという点があげられる。しかし実際のところ、恐怖を煽る戦術に訴えることを選択した非国家主体は、多くの理由から CBRN 物質を使用することにはきわめて消極的なようだ。先ほど説明したように、非国家主体は CBRN 物質を取り扱うことに恐怖を感じるかもしれない。CBRN 兵器の使用は大きな議論を巻き起こし、彼らのネットワークや信奉者による支援を失うリスクも考えられる。また、報復が非常に深刻になる可能性がある。さらに、そうする動機があったとしても、CBRN 兵器の使用に必要な知識、技能、安全対策が欠けている場合もあるだろう。ただし、技術の発展からすると、これらの制約要因のいくつかは徐々に消滅していき、ということが分かる。たとえばグローバリゼーションによって、CBRN 物質の取り扱い方や処理方法の情報など、利用できる情報がますます増えている。以下の各節では、非国家主体が CBRN 攻撃を実行する見込みを評価するべく、そのような問題を考察していく。

非国家主体が CBRN 攻撃を実行する可能性

脅威が現実化する可能性の大きさは、実行犯の動機と能力によって決まることが多い。特定の物質の開発や使用を選択する理由の背後にある動機は、そのグループのイデオロギーや目的、特徴に依るだけではなく、状況次第の面もあることは明らかだ。心からの渴望 (desperate needs) は、自暴自棄の行為 (desperate deeds) へとつながる。能力に関しては、既存の文献の調査によれば、知識の普及と経済的グローバリゼーションの結果、国家と非国家主体の双方共に知識、技術、そして軍民両用品をますます利用しやすくなり、CBRN を入手する障壁が今後格段に低くなると同時に、以前は国家主体の特権であった CBRN の開発についても、障壁が低くなっていくと予想される⁵⁰。このように、CBRN 能力の開発、兵器としての利用、そして攻撃の実行を促進する状況が、時とともに拡大していき、だろう。

CBRN 能力の開発条件

非国家主体が CBRN 攻撃を実施するには、ある一定の能力を保持または獲得する

必要がある。数多くの活動が実施されなければならない、人材や資源が必要だ。たとえば、どの物質を使用するか、どのように扱うかといった知識、それらの物質を入手するための資金調達手段、1カ所以上の供給元による支援、そして兵器として使用するのに適した方法で実際に物質を製造する知識と能力を手に入れる必要がある。特に、非国家主体がゼロから CBRN 兵器を作ろうとする場合、一人の人間では賄いきれないであろうレベルの特定の専門知識やスキルが必要だ。非国家主体が完成した兵器またはその一部をなんとか入手できたとしても、正しく散布するといった望ましい効果を生み出すためには特定のスキルが必要となる⁵¹。したがって、小さな人的ネットワークが複数形成される可能性が高く、そうなれば専門の仕事を請け負う多くの個人を抱え込むことになるだろう。

そのようなスキルを持つ個人のネットワークを確立するには、人材募集活動を実施しなければならない。昨今の世界情勢からすると、国家レベルの雇用機会はそれほど多くないため、以前に国家レベルの兵器計画で雇用されていた人材が勧誘されるのではないかという懸念がある。つまり、かつての兵器科学者は、非国家的雇用者による人材募集の対象となりやすいだろう。このカテゴリーの中では、生物物質をうまく噴霧したり放射性装置や核装置を起動させたりできる能力を持ちつつも、不満を募らせているかつての兵器専門家から最大の脅威が生まれる可能性がある⁵²。旧ソビエト連邦、南アフリカおよびイラクの兵器計画に従事していた科学者は特に懸念の対象である⁵³。たとえば米国は、かつてロシアで中心的な役割を果たした兵器専門家が貧困とみなされるレベル以下の生活に陥らないよう、何百万ドルという資金を費やしてきた⁵⁴。

募募集の過程で考慮しなければならない問題は、新しいメンバーが加わる度に非国家主体にとってのリスクが生じるということだ。つまり、募集は信頼と機密性に基づいている。一般に、機密を保つことは、発見されるリスクの低減につながる⁵⁵。募集は、信頼関係のある社会的ネットワーク内、特に長期的なビジネス関係や個人的関係の範囲内で試みられることがよくある。しかし、CBRN 兵器を配備する前に完了しなければならない業務の数と複雑さを考えると、秘密主義的な小さな下部組織は、たとえ彼らの戦略を否定したとしてもその目的を受け入れてくれるような、より大きな同様の集団の構成員による支援基盤を確保することになるだろう。したがって、非国家主体は、存続していくために、また、支持者の対立や離脱の可能性を抑えるために、政治上および安全上の対策を慎重に講じるとみられる⁵⁶。

ネットワークを維持し、メンバー候補をネットワークに呼び込めるようにするためには、財源を確保する必要がある。非国家主体はさまざまな財源、ときには合法と非合法を組み合わせた資金源から収入を得ている⁵⁷。財源の確保には、国、組織、コミュニティまたは個人からの寄付であったり、資金調達や慈善事業の取り組みなどが含まれる。関係者は、必ずしも活動の非合法な目的を認識しているわけではない。収入を得る手段としては、たとえば恐喝や詐欺のような犯罪行為だったり、あるいは必ずしもテロ行為を実行する意思のない犯罪集団との共同活動だったりする場合もある。

犯罪者がテロリストと取引すれば、物資、兵器、そして情報という両者が必要とするようなものでも入手できると考えられる。

さらに、ネットワークの参加者全員、つまりサービスや物資を提供する全員に資金を渡さなければならぬため、資金源の確保を促進するある種のインフラを整備し、維持していく必要がある。非国家集団は国際金融システムの抜け道を知っているため、資金を詳細に調べると、国内の金融機関であれ国際的な金融機関であれ、大きな課題があることが分かる。金融機関は、非国家主体へのあらゆる形態の資金供与の防止に関する国際的文書が命じる、制裁その他の強制措置を通じて国際金融をコントロールしようとするが、成功するケースは限定的である⁵⁸。さらに、ハワラと呼ばれる送金システムのように、従来の銀行システムの枠外において金融取引を行う代替的手段も存在する⁵⁹。これは、金融機関へのアクセスが限られた国で銀行口座を持たない人々を対象に金融サービスを提供する手段だ。相当数の国家管轄権において、またときには同じ管轄権内でも、法執行機関はこのシステムをテロリストへの資金供与やマネーロンダリングの有力な経路の一つと見ている⁶⁰。

「犯罪飛び地」や「ブラックスポット」は、犯罪集団その他の非国家主体が連携することのできる環境である。こうした環境は、政府の管理がほとんど、あるいは全く行き届かない脆弱な国家や、暴力的な衝突を慣例化・正当化するサブカルチャーを持つ社会にみられる⁶¹。これは、破綻国家の概念と類似している。また、ブラックスポットはより小さい地域にみられ、国境地域の一部として存在していることもある。たとえば、南米の三国国境地域は、ヒズボラを含むとされる過激派組織の武器密輸、マネーロンダリング、違法な人身取引、そして資金集めの中心地となっている⁶²。ブラックスポットは非国家組織と犯罪組織の連携を促すのに加え、複数の非国家組織が協働する可能性も生み出している。国際的なシステムの中で各国が採用した最古の同盟パターン——すなわち、「敵の敵は味方」という考え方に基づく行動様式——も非国家主体の行動に影響を与えている⁶³。武装グループがそれぞれの目標や共通の敵を倒したいという望みを追求しながら、同盟を結んだり分裂したりを繰り返すイラクやシリアの国内やその周辺の紛争地域では、このような現象がみられる。

ブラックスポットは比較的保護された場所でもあり、そこでは CBRN 兵器の開発が行われたり、悪意とスキルを持つ者が既に居住していたりする。CBRN 兵器の製造は複雑であり、兵器の準備、運搬および使用には安全上のリスクが伴うことから、非国家主体は CBRN 物質の意図せざる放出を防止したり、そのような物質にさらされることから身体を保護したりする物理的手段といった安全対策を、特に大量生産を検討している場合に導入したいと考えるであろう。このような対策は、公共の場所では人々の注意を引く。したがって、非国家主体は、発見されたり干渉されたりするのを避けるため、準備を秘かに進めなければならない。特に、国家はテロ支援者に安全な避難場所を与えず、犯罪活動に関与する者を裁く義務を負っているということを考慮すればなおさらである⁶⁴。

政府の管理が行き届いていないブラックスポットは、CBRN 兵器の製造に理想的な場所になるだろう。たとえばオウム真理教は、富士山の麓で最新式の研究所を秘密裏に操業することに成功していたし⁶⁵、アルカイダも 2001 年に米国が侵攻する前までは、アフガニスタンに生物化学兵器関連の施設をいくつも維持していたと伝えられている⁶⁶。イスラム国も、イラクやシリア、周辺地域国々の科学者を用いて、組織のために化学兵器を開発する特別部門を設立したとされる⁶⁷。他方で、CBRN 兵器を気付けられないように開発できるのであれば、その開発に必ずしも「ブラックスポット」は必要ではない。たとえば、2005 年に英国の裁判所は、ロンドン北部のアルジェリア人が住むアパートでリシンの製造に必要な装置と、リシン、青酸化物、その他数種類の毒物の配合表を警察が発見したことを受け、「破壊、恐怖および負傷を引き起こす目的で毒物および（または）爆発物を使用することで公的不法妨害を引き起こそうとした」⁶⁸として、このアルジェリア人に有罪判決を下した⁶⁹。

人材と設備が調達されれば、実際の開発段階に向けた準備が始まる。技術や知識を共有するうえで革新が進み、素人でさえも情報や技術を効果的に利用できるようになってきた。非国家主体を含む個人が CBRN 兵器のさまざまな側面について自ら勉強できる資料は、大学の教科書、学術誌、産業界の刊行物など多岐にわたるようになり、彼らは数十年前の素人と比べて学習曲線のはるかに高い位置を占めるようになっていく⁷⁰。知識のさらなる普及に加え、技術の進歩も広く行き渡っている⁷¹。たとえば、命を救うための合法的研究に使用する装置や専門知識と同じもので、死に至る病気を作り出すこともできる⁷²。このため、非合法的な研究所——たとえば医療用以外の麻酔薬を生産している研究所——は、いつか CBRN 物質の製造にも関与しかねないが、このような研究所を見極めるのは以前にも増して厄介である。

さらに、国家であれ非国家主体であれ、悪辣な供給業者は軍民両用の管理品目に対する国際規制を無視し続けている⁷³。多くの場合に軍民両用の装置や材料の必要量が国内外の不拡散当局による監視の閾値よりはるかに小さいこと、また、供給業者がときに互いに協力して輸出管理を弱体化させたり、あるいは回避しようとしたりすることを考えると、供給ラインを絶つことは困難を極める。たとえば、あるオランダの事業家は、外務省からイラクがイランに対して化学兵器を使用したという警告があった後でも、数々の正規の理由に加え、化学兵器の前駆物質としても利用できる大量の原材料を供給し続けた。事業家は原材料がそのように利用されるとは認識していなかったと主張したが、オランダの裁判所は、彼はマスタードガス用の相当量の原材料を供給したことでイラクの政権担当者が犯した人道法違反に加担したとして、17 年の禁固刑を言い渡した⁷⁴。2013 年には、ヨーロッパの企業がさまざまな軍民両用の化学物質を大量にシリアに輸出したことが確認され、化学物質の国際移転を管理するのは本質的に困難であることが再び明らかになった⁷⁵。こうした難しさは、化学物質の取引だけでなく、他の CBRN の分野でも言えることだ⁷⁶。

兵器化

非国家主体は、十分な財政支援を見つけ、熱心で技能ある個人のネットワークを構築し、必要な知識、設備、そして原材料を入手することができれば、CBRN 兵器を製造しようとするかもしれない。

化学兵器

化学物質を兵器にするには数多くの手順が必要だ。大抵の前駆化学物質は化学業界で入手可能だ。非国家主体が入手する初期の前駆化学物質が基本的なものであればあるほど、希望する化学物質を製造するのにより多くの反応段階が必要になるとともに、製造工程も長時間で複雑になる。化学兵器の拡散手段も、その技術的な洗練度や効果においてさまざまだ。たとえば、化学物質を損傷や劣化なしに効果的に拡散させる弾頭を開発することは困難を極める。一方、庭の薬剤散布に使用するようなスプレーを用いるのであれば技術的な課題は少ないが、効果的に散布できる最適な噴霧器を生み出すのは依然として難しい。1995年の東京地下鉄のサリン攻撃で使用されたサリンはビニール袋に入れて運搬され、とがらせた傘の石突きでビニール袋に穴をあけて散布された⁷⁷。

多くの前駆化学物質や装置には軍民両用性があるため、少なくとも単純な有毒化学物質なら、全部ではなくとも大抵の非国家主体の手の届く範囲にある。化学物質を取り扱う際には注意が必要だが、マスクや手袋といった最小限の装備を身に付けた化学者であれば、大きな身体的リスクにさらされることなく化学物質を製造することは可能だ⁷⁸。

化学兵器の開発にどのような教育訓練が必要かは、手持ちの材料、化学物質の種類、製造したい化学兵器の複雑さによって異なる。神経剤の製造では、大学院や博士号レベルの高度な教育訓練を受けていれば、安全で問題なく製造できる見込みが最も高くなる⁷⁹。高校レベルの教育でも、たとえば塩素ガスやシアン化水素であれば十分作ることができるが、第一次世界大戦で証明されたように、これらのガスで有害な攻撃を仕掛けるには大量に製造して散布する必要がある。大量生産には、大量の原材料の注文や適切な保管施設の確保といった隠蔽が困難な課題が伴う。それでも、大学レベルの、あるいはそれに近い教育を受けた優秀な技術者ならば少なくとも、短期間で直接前駆化学物質から少量の生産を行うことができるかもしれない⁸⁰。一部の化学兵器は、粗雑なものであれば、家庭用の薬品を用いて作れないこともない。

以上の理由から、非国家集団による今後の化学攻撃は、特別高度なものというよりは初歩的なものである可能性が高い。たとえば、塩素は都市部近辺でも大型圧力タンクに入った状態ですぐに入手できるので、非国家集団にとって魅力的に映るかもしれない⁸¹。これは早くも2006年10月に、イラクのアンバール県の反乱者が塩素ガスを

従来の車両搭載爆弾と組み合わせて使用したことに端をなす、塩素爆撃の戦術だ⁸²。同様に、化学物質は即席の爆発装置の一部として使用することが可能で、たとえばイスラム国はムサンナーの施設を占拠した際に、入手した材料を使用してこれを試みた可能性がある⁸³。

生物兵器

化学物質を使った攻撃の手法や拡散メカニズムの多くは、生物物質のそれとよく似ている。いずれも市販の噴霧器や産業用および軍事用の噴霧器、農薬散布用飛行機、弾薬やミサイルなどを利用して散布することができる⁸⁴。生物物質の場合、食品や水道を汚染したり、小包や封筒に入れて拡散したりする可能性も追求されてきており、非国家主体は実際にいくつかのケースでこれらの方法を用いている。たとえば、バグワン・シュリ・ラジニーシ宗派の代表者は、その宗派に利益となるよう地方選挙に影響を与える計画のテストケースとして、オレゴン州ザ・ダレスの複数のレストランでサラダバーにサルモネラ・チフィウム菌の毒を混入したと述べた。認可された民間の研究会社に注文したサルモネラ株を用い、地域住民の約12%を感染させた。この攻撃は1000人以上に影響し、うち751人にサルモネラ症が確認された⁸⁵。このカルトは、オレゴン州の投票率を下げることで地域の投票に影響を及ぼすことを望んでいたものであり、そのため住民の殺害ではなくむしろ無能力化を狙ったのである⁸⁶。

オンライン上のバイオ・テクノロジー会社は、注文を受ける際の身元調査を怠る可能性があるため、非国家集団はこうした会社から致死性病原菌の構成単位を注文しようと試みることが考えられる⁸⁷。病原体は自然環境から採取することも、感染した動物から直接取り出すことも可能である。それでも、非国家集団が採取した微生物を毒性や感染力を損なわずに培養し、かつ、次の兵器開発段階まで安全かつ確実に保管しようとするれば、大きなハードルに直面するだろう⁸⁸。それゆえ、彼らは病院や動物診療所での感染症例や、大学や民間の実験室から物質を盗もうと考えるかもしれない。可能性はより低くなるが、国家レベルの生物兵器防衛事業から物質を奪取することも考えられる。2001年に米国で起きた炭疽菌郵送事件は、この可能性が排除できないことを示した⁸⁹。

生物兵器の開発に使用される物質や装置の多くは軍民両用の性質を持っているため、一般市場や闇市場で非常に容易に入手することができる。生物兵器の開発に必要な装置は、製造規模と生産する微生物の種類によって異なる。一部の生物物質や小規模生産には標準的な製造装置で十分だと考えられるが、大量の生物物質をすばやく生産したり、遺伝子工学のような高度な処理を行ったりするには、より専門的な装置が必要になるだろう⁹⁰。さらに、たとえば生物物質を兵器で撒き散らすといった高度な方法は専門性が高く、通常は機密扱いだが、支援国家やかつての生物兵器専門家から技術的な支援を受けることもできる⁹¹。こうした実践経験を具体的に学ぶことの重

要性は見過ごすべきではないが、そのような援助がなくとも、バイオ・テクノロジーの発展やグローバル化の進展とともに知識やノウハウが豊富になっているため、技術的な壁は消滅しかかっているように見える⁹²。

それでも、病原体の兵器利用は技術的に難易度が高い。大抵の病原菌は非常に慎重な扱いを要し、物質が散布される前、最中、そして事後にも複雑な問題を生じさせる。さらに、病原菌を最終的に肺に届かせるためには、一定の粒径が必要となる。しかしながら、(致死性病原菌を生産することのできる) 有能な微生物学者や、(エアロゾルの散布を担当する) 実験物理学者または機械系技術者が結集すれば、実際に機能する生物兵器を作り出すことは可能だという主張もある⁹³。また、広く入手可能な病原体の少量サンプルと野外用実験室のような安価な設備、そして大学レベルの化学と生物学の知識があれば、粗雑ながらも有効な生物兵器を製造できるとの議論もある⁹⁴。さらに、既存の微生物に修正を加えることで感染力や毒性を強化し、保管状態やエアロゾル形状での安定性を高め、標準的な抗生剤への耐性を強めて、生物工学処理を施した毒素を作り出す時代が、そう遠くない未来にやって来るかもしれない⁹⁵。

とりわけ終末論信奉団体は、生物兵器を使用しようとする傾向が強いと考えられる。一例がオウム真理教で、炭疽菌やボツリヌス菌毒素を攻撃に使用して失敗した⁹⁶。ラジニーシ教団の事例は非国家集団が、短期的な目標を達成するために人々の能力を低下させようと考え、また実行する可能性もあることを示している⁹⁷。また、グリーン・アナキストも、人類のみを絶滅させる致死性疾患を利用して地球を再生できると信じている⁹⁸。急進的宗教集団というカテゴリー内でも、生物兵器の使用については意見の相違が存在する。たとえば、アルカイダは生物兵器は常軌を逸しているとみなしていたが、イスラム国は生物兵器能力の入手に関心を示していることから、アルカイダのような躊躇を覚えていないことは明らかである⁹⁹。

放射能兵器

放射性物質には、原子炉の使用済み核燃料や核廃棄物、医療や食品照射、研究、工業用計測、石油探査などの用途で使用された放射線源がある¹⁰⁰。使用済み核燃料は多くの場合にきわめて線量が高く、非国家主体が入手する際の障壁となるだろう。非国家主体がどの程度容易に放射性物質を広範囲に拡散できる形態に変換できるのかという点については議論がある。放射性物質はすぐに拡散できる形態で商業的に出回っており、技術的なスキルのある個人や集団が放射性物質をそのような形態に変換するのはさほど難しくないと主張がある。他方で、放射能兵器の製造には高放射性同位体を扱う作業が伴うため、遮蔽や格納が必要となり、こうした物質を扱う作業はなほ複雑にしているとの主張もある¹⁰¹。実際、線源によるが、人が遮蔽保護なしで専用の取り扱い装具も着けずに作業をすると、数分以内に致死線量を吸収してしまう可能性がある。

放射線源は世界中で広く利用されており、そうした線源の一部、特に病院で使用される放射線治療用の線源のような携帯型のもは、本来的に高い安全保障上のリスクを伴う。さまざまな用途で利用される放射線源は、登録や管理に不備があると物質の一部が規制システムから外れてしまう可能性があり、重大な問題を引き起こしかねない。これは「身元不明線源」として知られている。たとえば、2013年だけでも、規制管理から外れた、つまり紛失や盗難に遭った原子力その他の放射性物質が関係した事例が153件報告されている¹⁰²。このうち92%は、工業用途や医療用途で使用されていた、原子力以外の放射性物質を含んでいた。2014年にはこの数字が2倍以上となり、世界の規制管理から外れた原子力その他の放射性物質を登録したデータベースには、合計で325件の事例が記録されている¹⁰³。これらの物質は放射能拡散兵器の開発のための原料として利用できる可能性があるため、深刻な問題だ。ただし、放射性物質を効果的に散布する兵器の製造にこれらの線源を使用することは、簡単な作業ではない。

これまで非国家集団が放射能兵器を実際に使用したことはないが、これは彼らに使用する能力がない、または使用する意思がないことを意味するわけではない。現に、1995年にはチェチェンの反体制派がセシウム137装置を仕掛けた事件があった¹⁰⁴。1998年にも同じチェチェンの分離派集団が、チェチェンのグロズヌイ近郊のアルグンで別の事件に関与した疑いがあった。チェチェンのセキュリティサービスによって、爆発性地雷に取り付けた状態で鉄道路線の近くに隠されていた、放射性物質を詰め込んだ容器が発見されたのである¹⁰⁵。チェチェン分離派がなぜその放射能拡散兵器を爆発させなかったのか疑問に思うかもしれない¹⁰⁶。彼らはチェチェン独立に向けた戦争で既に暴力的で人目を引くような攻撃を実行していたので、支持層が離れていくことを恐れたわけではないように思われる。推測するしかないが、その爆発物がうまく機能しなかったか、分離派がさらに心理的・象徴的なインパクトを与えたかったか、あるいは知名度をより高めることを望んだかであろう。

核兵器

核兵器は一般に、入手や製造が最も難しい兵器とみなされている。非国家集団が国家の軍備から完全な状態の核兵器を入手しようとしたり、自前で即席の核装置を作ろうとしたりすることもあり得るが、実行する段になると大きな壁に直面するだろう。

核兵器国は自国の兵器を厳重に防護している。仮にもし非国家主体が首尾よく核兵器を盗んだり、購入したり、与えられたりしたとしても、許可制核弾頭安全装置解除機構(PAL)や、信管への安全装置の取り付け、発火準備、点火、信管設定に関するシステムなど、爆破させるにはいくつかの技術的ハードルが存在する¹⁰⁷。粗雑な核兵器を製造するのに必要な知識は今や広く知れ渡っており、もはや一部の閉鎖的な科学者グループだけのものではないということを前提としなければならない。その情報は非国家主体

も利用可能である。高濃縮ウランの製造に必要な施設、装置、および技術が拡散しているという恐怖が、カーンのネットワークが暴かれたことで高まっている¹⁰⁸。アブドゥル・カディール・カーンは兵器の設計や遠心分離技術をイラン、北朝鮮、リビアなど、動向が予測不能な数多の政治体制に売りさばっていたと伝えられている¹⁰⁹。カーンのネットワークを摘発して以降も、拡散する側は供給業者に民間用の非核利用であると信じ込ませようとするため、軍民両用品の管理が難しいことには変わりはない¹¹⁰。

即席の核装置の主な原料は、実はこれが最も入手困難なのだが、核分裂性物質である。高濃縮ウランとプルトニウムは、核兵器の燃料となる伝統的な二大物質だ。非国家主体はこれらの物質を既存の貯蔵分から入手しなければならないだろう。ウラン濃縮はコストが高く、技術的にもきわめて難しいプロセスであり、また、プルトニウムは自然界にはごく微量しか賦存していないため、原子炉で製造や再処理が行われているからである¹¹¹。ウラン濃縮もプルトニウム製造も、非国家主体の現時点の能力を超えているとみられる。さらに、作動する見込みのある爆弾を設計し、製造するには、拡散装置に係る技術的課題を乗り越える必要もある¹¹²。したがって、支援国家の援助がなければ、ほんの少し高度な設計でも非国家主体が製造するには困難であると考えられる。

ただし、非国家主体が将来的にそのような兵器を製造または入手するかもしれないと、考えられないわけではない。核分裂性物質は多くの国で多数の建物に収納されており、現場のセキュリティ対策は万全なところからひどい有様のところまで実にさまざま¹¹³。これまでのところ、核兵器の開発に最も接近していた非国家集団はオウム真理教である。この教団は、ロシアの核弾頭を購入してオーストラリアの50万エーカーの広さの牧場地に高度な研究所を設置しようとしていたことが、捜査官の調べで分かった¹¹⁴。捜査官は牧場で、教団が原子爆弾の主原料であるウランを採掘していたことを確認した。しかし、教団は生物化学兵器の製造と使用には成功していたが、核兵器の完成に成功したことは一度もなかった。1990年代半ばには、10億ドルを超える資産を抱え、数多くの科学者が教団のために働いていたにもかかわらずである。また、オウム真理教は、ロシアの役人に接近するなど、国家が保有する核兵器を入手しようと何度も試みたが、いずれも失敗に終わっている¹¹⁵。それにもかかわらず、核兵器や生物兵器のテロの事となると、一般に終末論を信奉する集団が最大の脅威であるときなされるのは、彼らの中には、彼らが予見するところの世界の終末を引き起こすことを望む者がいるかもしれないためである。核兵器を使用すれば、その手段は目的そのものとなる。

攻撃の実行

初歩的な CBRN 兵器は比較的簡単に製造できるが、CBRN 物質を兵器化して大規模な物理的影響を及ぼすことのできる装置にするのはきわめて困難である。確かに

CBRN 物質には毒性作用を及ぼす潜在能力があるが、この潜在能力は実際に CBRN 物質が標的に届いた場合に限って現実のものとなる。核爆発装置を別にすれば、CBRN 兵器の影響範囲は主に、脅威となる CBRN 物質の性質の他、使用する兵器システム、特にその放出の効率によって決まる。たとえば化学兵器の場合、化学物質のエアロゾル化がうまくいかなかったり、気象条件が散布に適していなかったりすれば、多くの人に害を及ぼす前に散逸してしまうだろう¹¹⁶。化学物質の純度や拡散効率も、攻撃の最終的な効果に大きな影響を及ぼし得る。たとえば、東京の地下鉄で起きたサリン攻撃では、使用されたサリンの純度が低く散布手段もそれほど洗練されていなかったため、壊滅的な被害を与える見込みはあったものの、それが完全に達成されることはなかった¹¹⁷。

化学物質と同様に、ある種の病原生物を大量製造するのは比較的簡単かもしれないが、多くの人に感染させるためにそれらを生存可能な状態で放つことは、技術的にはるかに難しい。生物物質の散布では、日光、酸化、大気汚染、湿度その他の環境条件や気象現象によって、生物物質の大部分が標的に届くまでに不活性化するかもしれないため、多くの困難が待ち受けている¹¹⁸。これまで非国家主体が CBRN 物質の散布に用いた方法は、例外的とみられる 2001 年の炭疽菌郵送事件を除けば、初歩的で非効率なものであった¹¹⁹。将来的に起こりそうなのは、依然として容易な試みではないものの、入手可能で必ずしも高価でない成分を即席の爆発装置と組み合わせた、「汚い爆弾」が製造されることである。

非国家主体が CBRN 兵器の入手や製造に成功したとしても、装置の輸送や据え付けがさらなる制約条件となるかもしれない。CBRN 兵器で攻撃を実行する場合、あるいは CBRN 物質が放出されるようにする場合、標的を選定しなければならない。非国家主体は、最大限の損害を確実に与えるために、注意深い観察と監視によって、発射地点の周辺状況や、標的の動き、兵器を設置できる可能性に関する情報を収集する必要があるだろう。標的を選定したら、おそらくはさらに詳細な計画を立てて確認するだろうし、予行演習を実施することも考えられる。兵器が爆破地点に輸送され、設置される。最後に、CBRN 物質を確実に放出するには、現地の起爆係か遠隔制御システムによって作動する、起爆・爆破のメカニズムが必要になるだろう。非国家主体は CBRN 物質の放出後に、その影響をコントロールする術を欠いているかもしれない。特に、非国家主体が低水準の有毒物質を用いた初歩的な CBRN 装置を開発した場合や、物質のグレードは高くても散布が不適當である場合はなおさらである。

起こり得る人道上の被害

上述のように、CBRN 物質は潜在的に大量の毒性効果を持っているが、それが実現するのは物質が標的に対して正確に届けられた場合に限られる。ここで、非国家主体が CBRN を使用した場合にどのような人道上の被害が起こり得るのかという疑問

が生じる。多くの場合、裏付けのある定量評価を実施して CBRN 攻撃が引き起こすであろう被害の特徴を述べることは、不可能ではないにせよきわめて困難であるが、本節では、そのような攻撃に関連した影響を考察するとともに、死亡や負傷といった即時的影響と環境汚染のような長期的影響、さらには経済的損害や将来の攻撃を未然に防ぐための極端な立法措置といった三次的影響を扱う。

即時的影響

CBRN 攻撃が起きると、人々や環境が CBRN 物質にさらされ、汚染される可能性がある。そのような攻撃の後、最も即座に求められるのは救命と負傷者の手当てだ。重症者は即時の救命医療を必要とし、避難や、汚染除去を含むさらなる治療に備えて、症状を安定化させる必要がある。初期対応者は必要な援助をできるだけ早急に提供しようとするが、地域によっては物理的にアクセスできないために支援の手が届かない可能性もある。被害者の元に迅速に駆けつけることが困難または不可能になるのはこのためである。同じ問題は通常兵器による攻撃にも存在するが、CBRN 攻撃ではさらに、特殊な課題が生じる。たとえば、CBRN 物質の種類、その持続時間、そして曝露と汚染の実際のレベルによっては、ある一定の地域が通常より長い期間立ち入り禁止となり、その住民と接触ができなかったり、訪問できるとしてもごく短時間に限られたりする場合があり得る。救助者の健康と安全確保に対して生じる特定のリスクは、CBRN 関連と通常兵器による攻撃を区別する独特の特徴である¹²⁰。したがって、事態を受けて同時に重要となる初期対応として、拡散を抑えそれ以上の曝露や汚染が起きないようにするために現場と CBRN 物質を封じ込めなくてはならない。より前向きに考えるなら、通常兵器を用いた攻撃では爆発後にはもはやその影響を軽減できないのに対し、速やかな介入によって壊滅的な影響を大幅に軽減することが可能である。たとえば、適切な汚染除去と迅速な医療処置によって命が助かり、さらなる CBRN 物質の拡大を食い止められる可能性もある。

しかし、後者は核兵器には当てはまりそうもない。たとえ破壊力が比較的小さい核兵器 1 発でも、人口密集地やその近辺で使用された場合、対応が困難または不可能なほどの人道ニーズが発生する可能性が高い。インフラの著しい破壊と広範囲にわたる放射能汚染は、その地域にいる、あるいはその地域に足を踏み入れる、いかなる人の健康にも深刻なリスクをもたらすため、人道支援を届けることが非常に困難となる¹²¹。ただ幸いなことに、核兵器はあらゆる兵器の中で最も入手や製造が困難だと一般に考えられており、そのため非国家主体の能力や手の届く範囲にない可能性が高い。将来的な CBRN 攻撃は、放射性物質や有毒物質を伴う、比較的粗雑で低レベルな攻撃の形をとる可能性が高いだろう。

攻撃に使用される放射性物質は、放射線障害や長期的な放射線影響を引き起こす可能性があるが、死者や負傷者の多くは爆風による可能性が最も高いだろう。その後生

じる影響は、経済の混乱やその他の社会的影響による広範囲のパニックだ。放射性物質が拡散されると、環境や施設が実際に汚染されることによって、あるいは人々に汚染されたと受け取られることによって、その地域へのアクセスやサービスが不可能になり、地域社会の人々の生活や仕事に支障を来す恐れがある。放射性物質による攻撃からの復興は、あらゆるレベルの政府機関と市民に対して困難を突きつける。たとえ小さな地域 1 カ所の除染であれ、莫大な資源が必要であり、時間のかかる作業になるだろう¹²²。

化学兵器に関しては、即席装置による症状は従来型化学兵器物質のそれとよく似ていると考えられる。実際、塩素など有毒工業薬品の中には過去にも兵器物質として利用されてきたものがある。即席化学兵器の攻撃を受けたときに被る負傷の性質は、物質の種類によって異なる。たとえば、サリンや VX などの神経物質は身体の中樞神経系を攻撃する。化学物質の被害を受けた患者が運び込まれることによって、医療施設が機能不全に陥る可能性がある。特に、病院のスタッフが二次曝露を恐れる場合（二次曝露の危険は特に非持続性物質の場合には限定的であるにもかかわらず）、保護装備がなければ患者の治療はできないと躊躇するケースも考えられる。即席兵器による攻撃が多数の死者を出す可能性は低いが、化学兵器が使用されたことが分かると社会はパニックに見舞われるかもしれない。このパニックによって、特に「健康維持過敏症」な人々の多くがこぞって病院に押し掛けければ、医療体制にとって大きな負担にもなる。このような人々は、医療を本当に必要としている実際の被害者から医療を受ける機会を奪うだろう。

一般に、曝露してから症状が出始めるまでの時間は、化学物質や毒物の急性摂取より病原菌のほうがはるかに長い。そのため、生物兵器による攻撃の場合は、汚染されたかどうか分からないという恐怖など心理的な影響が即時的影響の大半を占めるだろう。臨床兆候や症状は、潜伏期間によるが、病原菌に対する曝露から数日、数週間、あるいは数カ月後に発現する。暴露した人々が知らず知らずのうちに生物物質を潜伏させ、拡散させることも考えられる。国際線の飛行機で広範囲を移動すると、きわめて急速に病気が広がる可能性がある。多くの感染物質は当初、一般的な病気——たとえばインフルエンザのような——に似た、これといった特徴のない症状を発症させる傾向にあり、これが診断を厄介にして判断を遅らせる。大流行の発生が明らかになるや否や、人々はどこでいつ生物物質が放出されたのか、また、感染するリスクがあるかどうかを知りたいが、広範囲に渡ってパニックが起きるかもしれない。特に、意図的に放出された場合は再発の可能性のあるためなおさらである。

長期的影響

初期対応者の観点から見た CBRN 攻撃の即時的影響は、CBRN 物質の種類、放出の規模、被害者数、そして環境中での CBRN 物質の持続性にもよるが、1 日程度続く。

CBRN 物質の中には、CBRN 物質との一次接触および二次汚染の双方の結果として、より長期の心理的または生物学的な影響を生じさせるものもある。疫病の大流行に対する処置は、即時的、また、中長期的影響の一例だ。一般に、関連する救援組織には、自然現象によるものが多いとはいえ、疫病の大流行を処置した経験がある。大流行が故意の放出によるものだと証明された場合でも、政治や報道の状況においては通常と異なる反応が生じるかもしれないが、衛生上の観点からみれば伝染病の発生に対する対処が大幅に変わることはないだろう。通常、病気の蔓延を防ぐ措置はできるだけ速やかに講じなければならない。天然痘やペスト、エボラ熱のような接触感染性の微生物と、炭疽菌や野兔病などの非接触感染性の微生物は明確に区別する必要がある。前者は人から人に感染し、予防法によってさらなる拡大を防止し、未感染者を保護することが可能だ。この場合、隔離が最も重要である。一方、非接触感染性の物質の場合、現場の汚染除去によって大流行を食い止めることができる。ちなみに、物質が接触感染性であるか否かという違いは、一般大衆にとって必ずしも明らかではないかもしれない。いずれにしても、曝露して感染しているのではないかと心配する人々の数に、病院は圧倒されると考えられる。

長期的影響の性質は、経済的、社会的、あるいは政治的であることも考えられる。たとえば、前節で放射線に関する事例について言及したように、除染の取り組みは時間を要し、また、莫大な費用がかかる。2001年の炭疽菌郵送事件の結果、汚染された施設が多数ある中、その中の一部に過ぎない米国郵便公社の施設の浄化だけで2億ドル以上の費用がかかった¹²³。財政的な影響以外にも、汚染除去に係る技術的および政治的に困難な課題として、住民が戻ってこられるような「安全」活動水準に関する問題がある。つまり、どの程度クリーンになればクリーンなのかということだ。建物やインフラの大部分が「汚染」されているとみなされている期間が長く、これによって風評被害が生じた場合、ビジネスには萎縮効果をもたらされる。さらに、住民が元の場所に戻れない限り、避難、住宅の喪失、食料確保、行方不明の家族や友人の捜索、または単に情報が必要という理由で、支援を求める多くの人々が現れるだろう。

最後に、CBRN 攻撃の影響を考えると、国際社会が大きな CBRN 関連事象の直後に将来の再発を防ごうと強い決意で行動し、国際的文書や国際基準の他、多国間同盟、条約、協定、規則、自主規制を採択してきたことに驚きはない。しかし、テロリストによる不法行為の防止や抑制のための措置は、法の支配、民主主義的価値、人権、基本的自由やその他の国際法の規定を尊重しなければならないが、実際には必ずしもそのようなにはなっていない。たとえば9/11の攻撃は、「国家テロ」を正当化するため利用されてきた。つまり、攻撃から間もなく、米国はテロに関与した個人に対して、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける刑罰や取り扱いを含む、実行可能なあらゆる手段を行使する意図を有していたことが明らかになった¹²⁴。

結び

本稿は、非国家主体が CBRN 兵器を模索することから生じる実際の脅威や被害について考察し、議論してきた。CBRN 兵器を使用する動機や意図については、特に使用するという威嚇によって広がる恐怖だけを考慮しても、非国家主体にとって CBRN 物質は魅力的に映る。愛国主義者や分離主義者、民族統一主義者の集団、急進的な宗教原理主義者集団、終末論や千年至福説を信奉する「新興宗教運動」集団、単一争点集団、右翼集団、社会主義革命または世俗的左翼の集団が、CBRN 兵器を用いる可能性があることと特定されてきた。あまりに広範囲の人々を標的とする可能性があることから、上記のグループが実際にそうした無差別兵器を用いるかどうかは疑問であるが、宗教原理主義者や終末論的団体にとってそれが歯止めとなるかは定かではない。

グローバリゼーションによって知識、能力、そして物質の拡散が促されたことにより、非国家主体はますます CBRN 兵器関連の知識や技能を獲得することができるようになるかもしれない。いくつかの既存のグループは、巧みな資金集めによって、CBRN 計画に資金を供給できるだけの財源を確保している可能性がある。幸い、理論上の可能性と運用上の現実との間には、依然として技術的な壁が立ちはだかっている。特に、高度な拡散手段を確立することは、非国家主体にとって現時点では非常に困難だと考えられる。

非国家主体にとって最も入手困難なのが核分裂性物質や核兵器能力であり、次が生物兵器のシードストックや放射性物質であり、化学兵器とその前駆物質は最も入手が容易な CBRN 兵器であるということについては、一般に意見が一致している。今後一番可能性が高いのは、毒物や放射性物質などを用いた、粗雑で低水準な攻撃だ。拡散手段によるが、たとえば即席の爆発装置を使用した場合、こうした攻撃の影響は物理的損傷や犠牲者数の観点からすれば限定的なものと考えられる。しかし、社会に広がる恐怖によって深刻な経済的および社会的ダメージが生じる恐れがある。

非国家主体が CBRN 兵器を使用するのではないかと懸念には、確かに根拠があるように見える。しかし、将来的に非国家主体が想定する可能性のある CBRN 攻撃は、破壊を招く (destructive) というよりはむしろ混乱を招く (disruptive) のであろう。

- 1 2013年8月、ダマスカスでの戦闘中に神経ガスであるサリンが比較的大規模に使用され、主に子どもを含む民間人に多数の被害者が出た。また、2014年4月から8月にかけてシリア北部の村で、塩素が兵器として「組織的かつ繰り返し」使用されたという有力な証拠も存在する。United Nations (UN) Mission to Investigate Allegations of the Use of Chemical Weapons in the Syrian Arab Republic, Report on Allegations of the Use of Chemical Weapons in the Ghouta Area of Damascus on 21 August 2013, UN Doc. A/67/997-S/2013/553, 16 September 2013, p. 8; Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW), "OPCW Fact Finding Mission: OPCW, 'Compelling Confirmation' that Chlorine Gas Used as Weapon in Syria", press release, 10 September 2014, available at: www.opcw.org/news/article/opcwfact-finding-mission-compelling-confirmation-that-chlorine-gas-used-as-weapon-in-syria/ (インターネット上の参考文献はすべて2015年11月にアクセス); OPCW, Third Report of the OPCW Fact-Finding Mission in Syria, S/1230/2014, 18 December 2014.
- 2 「CBRN兵器」と「大量破壊兵器」という用語は、もっぱら互換可能な使い方をされている。「大量破壊兵器」は特に公式なテキストで用いられ(たとえば、国連により1947年から)、「原子爆発による兵器、放射性物質による兵器、致死性の化学兵器、そして将来製造される原子爆弾や他の上述の兵器に匹敵する破壊力を持つ兵器」であると定義されている。UN Convention on Conventional Armaments (CCA), UN Doc. S/C.3/32/Rev.1, August 1948, as quoted in UN, Office of Public Information, *The United Nations and Disarmament, 1945-1965*, UN Publication 67.I.8, 1967, p. 28。「大量破壊兵器」という用語は、CBRN兵器が必ずしも大量破壊をもたらさないこと、また、CBRNでない兵器も大量破壊を起こし得ることから、しばしば誤解を招く恐れがあると考えられている。したがって本稿では、「大量破壊兵器」ではなく「CBRN兵器」の語が使用される。大量破壊兵器の定義に関する歴史、また、用語の発展についてのさらなる分析についてはたとえば、次を参照。Seth Carus, "Defining 'Weapons of Mass Destruction'", Occasional Paper No. 8, Center for the Study of Weapons of Mass Destruction, Washington, DC, January 2012.
- 3 Damian McElroy, "UN Accuses Syrian Rebels of Chemical Weapons Use", *The Telegraph*, 6 May 2013, available at: www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/syria/10039672/UN-accuses-Syrian-rebels-of-chemical-weapons-use.html.
- 4 Associated Press in Iraq, "Islamic State Used Chemical Weapons against Peshmerga, Kurds Say", *The Guardian*, 14 March 2015, available at: www.theguardian.com/world/2015/mar/14/islamic-state-isis-used-chemical-weapons-peshmerga-kurds; *BBC News*, "Islamic State 'Used Mustard Gas' against Peshmerga", *BBC News*, 7 October 2015, available at: www.bbc.com/news/world-middle-east-34471237; Ollie Gillman, "ISIS are Making and Using Chemical Weapons in Syria and Iraq Says US Official as Horrifying Pictures of Kurdish Soldiers' Injuries Caused by Mustard Gas Emerge", *Daily Mail*, 11 September 2015, available at: www.dailymail.co.uk/news/article-3230295/ISIS-making-using-chemical-weapons-Syria-Iraq-says-official-horrific-pictures-Kurdish-soldiers-injuries-caused-mustard-gas-emerge.html.
- 5 たとえば、次を参照。Adam Withnal, "Paris Attacks: Isis 'Chemical Weapons' Warning Issued by French PM Manuel Valls", *The Independent*, 20 November 2015, available at: www.independent.co.uk/news/world/europe/paris-attacks-french-pm-manuel-valls-issues-isis-chemical-weapons-warning-a6740156.html; Philippe Wójczer, "French PM Valls Says Chemical Warfare Risk Not Ruled Out", *Reuters*, 19 November 2015, available at: www.reuters.com/article/2015/11/19/us-france-shooting-chemicalweapons-idUSKCN0T80W220151119.
- 6 モントレー大量破壊兵器テロリズムデータベースは、準国家主体による大量破壊兵器の取得、保有、脅威、そして使用に関する世界中で起きた事件の概要を、オープンソースとして提供している。Available at: <http://wmddb.miiis.edu/>.
- 7 たとえば、次を参照。Robyn Pang, "Consequence Management in the 1995 Sarin Attacks on the Japanese Subway System", Discussion Paper, Belfer Center for Science and International Affairs, February 2002, available at: http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/consequence_management_in_the_1995_sarin_attacks_on_the_japanese_subway_system.pdf.
- 8 たとえば、次を参照。FBI, "Amerithrax or Anthrax Investigation", *Famous Cases & Criminals*, available at: www.fbi.gov/about-us/history/famous-cases/anthrax-amerithrax.
- 9 ボパールでの事故についての情報は、次を参照。Jackson B. Browning, *Union Carbide: Disaster at Bhopal*, report, 1993, available at: www.environmentportal.in/files/report-1.pdf; "1984: Hundreds Die in Bhopal Chemical Accident", *BBC On this Day*: 3 December, available at: http://news.bbc.co.uk/onthisday/hi/dates/stories/december/3/newsid_2698000/2698709.stm.
- 10 Jeffrey M. Bale and Gary Ackerman, *Recommendations on the Development of Methodologies and Attributes for Assessing Terrorist Threats of WMD Terrorism*, Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, 2005, p. 39.
- 11 RFI, "Gunmen Attack French Uranium Plant in Central African Republic – Army", *RFI English*, 25 June 2012, available at: www.english.rfi.fr/africa/20120625-gunmen-attack-french-uranium-plant-central-african-republic.
- 12 2015年6月、フランス南東部にある化学工場の従業員が、上司の首を切り、切り落とし頭とISの旗と一緒に自らの写真を撮った後、化学物質を保管していた倉庫に車で突っ込み、爆発を引き起こした。"France Put on High Alert after Attack on Chemical Plant", *Al Jazeera*, 26 June 2015, available at: www.aljazeera.com/news/2015/06/attack-reported-factorysoutheastern-france-150626091038049.html. 2015年7月、二つのタンクの距離から見て、悪意のある行動によって引き起こされたと考えられる2件の爆発が石油化学工場で起きた。Rebecca Trager, "Failed Terror Attack Raises Alarms about Chemical Plant Security", *Chemistry World*, 2 July 2015, available at: www.rsc.org/chemistryworld/2015/07/failed-terrorist-attack-chemical-plant-security; Henry Samuel, "Two Blasts in French Chemical Plant Caused by 'Malicious Act'", *The Telegraph*, 14 July 2015, available at: www.telegraph.co.uk/news/worldnews/europe/france/11739009/Two-blasts-in-Frenchchemical-plant-caused-by-malicious-act.html.
- 13 Kim Zetter, "An Unprecedented Look at Stuxnet, the World's First Digital Weapon", *Wired*, 11 March 2014, available at: www.wired.com/2014/11/countdown-to-zero-day-stuxnet/; Mike M. Ahlers, "Inside a Government Computer Attack Exercise", *CNN News*, 17 October 2011, available at: <http://edition.cnn.com/2011/10/17/tech/innovation/cyberattack-exercise-idaho/>.
- 14 実際に、2001年に発生した炭疽菌事件は、米国の対生物兵器防御の研究機関にアクセスできた一人の人間の行動によって引き起こされたのではないかと強く疑われている。"FBI Concludes Investigation into 2001 Anthrax Mailings", *CNN News*, 19 February 2010, available at: <http://edition.cnn.com/2010/CRIME/02/19/fbi.anthrax.report/>.
- 15 Bartosz H. Stanislawski, "Transnational Organized Crime, Terrorism, and WMD", in Andrew Blum, Victor Asal and Jonathan Wilkenfeld (eds), "Nonstate Actors, Terrorism and Weapons of Mass Destruction", in *International Studies Review*, Vol. 7, No. 7, 2005, p. 159; Christian Leuprecht and Kenneth Hall, "Why Terror Networks are Dissimilar: How Structure Relates to Function", in Anthony J. Masys, *Networks and Network Analysis for Defence and Security*, Lecture Notes in Social Networks, SpringerLink, 2004, p. 86.
- 16 (統計学的な) 研究の不足により、CBRN兵器による攻撃の実証的な分析は事実上不可能であり、非国家集団によるCBRN兵器を用いた攻撃の可能性を理解することは難しい。Reshmi Kazi, "The Correlation Between Non-State Actors and Weapons of Mass Destruction", *Connections: The Quarterly Journal*, Vol. 10, No. 4, 2011, p. 2.
- 17 Amuary Vergely, "CBRN Weapons and Non-State Actors", *Theriskyshift.com*, 13 May 2013, available at: <http://theriskyshift.com/author/amaury-vergely/>.
- 18 Charles D. Ferguson and William C. Potter, *The Four Faces of Nuclear Terrorism*, Routledge, New York, 2005, p. 19.
- 19 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 7.
- 20 Charles D. Ferguson, "WMD Terrorism", in Nathan E. Busch and Daniel H. Joyner (eds), *Combating Weapons of Mass Destruction: The Future of International Nonproliferation Policy*, Studies in Security and International Affairs, University of Georgia Press, Athens, GA, 2009, p. 40.
- 21 Andy Oppenheimer, "A Sickening Episode: Nuclear Looting in Iraq and the Global Threat From Radiological Weapons", *Disarmament Diplomacy*, No. 73, October–November 2002; Sonia Ben Ouagrham-Gormley, "An Unrealized Nexus? WMD-related Trafficking, Terrorism, and Organized Crime in the Former Soviet Union", *Arms Control Today*, 1 July 2007, available at: www.armscontrol.org/act/2007_07-08/CoverStory.
- 22 A. Oppenheimer, above note 21; S. Ben Ouagrham-Gormley, above note 21.
- 23 C. D. Ferguson, above note 20, p. 39.
- 24 Jerrold M. Post, "The Psychology of WMD Terrorism", in A. Blum, V. Asal and J. Wilkenfeld (eds), above note 15, p. 149.
- 25 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 8.
- 26 Steve Coll, "Nuclear Nightmares: What Bin Laden Sees in Hiroshima", *Washington Post*, 6 February 2005, available at: www.washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A365-2005Feb5.html.
- 27 たとえば、次を参照。Damien McElroy, "Islamic State Seeks to Use Bubonic Plague as a Weapon of War", *The Telegraph*, 29 August 2014, available at: www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/iraq/11064133/Islamic-State-seeks-to-use-bubonic-plague-as-a-weapon-of-war.html.
- 28 C. D. Ferguson and W. C. Potter, above note 20, p. 39.

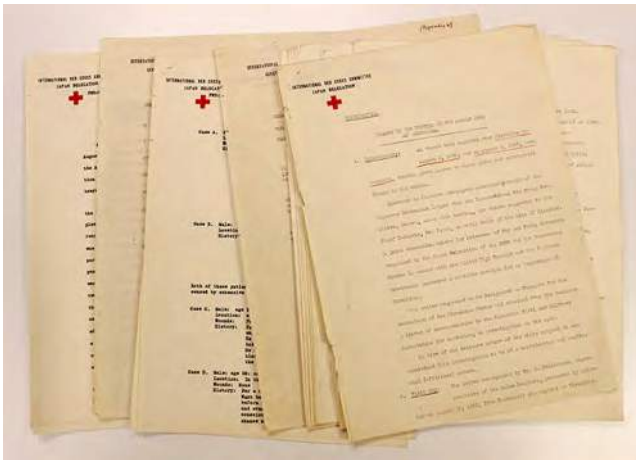
- 29 たとえば、次を参照。Amy E. Smithson, "Rethinking the Lessons of Tokyo", in Amy E. Smithson and Leslie-Anne Levy (eds), *Ataxia: The Chemical and Biological Terrorism Threat and the US Response*, Henry L. Stimson Center, Washington, DC, 1999, available at: www.stimson.org/images/uploads/researchpdfs/atxchapter3.pdf; Richard Danzig, Marc Sageman, Terrance Leighton, Lloyd Hough, Hidemi Yuki, Rui Kotani and Zachary M. Hosford, *Aum Shinrikyo: Insights Into How Terrorists Develop Biological and Chemical Weapons*, 2nd ed., Center for a New American Security, December 2012, available at: www.cnas.org/files/documents/publications/CNAS_AumShinrikyo_Danzig_1.pdf.
- 30 さらなる情報については、次を参照。Robert Jay Lifton, *Destroying the World to Save It: Aum Shinrikyo, Apocalyptic Violence, and the New Global Terrorism*. Macmillan, New York, 2000.
- 31 C. D. Ferguson and W. C. Potter, above note 18, p. 20.
- 32 "Green Anarchism: Towards the Abolition of Hierarchy", *Freedom*, 29 August 2014, available at: <http://freedomnews.org.uk/green-anarchism-towards-the-abolition-of-hierarchy/>; Nick Harding, "Eco Anarchists: A New Breed of Terrorist?", *Independent*, 18 May 2010, available at: www.independent.co.uk/environment/eco-anarchists-a-new-breed-of-terrorist-1975559.html.
- 33 Robin M. Frost, "Terrorist Psychology, Motivation and Strategy", *The Adelphi Papers*, Vol. 45, No. 378, 2005, p. 46.
- 34 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 8.
- 35 J. M. Post, above note 24, p. 150.
- 36 Peter Bergen and Jennifer Rowland, "Right-Wing Extremist Terrorism as Deadly a Threat as Al Qaeda?", *CNN News*, 8 August 2012, available at: <http://edition.cnn.com/2012/08/07/opinion/bergen-terrorism-wisconsin/>.
- 37 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 8.
- 38 J. M. Post, above note 24, p. 149.
- 39 CBRN 物質に焦点を当てたテロ攻撃への恐怖に関しては、たとえば、次を参照。Brooke Rogers, Richard Amlot, G. James Rubin, Simon Wessely and Kirstian Krieger, "Mediating the Social and Psychological Impacts of Terrorist Attacks: The Role of Risk Perception and Risk Communication", *International Review of Psychiatry*, Vol. 19, No. 3, 2007, pp. 279–288.
- 40 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 21.
- 41 *Ibid.*, pp. 11–12. 多数の被害者が発生する爆撃の頻度を鑑みると、数百人、あるいは数千人の犠牲者やけが人を出す（9.11 テロのような）通常兵器による攻撃のみが、規模は小さいものの、成功した CBRN テロリズムと似たような心理的影響を及ぼす可能性が高いことは間違いない。
- 42 「健康維持過敏症」についてのさらなる情報は、次を参照。Fred P. Stone, "The Worried Well Response to CBRN Events: Analysis and Solutions", *The Counterproliferation Papers*, Future Warfare Series No. 40, USAF Counterproliferation Centre, June 2007, pp. 6–7, available at: <https://fas.org/irp/threat/cbw/worried.pdf>.
- 43 Fran Pilch, *The Worried Well: Strategies for Installation Commanders*, USAF Institute for National Security Studies, USAF Academy, Colorado Springs, CO, 2004, p. 12.
- 44 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 31.
- 45 Lizzie Dearden "Isis 'Manufacturing and Using Chemical Weapons' in Iraq and Syria, US Official Claims", *The Independent*, 11 September 2015, available at: www.independent.co.uk/news/world/middle-east/isis-manufacturing-and-using-chemical-weapons-in-iraq-and-syria-us-official-claims-10496094.html.
- 46 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 35.
- 47 Lara Logan, "Child Suicide Bombers", *CBS News*, 12 May 2015, available at: www.cbsnews.com/news/child-suicide-bombers-lara-logan-60-minutes/; "Nigerian City of Maiduguri 'Attacked by Five Child Bombers'", *BBC News*, 2 October 2015, available at: www.bbc.com/news/world-africa-34423311; Marisol Seibold, "Child Suicide Bombers: 'They Told Us the Bombs Would Not Kill Us ...'", *Jihad Watch*, 14 January 2012, available at: www.jihadwatch.org/2012/01/child-suicide-bombers-they-told-us-the-bombs-would-not-kill-us-only-the-americans-would-die-and-you.
- 48 Jim Garamone, "Terrorists Using Chlorine Car Bombs to Intimidate Iraqis", *American Forces Press Service*, 6 June 2007, available at: <http://archive.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=46311>.
- 49 Tim Ballard, Jason Pate, Gary Ackerman, Diana McCauley and Sean Lawson, "Chronology of Aum Shinrikyo's CBW Activities", *CNS Reports*, 2001.
- 50 たとえば、次を参照。The Hague Centre for Strategic Studies, *Future Issue: The Future of CBRN*, Vol. 12, No. 3, 2010, pp.78.
- 51 たとえば、2014年7月にイスラム国は、サダム・フセインの化学兵器コンビナートであったムサンナー県の施設を支配下に置いた。しかし、残存していた大部分の化学物質は変質しており、それらを軍事目的に使用し得る兵器に加工し、拡散システムを整備することは、施設の現在のキャパシティを超えていると専門家は考えている。"Isis Seizes Former Chemical Weapons Plant in Iraq", *The Guardian*, 9 July 2014, available at: www.theguardian.com/world/2014/jul/09/isis-seizes-chemical-weapons-plant-muthanna-iraq.
- 52 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 69.
- 53 *Ibid.*, p. 51.
- 54 Amy E. Smithson, *Toxic Archipelago: Preventing Proliferation from the Former Soviet Chemical and Biological Weapons Complexes*, Report No. 32, Henry L. Stimson Center, Washington, DC, December 1999.
- 55 Ted Robert Gurr, "Which Minorities Might Use Weapons of Mass Destruction?", in A. Blum, V. Asal and J. Wilkenfeld, above note 15, p. 144.
- 56 *Ibid.*, pp. 144–145.
- 57 たとえば、次を参照。Financial Action Task Force, *Terrorist Financing*, OECD, Paris, 29 February 2008, available at: www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/FATF%20Terrorist%20Financing%20Typologies%20Report.pdf.
- 58 Javid Rehman, *International Human Rights Law*, 2nd ed., Pearson, Harlow, 2010, p. 901.
- 59 Financial Action Task Force, *The Role of Hawala and Other Similar Service Providers in Money Laundering*, October 2013, available at: www.fatf-gafi.org/publications/methodsandtrends/documents/role-hawalas-in-ml-tf.html.
- 60 *Ibid.*
- 61 A. Blum, V. Asal, J. Wilkenfeld, above note 15, pp. 135–136.
- 62 Cyrus Miryekt, "Hezbollah in the Tri-Border Area of South America", *Small Wars Journal*, 10 September 2010.
- 63 Gary Ackerman, "WMD Terrorism Research: Whereto from Here?", in A. Blum, V. Asal and J. Wilkenfeld, above note 15, pp. 142–143.
- 64 UNSC Res. 1373, 28 September 2001, para. 2.
- 65 Christopher Szechenyi, "Inside the Village of Aum Shinrikyo", *Moscow Times*, 22 April 1995, available at: www.themoscowtimes.com/news/article/inside-the-village-of-aum-shinrikyo/340092.html.
- 66 Francis Marlo, "WMD Terrorism and US Intelligence Collection", *Terrorism and Political Violence*, Vol. 11, No. 3, 1999.
- 67 "'ISIS Branch' Seeking to Produce Chemical Weapons – Iraq and US Intel", RT, 19 November 2015, available at: www.rt.com/news/322726-ISIS-chemical-weapons-intel/.
- 68 Chris Summers, "Questions Over Ricin Conspiracy", *BBC News*, 13 April 2005, available at: http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/4433499.stm.
- 69 Edwin Bakker, "CBRN Terrorisme", in Erwin R. Muller, Uri Rosenthal and Rob de Wijk (eds.), *Terrorisme: Studies over terrorisme en terrorismebestrijding*, Kluwer, Deventer, 2008, p. 135; "The Ricin Case Timeline", *BBC News*, 13 April 2005, available at: <http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/4433459.stm>.
- 70 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 50.
- 71 Victor H. Asal, Gary A. Ackerman and R. Karl Rethemeyer, "Connections Can Be Toxic: Terrorist Organizational Factors and the Pursuit of CBRN Terrorism", *Studies in Conflict and Terrorism*, Vol. 35, No. 3, 2012, p. 6.
- 72 US Department of State, *Clinton in Geneva at Biological and Toxin Weapons Convention*, December 2011, available at: <http://iipdigital.usembassy.gov/st/english/texttrans/2011/12/20111207104803su0.7202352.html?distid=ucs#axzz32iEEcrh1>.
- 73 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 43.
- 74 Gerechtshof's-Gravenhage, *Strafzaak Van Anraat*, Case No. 2200050906-2, 9 May 2007, para. 8, available in Dutch at: <http://deeplink.rechtspraak.nl/uitspraak?id=ECLI:NL:GHSGR:2007:BA4676>.
- 75 Ian Anthony, "Exports of Dual-Use Chemicals to Syria: An Assessment of European Union Export Controls", Non-Proliferation Paper No. 35, January 2014.
- 76 核成分の違法取引に関しては、たとえば、次を参照。David Albright, Paul Brannan and Andrea Scheel Stricker, "Detecting and Disrupting Illicit Nuclear Trade after A. Q. Khan", *Washington Quarterly*, April 2010, pp. 85–106.
- 77 R. Pang, above note 7.

- 78 Marc-Michael Blum, Andre Richardt and Kai Kehe, "Preparedness", in Andre Richardt, Birgit Hülseweh, Bernd Niemeier and Frank Sabath (eds), *CBRN Protection: Managing the Threat of Chemical, Biological, Radioactive and Nuclear Weapons*, Wiley-VCH Verlag, Weinheim, 2013, p. 442.
- 79 C. D. Ferguson, above note 20, p. 28.
- 80 Richard A. Falkenrath, Robert D. Newman and Bradley A. Thayer, *America's Achilles Heel: Nuclear, Biological, and Chemical Terrorism and Covert Attack*, Belfer Center for Science and International Affairs, Cambridge, MA, 1998, pp. 102, 106, cited in J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 52.
- 81 C. D. Ferguson, above note 20, p. 27.
- 82 J. Garamone, above note 48.
- 83 D. McElroy, above note 27.
- 84 C. D. Ferguson, above note 20, p. 29.
- 85 Jeffrey R. Ryan and Jan F. Glarum, *Biosecurity and Bioterrorism: Containing and Preventing Biological Threats*, Elsevier, Burlington, MA, 2008, pp. 140–142.
- 86 A. Vergely, above note 17.
- 87 たとえば、次を参照。the work of Raymond A. Zilinskas, *Biological Warfare: Modern Offense and Defense*, Lynne Rienner, Boulder, CO, 1998.
- 88 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 55.
- 89 次を参照。B. H. Stanislawski, above note 15; C. Leuprecht and K. Hall, above note 15.
- 90 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 54.
- 91 C. D. Ferguson, above note 20, pp. 31–32.
- 92 兵器化の文脈の中で、暗黙知は「効果的な生物兵器の最適化および製造への障壁」として潜在的に重要な役割を果たす。暗黙知の役割を含む、生命科学の重要な社会技術的側面については、次に詳しい。James Revill and Catherine Jefferson, "Tacit Knowledge and the Biological Weapons Regime", *Science and Public Policy*, Vol. 41, No. 5, 2014, p. 2, available at: <http://sro.sussex.ac.uk/46723>.
- 93 C. D. Ferguson, above note 20, p. 52.
- 94 US Department of State, above note 72.
- 95 C. D. Ferguson, above note 20, p. 32.
- 96 R. Danzig et al., above note 29, pp. 14–26.
- 97 J. R. Ryan and J. F. Glarum, above note 85, pp. 140–142.
- 98 R. M. Frost, above note 33, p. 54.
- 99 D. McElroy, above note 27.
- 100 C. D. Ferguson, above note 20, p. 33.
- 101 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, pp. 57–58.
- 102 Jessica Varnum, "CNS Releases Annual Nuclear Trafficking Report, 153 Incidents in 2013 Reported", James Martin Center for Nonproliferation Studies, Middlebury Institute of International Studies at Monterey, 19 March 2014, available at: www.nonproliferation.org/cns-releases-annual-nuclear-trafficking-report-153-incidents-in-2013-reported/.
- 103 Benjamin Pack and Bryan Lee, *CNS Global Incidents and Trafficking Database: Tracking Publicly Reported Incidents Involving Nuclear and Radioactive Materials*, 2014 Annual Report, James Martin Center for Nonproliferation Studies, April 2015, available at: www.nti.org/media/pdfs/global_incidents_and_trafficking2015.pdf?_id=1429915567.
- 104 John Pichtel, *Terrorism and WMDs: Awareness and Response*, CRC Press, Boca Raton, FL, 2011, p. 176.
- 105 Lexi Krock and Rebecca Deusser, "Chronology of Events", in Nova: Dirty Bomb, February 2003, available at: www.pbs.org/wgbh/nova/dirtybomb/chrono.html.
- 106 *Ibid.*
- 107 C. D. Ferguson, above note 20, p. 35. 許可制核弾頭安全装置解除機構 (PAL) は、兵器の未承認の爆発を防ぐための安全装置である。
- 108 E. Bakker, above note 69, p. 146.
- 109 David E. Sanger, "The Khan Network", Conference Paper, Conference of South Asia and the Future, Stanford University, 4–5 June 2004.
- 110 D. Albright, P. Brannan and A. Scheel Stricker, above note 76, pp. 85–106.
- 111 C. D. Ferguson, above note 20, p. 36.
- 112 より技術的な議論については、次を参照。Christophe Wirtz and Emmanuel Egger, "Use of Nuclear and Radiological Weapons by Terrorists?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 8, No. 859, 2005, available at: www.icrc.org/eng/resources/documents/article/review/review-859-p497.
- 113 R. Kazi, above note 16, p. 4.
- 114 William J. Broad, "Seismic Mystery in Australia: Quake, Meteor or Nuclear Blast?", *New York Times*, 21 January 1997, available at: www.nytimes.com/1997/01/21/science/seismic-mystery-in-australia-quake-meteor-or-nuclear-blast.html.
- 115 C. D. Ferguson, above note 20, p. 40.
- 116 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, pp. 10–11.
- 117 次を参照。R. Pangi, above note 7.
- 118 J. M. Bale and G. Ackerman, above note 10, p. 56.
- 119 *Ibid.*, p. 14.
- 120 Robin Coupland and Dominique Loye, "International assistance for victims of use of nuclear, radiological, biological and chemical weapons: time for a reality check?", *International Review of the Red Cross*, Vol. 91, No. 874, June 2009, p. 333.
- 121 *Ibid.*, p. 334.
- 122 *Ibid.*
- 123 National Resource Council, *Reopening Public Facilities after a Biological Attack: A Decision Making Framework*, National Academies Press, Washington, DC, 2005, p. 1.
- 124 J. Rehman, above note 58, p. 908. しかし、テロリストを撲滅する試みにおいて、無辜の市民に対する「攻撃」を誘発することは逆効果につながる。テロリズムはしばしば人権が侵害されている環境で活性化される。非国家主体は人権侵害を利用して、大義に支持を得たり、次の世代の過激派が復讐を追求するように動機付けたりしている。こうして、体制の中で、テロリズムがテロリズムによって対抗される悪循環に陥ってしまう可能性があるのである。

レポートと書簡

広島への原爆投下に関するICRCのレポート

.....



広島への原爆投下に関する ICRC のレポート

1945年8月29日、ICRC 職員のフリッツ・ビルフィンガーが広島に到着。彼は、紛争当事者以外で原爆の惨状を目撃した最初の人物となった。翌日、東京にある ICRC 代表部に電報を送り、現場のおぞましい状況を伝えるとともに即座の救援を要請した。これを受けて、同月9日に駐日代表として着任したばかりのマルセル・ジュノー博士によって救援体制が組まれた。ジュノー博士はのちに広島入りし、自身の目で破壊の凄まじさを知ることになる。

1945年10月24日付けのビルフィンガーのレポート(添付資料含む)には、8月6日の原爆投下以降3週間にわたって彼自身が目撃した原爆の影響が事細かに記されている。当時は機密文書扱いだったが、1996年1月に公開され、添付書類とともに完全に復元模写して赤十字レビュー内で初披露した。ICRCの公文書館では、予約制で一般からの相談に応じている。

Archival source: ACICR, B G 008/76-X, Photos © Sarah Roxas/ICRC

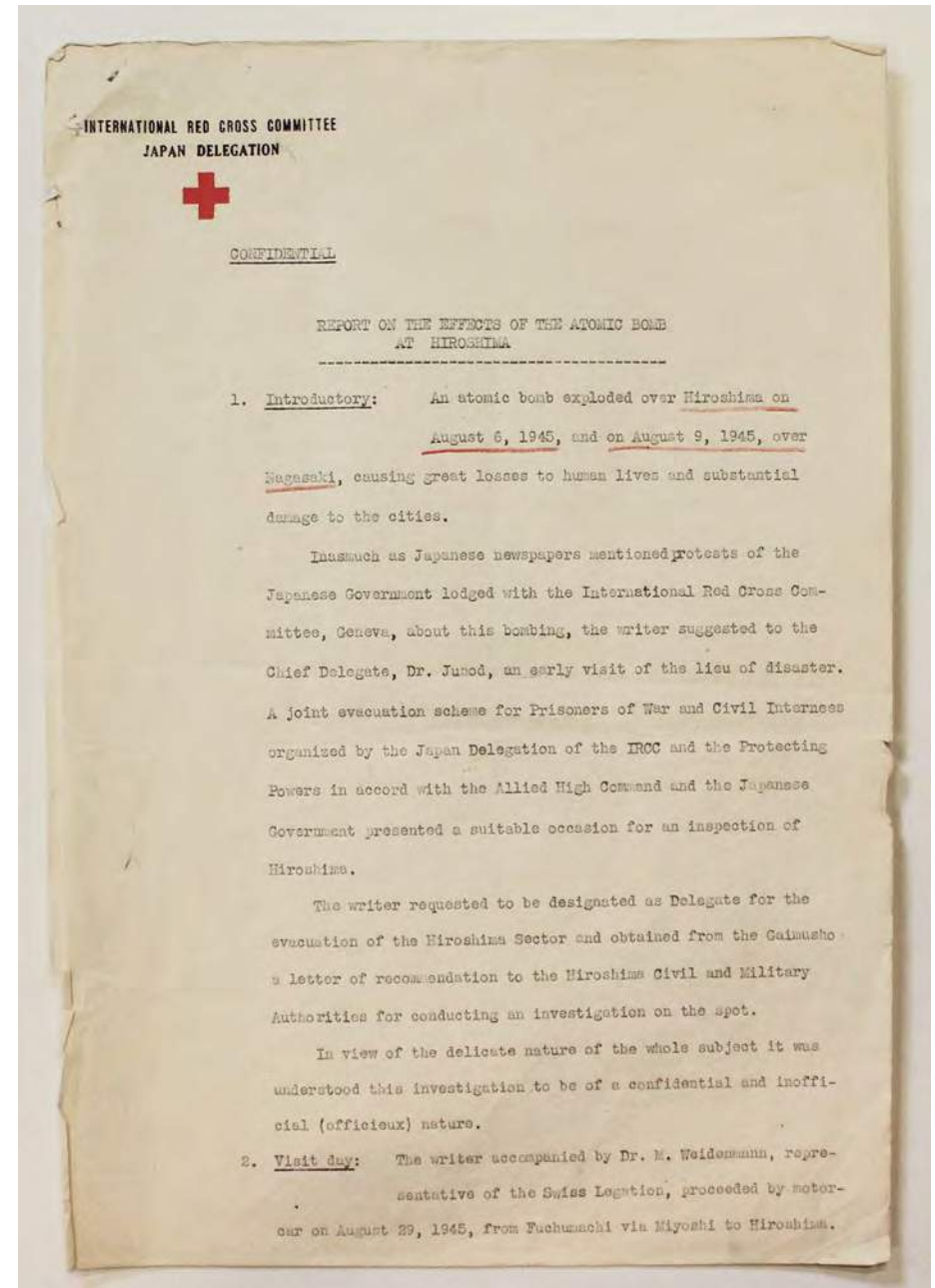
ICRC の歴史的公文書

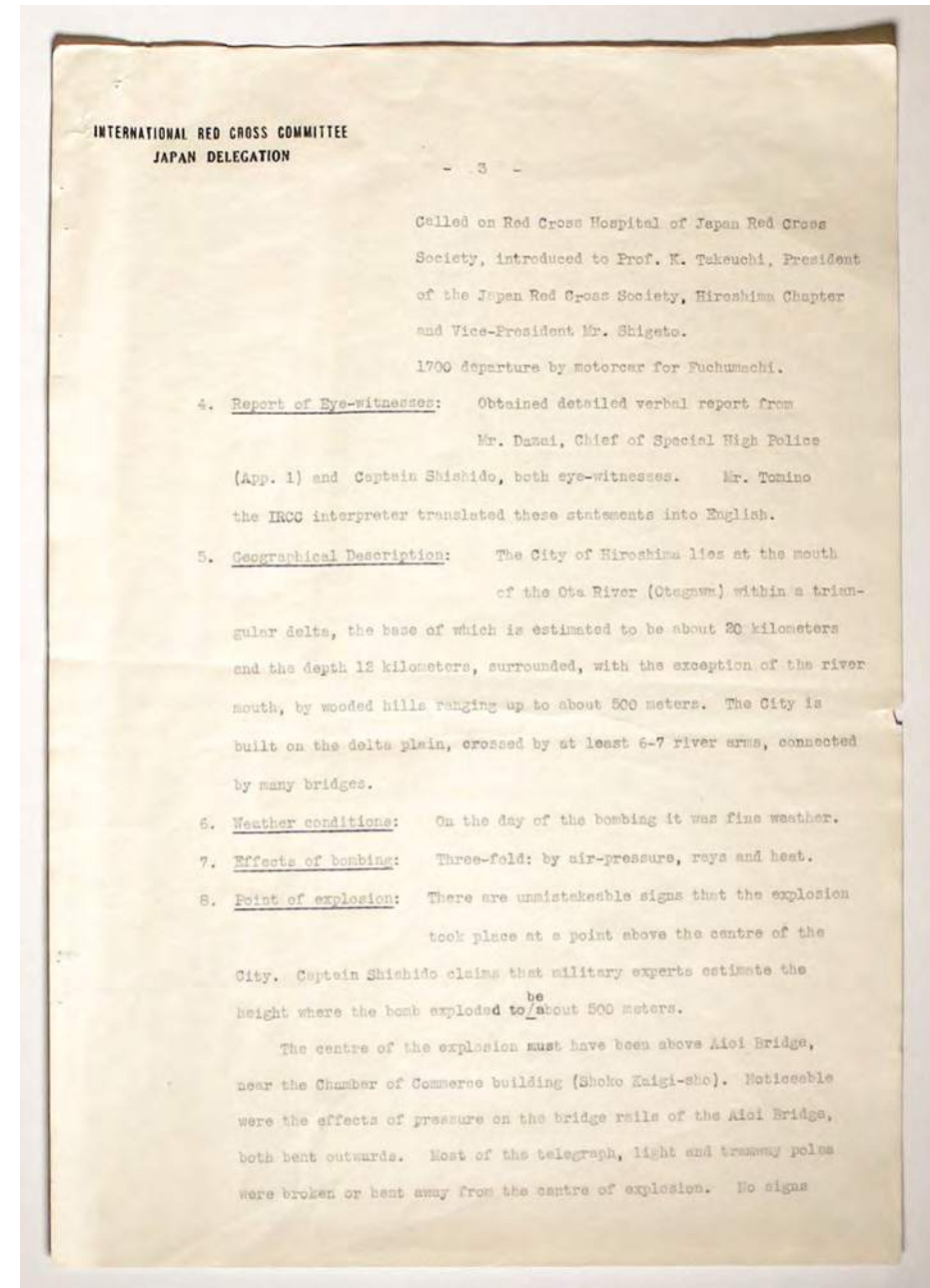
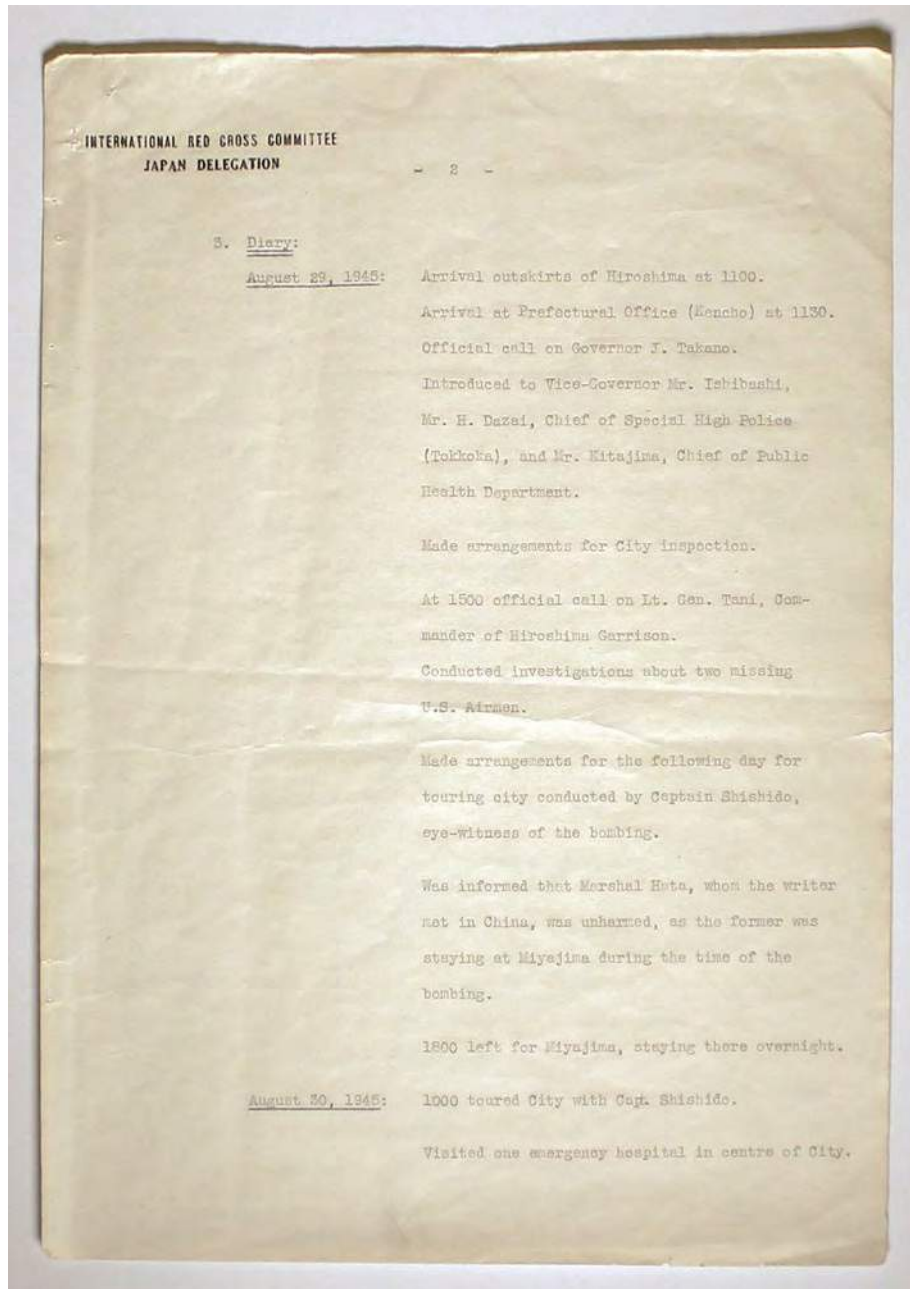
右の書簡は、ICRCの歴史的公文書の一つ。ICRC公文書館は、組織の発足当時から現在までの様々な書簡を収集・保管し、研究用に一般公開している。公文書館はプロの歴史家や公文書保管人によって成り立っており、書簡は直線に並べると6700メートルに相当。また、写真や映像、音声も所蔵している。

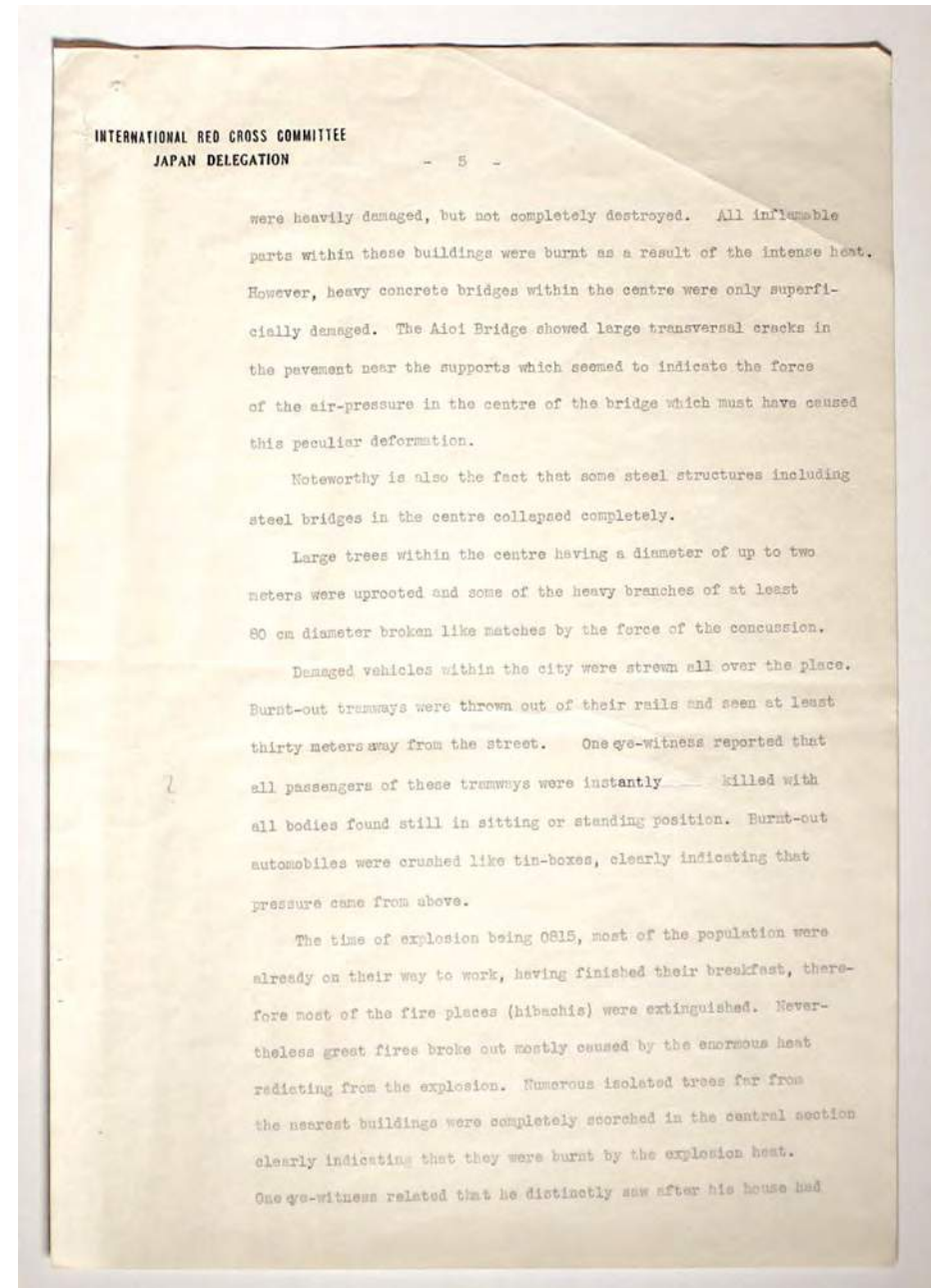
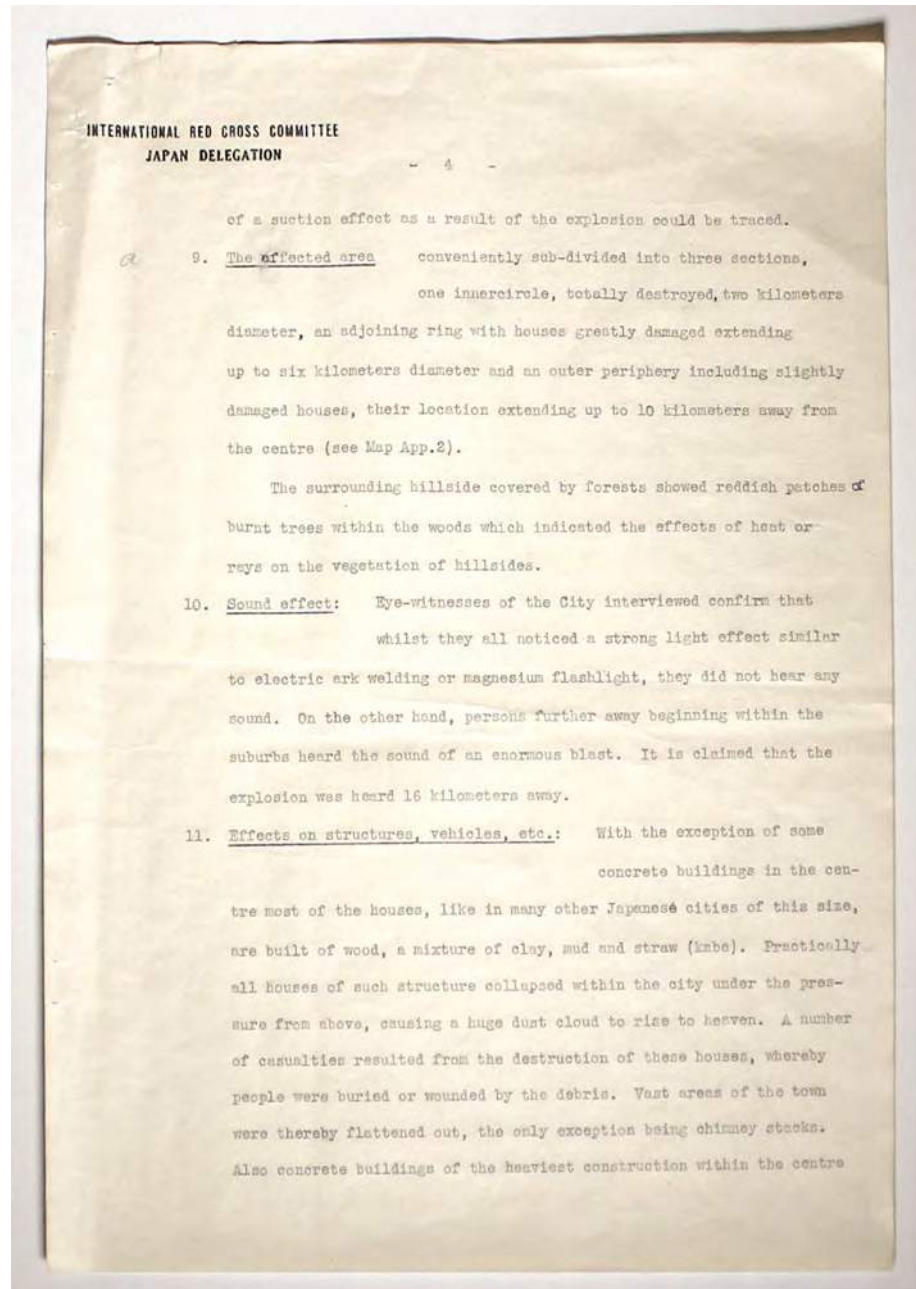
ICRC公文書館は、重要な歴史的情報源として機能し、近現代の外交史における調査や研究、議論に有用である。特に、人道支援の現場でのやり取りや、国・社会・文化レベルおよび紛争など暴力が伴う事態において、人道支援がどのような成果をもたらしたかを知ることができる。

公文書館は、1863年のICRC創設から1975年までの歴史を一般公開しており、予約制で相談に応じている。スイス・ジュネーブにあるICRC公文書館への相談予約は、下記メールアドレスにて受け付けている。

archives@icrc.org







INTERNATIONAL RED CROSS COMMITTEE
JAPAN DELEGATION

- 6 -

collapsed, the broken main wooden roof beam of his house starting to burn at both ends of the fracture.

12. Effects on men: The first apparent effects to victims were burns of the exposed parts of their bodies by heat, possibly by the rays. Victims inspected at the Hospitals showed burns mostly on faces, hands and legs, and breasts or backs, whichever was exposed at the time of the explosion. Strange enough no serious damage to eye-sight has been noticed or reported to the investigators.

Generally speaking, men seem to have been more burnt than women as their bodies were less covered.

Another more serious consequence seemed to be the effects of the rays. Many dying cases were shown to the investigators with no apparent surface wounds. They showed black blood spots on the skin, were losing their hair, suffering from heavy fever, diarrhoea and died within a few days all showing these symptoms. Doctors claim that their marrow bones have been affected by the rays resulting in a partial paralysis, thereby failing to renew the reproduction of white blood cells. Many of the dying victims showed a reduced number of white blood cells being as low as 600.

Those victims who were in the immediate vicinity of the centre in the streets were completely burnt and unrecognizable. The Military Authorities say that they could only identify the dead soldiers by their shoes. The Police Authorities also mention that parents could not recognize their youngsters as all victims of the school looked completely alike. On the day of the investigation still carloads of dead bodies were being carried away to the cremation

INTERNATIONAL RED CROSS COMMITTEE
JAPAN DELEGATION

- 7 -

place and the city was filled with the stench of the corpses.

There was considerable discussion as to the after-effects of the bomb and some opinion voiced whereby the damaged area was still radiating destructive rays. One case was cited of a family arriving from Osaka after the bombing and digging for eight days within the shambles of the city showing symptoms noticed on victims (see app. report). No confirmation could be obtained and the investigators rather doubt that they are radiation after effects. Films had been brought along for taking pictures. Unfortunately, the camera jammed and the films were not exposed. The developed films were clear and did not show any signs of foginess, perhaps an indication that there was no longer radioactive material in the area.

13. Effects on Animals: Animals exposed to the explosion showed similar symptoms as men. When leaving Hiroshima one wounded horse showing signs of burns was noticed. On the investigators' inquiry the Authorities claimed that no effects on fishes in the various river channels, even near the centre, have been observed.

One member of the Police alluded that even the worms in the earth were killed by the rays and heat within the centre, but this could not be verified.

14. Effects on Vegetation: All trees within the centre were completely destroyed, broken and charred. Near the City castle where the Military Headquarters was installed, large ponds of lotus fields showed that most of the leaves had been burnt. However, there were still some new green leaves noticeable; as well as small patches of green grass at various places in the centre.

INTERNATIONAL RED CROSS COMMITTEE
JAPAN DELEGATION

- 8 -

Police Authorities claimed that the growth of vegetation, although not completely stopped, has been considerably slowed down. This could also not be verified.

Woods on the surrounding hills were partly burnt indicating a rather irregular effect, either of heat or rays on these forests.

Some newspapers published pictures whereby rice fields were affected by the explosion 5-7 kilometers away from the centre. Investigators could not notice any effects on the rice fields they passed by.

15. Various effects: Newspapers also reported different effects of the bomb rays on white and dark materials, whereby the latter were more affected than the former. The Police Authorities seem to have heard about this phenomenon but could not obtain for the investigators any confirmation. However, it seems likely that white clothing acted as a protective medium against the rays.

16. Medical aid: Due to the complete destruction of all hospitals within the city and the loss of the major part of medical personnel and nurses, the medical attendance for the victims was sadly deficient.

Although the city authorities immediately established about eighty emergency hospitals, which hardly deserve this name in view of the appalling sanitary conditions existing there, very little medical care could be given to the victims at first.

Investigators visited on August 30, 1945, the Morikawa Emergency Hospital, established in the Centre of the city within the ruins of a concrete building and operated by the Prefectural Office. It was opened on the 15th of August and accepted 290 patients. On the day

INTERNATIONAL RED CROSS COMMITTEE
JAPAN DELEGATION

- 9 -

of this visit 197 patients were present, 45 had died and about fifty transferred to other places, probably in the country.

Conditions in this hospital surpass all imagination, as patients are still lying on the concrete floor, only very few having straw mats. Few have mosquito nets and myriads of flies cover the wounded. Many cases were seen where large body burns were left without bandages, the patients probably expected to die. Sanitary conditions are terrible, patients lying in their excrements.

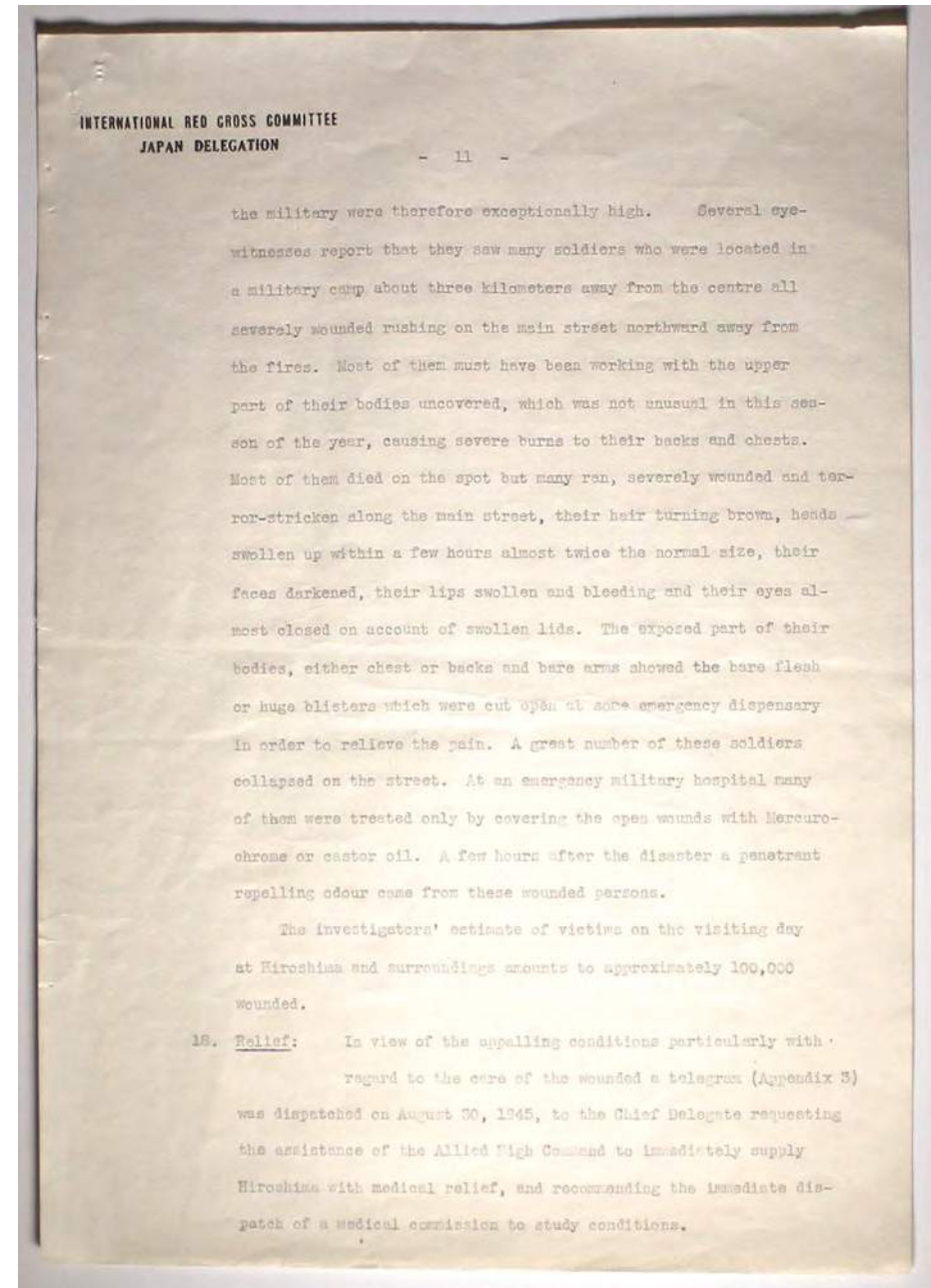
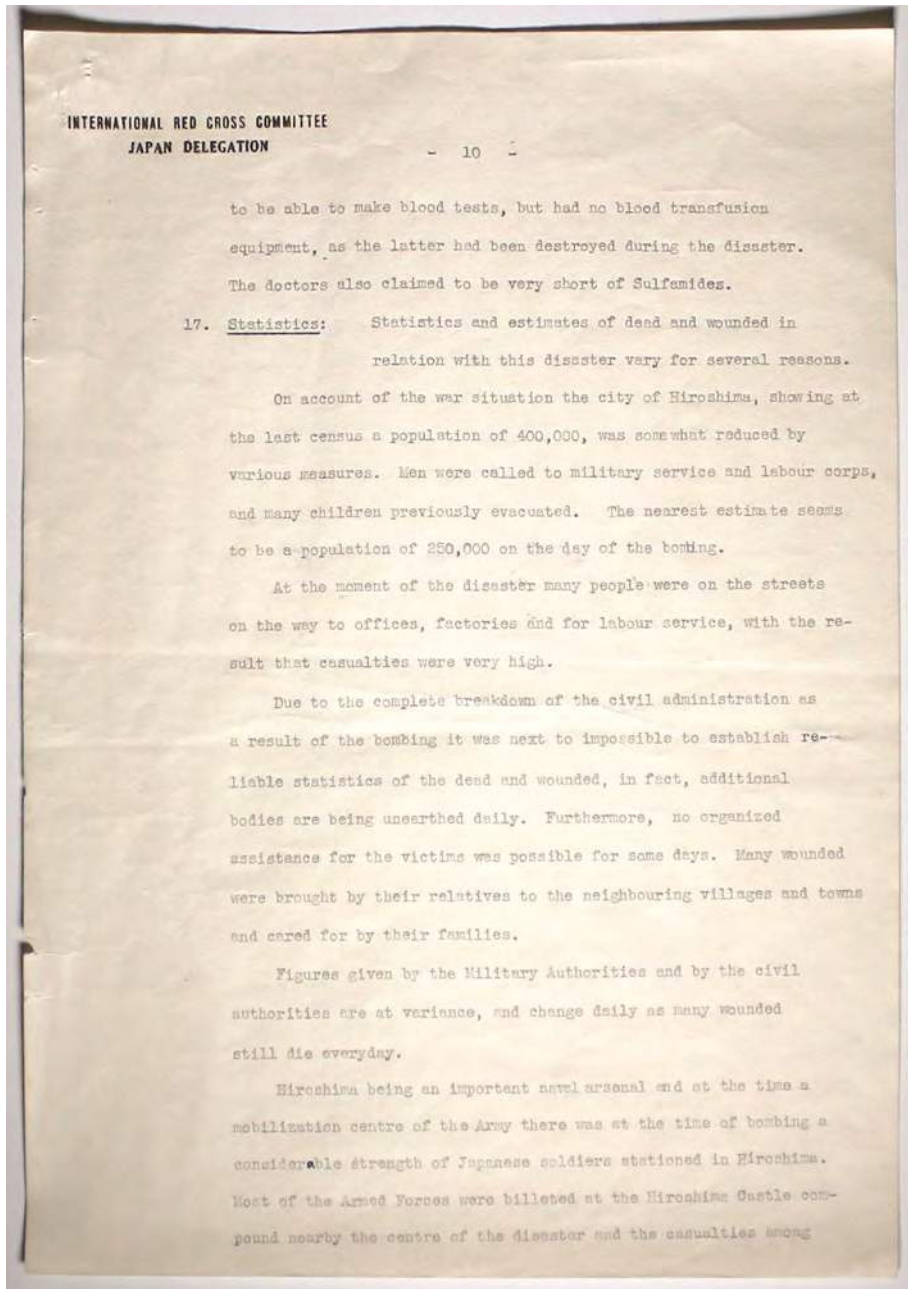
As the roof of this building was demolished and it being a rainy day, water was dripping on the wounded and dying. The few bandages noticed on some patients were old and full of puss. Medical equipment was practically non-existent. The place looked more like a morgue than an emergency hospital.

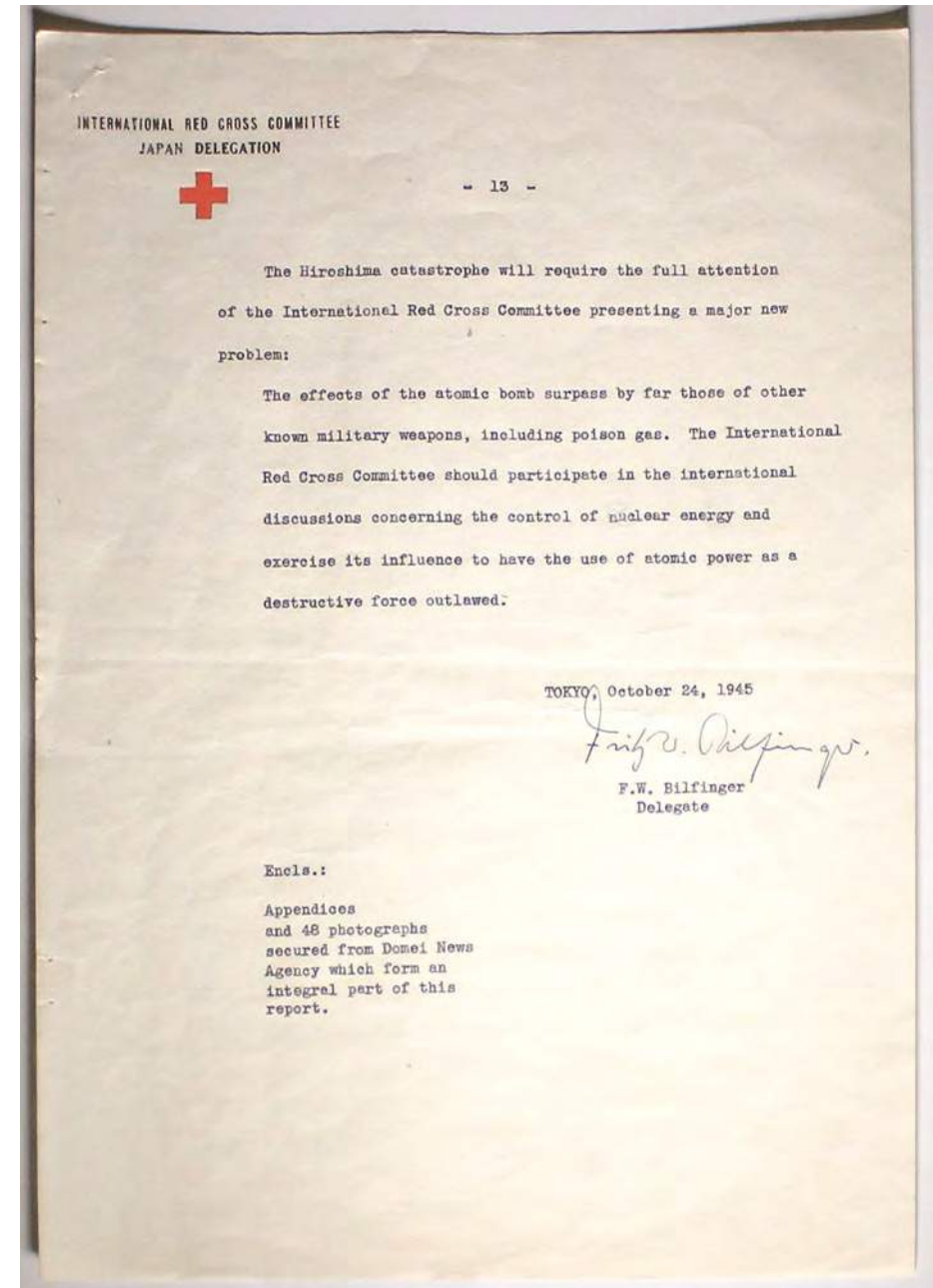
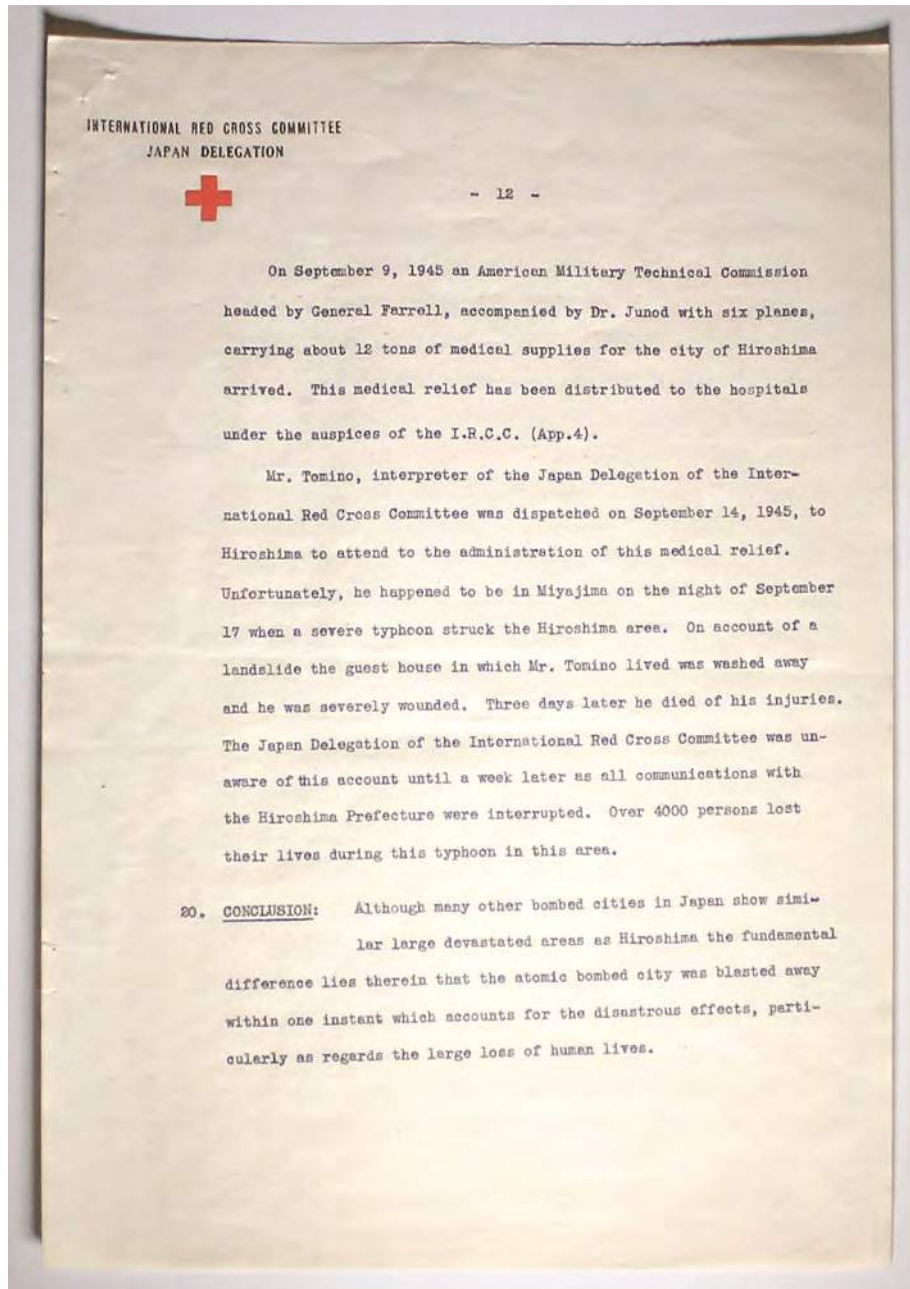
Homage must be paid to Dr. Magasaki Goro, who, with insufficient means was working with three assistants and about twenty girl nurses day and night.

The Red Cross Hospital of the Japan Red Cross Society being located in the outskirts of the city remained in a better condition, although all windows had been shattered and all medical equipment, including the X-Ray Department, and blood transfusion equipment destroyed.

Of the Red Cross Hospital 75% of its personnel had been wounded or killed. Out of 450 nurses 300 were wounded and 150, some slightly wounded, still working at the Hospital. The Hospital has a capacity for 1000 patients, but at present only 400 beds were occupied. No reason was given why not more patients were accepted.

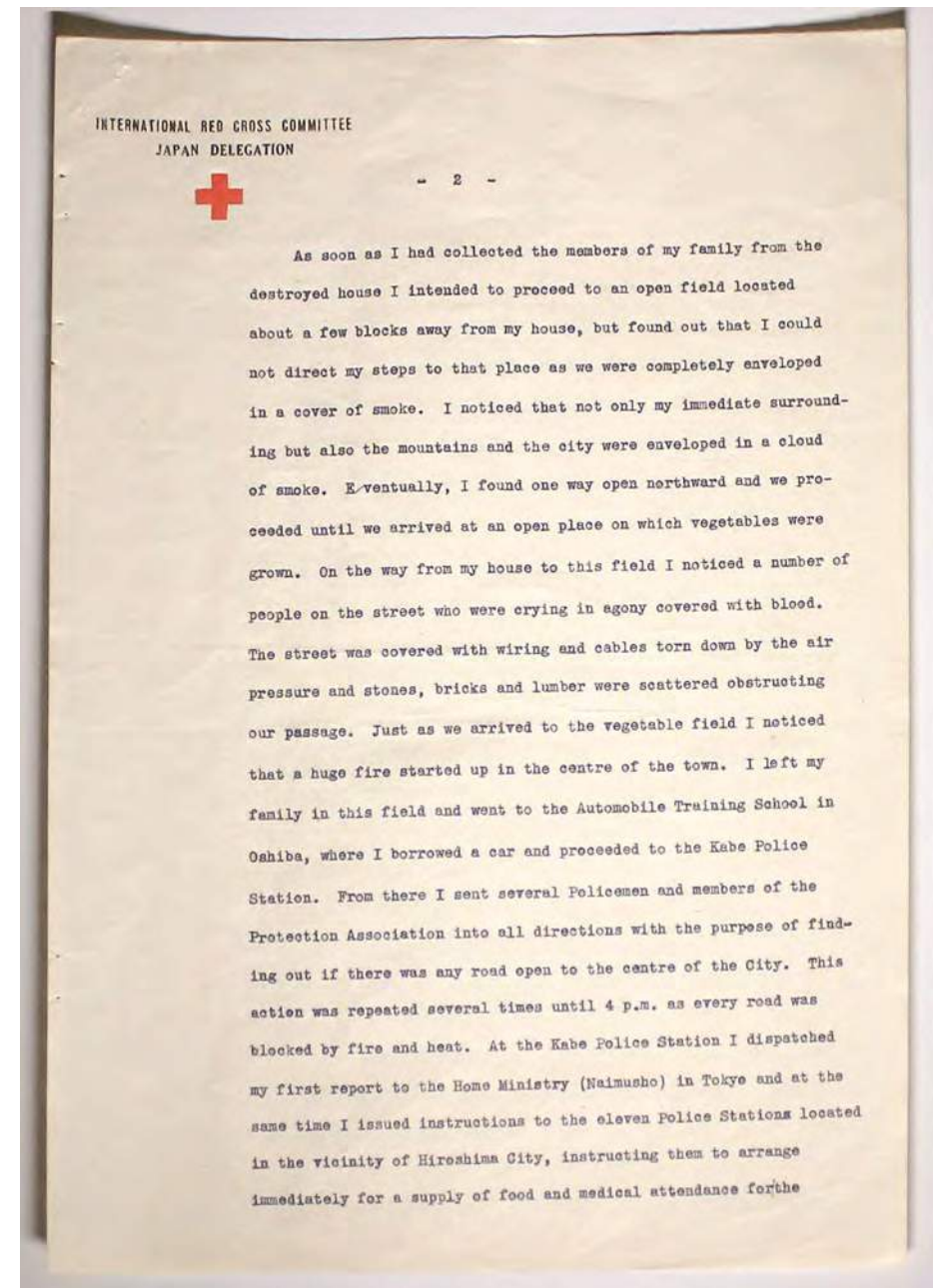
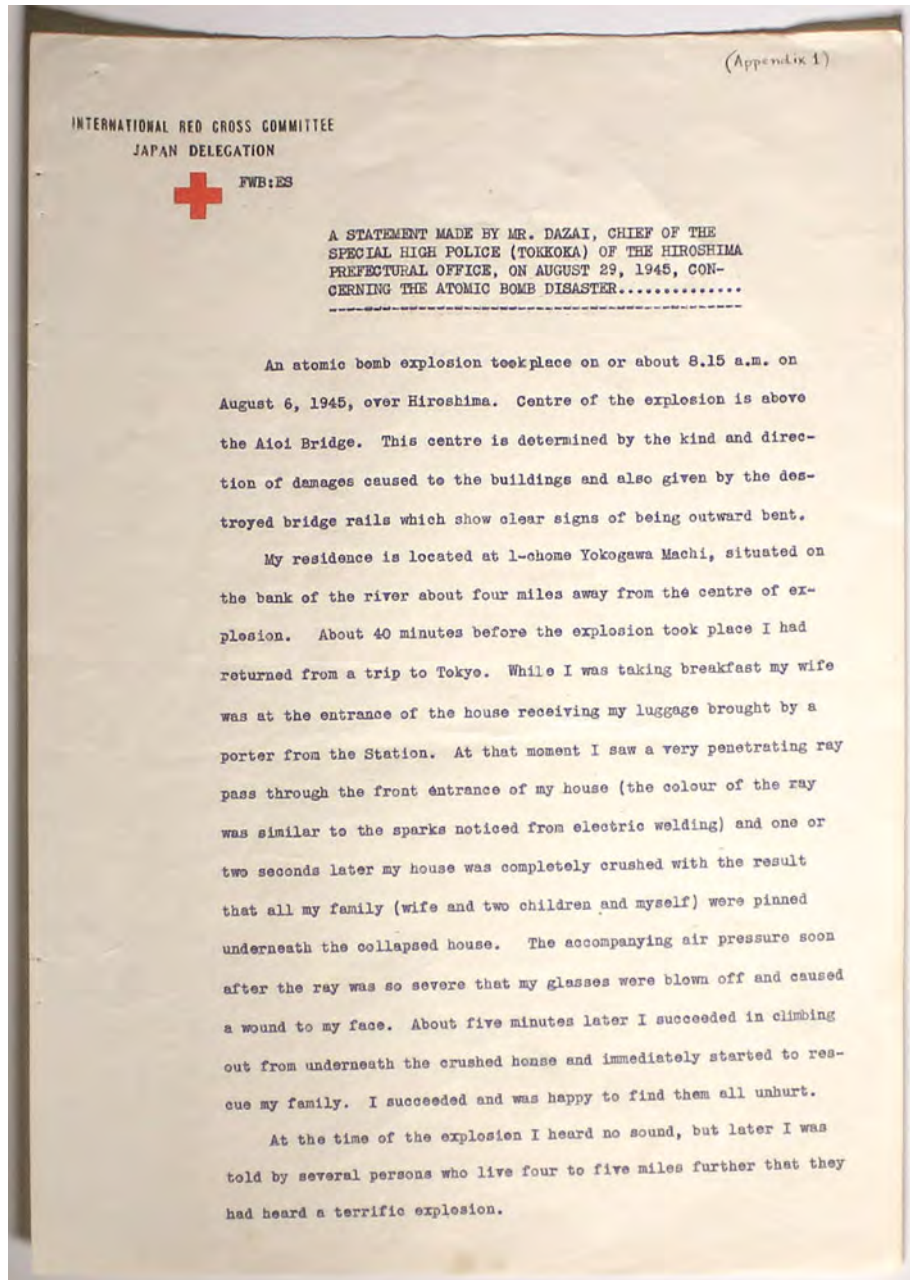
The situation with regard to medicines was somewhat better there, but bandages and surgical pads in dire need. The Hospital claimed

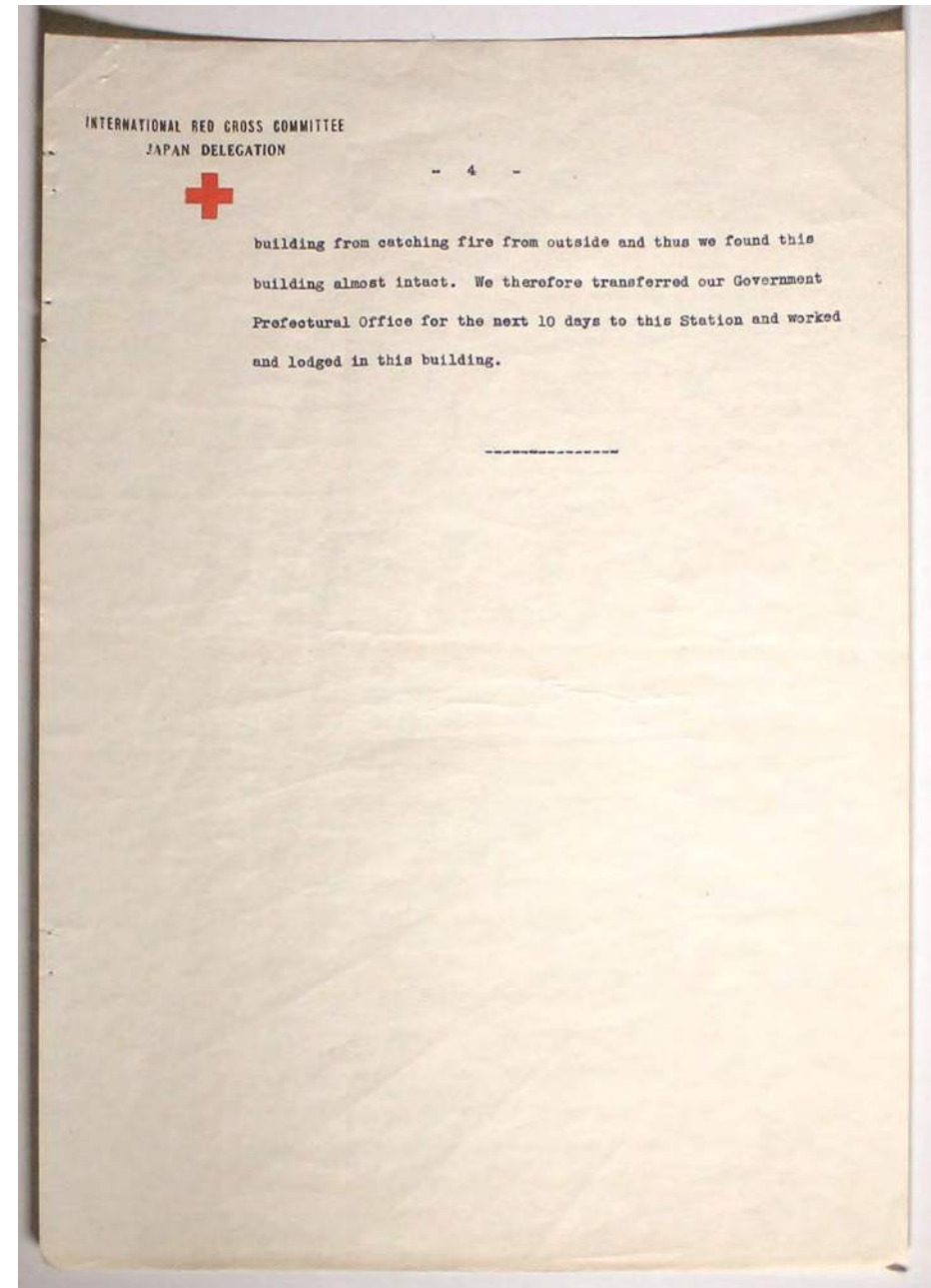
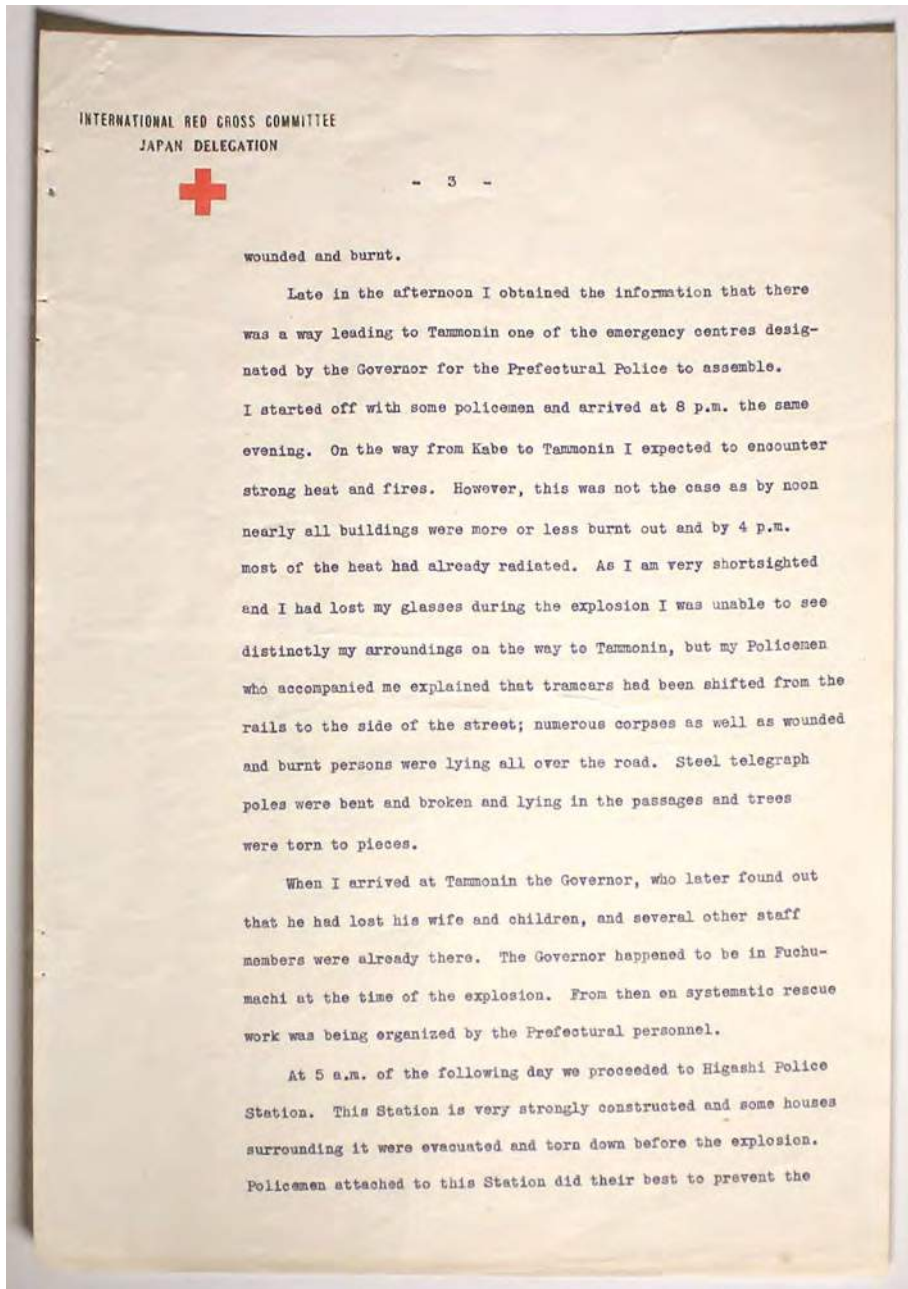




付録 1

太宰広島県庁特別高等警察課（特高課）長による、原爆の被害に関する 1945 年 8 月 29 日付の証言





1945年8月6日の午前8時15分頃、広島上空で原子爆弾が爆発した。爆心地は相生橋上空だった。この中心地は建物への被害の性質や方向および外側に捻じ曲げられた痕跡をはっきりと示して破壊された橋梁から割り出された。

私は、爆心地から4マイルほど離れた川沿いに位置する横川町1丁目に住んでいる。東京への出張から帰宅したのは爆発が起きる約40分前のことだった。私が朝食を食べている間に、妻は荷物運びが駅から運んできた私の荷物を家の玄関で受け取っていた。そのとき、突き刺すような光線が家の玄関を貫くのを目撃し（光線の色は電気溶接の際に飛び散る火花に似ていた）、その1、2秒後には我が家は完全に破壊され、家族全員（妻、2人の子供と私）が崩れた家の下敷きとなった。光線の直後に起こった風圧は、眼鏡を吹き飛ばし、顔に怪我を負わせるほど激しかった。およそ5分後に崩壊した家の下から抜け出すことができ、すぐに家族の救出を始めた。家族全員を助け出し、無事を確認できたことで安堵した。

爆発の瞬間、私には何の音も聞こえなかったが、4、5マイルさらに離れた人々からは恐ろしい爆発音を聞いたと伝えられた。

崩壊した家屋から家族を助け出すと、すぐさま家から数ブロック離れたところにある開けた場所に進もうとしたが、我々は完全に煙に囲まれており、その場所に向かうことはできないことが分かった。私は、自分の周囲だけでなく、山や街ももうもうとした煙に覆われているのだと気付いた。最終的に、北へ向かう道を見つけ、野菜が栽培されている開けた場所に着くまで進んだ。家からその畑まで向かう道中、路上で多くの人々が血まみれで苦痛の叫び声をあげていることに気が付いた。道路は風圧で引きちぎられた配線や電線で覆われており、石やレンガ、材木が散乱して我々の行く手を阻んでいた。畑に到着すると同時に、街の中心部で大きな火の手が上がっているのが分かった。私は家族をこの場所に残して大芝の自動車学校へ向かい、そこで車を借りて可部警察署へと向かった。そこから私は、市の中心部へ向かう開けた道があるかどうかを調べるために数名の警察官と自警団員をあらゆる方面に派遣した。これは、午後4時までにはすべての道が炎と熱で閉ざされてしまうまで何度か繰り返された。私は、可部警察署で東京の内務省宛に第一報を送ると同時に、広島市周辺の11の警察署に対して指令を出し、怪我と火傷を負った人々に食糧や医薬品の供給を直ちに準備するよう指示した。

午後遅く、広島県警察の集合場所として知事から指定された非常時の本部の一つである多聞院につながる道があるという情報を得た。警察官数名と出発し、同日夜8時に到着した。可部から多聞院に向かう途中で強い熱と炎に遭遇することを予想していた。しかし、昼までにはほとんどすべての建物が多かれ少なかれ燃え尽きており、午後4時までには熱がほぼ放出され尽くしていたため、そのようなことは起こらなかった。

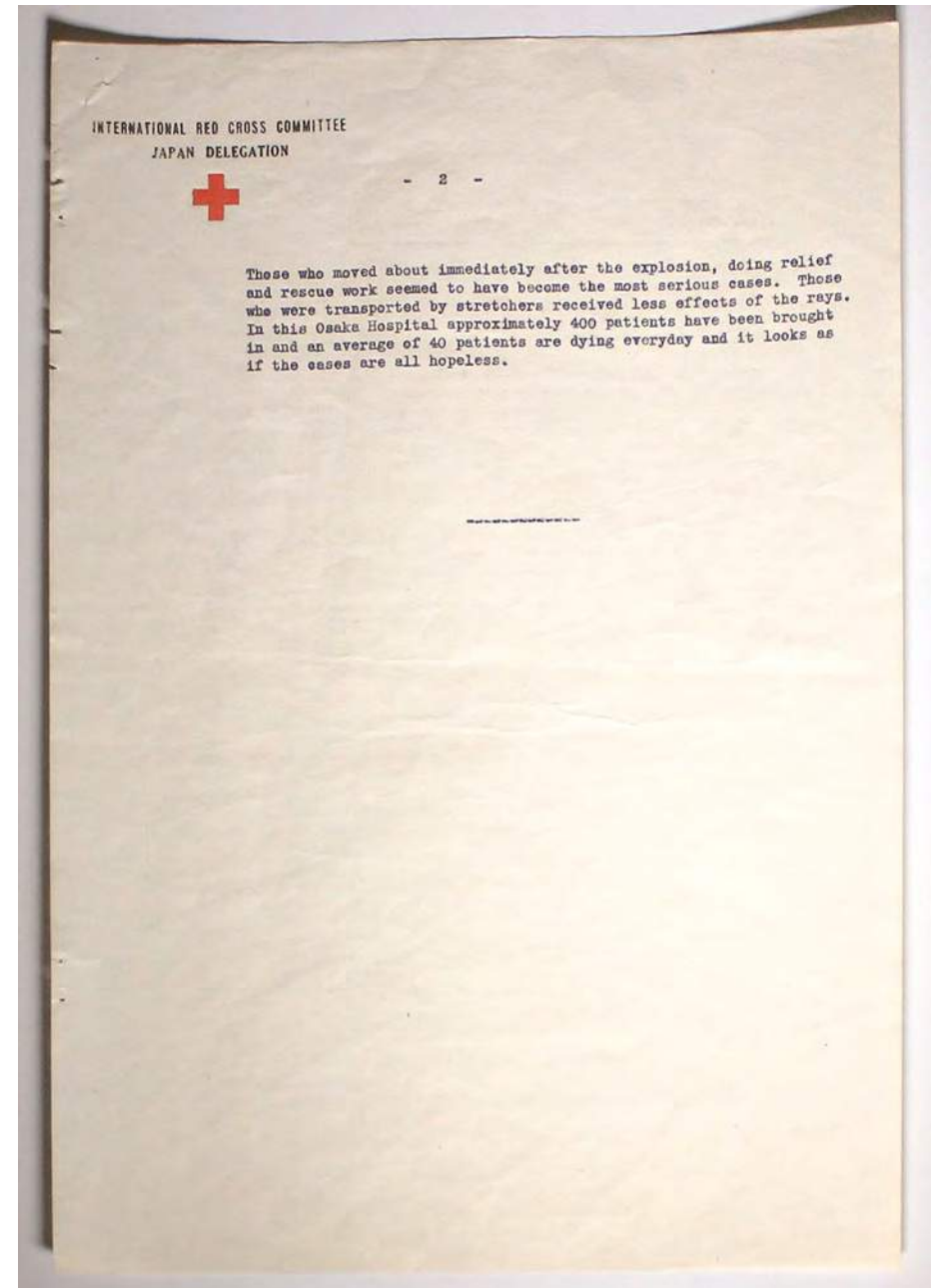
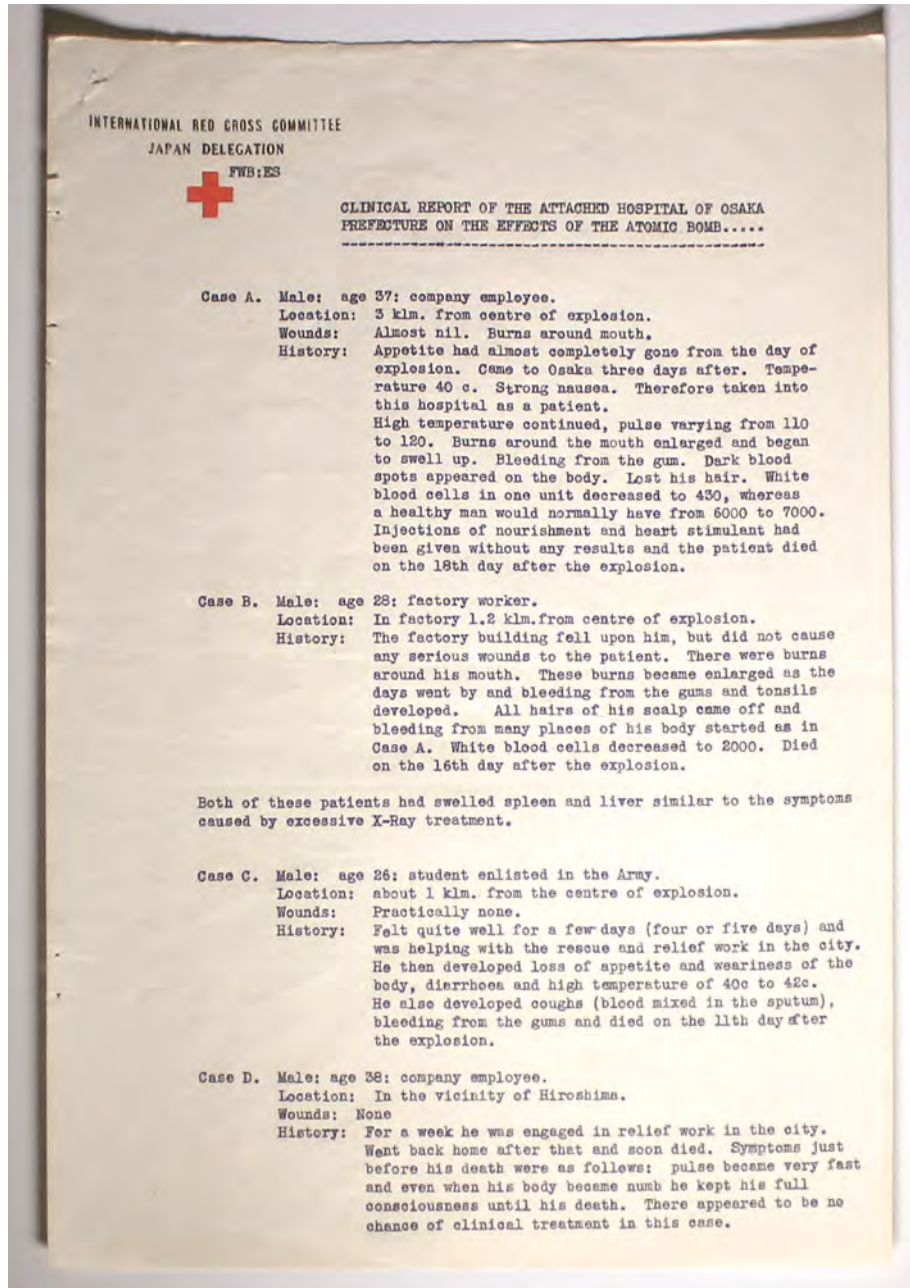
私はひどい近視で、さらに爆発の間に眼鏡を失くしたため、多聞院まで向かう道中、自分の周囲の状況をはっきりと見るができなかったが、同行していた警察官が、路面電車が線路から道端に持ち上げられていることや、無数の死体や負傷者、火傷を負った人々が道路に横たわっていること、鉄製の電柱は折れ曲がって歩道に倒れていること、木々は粉々に引き裂かれていることを説明してくれた。

多聞院に到着したとき、知事（後に妻と子を亡くしていたことが明らかになる）と、その他の職員が既に数名集まっていた。知事は原爆投下時に偶然府中町にいた。これ以降、組織的な救援活動が県職員によって編成されていった。

翌日の午前5時、我々は東警察署へと向かった。警察署は非常に頑丈に建設されており、それを囲む建物の中には、原爆投下以前に立ち退かれ、解体されていたものもあった。この警察署に所属する警察官は、建物が外部から引火するのを防ぐために最善を尽くしており、建物はほぼ無傷だった。そのため、我々はその後の10日間県庁をこの警察署に移し、この建物で仕事をし、寝泊まりしたのであった。

付録 2

原爆の影響に関する大阪府附属病院の臨床報告



症例 A 37 歳男性、会社員

場所：爆心地から 3 キロメートル

外傷：ほぼなし、口周辺に火傷

経緯：原爆投下の日から食欲がほとんどわからない。3 日後に大阪入り。体温 40 度。強い吐き気。患者としてこの病院に搬送される。

高熱が続き、脈拍は 110 から 120 の間で推移。口の周りの火傷は拡大し、腫れ始めた。歯ぐきからの出血あり。暗色の血斑が身体に現れた。毛が抜け落ちた。1 単位中の白血球は、健康な成人男性ならば通常 6000 から 7000 のところ、430 まで低下。栄養注射と強心剤が投与されたが効果はなく、原爆投下後の 18 日目に患者は死亡した。

症例 B 28 歳男性、工場勤務

場所：爆心地から 1.2 キロメートルの工場内部

経緯：工場の建物が頭上に崩落してきたが、患者は重篤な負傷は免れた。口の周りに火傷あり。火傷は日に日に拡大し、歯ぐきと扁桃腺からの出血が悪化。頭部の毛がすべて抜け落ち、症例 A と同様に身体の多くの部分から出血が始まる。白血球は 2000 まで低下。原爆投下後の 16 日目に死亡した。

両方の患者に、過度の X 線治療によって引き起こされる症状に似た、膨張した脾臓と肝臓が見られた。

症例 C 26 歳男性、入隊中の学生

場所：爆心地から約 1 キロメートル

外傷：ほとんどなし

経緯：数日間(4、5 日)は非常に体調良好で、市内で救援、救護活動を手伝っていた。その後食欲減退、身体疲労、下痢、40 度から 42 度の高熱を発症した。また、咳(痰に血が混じる)、歯ぐきからの出血が現れ、原爆投下から 11 日目に死亡した。

症例 D 38 歳男性、会社員

場所：広島近辺

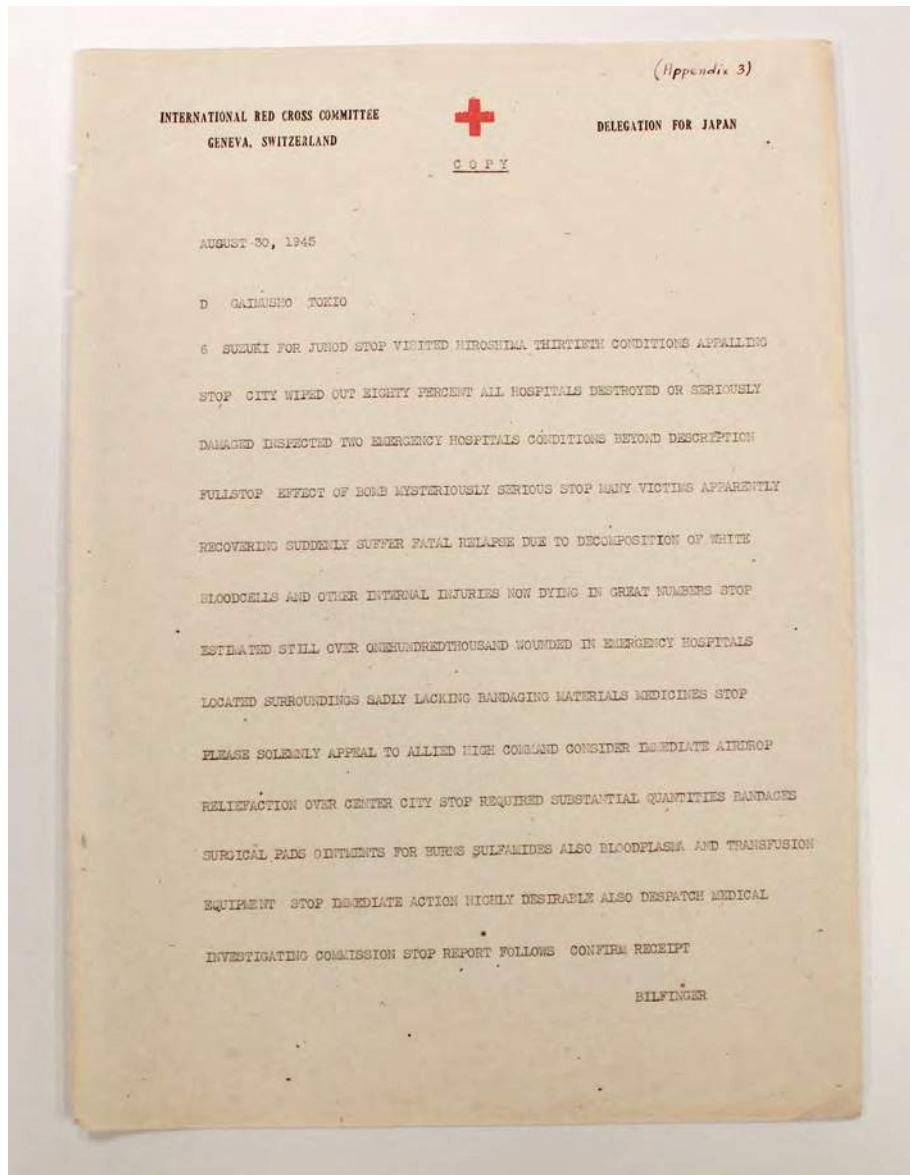
外傷：なし

経緯：1 週間市内で救援活動に従事。その後帰宅したが、すぐに死亡した。死の直前の症状は次の通り。脈拍が非常に速くなり、身体が麻痺したときでさえ死ぬまで意識ははっきりしていた。この症例においては、臨床治療を行う余地がなかったと思われる。

原爆投下後すぐに活動し、救護、救援活動を行っていた人々が最も深刻なケースだと思われる。ストレッチャーで運ばれた人々は放射線の影響をあまり受けなかった。この大阪病院ではおよそ 400 人の患者が運び込まれ、平均して毎日 40 人が亡くなっており、あらゆるケースが手の施しようのない状態に思われる。

付録 3

ICRC 職員のフリッツ・ビルフィンガーが 1945 年 8 月 30 日に打った電報のコピー。
 広島への被爆の状況が記されている。

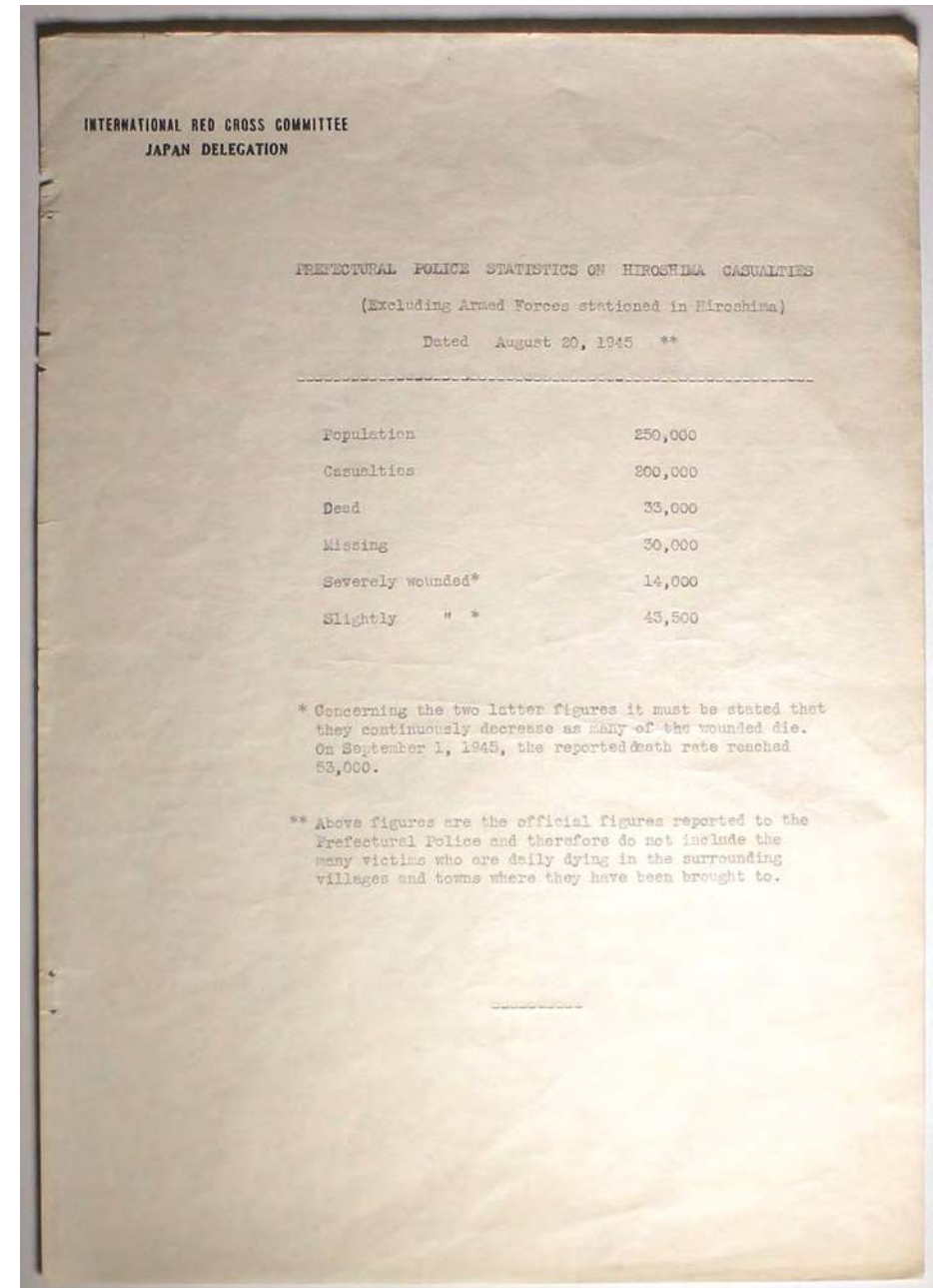
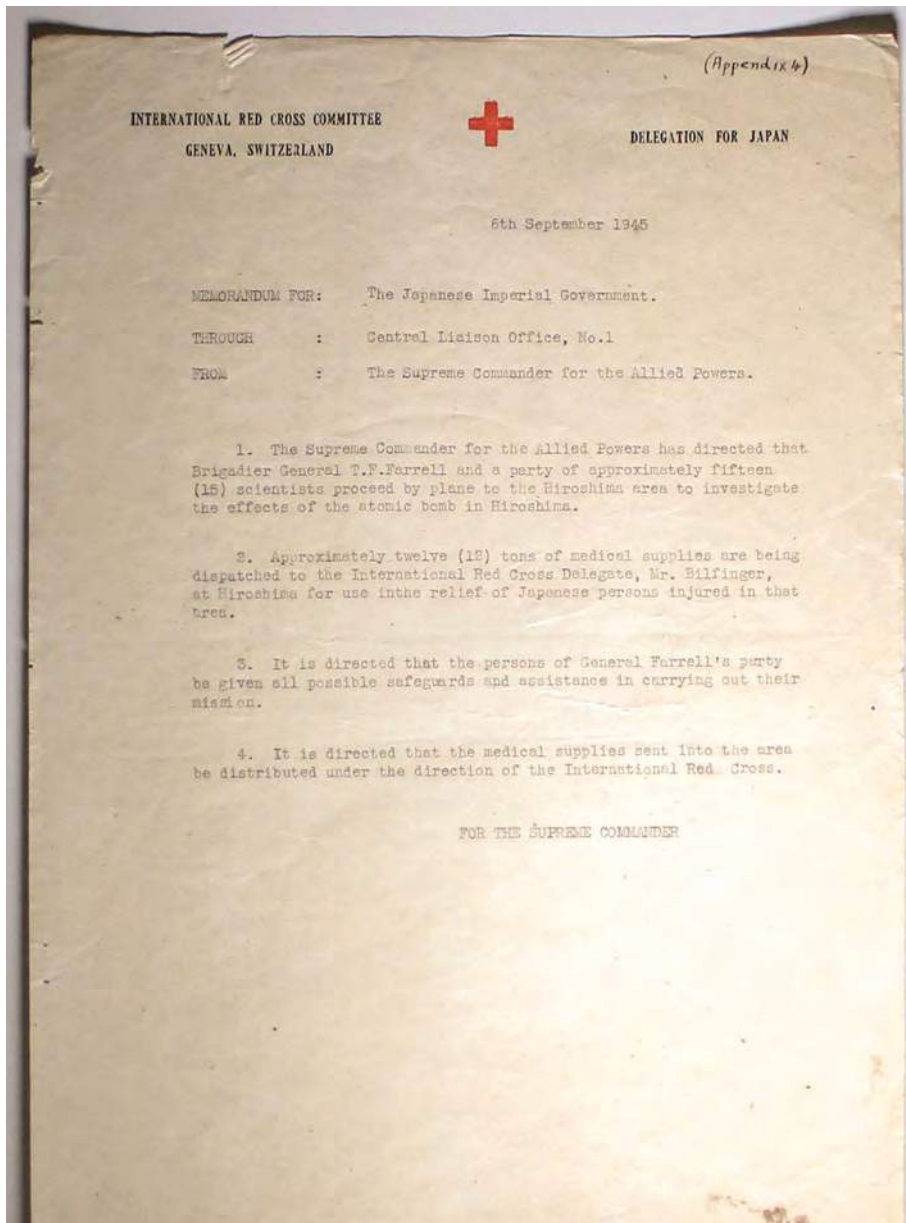


1945 年 8 月 30 日
 東京 外務省

6 鈴木からジュノーへ。30 日広島訪問、凄惨な状況。街の 80% は壊滅、あらゆる病院は全壊または大損害を被る。救急病院を二つ視察、状況は筆舌に尽くしがたい。爆弾の影響は不可解なほど深刻。回復してきたように見える患者が突如白血球の変質やその他の内部損傷による致命的な症状の再発に苦しみ、膨大な数の人々が死んでいく。推定 10 万人以上の負傷者がいまだ周辺の救急病院におり、包帯や医薬品の深刻な欠乏状態にある。市中心部上空からの即時の救援物資投下を検討するよう肅として連合国最高司令官に要請していただきたい。大量の包帯、手術用パッド、火傷用軟膏、スルファミド、血漿、そして輸血用器具が必要。迅速な行動を要す。医療調査委員会の派遣も必要。報告を添付。受領を確認されたい。

付録 4

連合国最高司令官が大日本帝国政府に宛てた覚書。連合国軍が当座の救援措置として医療物資を提供し、ICRC が届けることになったと告げている。



1945年9月6日

覚書宛先：大日本帝国政府

経由：終戦連絡中央事務局第一部

差出人：連合国最高司令官

1. 連合国最高司令官は、T.F. ファレル准将および約 15 人の科学者の一団に対し、広島における原爆の影響を調査するため、広島地域に航空機で向かうよう命令した。
2. 約 12 トンの医療物資が、広島地域において負傷した日本人の治療に供されるため、広島に滞在するビルフィンガー赤十字国際委員会職員に送付される予定である。
3. また、ファレル准将の一団の要員がその使命を遂行するための可能なすべての安全措置と支援を与えられることを命令した。
4. また、当該地域に送付される医療物資が国際赤十字の指揮の下配布されることを命令した。

連合国最高司令官

広島の被害者に関する広島県警察による統計
(広島に所在する軍は除く)

1945年8月20日**

人口	250,000
被害者	200,000
死者	33,000
行方不明者	30,000
重傷者*	14,000
軽傷者*	43,500

* 最後二つの数に関しては、多くの負傷者が死亡するに連れ、継続的に減少することを述べておく。1945年9月1日には、死亡の報告件数は 53,000 に上っている。

** 上記の数は広島県警察に報告された公式な数である。したがって、近隣の村や町に運び込まれた多くの被害者は含んでいない。

レポートと書簡

核兵器の時代に終止符を

2010年4月20日にジュネーブの外交団に向けて赤十字国際委員会 (ICRC) ヤコブ・ケレンベルガー総裁 (当時) が行ったスピーチ

.....

この数週間から数カ月の間、世界では核軍縮と核不拡散の問題が新たな緊急性をもって捉えられてきました。精力的な外交努力は、ポスト冷戦期の核兵器問題が遅々として進展してこなかった事実を物語っています。

赤十字国際委員会 (ICRC) は、核兵器に関する議論が、軍事ドクトリンや武力外交だけを基軸に進められるべきではないと固く信じています。核兵器の存在は、さまざまな問題について最も深刻な問いを投げかけています。どの時点をもって、国家の主権ではなく人類の利益が優先されるべきなのか。人類は自ら作り出した技術を使いこなす能力があるのか。国際人道法の適用範囲はどこまでなのか。また、戦争によってどの程度の被害なら私たちは背負う覚悟があるのか、または許容できるのか。

究極的には人類について、国際人道法の基本的規則について、また、人類が共有する未来について議論がなされなければなりません。

ICRC は、こうした議論において、正当な発言権を有します。ICRC は 150 年の歴史の中で、戦争によって起きる計り知れない苦難を目撃しており、国際人道法がそのような苦しみを減らす可能性を有していると理解しています。また、核兵器の使用がもたらす影響や、ICRC の存在理由である人道支援の遂行を核兵器が不可能にする可能性について、組織の体験に基づく直接的な証言を議論に持ち込んでいます。ICRC 職員のマルセル・ジュノー博士は、広島で原爆の影響を評価し、被ばく者への支援を行った最初の外国人医師でした。ICRC アーカイブスに保存され、1982 年に初公開となった「広島の災厄 (The Hiroshima Disaster)」と題した論文の中に、この兵器が

人間に及ぼした実情を伝える彼の証言が記されています。

我々は、……（中略）……これまで一度も見たことのない光景を目の当たりにしました。街の中心が、そこだけ白抜きになり、手のひらのように何も無い平らな状態でした。残っている物は何もありませんでした。家のわずかな形跡も消え去っているようでした。その白い帯は直径2キロメートルほど。外郭の辺りは帯のように赤く、家が焼けた範囲を示していました。焼け跡はさらに遠くまで広がっていて、……（中略）……都市のほとんどに及んでいました。

ジュノーが出会った目撃者によると、爆風が生じてから数秒以内に次のようなことが起きたそうです。

市の中心部では、通りや公園にいた多くの人々が、焼けつくような熱波に襲われ、次々と死んでいきました。死を免れた人は目を背けたくなるほどひどい火傷を負って、イモ虫のような動きでもだえ苦しんでいました。民家も、倉庫も、何もかもがすべて、この世のものとは思えない力でなぎ倒されたかのように、跡形もなく消えてしまいました。路面電車はまるで重さがないかのように浮き上がり、数ヤードも遠くに放り出され、車両も線路から吹き飛ばされました。あらゆる生き物が、激痛に苦しむ姿のまま石のように固まってしまったのです。

ジュノーが詳しく語っているように、この大規模な破壊は、医療インフラや医師、医薬品にも容赦なく及びます。広島にいた300人の医師のうち270人が死亡、1780人の看護師のうち1654人が死亡、140人の薬剤師のうち112人が死亡したと報告されています。奇跡的にも、ジュノーが訪れた日本赤十字病院は石造りであったため、大部分が無傷で残っていました。けれども、病院の研究施設は使用できず、職員の3分の1は死亡し、血液を提供できるドナーも死亡したか行方不明となり、輸血もままなりません。原爆が投下された当日に病院に避難してきた1000人の患者のうち、600人があつという間に亡くなりました。

核兵器の使用がもたらす被害は、緊急支援や医療支援のインフラが破壊されることで急激に拡大します。核兵器固有の特徴、つまり、爆発で生じる放射線の人間への影響は、最初の爆発の後、何年にもわたって苦しみや死をもたらします。被ばく者には、間もなく消化管の負傷がもとで命にかかわる脱水症や下痢、あるいは骨髄抑制が原因で生命を脅かす感染症やひどい出血が生じるかもしれません。たとえこうした脅威に打ち勝ったとしても、特定のがんの発病や、子や孫の世代に遺伝子損傷が伝わるリスクが増す事態に直面します。このようにして、時間の経過とともに、ますます多くの命が失われていきます。広島と長崎では、原爆投下から5年間の死亡率が2倍から3倍に上昇しました。

冷戦時代、核兵器の破壊力が何千倍にも強まった一方で、各国や国際機関が被ばく者を支援する能力は高まりませんでした。ICRCは最近、核、放射線、化学または生物兵器の使用による被害者を支援するICRCおよび他の国際組織の能力の詳細な分析を終えたところです。一部の国にはある程度の対応能力が備わっているものの、国際レベルではそのような能力はほとんどなく、現実的で十分に練られた計画もありません。将来核兵器が使用されれば、ほぼ確実に、広島と長崎で目撃された光景が繰り返されることになるでしょう。

今では、広島と長崎で使用された核兵器の破壊力は、現代の核兵器と比べると小さいことが分かっています。核兵器の使用をめぐる多くのシナリオによると、人間や社会はよりひどく破壊されるでしょう。また、現在備蓄されている核兵器のごく一部でも使用されれば、長年にわたって環境に影響を与え、広範囲で農業ができなくなるでしょう。人間生活への影響は実に深刻です。

ICRCは長年、核兵器や、核兵器が市民に及ぼすとてつもない脅威、そして国際人道法への示唆について考え続けてきました。1945年9月5日の時点で既に、核兵器を禁止すべきだという意思を公に表明。1948年以降は、国際赤十字・赤新月運動全体として、国際会議を通じて大量破壊兵器全般、特に核兵器の禁止を継続して呼びかけてきました。1950年に実施したジュネーブ諸条約加入国とのやりとりでは、原子力の時代が到来する以前の助教について、ICRCは次のように述べました。

戦争はまだ一定の制限規則を前提としていました。何より、……（中略）……戦闘員と非戦闘員は区別するものとされていました。それが原子爆弾や無誘導ミサイルとなると、区別することは不可能です。このような兵器は病院、捕虜収容所、そして市民を容赦なく攻撃します。その必然的な帰結とは、まさに皆殺しそのものです。……（中略）……核兵器使用直後、そして長期的な影響は、負傷者へのアクセスと彼らへの治療を阻みます。こうした状況下で、理由は何にせよ核兵器が使用されるかもしれないという前提は、非戦闘員を保護するという法律に則った試みを実体のないものにしてしまうには十分です。この兵器の使用の結果生じる完全な破壊を前にしたとき、成文法であってもそうでなくても、法は無効です。

このことから、ICRCは各国に「原子力兵器を禁止する合意に達するためにあらゆる措置」をとることを求めました。

1996年、国際司法裁判所が核兵器に関する勧告的意見の中で、国際人道法にみられる区別と均衡性の原則は「逸脱されてはならず」、核兵器にも適用されるとの判断を示したことを、ICRCは歓迎しました。それらの原則を核兵器に照らし合わせると、裁判所は「核兵器の使用は国際人道法の原則と規則に一般的に反する」と結論付けました。国家の存亡にかかわる脅威の極限状況においては、核兵器の使用が合法であるかどうかを判断することはできませんでした。

ある一定の状況下では核兵器を合法的に使用し得るという見解を支持する狭義のシナリオを引用する人もいました。しかし、裁判所は次のような見解を示しました。

核兵器の破壊力は、空間的にも時間的にも封じ込めることができない。……(中略) ……核爆発により放出される放射線は、非常に広範囲にわたって健康、農業、天然資源、人口統計に影響を及ぼすであろう。さらに、核兵器の使用は将来世代にとっても非常に危険なものとなり得る。

この見解を踏まえ、ICRCは、核兵器のいかなる使用も国際人道法の規則と合致するとみなすことは難しい、と考えます。

人道支援組織としてのICRCの立場は、純粋な法的分析を超えるものであり、また、超えなければなりません。その破壊力、筆舌に尽くしがたい人的被害、空間的・時間的に制御不可能な影響、段階的に上昇するリスク、そして環境や将来世代、何より人類の存亡そのものに対する脅威を見ても、核兵器は他に類を見ません。したがってICRCは今日、核兵器使用が合法的かどうかの見解はさておき、そうした兵器が二度と使用されないことを保証するよう、すべての国に訴えます。

今、国際社会は、現世代と次世代のために核兵器の脅威を減らし、廃絶するためのまたとない好機をつかんでいます。国連安全保障理事会は、2009年9月の首脳級会合で、「核兵器なき世界」を目指す決議を採択しました。その4カ月前、ジュネーブ軍縮会議では、核軍縮を含む核兵器問題に関する作業と交渉のプログラムに全会一致で合意しました。ここ数十年で最も有名な政治や軍事のリーダーの中には、核兵器は国内および世界の安全保障を根底から揺るがすものだと結論付け、その廃絶を支持する人物もいます。オバマ米大統領やメドベージェフ露大統領は、核兵器削減に対して自国が担っている特別な責任を認めました。来月ニューヨークで開かれる核兵器不拡散条約運用検討会議は、核軍縮に関するものも含め、核兵器国、非核兵器国にかかわらず、同条約のすべての義務の履行に向けた具体的な計画に合意するための歴史的な機会を提供します。

核兵器の使用を防ぐためには、法的拘束力を有する国際条約の枠組みの中で、核兵器の禁止と全面的な廃絶を目指した交渉を行う既存の義務を履行することが必要だとICRCは考えます。それはまた、核兵器の拡散防止と、製造に使用される可能性のある材料や技術へのアクセスの規制も意味します。

マルセル・ジュノーの証言は次のように始まります。「原子爆弾の物理的影響は信じられないほどで、全く理解を超え、想像を超えていました。その道徳的衝撃は実に恐ろしいものでした」。人類共通の人間性に抗い、国際人道法の最も基本的な原則との整合性も疑問視され、人類の存続を脅かす兵器のおぞましい影響に関して、道徳的に無関心にならないよう、私たちは自らを律しなければいけません。

ICRCは今日、すべての国家に向けて、そして各国に影響を与えるあらゆる立場の

方々に向けて、核兵器の時代に終止符を打つまたとない機会を、決意と熱意をもって掴み取るよう呼びかけます。

レポートと書簡

核兵器：人類に対する脅威に終焉を

2015年2月18日、ジュネーブの外交コミュニティに向けて赤十字国際委員会 (ICRC) ペーター・マウラー総裁が行ったスピーチ

.....

人類の良心と意識に消せない記憶を残した広島と長崎への原爆投下から、今年で70年になります。

私は先週、広島にいました。平和記念資料館を訪れ、被爆者の証言を聞きました。広島と長崎に原爆が投下されてから70年経った今でも、近代における戦争の転換点となったこの出来事は、生存者、そして多くの日本人の日常に影を落としています。

この70周年という節目は、核兵器が人類にどれだけ壊滅的かつ長期的な影響を及ぼすのかということ、私たちに思い出させます。これら二つの都市とその住民が炎につつまれたことを、思い出させます。また、生存者にとってこれは、医療施設が破壊されたがために治療されぬまま放置された火傷や失明、爆風による損傷、ゆっくりと苦しみながら迎える死、そして、被爆してから耐えてきた苦痛を思い出させる節目です。70年経った今でも、生存者は癌や他の疾患の治療を受け続けています。

70年前、ICRCと日本赤十字社の職員は被爆者を治療し、原爆による人々の苦しみを軽減するため、想像を絶するような状況のなか、活動を展開しました。しかし、病院が瓦礫や灰と化し、医療品が汚染されてしまったなか、どのようにして治療を行っていたのでしょうか。広島島の爆心地から1.5キロ離れた広島赤十字病院は被爆後、倒壊を免れ、日本赤十字社の医師と看護師はできる限りのことをしました。しかし、原爆の被害を受けて苦しむ人々を救うのには、十分ではありませんでした。

この経験のもと、ICRCは1945年9月、核兵器がもたらす人道的影響は許容できないものである、という結論を出します。人道という観点から見たとき、核兵器は廃絶されるべきです。それ以来、ICRCは国際赤十字・赤新月運動とともに、各国に対して核兵器を禁止するための合意に達成するよう呼びかけています。

歴史を通して人道危機は、戦争における苦しみや犠牲、残虐行為を防ぐための新しい法律を採択するきっかけをもたらしてきました。一つの例は第一次世界大戦における毒ガスの使用です。これは、1925年のジュネーブ議定書、そしてその後の化学兵器・生物兵器禁止の動きへとつながりました。

しかし、広島と長崎への原爆投下という人道危機から70年を経た今でも、核兵器の禁止および廃絶へ向けた顕著な進展は見られていません。核兵器というのは、私たちが今もお法的ギャップに直面している大量破壊兵器の一つなのです。

私たちは、これまでなされてきた取組みや、核兵器不拡散条約（NPT）およびNPTが含むすべての諸誓約の基本的な重要性、そして、その他の核軍縮を前進させるための取組みがなされていることは認識しています。しかし、核兵器が及ぼしうる人道的な影響を考えたとき、今の時点で、これら核軍縮への動きが十分なものであるとは言えません。

5年前、私の前任者である前総裁は、核兵器の使用禁止と廃絶を目指したICRCによる呼びかけを、力強く繰り返しました。その前年に、国連安全保障理事会サミットや、アメリカおよびロシアの大統領によって、「核兵器のない世界の実現のための条件を創出する」という目標が定められたのです。

2010年5月、NPTの締約国が初めて「核兵器のもたらす壊滅的な人道的影響」を認識しました。また、締約国が核軍縮へ向けて積極的に取り組み、いかなる核兵器をも減らして、最終的に廃絶するためにいっそう努力することも認識されました。これは評価すべき動きであると言えるでしょう。

しかし、私が今日こうして外交コミュニティの皆さんをお呼びしたのは、このような取組みが危機に晒されていると感じているからです。

3カ月後、核兵器のない世界の実現へ向けた動きは、NPT再検討会議という枠組みの中で再び取り上げられます。これは条約そのものにとって極めて重要な転換点となるだけでなく、核兵器が二度と使われないことを再確認する機会となるでしょう。前回の再検討会議から、様々な出来事が起こりました。したがって、各国は新たな発展や視点を考慮したうえで会議の準備を行い、その後、核兵器の危険性に対処するための将来的な活動につなげていくべきだと私たちは考えます。

再検討会議では、核兵器がもたらす人道的影響に関する、詳細で、ある分野では新しい情報が議論されるでしょう。ノルウェー・オスロやメキシコ・ナヤリット、オーストリア・ウィーンで開かれた国際会議のおかげで、国際社会は核兵器が意図的および偶発的に使用されるリスクや、それが世界中の人々や社会、環境に及ぼす影響を、より明確に把握することができるようになりました。

これらの会議では、ICRCが広島での経験から学んだことが確認され、広く認識されました。会議の要点は以下の通りです。

- ・ 核兵器が持つ破壊力とそれが及ぼす人的被害の規模は、他に類を見ないものである。核兵器が使用されれば、どれだけ限定的な使用であったとしても、人間の健康や環境、気候、食料生産、社会・経済開発に壊滅的で長期的な影響を及ぼす。
- ・ 核兵器が及ぼす健康への影響は何十年も残り、生存者の遺伝的損傷はその子供たちにも受け継がれることがある。これは、これまで使用および実験されてきた核兵器によって証明されている。日本赤十字社の病院が原爆投下70年後の現在でも放射線による癌や白血病の治療をしているというのは、予想だにできなかった事態である。
- ・ 「核の時代」の幕開けから70年が経過した現在でも、支援を提供する者を十分に保護しつつ、核爆発の直後に多くの被ばく者を支援する効果的または実現可能な方法は、ほとんどの国で、あるいは国際レベルでも存在しない。
- ・ 核爆発の人道的影響は、それが起こった国だけではなく、他の国々とその国民にも広がる。したがって、核兵器の存続とその国際的および偶発的な利用のリスクは、世界的な懸念事項である。

核の専門家やかつて核戦力を後押ししていた人々は、偶発的な核兵器の使用の危険性が残ると証言しています。1945年以来、誤作動や誤報、情報の解釈の誤解などによって、世界はたびたび国際的、もしくは偶発的な核兵器の使用の危機に晒されてきました。この70年間核兵器が使用されなかったという事実は、今後将来的にも使用されないことの保証にはなりません。核兵器の禁止と廃絶によってのみ、その深刻な人道的影響を防ぐことができるのです。

実際には現在、より多くの国家が核兵器を所有し、非国家主体までもが核兵器や核物質を入手する可能性が出てきており、意図的および偶発的な核兵器の使用のリスクは増加しています。1800の核弾頭が、数分で発射できる「高度警戒態勢」にあるということは、このリスクをいっそう高めています。冷戦終結後、このような政策を転換するような呼びかけが行われていますが、それは残念ながら無視され続けているのです。

前回のNPT再検討会議以降に得られた情報は、ICRCの核兵器への懸念をよりいっそう高めるものとなりました。我々は、これらの会議の結果が、基本的な国際人道法のもとで核兵器を評価することの必要性を示唆していると考えます。健康や環境への影響に関する新しい情報や、ほとんどの国が適切な支援を行う能力を持っていないという認識のもと、全ての国で核兵器に関する法的および政策的な見直しが行わなければいけません。

ICRCは1996年の時点で、国際司法裁判所の勧告的意見を受け、「いかなる核兵器の使用も、国際人道法の前提条件と両立しようと想定することは難しい」という結論を出しています。

それ以来、核兵器に関して出される情報は、この結論をいっそう強化するものとなっています。新たな情報が出てくる度に、核兵器使用の人道的影響が国際人道法と両立しようという仮定のシナリオが、非現実的なものになっていくのです。そして、核兵器は禁止および廃絶されなければならない、という結論に何度となく辿り着きます。

ICRCは核兵器の使用のリスクを削減し、法的拘束力を持つ国際的な合意のもとにその廃絶を保証することが、人道的な義務であると考えています。

重要な取組みも行われています。冷戦終結後、最も多くの核兵器を持つ国々は、保持する核弾頭数を大幅に減らしてきました。2010年の新戦略兵器削減条約（新START条約）によって、配備核弾頭数はさらに減少するとされています。核物質をめぐる安全保障についても動きがみられています。非核兵器地帯の設置に関する条約を115カ国が批准しているほか、ほとんどの国々が包括的核実験禁止条約の批准や、核実験のモラトリアム（一時停止）を行うことで核兵器の実験を控えています。

しかし、私たちに大きな懸念を抱かせる2010年以降の動向もあります。核兵器の「急速な削減」へ向けた交渉は行われておらず、「完全廃絶」を目指す動きはさらに停滞しています。核兵器の備蓄量の減少速度は遅くなっており、いくつかの国では核兵器の近代化が進んでいます。これらの国では、安全保障政策の中で核兵器が果たす役割は低下しておらず、核拡散が進む可能性があると言えます。

核兵器が初めて使用されてから70周年というこの機会は、核兵器の時代が終わりつつあり、その脅威が永遠と払拭されることを示すものでなければいけません。5年前にNPTの締約国が認識した核兵器の「破壊的な人道的影響」に関して学んできたことについて、法的、政治的、そして戦略的な結論が導き出されなければならないのです。

2011年、国際赤十字・赤新月運動の国際赤十字代表者会議は各国に、「核兵器が再び使用されることを決して許さない」、「すでになされている誓約や国際協定に基づいて、核兵器の使用禁止と廃絶のための法的拘束力のある国際協定の交渉につながる具体的措置をとる」ように呼びかけました。

私はここで再び呼びかけます。ICRCは各国に、法的拘束力を持つ合意実現へ向けた交渉を行うための、期限を定めた枠組みを設定し、その合意がどのようなものであるべきか検討することで、NPT条約の第6条に含まれる誓約を果たすよう訴えます。核兵器の人道的影響と今日の動向は、無視するにはあまりに深刻なものとなっています。法的拘束力を持つ合意を通じて核兵器を禁止および廃絶すること以外に、それが二度と使われないと保証する方法はありません。

NPTの締約国は、5月の再検討会議を核兵器を禁止および廃絶における意思決定および進展に関する転機としなければなりません。

最後の核兵器が廃絶されるまで、意図的および偶発的な核兵器使用の差し迫ったりスクを減らす、さらなる取組みが必要となります。核兵器を所有する国々とその同盟国は、国の軍事的戦略や原則、政策における核兵器の役割を縮小するよう、私たちは呼びかけます。また、「高度警戒態勢」にある核弾頭数を減らし、偶発的な核兵器の使用防止のために取られている措置については、透明性がより向上されるべきです。このような取組みは、長期間にわたる政治的関与と多角的な行動計画に基づくものであり、急を要する問題として徹底的に遂行されるべきです。

核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響から人類を保護するためには、勇気や継続的なコミットメント、協調した行動が必要となります。今日における複雑な安全保障環境は、そのような行動の難しさと必要性を浮き彫りにします。国際社会が不安定な状況に陥っているとき、核兵器はたびたび安全保障を強化するものとして扱われます。しかし、壊滅的かつ不可逆の人道被害をもたらさうる兵器を、一般市民、もしくは人類全体を保護するものとしてみなすことはできません。

これまで以上に、核兵器のリスクが高く、その危険があまりに現実的なものであることを私たちは知っています。各国、そして、各国に影響を及ぼすことができる私たちが、緊急性と決意を持って行動を起こさなければなりません。そうすることで、核兵器の時代を終結させなければいけないのです。

日本語版付録

核兵器禁止の歴史的合意 「人類のための勝利」

2017年7月7日、国連加盟国の大多数である122カ国が、核兵器を禁止する歴史的にも画期的な条約を採択しました。

核兵器禁止条約の採択に至るまで、赤十字国際委員会（ICRC）は米ニューヨークの国連本部における交渉会議に積極的に参加。核兵器がもたらす壊滅的な人道被害を踏まえて、国際人道法に基づいた明確で曖昧さのない禁止を謳った国際条約を主張してきました。

.....

「核兵器は、あまりにも長い間、国際法で明確に禁止されることのなかった唯一の大量破壊兵器でした。その矛盾が今日、条約採択によって解消されました」。採択を受けて、ICRCのペーター・マウラー総裁はジュネーブで声明を発表。「この合意は、私たち人類にとって意義深い勝利です」と語り、さらにこう続けました。「今日、世界は、無差別で非人道的な武器の違法化に向けて歴史的一歩を踏み出しました。未来の核廃絶において極めて重要な礎となります」。

核兵器禁止条約は、核拡散に反対する確たる基盤を作り、やがて核廃絶につながる道りを築きます。条約は、50カ国が批准した時点で発効されます。ICRC法務部武器関連課長のキャサリン・ラウンドは、交渉が合意に至ったことを受けて参加諸国を称賛し、次のように語りました。「条約は、核兵器の使用が不名誉なことであるという意識を高めるでしょう。しかし、採択されたからと言って核兵器が一晩でなくなるわけではないこともわかっています。私たちの共同作業は、まだ完成にはほど遠いのです」。条約は50カ国が批准した時点で発効されます。ICRCも世界各地の赤十字・

赤新月社と一緒に、引き続き核兵器なき世界の実現を後押しします。

以下は、条約採択に伴い発表された、ICRC と国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) による共同声明。

2017 年 7 月 7 日

ICRC をはじめ、国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字運動）が核兵器廃絶を初めて呼びかけてから 72 年経った今、何より被爆者と核実験の被害者の苦しみを思えばこそ、この、実に歴史的である条約を熱く歓迎します。

ICRC と IFRC は、エレン・ホワイト議長、そして核兵器禁止条約の採択に向けて会議に参加した国々に、心よりお祝い申し上げます。この条約の歴史的意義をどんなに語っても、誇張しすぎることはありません。核兵器のない未来への必要不可欠な、待ちに待った一歩です。

私たち赤十字運動は、1945 年に自分たちが目の当たりにした原子爆弾の恐ろしい影響について、独自に直接証言することでこうした取り組みに尽力してきました。また、自分たちの経験と知見に基づき、核兵器の使用が人体にもたらす長期的な影響や、使用された際に有効な人道支援対応ができないことについての証拠も提示してきました。

壊滅的な人道的影響を認識しつつ、条約は国際人道法に基づき、明確かつ包括的に核兵器を禁止します。核兵器使用は、いかなる場合においても、人道の原則、社会の良心にとって許しがたいことである、と条約は認めています。核実験および核兵器の使用で被害を受けた人々を支援し、汚染された環境の修復に従事するという確固たる約束も条約に含まれています。また、核保有国を含めた全ての国の支持を取り付けるまでの道のりも提示しています。

核兵器禁止が地球規模で法の中に組み込まれたことで、核兵器の時代を終わらせる取り組みの転換点に私たちは立っています。この条約は、多くの国が核兵器を道徳的、人道的、そして今や法的にもはっきりと拒絶するという意思の裏付けです。

世界中の国々が、条約に対して徹底的に考察したり、何かしらの反応を引き起こすでしょう。また、そうでなければなりません。核兵器が禁止されるからといって、こ

の世から即座になくなるわけではありませんが、核兵器の使用が不名誉なことであるという意識を強め、核リスク削減ための努力を支持し、核拡散に対する明白な阻害要因となり得ます——それらはどれも、地域的また国際的に高まる緊張と、その結果増幅する核使用のリスクを踏まえて、今日では特に重要な要素です。核兵器の禁止は、核不拡散条約第 6 条にもあるように、核軍縮に向けた既存の取り組みを満たす具体的な一歩でもあります。

核兵器禁止条約の迅速な発効と誠実な実行を確固たるものにするために、赤十字運動は積極的にこの条約を推進し、できるだけ早い各国政府による署名と支持を促します。核兵器廃絶に向けて社会の良心を呼び起こすうえで、赤十字運動の役割、そして何より市民社会が果たした重要な役割が条約の中で認められていることに感謝しています。また、条約の履行や核兵器の使用・実験によって被害を受けた人々への支援、そして条約締約国会議や再検討会議を含めた、将来にわたる継続的参加を打診してくれたことにも感謝します。

2017 年 4 月、ICRC、IFRC そして世界 34 の赤十字・赤新月社の代表たちが長崎に集まり、長崎市に落とされた原爆の身体的・精神的傷跡を、自分たちの目で見て、耳で聞きました。日程の最後には、長崎を核兵器が使用された歴史上最後の場所にしようと、国際社会に訴えました。その長崎宣言の一節です。「核兵器のない世界を実現することは、未来の世代への義務であり、私たち共通の人類を存続させるために課せられた責務です。壊滅的な人道的被害を与えるリスクのある核兵器が、人間に安全保障をもたらすと解釈することは到底無理です。人類を守るためには、勇気と積極的な貢献、足並みの揃った行動が必須です。今こそ、核兵器の禁止と完全な廃絶によって、何よりもまず、人類を最優先に位置付けるべきです」。今回採択された条約は、核兵器の時代を終わらせる歴史的な第一歩です。

※共同声明のオリジナル（英語）は ICRC 本部ウェブサイトを参照：

<https://www.icrc.org/en/document/joint-statement-adoption-treaty-prohibition-nuclear-weapons>

日本語版付録

被爆75年イベント： 核兵器が存在することは 人類にとって何を意味するのか ～コロナ危機の最中に考える

第二次世界大戦末期に日本に原爆が投下されて75年が経った2020年、赤十字国際委員会 (ICRC) は長崎県および長崎市と、「人類に核兵器は本当に必要なのか」をテーマに日本発のグローバルオンラインイベントを開催。2020年8月9日、長崎を拠点に、ジュネーブ、ソウル、ワシントンD.C.と東京をつなぎ、二部構成で2時間をかけて中身の濃い議論を展開しました。

第一セッションでは、日本の被爆の記憶をどう世界と未来に語り継ぐかについて若者や被爆者と意見交換。続く第二セッションは、ノーベル平和賞を受賞した組織 (ICAN、ICRC) と、国連の軍縮部門を率いる中満泉氏、前国連事務総長の潘基文氏が一堂に会し、核兵器のない世界の構築を世界に訴えました。

.....

第1部：被爆の記憶を受け継ぎ、未来とへ

- ・ファシリテーター：宮本聖二
(Yahoo!ニュースプロデューサー兼立教大学大学院教授)
- ・田中重光 (長崎原爆被災者協議会会長・被爆者)
- ・田上富久 (長崎市長)

- ・岩高史織（ナガサキ・ユース代表団8期生）
- ・田平由布子（家族・交流証言者）

※敬称略

被爆75年事業

核兵器が存在することは 人類にとって何を意味するのか？

— コロナ危機の最中に考える —

2020年8月9日(日) 18:00 - 20:00

オンラインイベント 事前登録 <https://bit.ly/2ZGKoqc>



※当日の視聴はこちら：
facebook.com/ICRC.jp/live
参加については事前登録を
お薦めします。

第1セッション（日本語）： 被爆の記憶を受け継ぎ、未来へと	第2セッション（英語）： 核兵器のない世界をどう構築するか
<p> 田中 重光 長崎原爆被災者協議会会長 被爆者</p> <p> 田上 高久 長崎市長</p> <p> 岩高 史織 若者代表（ナガサキ・ユース代表団8期生）</p> <p> 田平 由布子 若者代表（家族・交流証言者）</p> <p> 宮本 聖二 <small>フロンティア</small> Yahoo! ニュースプロデューサー 立教大学大学院 教授 <small>（敬称略）</small></p>	<p> ジル・カルボニエ 赤十字国際委員会（ICRC）副総裁</p> <p> 中清 京 国連軍縮担当 上級代表</p> <p> ベアトリス・フィン 核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN） 事務局長</p> <p> 潘基文 元国連事務総長 エルダース副会長</p> <p> ジュリアン・ボーガー <small>フロンティア</small> 世界情勢エディター 英ガーディアン紙 <small>（敬称略）</small></p>
<p>■ 主催 長崎県、長崎市、赤十字国際委員会（ICRC） ■ 使用言語 日本語 / 英語（同時通訳あり）</p> <p>■ 後援 外務省、日本赤十字社、Yahoo! ニュース、 ■ 問い合わせ先</p> <p style="text-align: center;">核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN） ICRC 駐日代表部 電話：03-6628-5450</p> <p>■ 参加費 無料 メール：tok_tokyo@icrc.org</p>	





【宮本】 それでは東京のほうから進行させていただきます。長崎の皆さん、よろしくお願い致します。

被爆から75年というのは大きな節目だと思っています。恐らく、1945年、原爆が投下されて、その後、被爆の体験者の方々が、言ってみれば被爆という大変な悲惨な体験を集合的な記憶としてずっとお持ちになって、それを私たちが共有することで、これまで非戦あるいは非核、平和というものに絶対的な価値観を持ってきたのだと思います。ところがその75年というのは、本当に被爆体験を直接された方が高齢化をしたり、いらっしやなくなったりするという、それからこの世界が実は1960年頃の、例えば冷戦のさなかのキューバ危機を経たり、あるいは冷戦が崩壊したりということがあって、いくつか核兵器を抑えていこうという、あるいは失くしていこうというチャンスがありながら、この75年の今、なかなかそれがうまく進んでないということがあると思います。それはやはりこの原爆投下という体験をしたところから、原爆は何をもたらしたのかということの世界に向けて伝えていくということが大事だと思います。

私自身はNHKで長年にわたって戦争体験者を取材して番組を作ってきて、さらにデジタルにそれを出して皆さんで見たいという取り組みをしています。Yahoo ニュースでも「未来に伝える戦争の記憶」というページで長崎の被爆体験の動画、あるいは原爆投下ってどういうものだったのか、原爆資料館を紹介する、そんな動画の配信もしています。それから、長崎新聞社などと一緒に、NHK、ほかの新聞社も入れて、「あちこちのすずさん」という形で戦争体験を未来に継承するキャンペーンのような動きを、メディアを越えて取り組んでいるところです。

今日はまず田上市長から話を聞いてまいりたいと思います。今日の平和記念式典での田上さんの長崎平和宣言、大変印象的でした。なぜ印象的かといいますと、田上さんは大変な危機感を感じてるということを話をしてくださいました。もう一つ、これは私だけが感じたのかもしれませんが、核軍縮は進まないことに対する苛立ち、これはもしかしたら言葉が過ぎるかもしれませんが、そんなことをお持ちじゃなかったのではないかと思います。と同時に、それでも課題解決の道はあると。あるいは若い世代への期待といったものがあつたと思います。田上さん、今日の長崎平和宣言に込めた思いをまずお聞かせください。

【田上】 ありがとうございます。宮本先生が仰ったことは、今年の平和宣言の中には全部含まれていたことだと思います。今年是被爆75年という大きな節目の年です。その75年にふさわしい平和宣言にしたいと思っていました。その意味で、前半では、過去と現在についてお話をしました。被爆のときの惨状のお話から、75年前にそれを受けて国連で核兵器を廃絶するという決議をしたこと、それが今75年経って、核兵器をめぐる状況はどうかいうと、非常に厳しい状況になっていること、そういう核兵器をめぐる75年間について知っていただく部分が前半だったと思います。そして、それを

思い出したあとに、後半は未来に向けてのいくつかのキーワードを挙げて、皆さんへのメッセージとさせていただきます。それは、一つは「参加する」というキーワードでしたし、それからもう一つは「相互不信ではなく信頼を」というキーワード、「分断ではなく連帯を」というキーワード、これらはローマ教皇のメッセージの中にもあったキーワードでもありますけれども、これは核兵器のない世界を目指していく上で非常に大切な言葉だということをお伝えさせていただきました。

平和宣言の中ではいつも共感ということを大事にしていますが、この中のどこかの部分に、お聞きいただいた皆さんが共感をしていただける部分があったらいいなと願っています。そして、前半と後半部分にそれをつなぐものとして、体験を語ってきてくださった被爆者の皆さんへの感謝と敬意を込めて、皆で拍手をするという初めての試みも今年の平和宣言に加えました。田中さんが今、私の隣にいらっしゃいますけれども、田中さんもこの平和宣言の起草委員会のお一人ですが、こういう平和宣言に込めた思いが一人でも多くの皆さんに伝わっていたら嬉しいなというふうに思っています。以上です。

【宮本】ありがとうございます。それでは、今お話にもありましたけれども、田中重光さんにお話をうかがいます。長崎原爆被災者協議会会長で、ご自身は爆心地から6キロの地点で被爆をされて、その後ご両親は被爆した影響で、特にお父さまが若くして亡くなられて、同時に大変な苦労を田中さん自身がされたというふうにかがってまます。田中さんご自身は、これまで書かれたものの中でも、若い被爆者として活動をされてこられたということをお仰っているんですけども、実際には田中さん、まもなく80歳になられるということで、そういったことをふまえて、どんな思いで今日を迎えられたのかということをお聞かせいただけますか。

【田中】私は、被爆者のお手伝いをできたらいいなと、そういう軽い気持ちで最初は被爆者活動、その以前は平和活動を国鉄という職場の中でしていました。そういう中で、谷口稜嘩さんや山口仙二さん、そのほか多くの先輩被爆者たちの話を聞き、一緒に色々な活動をする中で、核兵器ってというのは、人類にとっては本当に一番残してはいけないものだということを感じるようになりました。そして、今被爆者の会の会長をしてるわけですが、若い人たちが被爆者の話を聞いて、それに基づいて考えて、継承してもらいたい、そのことを一番願っています。核兵器は、人類とは共存できない。被爆者たちが言う、核兵器によって人間らしく死ぬことも、人間らしく生きることができなかった、そういう残酷な兵器であるということをお皆さんに知っていただき、本当にこの核兵器をなくすために、一人一人が考えて行動してほしいなと思っております。

【宮本】分かりました。田中さん、また後ほどお話を聞かせてください。

続いて、田平由布子さんでよろしいでしょうか。

【田平】はい。

【宮本】田平さんは、ナガサキ・ユース代表団としてNPTの再検討会議にお出かけになって、第3回の準備委員会の際に国連に赴いて、その場で広く被爆体験であるとか、核兵器廃絶を訴えた経験をお持ちでいらっしゃいます。現在は被爆者の体験、証言を受け止めて、咀嚼をして、そして今度は被爆者の、これは実際はそうかどうかお話を聞かせていただきたいのですが、一人称で、自らが体験したこととして伝えるということに今努力されているというふうに聞いています。ご自身の体験、それから例えば今日をどんなふうに迎えられるのか、ご自身がやっていることを説明いただいでよろしいですか。

【田平】はい。私は被爆者の体験や思いをご本人から受け継いで、それを後世に語り続け、被爆体験の継承活動をしています。私が現在受け継いでいる被爆者は2人おりまして、そのうちの1人が吉田勲さんという方、そしてもう1人が山田一美さんという方です。私は3年前から吉田勲さんの被爆体験の継承者として活動させていただいております。実は、吉田勲さんは3年前にお亡くなりになりました。それは私が聞き取りを始めてからちょうど2カ月半後、本当に早い時期でのお別れとなってしまいました。ですので、語り継ぐにあたっての苦労や大変だったことというのはたくさんあるんですけども、勲さんの講話を作って発信していく中で、被爆体験を一人称として語る、自分の中で体験を咀嚼して、8月9日の風景を色々な人に分かっていたくように伝えるというアドバイスを実際にいただいて、それを実践しています。本日は被爆75周年という節目の年に当たって、今、新型コロナウイルスの問題、気候変動問題などいろいろありますけれども、その中で世界が平和の方向に向かっていく、一人一人が平和を実現するために何ができるかを考えるきっかけになるんじゃないかと、そういう希望を持って私は今日この日を過ごしています。

【宮本】田平さん、ということは吉田さんの、言ってみれば戦争の、被爆の記憶を対話を通して受け継いだ、あるいはそれ以外に吉田さんの周囲のことであるとか、そういったことも学んだということですかね。

【田平】そうですね。勲さんから直接聞かせていただいた話だけではなくて、これまで勲さんが書いた体験記の手記や新聞記事、それから勲さんの知人やご家族による聞き取りなども行って講話を作りました。

【宮本】分かりました。また後ほど、それをどうやって広めていくのか、課題等につ

いては後ほど伺いたいと思います。よろしくお願いします。

今日はもう一人、若い世代から岩高史織さん、長崎大学の3年生に参加いただきました。ご本人は被爆3世、おじいさまが被爆して、おじいさまはご兄弟を亡くしたということですが、ナガサキ・ユース代表団の8代目でいらっしゃいます。先ほどの田平さんは、2代目でいらっしゃいます。大変残念なことに、この新型コロナウイルスの感染拡大で、赴く予定だったそのNPTの再検討会議そのものが延期になってしまいました。ただ、そんな状況の中でも、本当にどうやって世界に伝えるかということは今懸命に取り組んでいらっしゃると思います。そういったことも含めて岩高さんの思いと取り組みを教えてください。

【岩高】 はい。私たちがナガサキ・ユース代表団として取り組んだものとしたしましては、私たちが今までやってきた活動の中で、勉強会というものがあるんですけども、その勉強会の中で核兵器廃絶について学んできました。この学んできたものの中で私たちが得たメッセージというものがありまして、そのメッセージを本来であればNPTの会場で伝えるものだったんですけども、それができなくなってしまったので、オンラインで、まずは英語で世界中に発信するというを行いました。

私の平和に対する思いといたしましては、本当に私に関わってくれている全ての方のことが本当に大好きで、そのみんなを失いたくないし、奪われたくないと思っています。ですので、過去、核兵器が長崎、広島に使われたことがもう二度と起こらないために、ほんの少しの些細なことでもいいので、私たちが活動していくことで世界の平和の輪につながっていくのではないかなという思いを抱きながら、平和活動を行っております。

【宮本】 ありがとうございます。今皆さんの活動と今日の思いをお聞かせいただいたのですが、私自身も課題感を持っているのですが、被爆体験を伝える、戦争体験を伝えるという点で最初に節目と申し上げました。それは本当に体験者が少なくなっていく中で、どのようにその体験を伝えるのかというのと、もう一つ、例えば田平さんや岩高さんの取り組んでらっしゃること、これも同じ世代の中にも広げていく必要があると思うんですね。つまり、単に知りたい人に伝えるだけではなくて、大きな力にするにはみんなで共有したいと。そういった意味で、例えば岩高さんはナガサキ・ユースということで、同じ、かなり関心の高いといいますか、問題意識のある方々で活動されていますけども、ほかの同世代の若者はどうでしょうか。長崎で、地元ですから平和教育も自覚的に受けていらっしゃる方も多いと思いますが。

【岩高】 大学に進学してみると、他県の学生と関わる機会も多くなる中で、原爆の実相であったり、核兵器問題について無関心どころか、その事実さえ知らないという人も結構多くいて、すごくショックを受けたところではあるんですけども、多分、知

らないこと自体はその人が悪いわけではなくて、その人が知る環境がただ単になかったのではないかなと思います。私はたまたま長崎に生まれ育って、そして家族に被爆者もいてという、そういう環境があったので、こういった問題に取り組むきっかけになったのかと思っています。他県の子たちはなかなか歴史の授業以外では触れる機会というものがないという話をよく聞きますので、核兵器問題について気軽に話せるプラットフォームのような場があれば、無関心に関心に変えられるのではないかと私は思っております。

【宮本】 ありがとうございます。田中さん、よろしいでしょうか。

【田中】 はい。

【宮本】 今、若い世代の岩高さんが、長崎はともかく、例えば大学では他県の学生がいて、機会がないのではないかと、何か環境があれば関心が持てるのではないかと話がありました。田中さんも長年、若い人に戦争体験を伝えるということもされたと思うんですが、そのあたりは何か手ごたえがなくなったとか、いやいやそんなことはないとか、ご自身が感じることはありますか。

【田中】 私もフィールドワークをしたり、また、十数年前から長崎原爆被災者協議会として修学旅行生に話をしておりますけれども、小学生は本当によく聞いてくれます。しかし、年齢が上になるにしたがって、聞き方が変わってくるということが感じられます。また、社会人になると、やはり仕事などがある中で、平和に対しての関心が薄くなってきていると感じます。

私たち被爆者は2016年から、ヒバクシャ国際署名ということで、早く各国に核兵器禁止のための条約を作してほしいという、そういう願いの署名運動を始めておりますけれども、毎月、月に1回は、長崎のハマクロスという繁華街で約30名ほどが集まって署名活動をしています。その中で、大体平均して280程度の署名が1時間で取れますけれども、若いお母さん、子供を手に引いたとか、おんぶしているとか、また抱えている、そういう若いお母さんたちがもう少し関心が持ってくれないかなとつくづく思っています。ですので、やはり平和教育というのは、被爆県とか被爆市だけではなく、やはり日本全国で、日常を平和に暮らすためにはどういったことをすれば平和が保てるのか、また、今1万3,000発ある核兵器をどうしたらなくすることができるのか、ということを考えることだと思います。コロナはやがて収束をしていくかと思っておりますけれども、しかし核兵器が使われた収束というのは誰ももう生きていないわけですね。この死んだ人たちを片付けてくれる人もいないと、そういう人類の滅亡を起こす兵器であるわけですね。75年間使われなかったのは本当に幸運だったと思います。何回も使われようとしたわけですけども。だから、人類が存続していくためには、核兵器の

廃絶以外にはないと私は思っています。そのためには、本当に平和教育を全国、また全世界で起こしていただきたいと思っています。

【宮本】ありがとうございます。田平さん、先ほど田平さんは、吉田さんと山田さんという方の体験を引き継ぐ形で、それを一人称でお伝えすると仰いました。実際に直接体験者じゃない田平さんの話をどんなふう to 受け止めていますか。あるいは、受け止め方に何か課題等がありますでしょうか。

【田平】それは講話を聞いてくださってくれた方の受け止め方ということによろしいですか。

【宮本】そうですね。

【田平】ありがとうございます。実際に今まで5,000人を超える方々に講話をさせていただきました。下は小学生から上は一般の大人の方々にさせていただいたのですが、講話に対する反応というのは、自分が思った以上に良かったです。というのも、やはり私がこの継承活動を始める前までは、被爆者の言葉じゃなければ説得力がないだろうと、体験していない人がいくら受け継いだところだという思いが正直あったんですけれども、実際にやってみて、やはり自分の努力や工夫に応じて聴衆の方々の反応や気持ちまでも変えられるということが実感としてあります。それは具体的に感想文の中にもありました。例えば、講話を聞いてくださった中学2年生の子なんかは、「講話を聞いたことで長崎に修学旅行に行く意味がやっと分かりました」とか、あるいは「田平さんが吉田さんを伝承しているように、私も次につなげていく人になりたい。そして人のために命を使える人になりたい」というような講話の感想だけでなく、自分はこうなりたいという思いも含めて仰ってくださる方が多いので、そこは本当に嬉しかったですし、体験がない人でも、また、若い人でも被爆体験を継承することは十分に可能なんだなと思いました。

【宮本】素晴らしいですね。田平さんの講話がちょっと背中を押したり、行動につながることもあるということですね。

【田平】そうですね、そうであることを願っています。

【宮本】田上市長にお話を聞きたいと思います。今3人の方々のお話を聞いていただいたと思うんですけれども、問題意識としては平和教育ってのが大きなキーワードだと思います。もう一つは、できるだけ機会を増やす、あるいは長崎だけでなく広く。このあたり、市長としてはどんなふうにお考えでいらっしゃいますか。

【田上】平和教育については、長崎でも数年前に少し方針を変えたんですね。それは、これまで被爆者の方から体験を聞くということがイコール平和教育というふうにとらえられているところもあって、実際にはお話を聞く機会を作ることもだんだん難しくなっているという状況もあるわけですけども、一方で子どもたちはこれから大人になると、海外に行って仕事をしたり、あるいは外国の人たちと一緒に仕事をしたりするケースが増えてくる。そういう意味では、そういう異なる考え方、異なる文化の皆さんと共生していくこと、それは平和につながる道で、そういう異なる考え方の人たちと共生していく方法を学ぶ、平和を作る人になるということを平和教育の中で取り上げていこうというような形の平和教育を今スタートさせています。子どもたち自身が自分たちで、平和ってなんだろう、平和をつくるにはどうしたらいいだろうということを考えていくような平和教育ですね。受け身でない平和教育を今実践が始まっています。その中で、被爆者の方のお話を聞くときにも、これまではお話を聞くだけだったのが、子どもたちから被爆者の方に質問をしたりして、そこでやりとりが生まれるようになってきているというような変化があります。この平和教育は非常に長崎や広島の特長なことではなくて、軍縮・不拡散教育という分野もありますけども、これからもっと一般的になっていく、日本全体で取り組んでいくべきテーマだと思いますし、それから日本政府もそういう意味では軍縮・不拡散教育に力を入れるというふう to 仰っていますので、そういうところと連携しながら広めていくことが必要だと思っています。

それからもう一つ、先ほど岩高さんや田平さんのお話を聞いてても、色々な活動をしてきている若い人たちがいるということを感じるわけですけども、実は彼女たちの親の世代だったり、私はその親の世代よりももうちょっと上の世代ですけど、私たちの世代こそが、むしろそういう平和のための活動などをあまりやってこなかった世代ではないかなと反省をしています。そういう意味では、だんだんそういう色が薄れてきたというよりも、むしろ今の若い人たちの中に興味を持ったり、活動を始めていたりする人はむしろ増えているんじゃないかと実感しています。それはとても大切なことで、一方で、今回新型コロナウイルスが世界中に感染していく中で、改めて命の大切さ、あるいは環境の大切さといったものに対する関心が世界的には強くなっていると思いますし、この流れの中で若い人がもっとそういったことを、例えば仕事にしたり、取り組みをする人は増えてくるのではないかなというふう to 思っています。むしろその上の世代、私たちの世代が経済中心に回って、ほかの価値について少し目が向かなかった世代がいますが、今の若い世代は、もっと色々なことに目を向ける人たちが多くなっているんじゃないか、それは平和に近くなっているということでもあるかもしれないし、私はむしろ悲観的ではなく、非常に大きな希望を持って今の若い人たちを見ています。

【宮本】私も市長と大体世代が近いので、確かに仰る通りだなと。もしかしたら我々

が今度若い人から刺激を受けて、若い人が我々とは違う視点で目を向けている中で、我々は何ができるのか。我々というのは中年以上の世代ですけれども、言ってみれば第二世代ですね、戦争を体験した方の。見守るだけではなくて、自分たちで考えていくということに、今感じました。ありがとうございます。

【田上】若い方は新しい道具を使うこともすごく得意なので、今うまくいくやり方は、若い皆さんがこんなやり方でやってみたっていうときに、少し足りない部分を上の世代が応援したりして補ったりすると、すごく新しい活動が生まれていきやすくなるのではないかなとも感じています。応援者になるということですね。

【宮本】そうですね。では田中さん、今市長からも、上の世代が応援者になっていくというお話がありました。田中さんとしては、例えば田平さん、岩高さんに期待することは何でしょう。

【田中】長崎では若い人たちが活動の場を広げていっていますけれども、まだまだ数としては限られていると思います。これを、ご飯を食べるように、水を飲むように、それほど普通なこととして、皆さんが平和活動を考えてくれるようなことになっていったらいいのではないかと思います。

【宮本】私たちの暮らしの中に平和を考えるということ、あるいは平和教育というのが暮らしの中にそのまま一つとしてあるということですね。

【田中】そうですね。やはり家族揃って本当に笑いながら食事をするというのが平和だと思えます。これが戦争になると、一瞬にして吹き飛んでいってしまうし、音楽を聴くこともできないし、映画を見ることもできない。今そういったことが自由にできるというのは、平和な社会を私たちが享受しているということじゃないでしょうか。

【宮本】ありがとうございます。田平さんとしては、今やられている被爆体験の継承をして自ら伝える、これはどんなふうに今後広げていきたいとお思いですか。

【田平】私自身は、本当は今年、全国で講話をしたいと思っていたのですが、新型コロナウイルスの中でできなくなってしまいましたし、今学校現場も混乱して、とても依頼をするような状況ではなくなったと思うので、こちらが行けないのだったらオンラインで講話をしたいなというのも考えています。そして、私は吉田勲さんの講話については、昨年英語版の講話を作りましたので、これからは英語で世界に、あらゆる国のあらゆる階層の人々に被爆体験を伝えていくということにも挑戦をしていきたいと思っています。

そして、核兵器廃絶の活動をやっている、やっていないに関わらず、色々な人とのつながりを増やして、ともに平和のために行動できるたくさんの仲間を作っていきたいなと思っています。

【宮本】ありがとうございます。今、田平さんから英語での講話を作って、その動画をオンラインで配信するという取り組みについてお話がありました。岩高さんも問題意識としては、とにかく世界に伝えていきたいということがあるかと思うんですけども、何か今考えてることはございますか。

【岩高】私たちが活動をしていく中で、海外の方と交流する機会も増えましたので、そういった方々と今後も、私の活動任期は8月で終わってしまうんですけども、今後も平和活動について積極的にネットワークを強くしていければいいのかなと思っています。まだ明確にこれをやりたいとか、こういうことがしたいというものが私自身にまだないので、継続してやっていけたらいいなと今考えております。

【宮本】分かりました、ありがとうございます。もうちょっと皆さんからそれぞれお話を聞きたいところなんですけれども、質問がかなり来ていますので、その質問にお答えいただきながら皆さんのお話を聞かせていただきたいと思います。

田上市長にお答えいただければと思いますが、現在の新型コロナウイルスのパンデミックが核兵器、軍拡、軍縮に及ぶ影響に対して何かお考えでしょうか、という質問が来ているのですが何かございますでしょうか。

【田上】一つは、先ほどお話しした、社会的な関心が命、あるいは環境といったものに向かっていく方向性があります強くなるということがあります。そして、そのことが及ぼす影響で、例えば核兵器のような非常にお金がかかる、作るのにも維持するのにもお金がかかるものに、たくさんつぎ込んでいくのかっていう考え方、それよりも命を守る方向にお金を使ったほうがいいんじゃないかっていう、政府のお金の使い方にも色々な意見が出てくる。それはすごく説得力があって、国レベルだけではなくて、一般市民の方たち、市民社会の人たちにも説得力のある、「そうだよな」というふうに思ってもらえる方向ではないかと。そういう方向にいろいろ進むことは、核兵器の廃絶、核兵器、核軍縮の方向に進んでいく方向でもあると思っています。そういう意味では、ポストコロナ、アフターコロナと言われますけども、この時代に核兵器の問題を一緒に考えていくということはすごく大事なことだと思います。よくコロナに関しては「ウイズコロナ」の段階に入っている、ウイズコロナで行くしかないと言われてますけども、コロナに関してはウイズコロナはあり得る、選択肢としてやむを得ないところがあるのかもしれないですが、ウイズ核兵器はないということもしっかりと伝えていく必要があると思っています。

【宮本】ありがとうございます。海外からの質問でも同様のものがありまして、核兵器は平和維持のために欠かせないという人たち、いわゆる安全保障との関係だと思えますが、相対化させて物事を考えているということがあります。こうした、核兵器が抑止力になるのだということに対するシンプルな答えはありますかという質問が海外から来ました。いかがでしょうか。

【田上】これについては、先ほど、このシンポジウムの冒頭であったICRCが作った映像が端的に示していると思います。核兵器が使われる危険性というのはどんどん高まっている。誤作動であったり、誤った情報によって誤った判断につながったり、あるいはリーダーの意図的な判断で核兵器が使われたりという危険性はより高まっているということが一つあります。それから、抑止力についても、実際に抑止力と言っている間にそれを持つ国が増えていっているという現状が実際にあります。その中でテロ組織等に渡ったりという危険性も増えています。ですから、抑止力と言いつつ、たまたまこれまで核戦争が起きずに済んだということだけであって、抑止力と言いつつ、たまたま状況がどんどん悪くなっていっているのは、すでに現実を見れば分かることだと思っています。

【宮本】ありがとうございます。次に質問させていただこうと思うのが、新型コロナウイルスの関係もありまして、田平さんはオンラインでご自身の講話をご覧いただいているというお話がありました。そのオンラインについて、私自身も取り組んでることなんですけども、デジタルの力を使って、デジタルアーカイブであるとか、あるいはインターネットで被爆者の声を保存して伝えることについては、オンラインになった途端に次世代の心に響くのかどうかということに対して懸念を抱いている方がいらっしゃるんですね。このあたり、どうでしょうか。本来は直接声を、あるいは本当に相手してお言葉を聞くのがいいという、それは確かにあると思うんですけども、オンラインについては田平さん、どんなふうに今お考えですか。

【田平】私自身も全く同じ懸念を抱いています。このように自由に移動ができないというときにはオンラインがベストな方法であると思っていますが、一方で、やはり人間関係を作る点でも、話を聞くというときの一番の基本はやはり対面だと思います。まずはオンラインでもいいので、デジタルのツールでもいいので、それを活用して知ってもらおうということが一つ、そしてやはりそれだけに留まらずに、いつか、例えば長崎に行こう、広島を訪れてみようと思ってもらえるような工夫をすることも大事だと思います。オンラインに終わらせないという工夫も私たちには求められるのかなと思います。

【宮本】一方で、オンラインになることによって、かなり遠くへ、あるいは世界に届

きますよね。この辺りは、岩高さんに聞きましょうか。岩高さんも若い世代なので、そういうデバイスとかツールを使うということに対しては、抵抗感はないんじゃないかと想像するんですけども、オンラインになることによって世界の、例えば若者とつながるとか、そのあたりは実際にやったことがある、あるいは可能性があるというふうに感じてますか。

【岩高】はい、私は可能性を感じています。コロナになったことによって、私たちの活動がほぼ全てオンラインになったと言っても過言ではないんですけども、やはりオンラインになったからこそ、世界中どこにいても、本当に自分の家でも世界中の人たちと簡単につながることができるということを身をもって体験しました。これから継承というものが課題となっていくと思いますが、やはり新しい継承の形がオンラインでも、工夫次第では可能になっていくのではないかと私は思っております。

【宮本】ありがとうございます。私自身も、最初に申し上げたように、インターネットを使って体験者の映像・言葉をアーカイブしてご覧いただく試みをやっているんですけど、もしかしたら、例えば田平さんとか岩高さんの試みと、インターネット上の証言等は、いわば素材として使うとか、あるいは今ですと本当に体験者の言葉が直接お聞かせして、でも一方でインターネットにつないで、一つの場で体験者の言葉、あるいは田平さんのように次世代の方のお言葉とネット上の証言の動画とをうまく組み合わせさせていくということに可能性があるのかなと私自身は思っています。

田中さんご自身はどうでしょう。ご自分で今体験を伝える活動もされていると思いますが、動画として収録して、それをまた活用していただくということについて、あるいはインターネットを活用いただくということについて、田中さんはどのようにお感じになっていますか。

【田中】継承の仕方はいろいろあると思います。その中で、これからやはりオンラインやビデオを撮って、それを動画として流していくということは大いに広がっていただきたい。やがて被爆者はいなくなる。あともう5年もすると、被爆体験を話せる被爆者がどれだけおるかと言ったら、もう本当にわずかなものだと私は思っていますので、色々な形で継承するためのことを考えてやってほしいなと思っています。

【宮本】そうしますと、田平さん、岩高さんはじめ、何かこれから一緒にできることを僕も考えたいと思います。プログラムを作るとか、こういう仕組みなら伝わるんじゃないかというのは皆さんとやっていけたらなと思います。

次、少し質問を変えます。核兵器禁止条約はあと7カ国で発効するということがあります。先ほど教育の話をしたのですが、批准した国々で、長崎でずっと積み上げてきた平和教育、あるいは市長が仰っていた、今この時代、こういう形で平和教育でき

るんじゃないかという、新しいものを模索してるということなのですが、うまくその国々に合わせた形でやっていただく、そういったことを進めるのはどうでしょうかという、海外からのご提案です。市長、いかがでしょうか。

【田上】素晴らしいご提案だと思います。実は平和首長会議も一つのチームとしてずっと活動していたのですが、今はブロック別の活動ができるようなシステムに変えています。それはどうしてかという、加盟都市数が増えていったときに、それぞれの地域によって状況が違うということが分かってきました。例えば、私も南米に行ってお話をした際、あなたは長崎から来て核兵器のお話を私たちにしてくれたけども、実は私たちにとってはもっと小さな兵器が問題なんだと。それは具体的に言うと銃なんだと。そして年間3万人以上の方が銃で亡くなっていると。あなたの街で原爆で亡くなった人の半分近くが1年間の間に銃で亡くなるんだというお話をされました。そういう地域では、銃について当該地域の都市が連携して取り組むということがあってもいいのではないかとということで、地域ごとにテーマを設けて活動をしています。同時に、日本の都市でも同様に、その街にとって戦争体験が違ってきます。その街の人の中に体験した人がいたら、その人からお話を聞く、そうするとあの場所でそんなことがあったんだというふうに、長崎や広島の話聞くよりもむしろ身近に感じることをできるのではないかと思います。そこから始まって、そして広島や長崎のことを聞いてもらって、戦争のことを考えるという形で入っていくと、より自然に入っていくという意味でも、世界の中の色々な体験を、まず自分の街、自分の国の体験を話すというところから始まるというのはとても自然で、よく理解できる方法だと思います。先ほどの提案のような取り組みをこれから増やしていくことはとても大事だと思います。

【宮本】ありがとうございます。今教育といいますと、国内では修学旅行で広島や平和祈念資料館、それから長崎の原爆資料館に行って学ぶというのが、今は新型コロナウイルスの関連でなかなか実施できないという状況がありますが、これは(一般的にも)減ってるのではないかと感じられている方がいます。今日この場に資料館の方がいらっしゃるわけではないんですが、何かお感じになってることはありますか。田平さん、長崎の場合はそうでもないでしょうか。

【田平】こういう話を聞く機会が減っているということですか。

【宮本】訪ねる人そのものが減っているという。私自身は沖縄戦を専門領域にしているので、例えばひめゆり祈念資料館でいうと、明らかにこのところ減ってるという数字が出ています。このあたりは広島、長崎、特に長崎はどうですか。減っているとか、そういう状況はお感じになりますか。

【田平】そうですね。実際に原爆資料館も、そして隣にある追悼平和祈念館というところも、来館者の方はすごく減ったなという印象を受けますね。長崎に修学旅行に来てくださる県外の方とか、長崎で平和教育をする予定だった方もすごく減ったというニュースも実際耳にしたことがあります。

【宮本】これは、何かやりようがありますかね。市長にお伺いします。全体に、戦争と平和を考える資料館そのものが実は維持できないという全国的な問題があったり、あるいは長崎の場合も少し減っているのではないかと状況、いかがでしょうか。

【田上】極端に減っているということはないと思います。傾向としては、子どもたちの数が減っているということ、修学旅行も少しずつ減っていることはありますが、長崎に来る修学旅行の皆さんは、やはり平和教育は基本の分野として学ばれる人たちが多いというふうに思いますし、傾向でいうと外国人の方たちが増えているという部分もあります。それはおそらく広島も同じだと思いますけども、総体として減っているということはないですが、中身が少しずつ変わってきているということはあると思います。そして、数を増やすよりも、核兵器の問題等に関して関心がある人たちの数を増やしていくことで、自然に原爆資料館等の入館者も増えていくと思います。数を増やすことが目的ではなく、やはり関心を持つ機会をいろいろ作ると、長崎に行ったときにはやはり寄ってみようという方も増えてくるのではないかと思います。また、クルーズ船などで見えた中国の方なども原爆資料館に来るケースはけっこう多かったですし、そういう皆さんに見ていただくということもすごく大事なことだと思いますので、色々なチャンスを増やしながらか、長崎においでになったときには原爆資料館に来ていただく、あるいは原爆資料館を見たいので長崎、広島に行くという人たちの、関心を増やしていくことでカバーできる分野はあるのではないかと考えています。

【宮本】そうですね。私も去年はかなり時間をかけて撮影をさせていただいて、長崎原爆資料館を紹介する映像コンテンツを制作したのですが、実は本当、市長の仰るように、あの原爆で何が起きたのかと同時に、核兵器廃絶に向けての動きを有機的にうまく結びつけて展示されていますよね。だから、あそこは拠点ですかね。

【田上】そうですね。今、原爆資料館自体はオンラインで展示物を紹介するような番組を作ってくれる皆さんも増えており、色々な形で伝えることはできると思いますが、やはり宮本先生が仰ったように、拠点としての原爆資料館の意味も大きいと思います。そういう意味では、これまでの原爆資料館のコンセプト、そこに何か被爆の痕跡を残すものがあって、そこで伝えていくってということだけではなくて、そこを拠点にオンラインで世界に伝えていくっていうあり方など、色々な原爆資料館のコンセプトや意

味づけもこれからの時代に合わせて変えていく必要があるのではないかと考えています。若い世代の皆さんと色々なアイデアを出しながら探っていき、新しい原爆資料館のあり方というのが見つかっていく、それも次の25年間の一つのテーマではないかと思っています。

【宮本】市長、どうもありがとうございました。これで時間になってしまいました。皆さんどうもありがとうございました。田上富久市長、田中重光さん、田平由布子さん、それから岩高史織さん、どうもありがとうございました。本当に皆さん、戦争体験を伝えるという意味でいうと大変ヒントになるお話、ご自分の体験からお話をしてくださいました。被爆体験をされた方が高齢化して少なくなっている中で、そのことを引き継いで自らの言葉で伝える営み、それから、オンラインツールを使って積極的に海外にも伝えることに意欲を燃やしている岩高さんのお話。それから、市長からも平和教育、新しい取り組みが始まっているということ、あるいは海外での、平和教育についてのお話もしていただき、大変参考になりました。

最後に私の方から申し上げますと、私の経験からすると、皆さんがやっていることを、オンラインも含めて、体験者の方の言葉を直接聞くという取り組み、それから次世代の方の取り組みを合わせて、ハイブリッドな形でうまくデバイスやツールを使って伝える。それも国内だけでなく、世界に伝える。そんなときに、岩高さんのような若い方がそこに入ってくる。市長も仰っていましたが、市長の世代、私の世代、あるいは田中さんの世代も含めて、その世代が一緒になって世界に被爆の体験、核廃絶を伝えるという、そういうハイブリッドな取り組みを作っていきたいと思った次第です。皆さん、どうもありがとうございました。

第2部：核兵器のない世界をどう構築するか

- ・ジュリアン・ボーガー（英ガーディアン紙世界情勢エディター）
- ・ジル・カルボニエ（ICRC副総裁）
- ・中満泉（国連軍縮担当上級代表）
- ・ベアトリス・フィン（ICAN事務局長）
- ・潘基文（元国連事務総長/エルダーズ副会長）

※敬称略

【平山】 それでは第2のセッションに入ります。Facebookでイベントをご覧になっている方、アカウントをお持ちであればコメント欄に質問を記入していただけます。お持ちでない場合はICRC、駐日代表部のウェブサイトに質問のためのリンクがありますので、そこからお願いいたします。YouTubeライブでご覧になっている方は、質問

をチャットボックスか、説明欄に記載されているURLから送っていただけます。

それでは司会者をご紹介します。Julian Borger氏、イギリス、ガーディアン紙の世界情勢編集者です。

【ボーガー】 おはようございます。ワシントンから参加しています。今ワシントンでは、ちょうど75周年の日、8月9日の朝日が昇ろうとしているところです。本日は長崎の県の皆さま、市の皆さま方、ICRCの皆さま方には、今回のこの会議を実現してくださったことにお礼を申し上げたいと思います。本日のパネルのタイトルは、核兵器のない世界をどう構築するか、です。色々な課題があるということで、今現在の状況を考えますと、これはユーフェミズムと言えますけれども、どのようにしてここから先進むのか、核兵器のない世界に進むにはどうしたらいいのか、これから進まなければならない道りは毎日長くなっているようです。アメリカとロシアは今現在、核兵器の近代化プログラムを大規模に進めているところであります。また、この軍備管理、イランの核開発の監視に関する包括的共同作業計画（JCPOA）からアメリカが撤退するというので、中距離核戦力全廃条約（INF）につきましても、これも失効しています。領空開放条約について、これも合意が得られない。また、新START（新戦略兵器削減条約）につきましても、これから数カ月後に、これは失効するという状況で、これが延長されることを期待するものでありますけれども、このようなさまざまな脅威が今現在存在していて、NPT、そして非拡散条約、これにつきましても、どんどんと厳しい状況が高まっています。今現在、我々は軍備管理の死を目撃しているという人もいますけれども、私たちがここで考えなければならないのは、どうすればこのような被爆者の経験、あるいはメッセージを伝えることによってこの方向性を変えて正しい方向に向けることができるか、これを考えていかなければならないと思います。そのお話をするために、本日すばらしいパネルメンバーに来ていただいております。Beatrice Fihn氏はジュネーブのICRCの本部からご参加いただいております。Fihn氏は核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANの事務局長でいらっしゃいます。2017年にノーベル賞を受賞された組織であり、核兵器の廃絶と禁止を求めるための条約、核兵器禁止条約の非常に大きな力になったのがICANです。それからGilles Carbonnier氏、ICRCの副総裁も今ジュネーブからのご参加です。また、長崎からご参加いただいているのが中満泉氏です。国連事務次長軍縮担当上級代表でいらっしゃいます。また、ソウルからご参加いただいておりますのが、潘基文氏であります。前国連事務総長であり、現在はエルダーズの副会長でいらっしゃいます。皆さん、ようこそご参加くださいました。それでは、直接質問を投げかけて、その上でいろいろと考えていくことができると思っております。また、視聴者の方々から質問が出ています。それにも答えていきますけれども、まずBeatrice Fihnさんに伺います。できれば良いニュースとなればと思いますけれども、どうでしょうか。この核兵器禁止条約があることで、どのようにこの新たな軍縮という方向性を変えることができるのか、どうすればこの

核兵器のコントロールをすることができるのかということです。

【フィン】ありがとうございます。ICRCの皆さま、ご招待ありがとうございます。「軍備管理の死」とありましたが、重要なのは、軍備管理というのは決して完璧な解決策ではないということです。これは非常に暫定的なステップに過ぎません。課題の一つは、(各協定や条約による)合意が今崩壊していますけれども、必ずしもこの根本にある問題を解決してこなかったということです。(合意が)脆弱で、例えば一部の政権によって影響されてしまいますけれども、最大の課題というのは、(核廃絶をめぐる議論が)非常に矛盾に満ちているということです。つまり、兵器は私たちがを守る。しかし同時にその兵器を減らそうとしている。それ自体が非常に難しいのです。例えばトランプ政権のような政権によって、そういう弱さが明らかになってきます。そして核兵器禁止条約ですけれども、例えば「軍備管理の死」に関連して言うと、同時にこの数十年間、人道的な原則ですとか、あるいは国際人道法などに基づいた、新しいものも生まれてきています。これまでも、生物兵器、化学兵器、あるいは地雷が無差別に人類に影響を与えるものとして禁止されてきた例に倣い、核兵器禁止条約は、戦時に市民を攻撃対象にすることを禁じるジュネーブ条約をもとに核兵器問題に人道的観点から取り組むものなのです。核拡散が合法である限り、やはりその廃絶というのは難しくなります。ですから、この条約というのは私たちの考え方を変えるものであり、私たちは過去の経験から、兵器は禁止されてこそ廃絶が容易になることを知っています。この条約、核保有国からの支持はありませんが、それでもプレッシャーをかけるツールではありますし、またこの兵器に対する考え方を変えるきっかけ、色々な条件づけとなるものでもあります。ですから私は希望を持っています。そして広島、長崎からはこの条約に対する大きな支援、また同意があります。また多くの政府がこの条約に署名するべきである、重要であると声を上げています。ICRCや国連も核兵器の廃絶は必要であると述べています。これがスターティングポイントであると思はれます。

【ボーガー】ありがとうございます。では、ジュネーブのGilles Carbonnierさんに話を伺いたいと思います。ICRCの代表として本日まで参加いただいています。ICRCは非政治的な組織である一方、核兵器は本質的に政治的な問題にならざるを得ない。この分断にどのように橋をかけて、ICRCとして軍縮に関わっていくのでしょうか。

【カルボニエ】おはようございます。ワシントンのJulianさん、それから皆さまこんにちは。非常に難しい質問ですね。休憩中に上映されていたショートビデオにありますように、ICRCは日本赤十字社と共に、1945年の8月に広島に向かいました。ジュノー医師を含む2つの派遣団がありましたけれども、現地でその非人道性を目撃し、震え上がったといいます。全ての都市が吹き飛んでいました。また、医療従事者たちも全

て、その施設も、また、人々も殺されてしまっていました。多くの人たちが犠牲となり、本当に言葉にできないような状況の中で残されたということに、75年前、ショックを受けたわけであり。このことから、ICRCは人道上の観点から直ちに、1946年のことでありましたけれども、核兵器は禁止するべきであると訴えるようになりました。赤十字・赤新月運動全体がそれに加わりまして、訴えを継続してきました。75年経っても重要な課題であることに変わりはありません。被爆者たちのことを伝えていくのは非常に重要であります。彼らは本当に言葉にできないような苦しみ、また喪失というものを経験してきたのです。日本赤十字社の病院は被爆者たちを治療してきました。多くの方たちが放射線によって亡くなりました。そして遺伝子上の様々な問題が出てきたため、その子どもたちもやはり治療してきました。世代を超えた大きな影響を及ぼしていること、人道上の観点から、また道徳上の観点からも大変な問題であるということで、ICRCは、核兵器を使用も含めて廃止しなければならないと訴えています。長崎市、長崎県、田上市長、そして平田副知事、今日のこのイベントを共催してくださりありがとうございます。核兵器使用の可能性が高まっている現在において、このイベントは核問題の重要性を広く知らしめるものであると思います。

【ボーガー】ありがとうございます。それでは今長崎にいらっしゃる中満泉国連軍縮担当上級代表にお話を伺えればと思います。国連での大国でもある核兵器国にどう立ち向かっておられるのか興味があります。NPT第6条は軍縮の義務を課すものがありますけれども、現在核兵器国はこれに違反しているのでしょうか。そして、この点について国連とあなたの部署(国連軍縮部)は何ができるのでしょうか。

【中満】Julianさん、ありがとうございます。まずはお気遣いに感謝申し上げます。仰る通り、難しい仕事を抱えております。私たちのメッセージは、軍縮と軍備管理、どちらについても、安全保障の非常に重要なツールだと考えられるべきということであり、核兵器国すべてにこのことを認識してもらいたいと思っています。国際安全保障環境は確かに悪化しており、おそらく今は軍縮を進める時期ではないとおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし私はむしろその逆であると思っています。このような意見に対する私たちの回答は、軍縮を減らすのではなく、強化するべきであるということです。私が気に入って良く例に挙げる話ですが、部分的核実験禁止条約は、キューバのミサイル危機から1年も経たないうちに合意され、発効しました。冷戦時代の最も厳しい時期に、核兵器国は実は軍縮と軍備管理の価値を理解していたのですから、今、核兵器国としての責任をきちんと理解し、受け止める必要があります。そして、核兵器国はお互いに使用をほのめかす様な強いレトリックを使うのではなく、対話そして交渉の場に戻って頂く必要があります。これが、今朝の平和祈念式典で国連事務総長からもあったように、私たちからの非常に強いメッセージなのです。

今、具体的なリスク削減措置が急務であると言えます。私たちが普段から言っていることですが、核兵器が爆発してしまうリスク、これが意図的、あるいは誤算や意図しない事故であったとしても、ともかくリスクが現在危険なほどに高い状況にあります。喫緊の優先課題は、具体的なリスク削減措置に関する議論を行い、合意をすることであり、来年の1月に開催が暫定的に予定されている第10回核兵器不拡散条約運用検討会議がこの課題に取り組む機会となりえます。もちろん、それ以外にもやるべきことがあり、私たちは核兵器禁止条約の発効を心待ちにしています。この条約が発効すれば、軍縮と軍備管理の体制の大変に重要な新しい柱ができるのです。本日のセッションの始まりに、軍備管理と軍縮が死に近づいているという話がありましたが、私たちはこれが起きることを絶対に阻止しなければなりません。私たちは、今の傾向を逆転させ、軍縮体制を守り、強化しなければならず、その観点から核兵器禁止条約は非常に重要なものとなるでしょう。

【ボーガー】ありがとうございます。ソウルの潘基文さんに何う前に、フォローアップでお伺いさせて下さい。核兵器国が現在NPTに違反し、軍縮をきちんと追求していないという国連の認識を核保有国に伝えているのでしょうか。

【中満】はい。核兵器国には常に第6条の義務について申し上げております。NPTが私たちすべての人にとって非常に重要である理由は、NPTは核兵器国に対して軍縮の追求を義務づける唯一の国際的な条約だからであり、だからこそ私たちは常にアメリカとロシアに対し新戦略兵器削減条約を延長することの重要性を訴え続けているのです。もしこの条約の失効を許せば、もう制約がなくなってしまいます。つまり、ここ約50年間で初めて、核兵器問題に関する何らかの法的な制約が核超大国二か国間で存在しない状態が生まれてしまうのです。私たちは彼らの義務を常に訴え続けていますし、新戦略兵器削減条約が失効しないように努めているのです。先ほど言いましたように、失効すれば冷戦最盛期以来初めて、全く法的な制約がない状態になってしまうのです。

【ボーガー】では、潘基文元事務総長。朝鮮半島の向く方向について、我々はどれ程まで懸念するべきなのでしょう。現状と、それをどのように展開させていくのか、どのようにより希望の持てる軍縮の方向へと変えていけるのでしょうか。

【潘】ありがとうございます。本日参加させていただき非常に嬉しいです。75周年のこのようなイベントの開催を非常に嬉しく思います。朝鮮半島の非核化のプロセスについて申し上げる前に、一言申し上げます。覚えていらっしゃるか、私は国連事務総長として広島と長崎を訪問した初めての事務総長でありました。8月5日でしたか、2010年、長崎にまいりました。そして多くの被爆者の方々と会いました。また、市当局の方、市長にもお会いしました。私はお悔やみ、そして敬意を犠牲となった方々に

示し、希望のメッセージを多くの被爆者の方に伝えました。その後、2010年8月6日に広島に行き、初めて平和式典に安倍総理とともに出ました。その当時、アメリカ大使でさえ広島と長崎に行ったことはないのだと伺いました。いずれにしましても、非常に頭の下がる瞬間でありました。

現在、世界の核兵器ですけれども、非常に大きな社会的な問題であります。核保有国がどんどんと増えてきています。その一方で、この問題に対応するための国際的なメカニズムが崩壊しつつあります。例えばJCPOAですとか、多くのメカニズムについて、機能していませんし、NPTも、私のときでさえあまり機能しておらず、会議もありませんでした。それから中満さんと私はともに仕事しましたが、核廃絶は非常に増加的なプロセスであるということです。核保有国は、残念ながら5か国間で良い関係を築いていません。そして、こういった核保有国の間では軍備が広がっていますし、また、数を増加したり、近代化したり、あるいは核能力を増強しています。これは非常に重大な社会的な懸念であります。この点において、コロナは非常に重要なことを示しました。つまり、抽象的な脅威でさえ現実になり、世界を予想しなかった方向に変えることができるということでもあります。そして、それは人類の戦争の危機をもたらすものでもあります。

さて、朝鮮半島についてですが、これはやはり非常に大きな懸念の元であります。北朝鮮は何度も決議が出されたにも関わらず、核実験を行っているどころか、その事実を隠そうともしません。世界的には、完全な不可逆的な検証を求めています。3度の南北首脳会談、2度の米朝首脳会談そして板門店（パンムンジョム）でも再度、短いものが行われました。こういった首脳会談があったにも関わらず、北朝鮮は全く非核化を進めるつもりはないということが分かっただけでした。その状況というのは非常にリアルなものであります。国際社会や国連安保理は北朝鮮に対して説得も、あるいは失効もさせることができませんでした。こういった非核化の動きを全く実現させることができませんでした。ですから、我々は協力しなくてはならず、特に非常に重要なのは、アメリカが更なる取り組みを行うことです。

1月に私はワシントンに行きまして、エルダーズのロビンソン会長と共に終末時計のセレモニーに出席をいたしました。そこで、終末まで100秒のところ針を合わせました。世界が終わってしまうまでに100秒しかないというのは本当に恐ろしいことです。アメリカが新STARTに関してロシアと協議する時間を設けたというのは非常に喜ばしいことですけれども、やはり中国もその当事者になると思います。中国に加わらせることができれば非常に良いのですが、時間は限られています。とにかくアメリカとロシアが来年の2月までに新STARTの延長を決めなければ、この世界には（核兵器の規制手段が）何もなくなってしまいます。核兵器、非核化というものができなくなってしまいます。ロシアは無条件の合意を進めていますので、アメリカが、まずこの新STARTの延長に合意し、中国を招待することができれば、より良いガバナンスのシステムになると思います。

また、私は、日本を含む核保有国の同盟国が核兵器禁止条約を即座に署名、批准すべきだと思います。今43カ国が批准していますので、さらに7カ国が批准すれば発効することができます。以上が私のコメントです。

【ボーガー】ありがとうございます。今日、衝撃を受けましたのが被爆者の皆さんの声で、もうすぐ世代が交代してしまっ、もう証言としてこの原爆について話を、証言をしてくださる方がいなくなってしまうという話でした。実際に何があったかを見た人たちから話を聞いて、核兵器の危険について知ることができる機会を逃すと、その後は、核兵器の使用というのが抽象的な概念になっていってしまいます。世界中にそれを伝えるのが遅すぎるということになってはいけず、また政策を変えるために様々な声を聞いていかなければならないと考えております。

Beatrice Fihnさんに伺いたいと思いますけれども、今後、多くの人々にとって抽象的な概念となることにどう対応すればよいのでしょうか。

【フィン】それこそがこの兵器の問題だと思います。非常に抽象的な絵描き方をされており、例えば専門家、核保有国出身の白人男性の場合が多いのですが、彼らが言っていることは非常に固くて、理論的で、大学の国際関係学部の講義を聴いているような気になりますが、被爆者の方々のお話を聴くと、リアルだということが分かります。これは現実の兵器であり、理論や米露間の歴史的駆け引きゲームではないと。人間に関係する話であり、戦争で一般市民を狙うことなのだということが分かるのです。しかも無辜の市民です。非常に無機質なものとして話してきたということが、核廃絶を阻止してきたと思います。非常に理論的で、とても複雑で、そして抽象的で、一般の人は全く自分のこととは思えないわけです。だからこそ非常に重要なのは、被爆者の話を聞くことです。広島、長崎だけではなく、ほかの地域、例えばマーシャル島、フィジーなどの太平洋諸国もありますし、またカザフスタンですとか、アルジェリアなどにもあります。核兵器の被害を受けてきた場所は世界中に沢山あるわけですね。そして（被害を受けた）若い人たちも大勢いるわけです。重要なのは、核実験から直接の被害を受けているのは、不当な扱いを受けているコミュニティーであるということです。先住民であったり、植民地であったり、有色人種であるわけですね。（米国の首都である）ワシントン郊外で核実験はしないのです。つまり、（核兵器を落とされたり、核実験がされるのは）意思決定者にとってあまり重要ではない人であり、場所ということなのです。この機に様々な対話がありますけれども、アメリカ政府が（核兵器の）人道的な影響についての議論を抑圧しようとしている、抑えようとしているわけですね。例えばジョン・ハーシーの著書「広島」は、当時の状況を克明に描写した非常に重要なジャーナリズムではありますが、その本を巡っても核兵器の人道的影響を語らせないための多くの対応がされたことがわかります。ですから、こういったことを取り上げて、そして人間の問題・経験として話すということがとても重要になってくると

思います。

【ボーガー】それでは伺いたいと思いますが、多くの人たちがこの問題について関心を持っています。市民として自分は何をできるかを聞いたり、あるいは国際社会の一人として、あるいは国民として自分は何をできるのか、何をすればこれから軍縮を進めていく力になれるのかと質問があります。中満さんに伺いますけれども、どういったアドバイスをしていただけられますか。今この話を見ている人たち、何をしたらいいのでしょうか。

【中満】ご質問ありがとうございます。まず、最初にFihnさんが仰った通りで、軍縮の議論というのは、これまであまりにも専門的な話になっていました。専門家ばかりが集まって、核軍縮などの細かい話ばかりになっていました。その中で被爆者の方々体験談がなぜこれほど強力かという、その物語を通して個人個人の顔を思い浮かべることができるからです。核兵器の問題もあるけれども、これは個人の問題でもあるということが分かる。ここを気をつけなければなりません。ディスカッションというのは抽象的なものになってしまうのはならないのです。この数日、広島と、今長崎に来ておりますけれども、今回多くの若い方たちが、このことに取り組んでいるのを目にしました。本日の最初のセッションでは、彼らのお話を色々お伺いし大変勇気付けられました。ここで鍵になるのは、軍縮の問題に人の顔と物語をきちんと組み合わせることなのです。もちろんオンラインのプラットフォームを使うということもあるかもしれませんが、何が大切かという、人の苦しみだったのだということを中心に理解してもらうこと、そのためにはきちんと物語から人の顔が思い浮かぶようにするということが重要です。

音楽や映画、アニメなどいろいろな形で証言をする、物語を伝えていくということができると思いますし、クリエイティブな様々な方法を採用することができると思いますが、それらを通してきちんと人間の物語であるということ伝えていかなければなりません。市民としてできることは多くあると思います。まず話をする、議論に加わる。例えば学校で友達と話したり、バーチャルな手段を活用して社会見学をしてもいいんです。例えば広島、長崎の原爆資料館がありますけれども、バーチャルで行ってみることも可能です。国連軍縮部として今回新しく始めたプログラムがあります。#Youth4Disarmament、軍縮の若者というハッシュタグをつけることで、これを通して私たちは新しいプラットフォームを築き、世界中からの約六千名の応募者から10名の軍縮に関するユースチャンピオンを選びました。このプログラムには教育的な側面もありますし、ネットワークという側面も入っています。ぜひ、世界各地の若い方々に自分たちの物語を共有していただき、それぞれの地域において、軍縮で何が重要かということ語っていただきたい。そうすることによってどういう問題があ

るか、情報を共有して、つながって、ネットワークを構築していき、新しい知識、スキルを手に入れて、動き、運動を起こしていくということが大きな鍵になると思います。

それからもう一つ申し上げたいのが、若者らが起こす様々な活動、MeToo運動から始まり、Fridays For Future、そして今Black Lives Matterが起きていますけれども、その中で若者らは自分たちの声、見解、要求を声にだし、社会問題について直接働きかけるようになっていきます。今の若い人たちがこのような話をし、学び、ネットワークングを行い、願わくは核軍縮に新たなエネルギーをもたらすようにしなければなりません。それがいずれは核兵器の全廃につながっていくと思います。できるだけ多くのプラットフォームを私たち国連も作っていきたくて考えておりますし、今の若い人々と協力していきたいと思っています。

【ボーガー】ありがとうございます。それではGilles Carbonnierさんに伺います。もしかすると政治的な質問になってしまうかもしれませんが、ICRCとしてどういった教訓を、こういった草根の運動から得ておられますか。今中満さんから色々なお話がありましたけれども、グレタさんの環境問題、Black Lives Matterといった色々な動きが起きていて、かなりエネルギーが高まっているようです。これをどのように捉えて軍縮につなげるのでしょうか。

【カルボニエ】 Julianさん、これが一番重要なことです。泉さんの仰った通り、またBeatriceさんの言った通りだと思います。やはり人間的なところ、そういった人間に対する結果というのを全ての中心に持ってくるべきだと思います。若者たちがストーリーテラーとして話を語り継ぐというのは本当に喜ばしいことですが、もっと強化していかなければいけません。例えば今ベイルートで起きていることや、コロナに関してですけれども、医療制度が危機的な状況にあります。爆発やコロナによって、非常に高度な医療制度でもなかなか対応できないということがあります。1万4,000発の核兵器について言えば、非常に破壊的、75年前に使われたものよりも更に破壊力が強いものになっています。(この破壊力に対応できる)医療制度、人道組織のキャパシティ、また、国の対応能力というのは全くないわけです。どうすれば防げるのか、対応できるのか。とにかくまず予防しなくてはなりません。ICRCとして私たちがやってきたのは、例えばマウラー総裁は、核保有国や同盟国と交渉を重ねてきました。また、市民社会にも範囲を広げて、一般市民に対するビデオを作ったりしています。例えば、もし核兵器が使われた場合一体どんなことが起きるかを示した動画があり、何百万回も再生されています。こういった方法を使いまして、世界中の認識を高め、啓発できると思います。市民社会の力を動員して、プレッシャーをかけていくのです。また、赤十字・赤新月運動、各国赤十字社とも一緒になり、核兵器禁止条約に対する署名、

批准を呼びかけています。もちろんステークホルダーたちとも一緒に、多国籍の核軍縮に向けた行動をとっています。核兵器の使用からいかにして市民の活動を守っていくかということが重要であり、化学兵器、生物兵器が禁止されなければいけないということから、核兵器もやはり禁止されなくてはなりません。

【ボーガー】 それでは潘基文前事務総長に伺います。脅威に対する国際的な対応から何を学ぶのかについて、これはコロナウィルスの件ですけれども、世界的なコロナへの対応からどういった教訓を学ぶことができるのか、また、どういった失敗があったのか、国際的な協力体制を築くことができなかったということと、軍縮の協力体制ができなかったこと、どのようにつながりますでしょうか。

【潘】 参加者の皆さま方もこれまでいろいろとお話をなさったように、核軍縮の議論、これは国際的な場で行うものですが、抽象的なもの、技術的なものになってしまいがちです。中でも特に心配なのは、なかなか議論が行われないうことです。核兵器の問題の議論は現在行われていません。しかし、今もまだ1万3,400の核弾頭が存在します。これがこのP5と呼ばれる5カ国にあるのです。ほかの核保有国、インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエルという、プラスの4カ国もあり、この管理、対応が非常に重要です。先ほどCarbonnierさんからも仰いましたように、管理を少しでも間違えてしまうと、例えば今回の(ベイルートでの)硝酸アンモニウムのように大きな爆発を起こしてしまいます。まるで核爆弾が広島に、長崎に起きたような爆発であったと言っていた人もいました。きちんと気をつけて扱うことが重要、そして同時に交渉を進めることが重要です。今、明らかに欠けているのは政治的なリーダーシップ、指導力です。まず超大国、アメリカの指導力が必要です。これがJCPOAから撤退、脱退してしまった、これほど大変な交渉をして結んだ合意、欧州連合、P5、みんなが努力をして交渉をして作ったものが、たった一つの国の脱退の決定により失効してしまうという状況であると。ここからどういったメッセージを人々に伝えられるのでしょうか。若い人たちにもそうです。若い世代の人たち、これから先に世界の安全保障と平和を担っていく人たちに、このJCPOAの今の現状というのは、どういうメッセージを伝えることになってしまうということかというのが、非常に心配です。グテーレス事務総長、そして中満上級代表、そのほかのリーダーの方々に、もっと多くの対話をしていただきたいと思っています。

20年前、私自身はCTBTOの責任者を務めました。包括的核実験禁止条約、この条約を話し合う会の会長を6カ月勤めたわけですが、このCTBTの当初からアメリカは欠席していました。非常に重要な役割を果たさなければならないのに、このような国際的な組織がきちんと国際的な機関として認識されず、ガバナンスの問題がありました。NPTも機能しておらず、合意を得ることができません。アメリカはここで緊急に世界的なリーダーシップを示し、まずは新STARTの延長を進めな

ればならないと思いますし、また、核兵器禁止条約も批准すべきであります。国連の総会で採択されたものであり、世界の指導者に対してはグローバルなビジョン、あるいはグローバルな連帯と指導力を示していただきたい。そうすることによって初めて、我々は次の世代がもっと安全な世界に、核の脅威なしに暮らすことを確実にできるものであります。

【ボーガー】ありがとうございます。ご覧の方から興味深い質問が一つ入っています。この核兵器、核保有国の責任について色々な話が出ていますけれども、もう一つ、核兵器を保有しているヨーロッパの国、ベルギー、オランダ、イタリア、ドイツ、トルコについて。Beatriceさんに伺いたいと思いますけれども、核軍縮についてどのような責任をこれらの国々は持っているのでしょうか。核兵器、ヨーロッパの側ではどういった責任を持つのでしょうか。

【フィン】いい質問です。こうした国々はやはり問題の一部です。しばしば私たちは核保有国を見て、そこだけに(核軍縮)責任があると思いますけれども、でも例えば気候変動にしても、人種差別にしても、男女差別にしましても、やはり周りにそれを解決せずに現状を守るような輪があるわけです。こういった国々、例えば核開発、あるいは軍がそういった核兵器の使用に参加しているような国々、また核の傘の下にいる国々が核兵器を合法化するわけです。核保有国がそれを継続できるようにしているわけです。ですから、その問題をはっきりさせることが重要だと思います。そういった国々は結局核兵器に依存し、合法化し、保有国に対して核兵器の保持を望む形になっているということが問題です。核保有国にアプローチする前に、上記のような核兵器保持をサポートしている国へのアプローチする必要を感じています。たとえばドイツは人権や人道法ですとか、強い道義心がある国ですが、ドイツ軍は大量破壊兵器で人々を殺す能力を有しています。指導者たちはそういったことはなかなか話したくないので、これは構造的なものだと主張し自身で責任を持とうとしないのです。ですからこういった国々において、国民は政府に訴えかけてほしい、そういった責任があると思います。例えば人々はやはりドイツが正しい歴史の側にいることを期待しているわけです。私の国はもしかして問題側にいるかもしれないと国民が気づくことが非常に重要になってきます。これは(実は核兵器に依存している国々の)偽善を暴くための非常に重要なツールになってくると思います。

【ボーガー】ありがとうございました。様々なメッセージが届いており、まだまだ議論が尽きない中ではありますが、何よりも一番大切な、世界が直面している問題について話をしてみました。この議論が、世の中の議論の中心にあるべきものであると考えています。今日の話はどのようにして議論を行動に移すかということで、興味深い話ができたと考えております。参加者の皆さま方にお礼を申し上げます。本日、

このプラットフォームを皆さまと共有することができて大変に嬉しく思っております。Gilles Carbonnierさん、中満泉さん、Beatrice Fihnさん、潘基文さん、本日はご参加いただきありがとうございました。大変に興味深い議論を行うことができました。ありがとうございました。

日本語版付録

核兵器の時代の終わりの始まり

2020年10月24日に核兵器禁止条約を批准した国と地域が50に達し、翌年1月22日に条約が発効する見通しとなったことを受けて、赤十字国際委員会 (ICRC) ペーター・マウラー総裁が発表した声明

2020年10月25日

.....

ついに歴史的な瞬間がやってきました。人類が生み出した、最も恐ろしく非人道的な兵器の一つである核兵器の禁止を明記した新しい国際条約が、90日以内に発効することになりました。

この瞬間へと導いてくださった各国、市民団体、その他の関係者の皆さんに心からお祝い申し上げます。赤十字国際委員会 (ICRC) ならびに国際赤十字・赤新月運動が、ここまでの道のりにおいて貢献できたことを誇りに思います。人類は今日、勝利を勝ち取りました。

ICRCは10年前、核兵器を巡る新たな議論が必要である、と呼びかけました。

「核兵器が存在することで、難解な問題がいくつも提起されます。人類の利益は国家の権利より優先されなければならないのではないかと。人類は自ら生み出した技術をしつぱ能力を有しているのか。国際人道法はどこまでその力を発揮できるのか。そして、戦時下で私たちはどの程度の人的被害を想定し、また許容するのか」

私たちは長年、法的拘束力をもつ国際条約によって核兵器が禁止・廃絶されるよう、

すべての国に対して交渉を呼びかけてきました。その呼びかけを繰り返すことで、私たちはここまでたどり着いたのです。

2010年には、まだ絵空事に思えたかもしれません。しかし、核兵器禁止条約の発効を目前に控えた今、昨日まで非現実的だったことでも明日には現実になりうる、ということが示されました。先見性と明確な目的をもってともに行動することで、私たちが抱える最大かつ最も根深い問題さえも克服できることが示されたのです。

あまりにも長い間、私たちは核兵器をどう扱うべきかについて、過去を振り返ることで回答を模索してきました。核の抑止力という危険な論理によって繰り返し世界が想像を絶する破壊の危機に瀕し、人類の存続そのものを脅かしていることを目の当たりにしてきました。多くの人が核兵器を国際安全保障システムの一部であり、避けることのできないものとして受け入れるようになっていました。

核兵器禁止条約の発効により、私たちは未来に目を向けることができます。このような非人道的な武器から解放された世界を、もはや遠い夢としてではなく、実際に達成可能な目標として思い描けるようになるのです。

ということは、核兵器禁止への歩みは始まったばかりなのです。核兵器禁止条約の発効を祝う一方で、私たちの努力が終わったわけではないということを忘れてはなりません。

世界にはいまだ1万3千以上の核兵器があります。そのうちの数千発はすぐに発射できる高度警戒態勢にあります。これが私たちが直面している現実です。

核兵器禁止条約は、これまで核軍縮や不拡散を目指したすべての努力の帰結で、今後の指標となります。現代の私たち、そして未来の世代に暗い影を落としてきた核兵器から解放される日が来ることを約束してくれます。

とはいえ、その約束を形にできるかは私たち次第です。来る条約締約国との初会合では、条約の内容が忠実に履行されるよう念を押さなければなりません。

また、可能な限り幅広く支持を取り付けられるよう、私たちの努力に拍車をかける必要があります。集団的な安全保障の概念を声高に訴えなければなりません。長期にわたり実行が可能で、人道的な概念です。

そして何より、被ばく者の証言を語り継ぐことに力を尽くさなければなりません。人

道上壊滅的な被害をもたらす事実を、議論の中心に据えることも忘れてはなりません。どんな準備も意味をなさない事態を、私たちは未然に防ぐしかないので。

この条約が成立するきっかけとなったのは、保有国や彼らの動機に固執していた核兵器の議論を、兵器の性質とそれが人類に及ぼす深刻な影響に方向転換させたことです。その一点を見失わなければ、この条約が目指す地点 - 核兵器なき世界 - に到達することができるでしょう。

人類は今日、安全な未来への約束を手に入れました。条約の発効が現実味を帯びた今、この機を逃す手はありません。核兵器の時代に終止符を打ちましょう。

※オリジナル（英語）はICRC本部ウェブサイトを参照：

<https://www.icrc.org/en/document/>

[we-must-not-forget-prohibiting-nuclear-weapons-beginning-not-end-our-efforts-0](https://www.icrc.org/en/document/we-must-not-forget-prohibiting-nuclear-weapons-beginning-not-end-our-efforts-0)

